平成20年６月第２回人吉市議会定例会会議録（第１号）

平成20年６月２日　月曜日

１．議事日程第１号

平成20年６月２日　午前10時　開議

日程第１　会期の決定

日程第２　会議録署名議員の指名

日程第３　議第53号　専決処分の承認を求めることについて（平成19年度人吉市一般会計補正予算（第７号））

日程第４　議第54号　専決処分の承認を求めることについて（平成19年度人吉市老人保健医療特別会計補正予算（第３号））

日程第５　議第55号　専決処分の承認を求めることについて（人吉市税条例の一部を改正する条例）

日程第６　議第56号　専決処分の承認を求めることについて（人吉市都市計画税条例の一部を改正する条例）

日程第７　議第57号　専決処分の承認を求めることについて（人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

日程第８　議第58号　平成20年度人吉市一般会計補正予算（第１号）

日程第９　議第59号　平成20年度人吉市老人保健医療特別会計補正予算（第１号）

日程第10　議第60号　人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第11　議第61号　人吉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

日程第12　議第62号　人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第13　議第63号　人吉市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

日程第14　議第64号　人吉市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第15　議第65号　熊本県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について

日程第16　議第66号　委託に関する協定の締結について

日程第17　議第67号　損害の賠償について

日程第18　議第68号　損害の賠償について

日程第19　報第１号　平成19年度人吉市一般会計継続費繰越計算書の報告について

日程第20　報第２号　平成19年度人吉市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第21　報第３号　平成19年度人吉市水道事業特別会計予算繰越の報告について
日程第22　報第４号　平成19年度人吉市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第23　報第５号　くま川下り株式会社の経営状況について（第46期決算報告書及び第47期事業計画書）

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

２．本日の会議に付した事件

・議事日程のとおり

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

３．出席議員（20名）

１番	松　岡　隼　人　君
２番	井　上　光　浩　君
３番	豊　永　貞　夫　君
４番	川　野　精　一　君
５番	笹　山　欣　悟　君
６番	村　上　恵　一　君
７番	西　　信八郎　君
８番	松　田　　茂　君
９番	永　山　芳　宏　君
10番	福　屋　法　晴　君
11番	森　口　勝　之　君
12番	田　中　　哲　君
13番	本　村　令　斗　君
14番	立　山　勝　徳　君
15番	仲　村　勝　治　君
16番	三　倉　美千子　君
17番	山　下　幸　一　君
18番	下田代　　勝　君
19番	簑　毛　正　勝　君
20番	大　王　英　二　君

欠席議員　なし

―――――――――――――――――――――――――――――――――

４．説明のため出席した者の職氏名

市長	田中信孝君
副市長	林　健善君
収入役	大松克己君
監査委員	篠﨑國博君
教育長	鳥井正徳君
総務部長	深水雄二君
企画部長	荒巻　通君
福祉生活部長	尾方　篤君
経済部長	井上修二君
建設部長	山上　茂君
総務部次長	坂崎博憲君
企画部次長	小林　勇君
福祉生活部次長	中村明公君
福祉生活部次長	濱田芳彰君
経済部次長	蓑毛幸一君
経済部次長	椎葉文雄君
建設部次長	松田知良君
秘書課長	福山誠二君
総務課長	中村則明君
財政課長	井上祐太君
用地専門員	増津敏昭君
会計課長	大石宝城君
水道局長	多武芳美君
業務課長	尾方和敏君
教育部長	浦川康徳君
教育部次長	赤池和則君
社会教育課長	東　俊宏君
農業委員会事務局長	靏﨑晴美君
監査委員事務局長	松江隆介君

5．職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長	永田正二君
次長	加賀邦保君

庶　務　係　長　　村　並　成　二　君
書　　記　　和　泉　龍　二　君
＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

午前10時　開会

○議長（大王英二君）　おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより第２回人吉市議会定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

本日の議事は、議席に配付の議事日程によって進めます。

議事に入ります前に、お手元に配付してあります議長会の報告、その他の報告事項につきましては、口頭報告を省略し、書類報告にかえさせていただきます。

関係書類につきましては、それぞれ議会事務局に備えてありますので、御一覧いただきますようお願いいたします。

発言の申し出

○議長（大王英二君）　ここで３月議会において選任同意をされました林副市長と、４月１日付で異動がありました部課長からそれぞれあいさつの申し出があっておりますので、これを許可いたします。副市長。

○副市長（林　健善君）（登壇）　皆様、おはようございます。このたび４月１日付で副市長に就任いたしました林でございます。議員の皆様方におかれましては、去る３月議会におきまして副市長の選任議案に御同意をいただきまして、まことにありがとうございました。この場をおかりしまして厚く御礼申し上げます。

地域経済、依然として厳しい状況が続いております。しかしながら、そのような中であるからこそ、地域みずから誇りを持って積極的な取り組みをしていかなければならない、そのように思っております。このすばらしい歴史的資源や豊かな自然環境に恵まれたこの人吉の発展のために、これから全力をもって取り組んでまいる所存でございます。今後ともよろしくお願いいたします。

○議長（大王英二君）　深水総務部長。

○総務部長（深水雄二君）（登壇）　おはようございます。ただいま議長の方からお許しをいただきました。先般４月１日付で人事異動がありました課長級以上の職員のあいさつをさせていただきます。よろしくお願いします。

私、総務部長を命じられました深水雄二といいます。微力ではございますが、精いっぱい頑張っていきます。よろしく御指導のほどお願いいたします。

○人吉球磨広域行政組合事務局長（久本一富君）（登壇）　おはようございます。人吉球磨広域行政組合へ派遣を命じられまして、当組合の事務局長を拝命いたしました久本一富でございます。何分、微力ではございますが、その職責を全うできるよう一生懸命努めてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○企画部長（荒巻　通君）（登壇）　おはようございます。企画部長を拝命いたしました荒

巻通です。どうぞよろしくお願いいたします。

○経済部長（井上修二君）（登壇）　おはようございます。経済部長を命じられました井上でございます。よろしくお願いします。

○建設部長（山上　茂君）（登壇）　おはようございます。建設部長を拝命いたしました山上茂でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○水道局長（多武芳美君）（登壇）　おはようございます。４月１日に水道局長を拝命いたしました多武でございます。水道事業、下水道事業ともに健全経営に努めたいと存じております。御指導、御協力よろしくお願いいたします。

○総務部次長（坂崎博憲君）（登壇）　おはようございます。４月１日付で総務部次長兼地域生活課長を拝命いたしました坂崎博憲でございます。御指導、御鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○企画部次長（小林　勇君）（登壇）　おはようございます。企画部次長兼情報課長を命ぜられました小林勇でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○福祉生活部次長（中村明公君）（登壇）　おはようございます。福祉生活部次長、福祉事務所長並びに福祉課長を命ぜられました中村でございます。よろしくお願い申し上げます。

○福祉生活部次長（濱田芳彰君）（登壇）　おはようございます。福祉生活部次長兼市民環境課長を命ぜられました濱田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○経済部次長（蓑毛幸一君）（登壇）　おはようございます。経済部次長、農林水産担当を命ぜられました蓑毛です。よろしくお願いします。

○経済部次長（椎葉文雄君）（登壇）　おはようございます。経済部次長の椎葉でございます。商工観光を担当いたしますので、よろしくお願いします。

○建設部次長（松田知良君）（登壇）　おはようございます。建設部次長兼管理課長を命ぜられました松田知良でございます。よろしくお願いいたします。

○教育部次長（赤池和則君）（登壇）　おはようございます。教育部次長兼教育総務課長を拝命いたしました赤池和則でございます。よろしくお願いします。

○用地専門員（増津敏昭君）（登壇）　おはようございます。４月１日付、建設部参事、用地専門員を命ぜられました増津敏昭です。どうぞよろしくお願いいたします。

○社会教育課長（東　俊宏君）（登壇）　おはようございます。社会教育課長を命ぜられました東でございます。どうかこれからもよろしくお願いいたします。

○会計課長（大石宝城君）（登壇）　おはようございます。会計課参事兼会計課長を命ぜられました大石宝城です。どうぞよろしくお願いいたします。

○総務課長（中村則明君）（登壇）　おはようございます。総務部総務課長兼選挙管理委員会事務局長を命ぜられました中村です。よろしくお願いいたします。

○税務課長（赤池謙介君）（登壇）　おはようございます。４月１日付をもちまして税務課

長に命ぜられました赤池謙介でございます。どうぞよろしくお願いします。

○納税課長（椎葉幹夫君）（登壇）　おはようございます。総務部納税課長を命ぜられました椎葉幹夫でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○総務部付（鶴嶋俊彦君）（登壇）　おはようございます。総務部付多良木町出向を命ぜられました鶴嶋でございます。多良木町では、教育委員会の社会教育専門員を拝命しております。上球磨の方の歴史遺産の掘り起こしに尽力したいと思います。どうぞよろしくお願いします。

○企画課長（上村順一君）（登壇）　おはようございます。企画部企画課長を命ぜられました上村順一でございます。今後ともよろしく御指導のほどお願いいたします。

○社会福祉協議会事務局長（今村朱美君）（登壇）　おはようございます。社会福祉協議会事務局長を拝命いたしました今村朱美です。どうぞよろしくお願いいたします。

○農業振興課長（山本政義君）（登壇）　おはようございます。農業振興課長を命ぜられました山本政義でございます。よろしくお願いします。

○商工振興課長（田中幸輔君）（登壇）　おはようございます。経済部商工振興課長を命ぜられました田中幸輔でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○農林整備課長（嶋田勝弘君）（登壇）　農林整備課長を命じられました嶋田勝弘です。よろしくお願いします。

○都市計画課長（木村秀敏君）（登壇）　おはようございます。建設部都市計画課長を命じられました木村秀敏でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○道路河川課長（有田健一君）（登壇）　おはようございます。道路河川課長を拝命いたしました有田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○建築住宅課長（東　和人君）（登壇）　おはようございます。建築住宅課長兼建築係長を命じられました東和人でございます。よろしくお願いいたします。

○技術専門員（西　克博君）（登壇）　おはようございます。建設部技術専門員を命じられました西克博です。どうぞよろしくお願いします。

○カルチャーパレス館長（吉川泰人君）（登壇）　おはようございます。教育部カルチャーパレス館長を命ぜられました吉川泰人でございます。どうぞよろしくお願いします。

○学校教育課長（大渕　修君）（登壇）　おはようございます。教育部学校教育課長を命ぜられました大渕修です。よろしくお願いします。

○図書館長（朝熊輝美君）（登壇）　皆様、おはようございます。人吉教育委員会社会教育課図書館係館長を命じられました朝熊といいます。よろしくお願いいたします。

○農業委員会事務局長（靏﨑晴美君）（登壇）　おはようございます。農業委員会事務局長を命じられました靏﨑晴美です。どうぞよろしくお願いします。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

日程第１　会期の決定

○議長（大王英二君）　それでは、これより議事に入ります。

日程第１、会期の決定については、去る５月26日、議会運営委員会が開催され、会期日程等について協議がなされておりますので、これについて議会運営委員長の報告を求めます。

（「議長、９番」と呼ぶ者あり）

９番。

○９番（永山芳宏君）（登壇）　おはようございます。平成20年６月第２回人吉市議会定例会に当たりまして、去る５月26日に議会運営委員会を開きまして、会期日程等について協議をいたしておりますので、御報告を申し上げます。

まず、会期につきましては、本日６月２日開会、３日から９日まで休会、10日、11日一般質問、12日一般質問及び委員会付託、13日予算委員会、14日、15日休会、16日、17日総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会、18日の午前総務文教委員会、厚生委員会、経済委員会、午後予算委員会、19日休会、20日委員長報告、採決、閉会ということにしております。

一般質問につきましては、質疑を含めた一般質問とし、一般質問の通告は６月６日金曜日午後３時に締め切りまして、登壇順番は抽せんにて決定することにいたしております。一般質問は、一問一答制による一般質問で、質問回数につきましては制限なしとし、登壇１回、２回目から質問席にて行い、質問時間は従来どおり50分以内としております。

以上、報告を終わります。

○議長（大王英二君）　会期の決定については、ただいまの委員長報告どおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（大王英二君）　御異議なしと認めます。よって、日程第１、会期の決定は委員長報告どおりに決定いたしました。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

日程第２　会議録署名議員の指名

○議長（大王英二君）　次に、日程第２、会議録署名議員を指名いたします。

署名議員に、13番、本村令斗議員、14番、立山勝徳議員を指名いたします。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

日程第３　議第53号から日程第23　報第５号まで

○議長（大王英二君）　次に、日程第３、議第53号から日程第23、報第５号までの21件を一括して議題とし、直ちに執行部の説明を求めます。

○市長（田中信孝君）（登壇）　おはようございます。平成20年第２回人吉市議会定例会のはじめに当たりまして、発言の機会を与えていただきまことにありがとうございます。

早速でございますが、平成20年２月13日に懲戒免職処分とした元職員につきまして、在職

中の新たな不祥事の事実が発覚いたしましたので、御報告並びにおわびを申し上げます。

新たな不祥事の内容ですが、元職員は担当していた被生活保護者Ａ氏が交通事故に遭われたのに対し、保険会社から平成19年８月14日に支払われた事故の保険金である慰謝料分71万4,000円をＡ氏には本市会計に返還するという理由で、平成19年８月21日に預かりながら、懲戒免職の時点で本市会計に戻入処理をしていなかったものでございます。平成20年３月31日にＡ氏の友人Ｂ氏から電話による元職員の連絡先のお尋ねなどが市役所にあり、本市が不祥事と思われる情報の一部を把握したため、Ａ氏に状況を伺い、関係機関に照会するとともに、元職員に確認をいたしたところ、本人もこの事実を認めました。なお、保険金71万4,000円につきましては、平成20年４月30日に元職員からＡ氏を経由し、本市会計に戻入されているところでございます。

元職員の行った行為は、公金の横領と思われる行為であり、許しがたいものですが、既に平成20年２月13日に本人を懲戒免職処分としており、報道なども含めて社会的制裁を受けているところでありまして、お金も返還され、Ａ氏もこれ以上の制裁を望まれておられませんので、今回の件に関しましては刑事告発はしないつもりでございます。また、元管理監督者につきましては、元職員を懲戒免職処分としたときに一定の処分を行っておりますが、今回発覚した事実につきましても、立場上の責任は問わざるを得ないものと判断し、前回の処分も考慮して、去る５月８日に当時の当該部の部長、次長及び係長を文書訓告、課長を戒告という処分を行っております。前回の不祥事と根本的には同一のものではありますが、市民の皆様の本市に対する信頼を繰り返し損なう結果となりましたことを心からおわびし、引き続き職員全力を挙げて再発防止、信頼回復に取り組んでまいる所存でございます。まことに申しわけございませんでした。

なお、私自身の責任につきましては、市長給与の減給を今議会に提案させていただきたいと存じます。また、副市長と収入役からも同様の趣旨で減給の提案をさせていただきたいと存じますので、よろしくお願いを申し上げます。

引き続き、発言をお許しいただき、若干時間を頂戴いたしたいと存じます。なにとぞよろしくお願いいたします。

戦後最長の景気拡大を続けてきた日本経済は変調の兆しが現れ、景気が足踏み状態にある現状を「踊り場」という言葉で表現されておるところですが、このような中、本市では去る４月20日に、多くの市民の皆さんが待ち望んでおられた大橋の完成を祝いました。紺屋町南町線外１線事業として、平成16年度から工事を進めてまいりました大橋架け替え工事は、途中大雨などにより当初予定より約１年完成が遅れましたが、事業費約30億円、３年８カ月を要して完成となったものでございます。工事などに際し、御協力やお力添えをいただきました国、県、市議会議員各位並びに関係者の皆様方や、多くの市民の方々に深く感謝を申し上げる次第でございます。

当日は、式典及び神事の後、紋付羽織袴姿などの親子三代夫婦８組48人の皆様に続き、人吉市立第一中学校吹奏楽部の皆さんの演奏による渡り初めを行い、完成に花を添えていただきました。また同日、ひとよしよかばい会並びに人吉大綱引き大会実行委員会主催による大綱引き大会が開催され、早朝から練り上げた大綱による綱引き大会や子供綱引き、合間にはダンスチームによる競演など、多くのお祝いの気持ちが込められた市民の皆様手づくりのイベントとなり、本市の新たなまちづくりへの契機となったものと存じます。多くの皆様に盛り上げていただきましたことに厚くお礼を申し上げます。

この橋は、本市の中心市街地にあって都市圏の道路網を形成する重要な道路であると同時に、「人と人」「地域と地域」を結ぶ「文化」の架け橋になるものでございます。

また、今年から新たなおまつりといたしまして、ゴールデンウィーク期間中である５月３日・４日の両日、人吉城跡をメーン会場として「人吉お城まつり」を開催いたしましたが、好天にも恵まれ、市内外から多くの皆様に御来場いただきました。今年は相良氏入城810年に当たり、今回、まちづくり親善大使をお引き受けいただきました相良家第39代の相良知重様にも、この度完成した堀合門のオープニング式典、武者行列をはじめとした多くの行事において大役を果たしていただきましたことに厚く感謝申し上げる次第でございます。

今回は、流鏑舟や流鏑馬の披露、古武道の演武、金春流の「薪能」の上演など、実に「人吉お城まつり」に相応しい内容であったと存じます。このほか、姉妹都市でございます指宿市との太鼓の競演や郷土芸能、牛深ハイヤ踊りの方々にも御出演いただき、御来場の皆様も十分堪能されたものと存じます。また会場の一角では球磨焼酎大試飲会や、来年の熊本・人吉間ＳＬ運行アピールのためミニＳＬを走らせるなど、幼児からお年寄りまで楽しめるバラエティに富んだイベントが繰り広げられておりました。

その中でも特に、全国でも初めての試みとして球磨川木山の渕で開催しました流鏑舟は、話題性も高く、舟上から弓を引く姿は勇壮で、見る人に感動を与えておりました。また、人吉城跡三の丸において開催しました「第１回おどんな日本一全国少年剣道大会」には、九州各県から97チーム、約600人の小・中学生の皆さんが参加され、夏を思わせる青空の下、連日元気に熱戦を繰り広げていただきました。芝の上での野試合形式でございましたので、参加された選手の皆様方には貴重な、そして思い出に残る体験になったものと存じます。次回大会はさらに種目を増やすなど、充実した内容の大会にしてまいりたいと存じます。大会開催にあたり御尽力いただきました関係各位に、厚くお礼申し上げます。

４日の夜は城下町のまつりと題しまして、九日町通りに３箇所のブースを設け「みこしフェスティバル」と「六調子フェスティバル」を開催いたしました。初めての試みでございましたが、各ブースとも、熱気に満ち、多くの参加者と観客であふれ、まつりのテーマである「市民総参加のまつり」となったものと存じます。

このフェスティバルに先立ちまして開催いたしました、恒例となっております消防団部対

抗福俵かつぎリレーにおきましては、今回初めて女性消防隊の参加もございまして、本市におきます今後の防災対策にも大いに活躍してくれるものと存じます。

このまつりに御協賛・御協力いただきました市民の皆様や企業・団体各位のほか、まつりに花を添えていただきました姉妹都市指宿市の皆様方に深く感謝申し上げますとともに、企画運営をしていただきました人吉お城まつり実行委員会の方々をはじめ関係各位に対しまして心からお礼申し上げます。

今後、日本百名城「人吉お城まつり」を九州有数のまつりとなりますよう発展させてまいる所存でございますので、実行委員会の皆様をはじめ市民の皆様にも、より一層の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

まちづくり関係でございますが、現在、市民と行政が一体となって、まちづくりを推進できるように、様々な手法により市民の皆さんが参画できる仕組みづくりを進めておるところでございます。

その手法の一つといたしまして、今年度もタウンミーティングを開催いたします。私が掲げましたマニフェストについて、１年目の検証を行うとともに、今後の進め方について直接市民の皆さんと語り合うことで、さらに御理解と御協力をいただき、市民との協働を築いていきながら、まちづくりを進めていくことができるものと存じます。開催にあたりましては、昨年度の反省点も生かしながら、より多くの市民の方々に参加していただけますよう努力してまいりますので、議員各位をはじめ関係者の皆様方の御協力並びに御参加のほどよろしくお願いいたします。

消防・防災関係でございますが、これから迎える風水害シーズンに向け、昨日、６月１日に人吉スポーツパレス周辺をメーン会場に「人吉市防災実動訓練」を実施いたしました。今回は水害を想定し、実践に即した避難訓練を中心に情報伝達訓練や孤立集落救助訓練などを実施いたしましたが、避難訓練のモデル地区としてお願いいたしました下薩摩瀬町、下林町二区、温泉町、東大塚町、西大塚町町内会におかれましては、多くの住民の皆様の積極的な御参加を賜り厚く感謝申し上げます。また消防団をはじめ防災関係機関の皆様方の御協力により事故も無く、本番さながらの訓練ができましたことを重ねてお礼申し上げます。今回の防災訓練を通じ、地域の防災に対する関心の高さと行政の責務の大きさを再認識したところでございます。今後とも行政と市民の皆様が一体となった防災対策の推進を図り、安全安心なまちづくりに取り組んでまいりたいと存じます。

人権教育啓発関係でございますが、郡市10市町村で組織する人吉球磨人権教育啓発基本計画策定会議が４月30日に発足いたしました。これは「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、郡市で広域的に基本計画を策定し、人権教育や啓発に関する施策について、総合的かつ効果的な推進を図ることを目的とするものでございます。基本計画の策定に当たりましては、学識経験者や各関係機関の代表により構成する懇話会を設置し、広く御意見を

お伺いしながら検討を重ね、年度内の計画策定を目指して取り組んでまいりたいと存じます。

行政改革関係でございますが、「第３次人吉市行政改革大綱・人吉市行政経営計画書」の実施計画につきましては、平成19年度を最終年度として５年間の改革に取り組み、このほど「「100項目の取組事業」検証報告書」にまとめ公表いたしました。その実績と成果を踏まえ、第４次行政改革大綱の本年度内策定に向け、現在、庁内に設置しました策定検討部会で作業を進めているところでございまして、第４次では基本的な考え方を、「市民のために、市民とともに、職員一人ひとりが果敢に挑戦しスピードある改革を進め、信頼される市役所を目指す」といたしております。

次に、川辺川ダム関連でございますが、私はダムに関してはこれまで中立という立場で、様々な場で多くの市民の皆様のお考えや御意見をお聞きしてまいりました。しかしながら住民の生命と財産に直結する球磨川の治水について、一定の方針を示すことは行政を預かる者として最大の責務であり、今般、５月22・23日の両日、市民の皆様方のダムへの賛成及び反対の意見を聞く公聴会を開催し、再度伺わせていただいたところでございます。蒲島知事におかれましてもダムの是非を検討する有識者会議を先月設置され、２回の会議を開催されております。今後、月１・２回のペースで会議を開催され、現地視察も折り込まれる予定で、９月の県議会でダムの是非を表明されることになっておりますが、我々地元住民の意向も大きな判断材料の一つにすることを言及されております。今後は、これまでにいただいた市民の皆様の貴重な御意見、故郷への様々な思いを心に刻みながら、そして、同じ流域地域である五木、相良両村の将来展望へ心を配りながら、流域の中心都市の市長としての考え方をまとめ、市民の皆様をはじめ流域の方々、さらには県に対してもダムに関する見解をお示してまいりたいと存じます。

４月１日から施行されました長寿医療（後期高齢者医療）制度でございますが、本市におきましては、新聞などで報道されているような大きな混乱もなく、推移いたしおります。なお、保険料を年金から徴収される方々のうち、被用者保険の被扶養者の一部の方に、４月分の徴収停止が間に合わなかった事態が発生しておりますが、早急に還付するよう手続をしているところでございます。今後も、運営主体の「熊本県後期高齢者医療広域連合」と連携を密にしながら、制度の円滑な運営に努めてまいりたいと存じます。

私は「市民のみんなが健康で笑顔で暮らせるまちを目指して」を最も重要な施策の一つとして掲げておりますが、生活習慣病対策をはじめ、病気の予防面に着目した取り組みを、引き続き積極的に進めてまいりたいと存じます。まちづくりの担い手である市民の皆様が、いきいきと暮らし、活動するための大きな土台となるのが言うまでもなく健康でございます。そのためには、市民一人ひとりの健康増進を図る体制づくりがますます重要になってまいります。

この実現に向けまして、医療制度改革に伴い本年度から実施いたしております、特定健

診・特定保健指導による生活習慣病予防対策の充実に向けての健診や、その個々の健診結果に応じて、メタボリックシンドロームを解消するためのよりきめ細やかな保健指導を通じて、予防対策をさらに進めてまいりたいと存じます。

また、これらと並行いたしまして、より多くの市民の皆様が生活習慣病予防に取り組めるよう、保健補導員会をはじめ、食生活改善推進員会や地域住民の方々と市職員で構成しております「ひとよしヘルスプラン21推進会議」におきまして、健康づくりに向けて頑張る市民の皆様をなお一層、応援する環境づくりを推進してまいりたいと存じます。

農産物ブランド化への取り組みでございますが、庁内プロジェクトチームにおきまして本年３月に策定しました農産物ブランド化基本構想に基づき、有機農産物の生産振興を図るため、人吉市地産地消推進協議会を中心に有機農業生産者組織を構成メンバーとする、有機農業推進協議会が４月末に設立されたところでございます。

また、当協議会が事業主体となりまして、平成20年度から実施する有機農業総合支援対策は、有機農業への参入促進・消費者の普及啓発を行い、全国における有機農業振興のモデルタウンを育成する国の直接採択事業であり、本事業を実施することにより、健康に留意して生産される医食同源ひとよし米の作付けをはじめ、今後、健康農産物の生産振興、販売促進を図るものでございます。

平成20年度自給飼料増産総合対策推進事業でございますが、肉用牛放牧の推進により、自給飼料の増産を目指すものであり、熊本県単独の補助事業でございます。本事業を申請されている「人吉市放牧の会」は、本市で放牧に取り組んでおられる畜産農家組織でございまして、今回、放牧地の草地化をはじめ、放牧牛の衛生対策や放牧技術向上のための研修会などを、本事業により組織的に取り組まれるものでございます。本市といたしましても、この事業により、耕作放棄地対策、畜産経営の省力化、コスト低下につながる肉用牛放牧の普及拡大が期待され、今後の畜産振興に大きく寄与するものと期待しているところでございます。

国営川辺川総合土地改良事業でございますが、去る３月23日の相良村長選挙で国営利水事業推進を掲げて村民の付託を得た、徳田正臣氏が新村長として就任されましたことは皆様も御承知のことと存じます。相良村の離脱表明以来、これまで利水関係６市町村長会議及び、川辺川総合土地改良事業組合正副組合長会議などにおいて、全員が同じテーブルについて協議を行うことができませんでしたが、構成市町村が揃って協議を行えるようになったことは、利水事業の諸課題について前向きな検討が行えるようになったものと存じます。

平成20年度から国営事業は休止となっておりますが、近年の世界的な異常気象などから、これまでどおりの食料輸入が持続的に可能なのかどうかを考慮いたしますと、自給体制を整える意味からも、水量が安定している川辺川から各市町村まで、国営事業による導水路整備は、重要と言わざるを得ません。そのために事業復活の道が残されておりますので、構成６市町村におきましては、今後も課題解決に向けて最善の努力を傾注してまいりたいと存じ

ます。

中心市街地活性化基本計画の策定についてでございますが、まちづくり三法の改正に伴う国への認定申請に向け準備を進めているところでございます。今年の３月末に、商工会議所等から「中心市街地活性化のための提案」が提出されましたので、今後、コンパクトで賑わいのあるまちづくりを目指して、関係団体や市民の方などで構成する「活性化協議会準備会」を設置し、基本的な計画方針の検討を進めてまいります。なお、本年度は、経済産業省の「中心市街地活性化の取組に対する診断・助言事業」対象自治体にも選定していただきましたので、この事業も有効的に活用してまいりたいと存じます。

また、その後の具体的な計画策定にあたりましては、「まちづくり会社」の設立とともに、本市や商工会議所及び関係者が中心となって組織する、法定協議会である「中心市街地活性化協議会」を設置し、本市の実情に合った内容の検討を進め、市民の皆様方の声をお伺いしながら基本計画の作成を進めていく所存でございます。

去る４月24日に、人吉市・錦町・あさぎり町・多良木町の４市町による「球磨川流域企業誘致連絡協議会」の設立総会を行いました。この会の目的は、人吉球磨地区の各市町が、企業誘致に関する情報及び意見などを交換し、自治体の枠を超えた、広域的な連携による企業誘致を推進するというものでございます。また、郡市10市町村において拡大実施していくことも決定され、今後は人吉・球磨一体となった取り組みとしてのモデル事業にもなると確信しております。

また、現在は自動車関連企業などを中心とした企業誘致を行っておりますが、これからの誘致は、従来行ってまいりました「呼びかけ型」から一歩進化した「企画・提案型」でないと、企業の理解も得がたく、進出もしてまいりませんので、本市の地域性にあった企業誘致ということで、１次産業と連携を図るなど、多角的な見地から企画し誘致活動に取り組んでいるところでございます。

児童生徒の安全対策関係でございますが、去る４月18日、カルチャーパレス小ホールにおきまして、登下校時の児童生徒を見守る「こども王国保安官」の、発足後初めての大会を開催いたしました。当日は300人を超える保安官の皆様がおそろいの黄色いジャンパー姿で参加される中、各校区の活動状況紹介、子ども育成会との交流事業の発表、小学生及び小中学校長代表の謝辞など、盛会のうちに終了いたしました。今後とも、こども王国保安官の活動を中心に、地域ぐるみで児童生徒の安全確保を推進してまいりたいと存じます。

私が掲げるマニフェストの一つでございます学校と地域連携大作戦のうち学習支援事業でございますが、児童生徒を対象に、夏休み期間中の学校において、退職された先生方などに御協力いただき、読み書き計算などの基礎学力について学習指導を行い、学力向上を目指すものでございます。本年度は、来年度からの事業実施に向けまして、問題点などを把握するためモデル校を２校程度設け試行したいと存じます。

「学校評価の充実・改善のための実践研究」事業についてでございますが、平成19年６月に学校教育法が改正され、法改正を受け平成19年10月には学校教育法施行規則が改正されました。新たな規定として、「自己評価の実施と公表」「学校関係者評価の実施と公表」「自己評価結果及び学校関係者評価の設置者への報告」が設けられ、その「学校関係者評価」の定着や充実を図るなど、学校評価ガイドラインに基づく自己評価や学校関係者に係る実践研究を文部科学省の研究委託を受け、市内全部の小中学校で共同実施するものでございます。

青井神社の国宝指定についてでございますが、去る４月18日に文化審議会から文部科学大臣に国宝指定の答申がなされました。これを受け、文部科学大臣の官報告示により、近く公式決定されることになります。熊本県内では初の国宝指定であり、郡市民はもとより県民にとりましても、大きな喜びであるとともに誇りであり、今回の指定に至るまで、各方面において多大な御尽力をいただきました全ての皆様方に厚くお礼を申し上げます。今後は、国、地方の宝として様々に活用してまいりたいと存じますので、議員をはじめ関係各位の御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

去る４月29日から６月22日まで、人吉城歴史館におきまして春季特別展「おどんな日本一「日本の二大剣豪　丸目蔵人佐と宮本武蔵」」展を開催いたしております。今回は第１回「おどんな日本一」全国少年剣道大会に併せまして、丸目蔵人佐と宮本武蔵の関係資料を展示解説し、肥後の武士道の一端に迫るとともに、特に、丸目蔵人佐につきましては、郷土が生んだ剣豪として理解していただくことを目的といたしております。このため、去る５月11日には、丸目蔵人佐の研究において第一人者であります、渋谷敦先生により「剣豪　丸目蔵人佐の生涯」と題しまして、講演会を開催したところでございます。特別展に際し、貴重な展示資料を御提供いただきました関係者の方々に厚くお礼を申し上げます。

人吉城歴史館につきましては、観光客をはじめより多くの市内外の方々に、本地域の文化に触れていただきたいと考えておりまして、年２回の特別展のほか年間を通してテーマ展を開催するなど企画内容の検討を行っているところでございます。さらに、近年の社会ニーズの多様化に対応し、利用者の利便性を図るため、年末年始の一部を除く年中無休での開館を検討しているところでございます。このため、６月から７月までの２カ月間を試行期間とし無休による開館を実施しております。今後、この２カ月間の問題点などを整理しながら、完全実施に向け取り組んでまいりたいと存じます。

また、名称につきましても、ガイダンス施設としての「人吉城歴史館」の名称は残しながら、歴史館の場所が相良清兵衛屋敷跡であることや、ほかに類例のない「地下室遺構」の神秘性といった特色を全面に打ち出してまいりたいと考えておりまして、今後、歴史館の愛称を「相良清兵衛屋敷」とさせていただき、パンフレットなどで紹介するとともに、相良清兵衛を取り上げた展示も検討してまいりたいと存じます。

社会教育関係でございますが、近年、青少年をめぐる様々な問題が発生しており、地域に

おける地縁的なつながりの希薄化や個人主義の浸透などによる、いわゆる「地域の教育力の低下」が指摘されております。また、学校においては、教員が子供一人ひとりに対するきめ細やかな指導をする時間の確保を図ることが重要な課題となっております。このため文部科学省は、地域全体で学校教育を支援するため、全国の中学校区単位に、学校と地域との連携体制の構築を図る「学校支援地域本部事業」を実施すると決定したところでございます。このような状況を踏まえ、本市におきましても、県からの委託を受け二中校区を指定し、本事業に取り組んでまいりたいと存じます。校区の皆様をはじめ関係各位の御理解と御協力をお願いいたします。

道路特定財源でございますが、先日、国会において租税特別措置法、及び道路整備財源特例法の改正案が可決成立したことで、地方自治体への影響は最小限にとどめられたところでございます。本市における暫定税率執行の減収影響額は、900万円程度と試算をいたしておりますが、この減収分については、国が責任を持って適切な財源措置を行うとの報道もなされているところでございます。しかしながら、具体的な補てん方法などの決定には、まだ時間がかかると見込まれておりますので、今後、国の動きを見守ってまいりたいと存じます。

引き続きまして、御提案申し上げております予算案、条例案、案件議案につきまして概要を御説明申し上げます。

議第53号及び議第54号は、３月28日に専決処分をいたしました補正予算の承認を求めるものでございます。

議第53号平成19年度人吉市一般会計補正予算（第７号）は、地方譲与税及び特別交付税などの決定によるもののほか、地方債の確定に伴う変更などを専決いたしたものでございます。

歳入歳出にそれぞれ1,959万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を147億6,082万9,000円とするものでございます。

繰越明許費の補正は、西間地内第３号線用地取得費など２件の繰越額の確定による変更を行っております。

地方債の補正は、事業費の確定などに伴い３件の変更を行っております。

歳入の主なものは、地方交付税、地方譲与税ほか３月交付分の決定などによる補正でございます。

次に、歳出の主なものは、衛生費が老人保健医療特別会計繰出金の増でございます。

なお、予備費を3,609万4,000円減額いたしております。

議第54号平成19年度人吉市老人保健医療特別会計補正予算（第３号）は、医療費の決算見込みによる歳入歳出の補正を専決いたしたものでございまして、歳入歳出それぞれ1,162万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ43億3,069万3,000円とするものでございます。

歳入につきましては、支払基金交付金2,585万4,000円、国庫支出金3,576万1,000円、県支

出金627万5,000円をそれぞれ減額し、一般会計繰入金5,603万8,000円、雑入22万7,000円をそれぞれ追加いたしております。

歳出につきましては、医療諸費を1,162万5,000円減額するものでございます。

議第55号から議第57号までの３件につきましては、４月30日に専決処分をいたしました人吉市税条例の一部を改正する条例、人吉市都市計画税条例の一部を改正する条例及び人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、議会の承認を求めるものでございます。

これは、地方税法等の一部を改正する法律が平成20年４月30日に公布され、原則として同日施行されたことに伴いまして、当該関係条例の一部改正を行ったものでございます。人吉市税条例改正の主な内容としましては、個人住民税に係る寄附金控除などの見直しや公的年金からの特別徴収制度の創設などでございます。また、固定資産税につきましては、公益法人制度改革に伴う非課税措置や省エネ改修工事の実施に伴う減額措置など制度の見直しによる改正を行ったものでございます。なお、都市計画税に関しましては、固定資産税に追随する改正でございます。また、人吉市国民健康保険税条例の一部改正については、医療給付費分と後期高齢者支援金分の課税限度額をそれぞれ47万円、12万円とするものでございます。

議第58号平成20年度人吉市一般会計補正予算案（第１号）は、歳入では、平成19年度老人保健医療特別会計繰入金の精算に伴う追加などを、歳出では緊急性を勘案し、補助事業及び単独事業などの追加補正を行うものでございます。

歳入歳出それぞれ6,835万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を135億5,581万7,000円とするものでございます。

議第59号平成20年度人吉市老人保健医療特別会計補正予算案（第１号）は、平成19年度支払基金交付金、国庫負担金及び県負担金の精算に伴う補正でございます。

歳入歳出にそれぞれ5,756万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ４億8,613万6,000円とするものでございます。

議第60号人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正案は、平成20年２月13日付けで懲戒免職処分とした職員につきまして、在職中の新たな非違行為が発覚したという不祥事に関しまして、市政及び公務員の信用失墜と市民の皆様に多大な御迷惑をおかけしましたことにつきまして、市三役の監督責任を明らかにするため、平成20年７月分の給料を市長にあっては10分の１、副市長及び収入役にあっては20分の１を減額するものでございます。

議第61号人吉市消防団員等公務災害補償条例の一部改正案は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が公布、施行され、非常勤消防団員などに対する損害賠償に係る補償基礎額の加算額について、配偶者以外の扶養親族に係る加算額が引き上げられたことに伴うものでございます。

議第62号人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正案は、人吉市ごみ

減量隊の名称が人吉市地球の環をまもり隊に変更されたことに伴う改正でございます。

議第63号人吉市手数料条例の一部改正案は、戸籍法の一部改正により、地方公共団体の手数料の標準に関する政令が一部改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

議第64号人吉市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正案は、熊本県において、柔道整復師などの施術に係る療養費が新しく助成対象に加えられたことに伴う改正でございます。

議第65号熊本県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更についての案件は、平成20年10月６日から下益城郡富合町を廃し、熊本市に編入することに伴い、平成20年10月５日限りで熊本県後期高齢者医療広域連合から下益城郡富合町を脱退させるために変更を行うものでございます。

議第66号委託に関する協定の締結についての案件は、供用開始以来26年が経過いたしました終末処理場「人吉浄水苑」の機械電気設備取替工事につきまして、日本下水道事業団と３億9,240万円で委託協定を締結するものでございます。

議第67号及び議第68号の損害の賠償についての案件は、公用車の事故に関するものでございます。

１件目は、平成20年３月13日午前10時10分頃、本市公用車が、段塔方面から市役所へ走行中、上田代町のシルバー人材センター作業所付近の林道で、走行してきた対向車が停車したため、交わそうと離合する際に相手方の車両に接触し、相手方車両右後方部に損傷を与えた事故に関し、相手方と人吉市との間で損害賠償の額を決定し、和解するものでございます。

２件目は、平成20年３月14日午前10時45分頃、本市公用車が、市道城本西駅線から国道へ直進中、前方に歩行者を確認したため、左折しようとしたところ右前輪が脱輪したため、後進により道路への復帰を試みたところ車両後部から相手方門扉に衝突し、損傷を与えた事故に関し、相手方と人吉市との間で損害賠償の額を決定し、和解するものでございます。

以上御提案申し上げております予算案、条例案、案件議案につきまして、概要を御説明申し上げましたが、詳細につきましては、所管の責任者から御説明させていただきたいと存じます。

議員各位におかれましては、慎重御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。ありがとうございました。

○企画部長（荒巻　通君）（登壇）　議第58号平成20年度人吉市一般会計補正予算案（第１号）について、補足説明をさせていただきます。

予算書の１ページでございますが、第１条の歳入歳出予算の補正につきましては、主なものを事項別明細書により御説明いたします。

第２条、債務負担行為につきましては、第２表の債務負担行為により御説明いたします。

５ページをお願いいたします。第２表の債務負担行為でございますが、課税支援システム

リース料は、平成18年９月のリース満了後も経費節減のためリプレースを行わず、再リースで対応してきたところでございますが、年数の経過により保守部品の供給がなくなるため、新しくリプレースするものでございまして、期間を平成20年度から平成25年度まで、限度額を1,017万5,000円と定めるものでございます。

９ページをお願いいたします。歳入でございますが、15款県支出金、２項県補助金、４目農林水産業費県補助金213万3,000円は、米の自給調整に伴う緊急対策に対する非主食用米緊急生産実証モデル事業費補助金及び耕作放棄地の解消策として、肉用牛の放牧を推進するために実施する自給飼料増産総合対策推進事業費補助金でございます。

５目教育費県補助金20万円は、熊本県「生きる力」を育む研究指定校補助金でございまして、同事業の研究校に西小学校が指定されていることに対しての県補助金でございます。

10ページをお願いいたします。３項委託金、８目教育費委託金、１節教育総務費委託金210万円は、学校の評価の充実・改善のための実践研究事業費委託金でございまして、学校教育法の改正に伴い、学校の教育活動及び学校運営の状況につきまして、学校関係者による評価を実施することに対しての県委託金でございます。

２節社会教育費委託金152万2,000円は、学校支援教育本部事業費委託金でございまして、地域の教育力を活性化するため、地域全体で学校教育を支援する体制づくりを整備することに対しての県委託金でございます。

11ページをお願いいたします。18款繰入金、１項特別会計繰入金、５目老人保健医療特別会計繰入金5,699万6,000円の増額は、19年度精算に伴う繰入金の補正でございます。

12ページをお願いいたします。20款諸収入、４項雑入、３目雑入のうち、１節総務費雑入240万円は、地域国際化施策支援特別対策事業費助成金でございまして、自治体国際化協会から地域の国際化を支援、推進するための事業に対し助成されるものでございます。

５節農林水産業費雑入200万円は、移住・交流受入システム支援事業助成金でございまして、都市と地方の移住・交流推進のためのシステムを構築することに対し、財団法人地域活性化センターから助成されるものでございます。

８節消防費雑入100万円は、コミュニティ助成事業費助成金でございまして、市町村における自主防災組織の機能強化のための事業に対し、自治総合センターから助成されるものでございます。

13ページをお願いいたします。歳出でございますが、２款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費82万8,000円の増額は、市長、副市長、収入役の平成20年７月分の給料を市長につきましては10％、副市長及び収入役につきましては５％削減して支給するための条例案が今議会へ提案されておりますので、これに基づく特別職給与の減額分などが含まれております。

14ページをお願いいたします。次に、２項徴税費、２目賦課徴収費499万1,000円の増額は、

第２条債務負担行為のところで御説明いたしましたように、課税支援システム構築に要する経費でございまして、20年度ＯＡ機器使用料及びパソコンなどのＯＡ機器購入経費の補正でございます。

15ページをお願いいたします。３款民生費、１項社会福祉費、３目老人福祉費209万円の増額は、鍼灸マッサージ助成に要する経費でございまして、後期高齢者医療の被保険者を対象者とし、助成額を１回につき500円、年間12回を限度として助成することに伴う鍼灸マッサージ補助交付金などの補正でございます。

16ページをお願いいたします。４款衛生費、１項保健衛生費、５目環境衛生費30万円の増額は、木地屋町第３班飲料水供給施設等整備補助金でございまして、補助金交付要綱に基づき、給水管などの水道施設の老朽化に伴う整備に対し助成するものでございます。

17ページをお願いいたします。６款農林水産業費、１項農業費、３目農業振興費300万1,000円の増額は、都市農村移住・交流受入システム構築委託料及び米の自給調整に伴う緊急対策に対する非主食用米緊急生産実証モデル事業補助金などの補正でございます。

４目畜産業費135万9,000円の増額は、耕作放棄地の解消策として肉用牛の放牧を推進するために実施する自給飼料増産総合対策推進事業補助金の補正でございます。

18ページをお願いいたします。９款消防費、１項消防費、５目災害対策費198万円の増額は、自主防災組織の機能強化のため、既に組織化されております15の自主防災組織を含めます92の町内にハンドマイクを購入、貸与するための経費補正でございます。

19ページをお願いいたします。10款教育費、１項教育総務費、２目事務局費222万9,000円の増額は、市内の小学校におきまして、地域の人材を生かしながら児童の学習支援に取り組むことに伴う学習支援事業実施に要する経費、また学校教育法の改正に伴い、学校の教育活動及び学校運営の状況につきまして、学校関係者による評価を実施することに伴う学校評価の充実・改善のための実践研究事業に要する経費の補正でございます。

20ページを省略いたしまして、21ペーシをお願いいたします。５項社会教育費、１目社会教育総務費152万4,000円の増額は、地域の教育力を活性化するため、地域全体で学校教育を支援する体制づくりを整備することに伴う学校支援地域本部事業に要する経費の補正でございます。

22ページをお願いいたします。４款予備費を4,849万8,000円増額いたしております。

以上で、議第58号についての補足説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

引き続きまして、報第１号について御説明いたします。

報第１号平成19年度人吉市一般会計繰越費繰越計算書について、地方自治法施行令第145条第１項の規定に基づき報告いたします。

議案集の53ページをお開きください。８款土木費。――済みません、訂正をさせていただ

きます。

平成19年度人吉市一般会計継続費繰越計算書について、地方自治法施行令第145条第１項の規定に基づき報告をいたします。

議案書の53ページをお願いいたします。８款土木費、２項土木橋梁費が球磨川架橋建設事業でございまして、年度内に事業が完了いたしませんでしたので、３億2,100万円を逓次繰り越ししたものでございます。その財源内訳でございますが、国庫支出金が１億7,655万円、地方債が１億4,380万円、一般財源が65万円となっております。

続きまして、報第２号平成19年度人吉市一般会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令第146条第２項の規定に基づき報告いたします。

議案集の54ページをお開きください。３款民生費、１項社会福祉費が地域密着型サービス拠点施設整備補助金の１件、６款農林水産業費、１項農業費が元気な地域づくり整備事業の１件、８款土木費、２項道路橋梁費が西間地内第３号線用地取得費及び人吉球磨広域行政組合受託事業の２件、３項住宅費が耐震改修促進計画策定業務委託料の１件、４項都市計画費が地方道路整備臨時交付金事業紺屋町南町線外１線の１件となっておりまして、合計６件の繰越計算書でございます。翌年度繰越額の合計額は、１億2,655万4,918円でございます。

その財源内訳でございますが、既収入特定財源が1,416万6,290円でございまして、元気な地域づくり整備事業に伴う錦町からの受益者負担金が507万4,140円、人吉球磨広域行政組合からの受託事業負担金が200万1,500円、及び地方道路整備臨時交付金事業紺屋町南町線外１線に伴う橋梁添架物設置工事重量負担金が709万650円となっております。

次に、未収入特定財源でございますが、国庫支出金が6,578万7,000円、県支出金が1,176万3,000円、地方債が1,960万円、一般財源が1,523万8,628円となっております。

以上で報告を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○水道局長（多武芳美君）（登壇）　それでは、報第３号及び報第４号について御説明を申し上げます。

議案集の56ページをお願いいたします。報第３号平成19年度人吉市水道事業特別会計予算繰越について、地方公営企業法第26条第３項の規定に基づきまして、御報告いたします。

繰り越しは２件でございます。１件は、構築物費工事費で、繰越額は342万184円でございます。これは下水道西間地区汚水循環線枝線築造工事に伴います排水管移設工事費でございます。財源内訳でございますけれども、工事負担金323万9,500円、損益勘定留保資金18万684円を充てております。

もう一件は、構築物費用地費で、茂ケ野水源保護地購入費76万8,300円でございます。財源内訳は、損益勘定留保資金を充てております。

繰越合計額は418万8,484円でございます。

次に、57ページをお願いいたします。報第４号平成19年度人吉市公共下水道事業特別会計

繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令第146条第２項の規定に基づき、御報告いたします。

繰越額1,480万円でございまして、これは西間地区汚水循環線枝線築造工事１件でございます。財源内訳は、未収入特定財源として国庫支出金450万円、地方債1,030万円でございます。

以上、御報告申し上げます。

○経済部長（井上修二君）（登壇）　報第５号くま川下り株式会社の経営状況につきまして、御報告させていただきます。

くま川下り株式会社は、御承知のとおり本市の代表的観光会社でございまして、国民宿舎くまがわ荘の管理運営につきましても同社が行っており、地方自治法改正に伴う指定管理者制度へ移行しまして２年が経過したところでございます。

それでは、お手元の資料によりまして要点を中心に御説明させていただきます。

１ページをお願いします。第46期決算報告でございまして、事業期間は平成19年３月１日から平成20年２月29日までとなっております。

２ページをお願いします。事業概要でございますが、くま川下り株式会社は、川下りの遊覧船事業、国民宿舎の宿泊事業、ラフティングや売店等のその他の事業の３部門を柱に事業を推進いたしております。

第46期決算につきましては、総事業収入が３億1,754万4,000円で、対前年度比98.1％、経常損失が1,655万9,000円で、前期に引き続きまして厳しい決算となっております。

初めに、遊覧船事業でございますが、第45期の集客実績４万7,487人を踏まえ、乗船客数目標を５万5,000人と定め、さまざまな誘致宣伝活動を展開してきたところでございます。実績としましては、隻数が3,737隻、対前年度比96.6％、乗船客数が４万6,809人、対前年度比98.6％、船賃収入が１億3,963万9,000円、対前年度比95.3％で、前期より隻数で131隻、乗船客数で678人の減、船賃収入で693万5,000円の減収となっております。

この減少の大きな要因でございますが、ゴールデンウイーク後半の５月４日から６日にかけての悪天候のため、客足が伸びずに見込みを大きく割ったところでございます。この期間中だけでも前年度と比較しまして634人の減、また５月の中旬から６月中旬にかけて渇水によるコースの変更、一転して梅雨時の７月は長雨増水により完全欠航が11日間に及んだことや、９月中旬から晴天が続き水位が下がり出したため、人力での航路上の石の除去や定員を減らすなどして対応してまいりましたが、９月22日には急流コースの運行が困難となり、以後は清流コースのみの運行を余儀なくされたことなどが挙げられます。

３ページをお願いします。宿泊事業でございますが、宿泊客数が8,507人、対前年度比98％、休憩客数が１万9,340人、対前年度比94％の利用となっておりまして、総売り上げが9,625万7,000円、対前年度比93.4％で、当期も大幅な減収となっております。

原因としましては、６月から８月にかけての宿泊客数の減少によるものでございまして、具体的には天候不良による観光客の減少とアユ釣り客の減少が減収の大きな要因でございます。

その他の事業につきましては、くま川下り売店並びにくまがわ荘売店の物品販売事業収入の合計は2,574万6,000円、対前年度比105.7％でございます。

ラフティング事業につきましては、修学旅行の体験学習を確保できたため、実績といたしましては566艇、対前年度比99.3％、利用客数3,844人、対前年度比101.6％、収入2,239万円、対前年度比100.3％となっております。

請負事業につきましては、前年度の受注に加え、後期事業の受注を受け、事業開発部門の営業収入は7,865万1,000円、対前年度比109.1％となっております。

４ページをお願いします。くま川下り株式会社の貸借対照表でございまして、資産合計、負債、資本合計ともに１億5,683万6,782円となっております。

次に、５ページをお願いします。損益計算書でございます。まず、営業損益につきましては、純売上高合計が２億9,389万1,000円で、売上原価と販売費及び一般管理費を差し引いた営業損失が3,014万7,000円でございます。これに営業外損益を含めた経常損失が1,655万9,000円となっております。

６ページをお願いします。第47期事業計画でございまして、事業期間は平成20年３月１日から平成21年２月28日でございます。

７ページをお願いします。事業計画でございますが、厳しい経済状況下におきまして、内部改革と経費の見直しに努め、労使一体となった営業活動を展開する計画でございます。数値目標としましては、第46期の実績を踏まえた上で、川下り乗船客を５万5,000人に設定し、ラフティングにつきましては4,000人、国民宿舎くまがわ荘につきましては、宿泊客数１万300人、休憩宴会客数２万1,500人を見込んでおります。

球磨川下りは、第一に良好な天候と球磨川の安定した水量の確保ができれば、一定の成果は確保できるものと考えておりますが、より安定した運行を図るために、航路の整備が必要不可欠であり、前年度の急流コースの運行率が50％を割り、前期の減収の大きな要因となったことから、関係機関に許可や同意を得て油圧ショベルや人力による航路改修に努力してまいりました。特に、球磨川下りの目玉である「槍倒の瀬」につきましては、昨年11月末に応急的な航路上の堆積除去工事を行っておりますが、航路維持の観点から考えますと、やはり抜本的な改修が必要と認識しております。人吉市、球磨村と協議を重ねてまいりたいというふうに考えております。

また、営業面におきましては、肥薩線開通100周年とのタイアップや、木山の渕一帯での屋形船の運航を新たに計画いたしております。

ラフティング事業につきましては、業者間競争の厳しい中にも、特に修学旅行をターゲッ

トとして、全国に誘致活動を行い、小グループや一般団体客につきましては、インターネット等による集客とリピーターの確保に努めます。

８ページをお願いします。国民宿舎くまがわ荘につきましては、水道光熱費を初め、全般的に支出の再検討をし、節減に努めます。宿泊客の集客につきましては、各団体にダイレクトメールを送付し、宿泊客のリピーターをふやし、安定的な宿泊客数の維持に努めます。休憩宴会客の集客につきましては、温泉の有効な施設利用や、人吉市、球磨郡及び隣接町村に営業活動を行い、会議・会食客の集客に努めます。また、料理におきましても、献立を研究し、新メニューの開発に努め、サービスにおいても基本的な行動と職員としての研さんを重ね、お客様に喜んでいただけるようにさらに努力いたします。

９ページをお願いします。第47期損益計画書でございます。船賃収入や国民宿舎収入を含めました純売上高が３億4,858万9,000円、営業損益は244万8,000円で、営業外損益を含めた経常利益を1,585万7,000円を見込んでいるところでございます。

以上、簡単でございますが、くま川下り株式会社の経営状況につきまして、御報告いたします。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

○議長（大王英二君）　以上で、本日の議事は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会をいたします。どうもお疲れさまでした。

午前11時26分　散会

平成20年６月第２回人吉市議会定例会会議録（第２号）

平成20年６月10日　火曜日

１．議事日程第２号

平成20年６月10日　午前10時　開議

日程第１　議第53号　専決処分の承認を求めることについて（平成19年度人吉市一般会計補正予算（第７号））

日程第２　議第54号　専決処分の承認を求めることについて（平成19年度人吉市老人保健医療特別会計補正予算（第３号））

日程第３　議第55号　専決処分の承認を求めることについて（人吉市税条例の一部を改正する条例）

日程第４　議第56号　専決処分の承認を求めることについて（人吉市都市計画税条例の一部を改正する条例）

日程第５　議第57号　専決処分の承認を求めることについて（人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

日程第６　議第58号　平成20年度人吉市一般会計補正予算（第１号）

日程第７　議第59号　平成20年度人吉市老人保健医療特別会計補正予算（第１号）

日程第８　議第60号　人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第９　議第61号　人吉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10　議第62号　人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第11　議第63号　人吉市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

日程第12　議第64号　人吉市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第13　議第65号　熊本県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について

日程第14　議第66号　委託に関する協定の締結について

日程第15　議第67号　損害の賠償について

日程第16　議第68号　損害の賠償について

日程第17　報第１号　平成19年度人吉市一般会計継続費繰越計算書の報告について

日程第18　報第２号　平成19年度人吉市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第19　報第３号　平成19年度人吉市水道事業特別会計予算繰越の報告について

日程第20　報第４号　平成19年度人吉市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第21　報第５号　くま川下り株式会社の経営状況について（第46期決算報告書及び第47期事業計画書）

日程第22　一般質問

１．田　中　　哲　君
２．仲　村　勝　治　君
３．川　野　精　一　君
４．豊　永　貞　夫　君
５．笹　山　欣　悟　君

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

２．本日の会議に付した事件

・質疑を含めた一般質問

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

３．出席議員（20名）

１番	松　岡　隼　人　君
２番	井　上　光　浩　君
３番	豊　永　貞　夫　君
４番	川　野　精　一　君
５番	笹　山　欣　悟　君
６番	村　上　恵　一　君
７番	西　　信八郎　君
８番	松　田　　茂　君
９番	永　山　芳　宏　君
10番	福　屋　法　晴　君
11番	森　口　勝　之　君
12番	田　中　　哲　君
13番	本　村　令　斗　君
14番	立　山　勝　徳　君
15番	仲　村　勝　治　君
16番	三　倉　美千子　君
17番	山　下　幸　一　君
18番	下田代　　勝　君
19番	簑　毛　正　勝　君

20番　　大　王　英　二　君

欠席議員　なし

４．説明のため出席した者の職氏名

市長	田中信孝君
副市長	林　健善君
収入役	大松克己君
監査委員	篠﨑國博君
教育長	鳥井正徳君
総務部長	深水雄二君
企画部長	荒巻　通君
福祉生活部長	尾方　篤君
経済部長	井上修二君
建設部長	山上　茂君
総務部次長	坂崎博憲君
企画部次長	小林　勇君
福祉生活部次長	中村明公君
福祉生活部次長	濱田芳彰君
経済部次長	蓑毛幸一君
経済部次長	椎葉文雄君
建設部次長	松田知良君
秘書課長	福山誠二君
総務課長	中村則明君
財政課長	井上祐太君
用地専門員	増津敏昭君
会計課長	大石宝城君
水道局長	多武芳美君
業務課長	尾方和敏君
教育部長	浦川康徳君
教育部次長	赤池和則君
社会教育課長	東　俊宏君
農業委員会事務局長	靏﨑晴美君
監査委員事務局長	松江隆介君

5．職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長		永田正二君
次長		加賀邦保君
庶務係長		村並成二君
書記		和泉龍二君

午前10時　開議

○議長（大王英二君）　おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。議事に入ります。

本日は、さきに決定されましたとおり質疑を含めた一般質問を行います。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

質疑を含めた一般質問

○議長（大王英二君）　それでは、直ちに質疑を含めた一般質問を行います。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

12番。

○12番（田中　哲君）（登壇）　皆さん、こんにちは。12番議員の田中哲でございます。きのう９日、すばらしいニュースが入ってまいりました。郷土の誇りでございます、青井阿蘇神社が国宝に指定されたということでありまして、市民の一人として大変喜ばしいことであり、誇りと思っているところでもございます。本当におめでとうございます。

ところで、きょうあたりから本格的な雨になりそうでございます。ことしも梅雨の季節を前にして、５月13日には人吉市防災会議並びに水防協議会が関係機関も参加して開かれ、６月１日にはカルチャーパレスをメーン会場にして本格的な人吉市防災実動訓練が行われましたが、初めてにしては災害に即応した訓練ができたと思いますし、また、問題点も確認できたのではないでしょうか。

梅雨もおくれがちでありまして、このような後半に偏る梅雨は、過去の例からも集中豪雨が大雨をもたらしますので、市民の安心・安全のために気を緩めることなく万全の体制をつくっていただきたいと思います。

では、通告に従いまして２点ほど質問いたします。

では１回目の１点目は、鳥獣被害防止についてでございます。

この問題は、19年の６月議会でも質問しておりますが、以来、余り鳥獣被害防止に成果が上がったという話も聞きませんし、鳥獣被害防止に有効的方策が講じられるまで、また、被害が減少するまでは取り上げてまいりたいと、19年の６月議会でも申しておりますので、去年に引き続き質問いたします。

ことしも私たちの西瀬地区では、イノシシによるタケノコの被害が多かったと聞いております。人吉にとりましては、何といいましても農林業は基幹産業でもございます。鳥獣被害のうち猿、イノシシの被害は、えさの豊富な市の周辺部、里山や中山間地において被害が多いわけでございます。

こういう地域においては、農業従事者も高齢化していますし、集落周辺の山林や農地等において人手が入らず荒廃していまして、そういった荒廃した土地が猿、イノシシにとって住

みやすい環境になりつつあることは憂慮する事態でございます。

また、毎年被害に遭えば、この就農意欲も当然落ちますし、離農される方も出てまいりまして、その結果、耕作放棄地が出てくるといったことになります。人吉の農業にとって深刻な問題でもございます。

一方、山林では、シカが樹木の穂先や樹皮等を食することにより、樹木の成長阻害や樹木の立ち枯れ及び下草を食することによる表土流出によりますこの林地林野の崩壊が大きな問題となっております。

農作物及び植林地の被害に遭っておられる方からお聞きしますと、イノシシ、猿、シカは、毎年ふえているように思えるということでございます。現に、農林水産省の発表では、野生鳥獣の生息分布域が全国的に拡大しているようでございます。鳥獣被害の捕獲数は10年前と比較してイノシシは5.1倍、ニホンジカは3.2倍、ニホンザルは2.0倍に増加していまして、その農作物の被害金額は毎年約200億円以上と。森林被害面積は5,000ないし8,000ヘクタールにも上がるということでございまして、鳥獣被害の捕獲数がふえているから全体的なこの生息数もふえているとは一概に申せませんが、人間の生活圏を脅かし、特に、農村の周辺部や里山に甚大な被害を及ぼしていることだけは確実でございます。

19年の６月議会では、猿、イノシシによる農産物の被害の大きさから、猿をモンキーギャングと、イノシシを先輩議員に倣いましてイノシシ暴力団と呼ばせていただき質問いたしましたが、そのときの答弁では、猿の群れは３ないし４、個体数は150から200頭ぐらいで、郡内の猿の捕獲数は18年度が47頭ということでございまして、被害作物も露地桃、収穫前のナス、シイタケ、栗、グリンピース、タケノコ、大根、タマネギと多種多様に被害が出ているとのことでございました。

そこで、鳥獣被害対策につきまして１回目の質問でございますが、平成19年度のこの猿の被害と捕獲数及び出没箇所をお尋ねします。

次に、近年のこのイノシシとシカでは、その被害はどのぐらいになっておるのか。また、被害作物は、そして、イノシシとシカの推定生息数及び捕獲数はどのくらいなのか、お尋ねします。

また、駆除隊の編成はどうなっているのか。また、駆除隊は何隊で何人おられるのか。そしてその駆除期間はどのくらいなのか、お尋ねします。

○経済部長（井上修二君）　おはようございます。19年度の猿の被害でございますが、農林水産物のニンジン、タマネギ、タケノコ、サトイモなど被害面積が143.7アール、被害額が258万円、捕獲数が２頭でございます。

また、出没箇所といたしましては、主に、赤池水無町、蓑野などの東間校区や下漆田町などの大畑校区に出没しているようでございます。

次に、イノシシにつきましては、東間、大畑、西瀬校区の農地等で稲、野菜、飼料作物な

ど被害面積1,850.5アール、被害額1,513万円となっております。

シカにつきましては、東間、大畑、西瀬、中原校区の農地等で、稲、工芸作物、飼料作物など被害面積1,383アール、被害額2,441万円となっております。

次に、イノシシ、シカの推定生息数及び捕獲数でございますが、イノシシにつきましては、有効な調査方法が確立されていないのが現状でございまして、わかっておりません。シカにつきましては、平成18年度に糞粒法によるモニタリング調査を熊本県が実施いたしております。球磨管内に約２万6,300頭が生息していると推計されておりまして、当市の推定生息数は8,465頭となっております。また、捕獲数でございますが、平成19年度の実績としまして、イノシシ23頭、シカ240頭となっております。

次に、駆除隊の状況でございますが、校区ごとに編成しております８隊とシカ専従駆除隊を１隊、計63名が所属しております。

それから、駆除期間でございますが、ニホンジカが６カ月以内、ニホンザルが銃器によりますと30日以内、それ以外のわななどの方法の場合60日以内、市町村長の許可でありますイノシシが３カ月以内、カラスが30日以内となっております。

以上、お答えします。（「議長、ちょっといいですか」と呼ぶ者あり）

○12番（田中　哲君）　部長、去年、サルの被害、古仏頂大変多かったわけですが、ことしは古仏頂あたりには出没してないわけですか。

○経済部長（井上修二君）　古仏頂の方も入っております。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　12番。

○12番（田中　哲君）　有害鳥獣被害対策について２回目の質問でございます。

防除と捕獲の問題では、この駆除対策としては、現在、県の捕獲許可を得まして、銃とわなによる駆除を駆除隊に依頼しているとの、これは去年度の答弁でございました。また、猿の防除の方法といたしましては、モンキードッグとか接近防止システム等があるが、それらはいずれも問題があるとの、これも去年の答弁であったと思うわけでございます。

一方、人吉のこの猿の被害対策としては、必要とする人にはロケット花火の配付を行い、平成19年度からイノシシ、シカを含めた有害鳥獣被害対策事業といたしまして電気牧柵等の設置に対しまして人吉市農業活性化対策補助金をもって対応するとの答弁であったと思うわけでございます。

そこで、平成19年度におきまして、有害鳥獣被害のどういう相談と、その件数はどのくらいきておるのか、お尋ねいたします。

次に、有害鳥獣被害対策事業といたしまして、人吉農業活性化対策補助金で、平成19年度の申請件数、対象作物並びに限度額をお尋ねします。

また、人吉は中山間地、里山が耕作の多くを占めておりますが、ここを守っている人は農

家ばかりでなく、非農家も多いわけでございます。この有害鳥獣被害対策事業の対象者の要件で非農家の竹林、栗園、家庭菜園的なものは対象となり得るのかどうかもお尋ねします。

また、人吉球磨地方が平成15年度に認定されました「森林の郷農林業げんき特区」の中に有害鳥獣を捕獲する場合に、特区の規制緩和で狩猟免許を持たなくても捕獲することができると言われておりましたが、それはどういう条件のもとに鳥獣被害の捕獲ができるのか。現在、そういった方法で有害鳥獣の捕獲をしている人がいるのかどうかをお尋ねします。

以上、２回目です。終了します。

○経済部長（井上修二君）　有害鳥獣被害の昨年度の相談内容でございますが、猿が牛にやるえさのイタリアンを食べているがどうにかならないかというふうな相談が猿23件、イノシシ10件、シカ４件、アナグマ１件となっております。

次に、人吉市農業活性化対策補助金の昨年度の申請件数でございますが、初年度は３件の申請がございまして、計32万6,000円の補助を行いました。限度額は50万円となっておりまして、事業費のおおむね２分の１以内、対象作物は農林産物でございます。

次に、事業の交付対象者でございますが、３戸以上の農業者で組織する営農集団、認定農業者、または販売目的に生産している農業者となっており、議員お尋ねの非農家の竹林、栗園、家庭菜園的なものは対象となっておりません。

次に、「森林の郷農林業げんき特区」の捕獲要件でございますが、有害鳥獣の円滑な実施を図るため鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく特例措置として、捕獲従事者の中に網、わな猟免許を所持していない者を含むことができますが、狩猟免許所持者が同行し、指揮監督する必要があり、単独での捕獲従事はできないこととなっております。人吉市及び球磨郡において、平成15年８月29日に認定を受けておりますが、当市での運用はございません。

以上、お答えします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　12番。

○12番（田中　哲君）　有害鳥獣被害対策について３回目の質問でございます。

ただいまの答弁で「森林の郷農林業げんき特区」を利用して有害鳥獣の捕獲をしている人はいないということでございました。このことをどういうふうにとらえておられるのか。狩猟免許を持たなくても捕獲することができるということは、画期的な法律であろうと思っていたわけでございますが、素人目からしますと、法律のこの周知ができていないのか。また、ほかの法律との兼ね合いで使い勝手の悪い法律なのか、現場を知らない人の手による法律なのか、個人的には何が特区なのかと苦言を呈したいところでございます。

しかしながら、この有害鳥獣の被害対策の一つの方策ではあろうと思っておりますので、今後、このことにどのように対処をされていくのかもお尋ねします。

次に、平成19年の６月議会の一般質問の最後に、住民との有害鳥獣被害対策の検討チーム

が猿を含めたところの鳥獣駆除に自衛隊の活用を含む法整備を行い、秋の臨時国会に提出したいとの意向であると当時の朝日新聞の記事を紹介し、それらに向けて検討、研究を早急に行うように要望していたところでございますが、報道によりますと、昨年の臨時国会におきまして、鳥獣による農林水産業等にかかわる被害の防止のための特別措置に関する法律、いわゆる鳥獣被害特措法が制定されたと報道にございます。そこで、今回の特措法の目的、具体的措置はどういうものか、お尋ねします。

次に、人吉でも近年カラス、それにカワウの被害が言われていますが、いわゆる鳥獣被害特措法で言うところの有害鳥獣の定義とは何かをお尋ねします。また、カラス、カワウも有害鳥獣に入るのかどうかもお尋ねします。

３回目、終了します。

○経済部長（井上修二君）　「森林の郷農林業げんき特区」を利用しての有害鳥獣捕獲の現状に対する対処につきましては、本市の場合、中山間地域の農林業の現状を見ますと、専業農林業者は少なく、担い手不足による高齢化で零細農林業者が多く、また兼業も多いことから、捕獲隊の一員として従事する状況にないのが現状でございます。このようなことから、今後の対策につきましては、自己防衛はもちろんでございますが、現駆除隊の強化を図ってまいりたいと考えております。

次に、目的でございますが、鳥獣による農林水産業等にかかわる被害の防止のための特別措置に関する法律によりますと、農村、漁村地域において、鳥獣による農林水産業等にかかわる被害が深刻な状況にあり、これに対処することが緊急の課題となっていることにかんがみ、農林水産大臣による基本指針の策定、市町村による被害防止計画の作成及びこれに基づく特別の措置等について定めることにより、鳥獣による農林水産業等にかかわる被害の防止のための施策を総合的かつ効果的に推進し、もって農林水産業の発展及び農産漁村地域の振興に寄与することを目的としております。

具体的な措置でございますが、一つ目が、都道府県にかわって市町村みずから被害防止のための鳥獣の捕獲許可の権限を行使できる。二つ目が、地方交付税補助事業による支援など必要な財政上の措置が講じられる。三つ目が、鳥獣被害対策実施隊を設け、民間の隊員については非常勤の公務員として狩猟税の軽減措置等の措置が講じられる。以上、３点でございます。

それから、鳥獣被害特措法で言うところの有害鳥獣の定義でございますが、この法律では、農林水産業にかかわる被害及び農林水産業に従事する者等の生命または身体にかかわる被害、その他の生活環境にかかわる被害の原因となっている鳥類または哺乳類に属する野生動物となっており、カラスやカワウも該当いたしております。

以上、お答えします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　12番。

○12番（田中　哲君）　有害鳥獣被害対策について４回目の質問でございます。

ただいま有害鳥獣の定義でカワウも含まれるとの答弁であったところでございます。この近年球磨川でもアユを初めとした有用魚種の被害等が言われております。近年のアユの不漁の一つの原因でもあろうと思われます。

私も球磨川沿いをよくウオーキングしております。その途中でよくカワウの姿を見ているところでございます。場所は、西瀬橋から天狗橋区間でございます。たしかその数50匹から60匹ぐらいまで数えたことがございます。このカワウ、旺盛な食欲で、ものの本によりますと、１日に何と500グラムぐらいを食するようでございます。そこに、群れをつくっておりますカワウだけでも１日に計算しますと25キロから30キロも食する勘定になるわけでございます。

そこで、このカワウによるこの水産被害についてもお尋ねしてみたいと思います。

最初に、このカワウは、昔余り球磨川あたりなどでは見なかった鳥でございまして、また、この夏場では余り見かけません。多分、渡り鳥かなと思うわけでございますが、いつごろからこの球磨川に生息するようになったのか。また、時期的には、年間のうちの時期的には何月ぐらいから何月ぐらいまで、またどのくらいの数が球磨川水系に生息しているのか、お尋ねします。

次に、さきに言いました西瀬橋から天狗橋区間の生息しているカワウだけでも数が60匹ほどと申しましたが、１日に食する量が30キロとすると、１カ月には900キロを食する勘定になるわけでございます。このカワウによる球磨川水系のこの水産被害はどのくらいになるのでしょうか、お尋ねします。また、カワウの食する魚族の種類、これはどんなものがあるのか、お尋ねします。また、このカワウの水産被害に対して、現在はどのような対策がとられておるのか、お尋ねします。

以上、４回目を終了します。

○経済部長（井上修二君）　カワウについてでございますが、カワウは、東北から九州までの海岸、河川、湖沼等に生息する留鳥で、古来から鵜飼や肥料としての採フンといった生活に密着し、人々に恩恵をもたらしてきましたが、人々の生活形態が大きく変化した現代社会においては、フンによる森林被害や採食による内水面被害が顕著になっており、４年ぐらい前から人吉周辺の球磨川流域に多数飛来生息するようになったと言われております。

また、数や行動等については、詳しいことはわかっておりませんが、県にお尋ねしましたところ、球磨川水系では被害面積30ヘクタール、被害金額1,680万円という話でございまして、被害の魚はコイ、フナ、アユ、ハヤということでございます。

対策といたしましては、銃器による捕獲が実施されておりまして、３年ほど前から３月ごろに実施されているようでございます。

なお、平成19年３月、環境省は、鳥獣保護法に基づく狩猟対象にする方針を決め、狩猟可

能な期間と区域であれば特別な許可なしに捕獲できるようになっております。

以上、お答えします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　12番。

○12番（田中　哲君）　では、有害鳥獣被害対策について５回目の質問でございます。

先ほど説明いただきました中で、今回の鳥獣被害特措法で言う鳥獣被害対策実施隊、これはどういう組織でしょうか。いわゆる捕獲を専門にした実施隊ということでしょうか。従来のこの猟友会の駆除隊とはどこがどう違うのか、答弁いただきたいと思います。

また、この昨年の自民党の被害対策プロジェクトチームの中では、いわゆるこの自衛隊の活用が言われたようでありますが、今回のいわゆる鳥獣被害特措法では、その点、いわゆる自衛隊の活用の点はどうなっているのでしょうか、お尋ねします。

また、従来のこの有害鳥獣駆除で一番やっかいな問題は、鳥獣保護区との関係で、イノシシやこの猿が鳥獣保護区に逃げ入れば駆除することができないといった問題があったわけでございますが、今回の鳥獣被害特措法では、県の管轄でございます鳥獣保護区の開放、移転とか縮小の計画権限まで市町村に移譲できるのでしょうか、お尋ねします。

以上、５回、終了します。

○経済部長（井上修二君）　従来の駆除隊は、熊本県有害鳥獣捕獲実施要綱によりますと、狩猟免許を所持し、ハンター保険に加入し、銃器の場合は、３年以上、わなの場合は１年以上の捕獲に関する狩猟者登録を受け、随時捕獲に従事できる者となっておりまして、この要件をクリアしている者の中で猟友会や各駆除隊の隊長から推薦があった者となっております。なお、各駆除隊の定員は10名以内となっております。

今回、制定されました特措法第９条第１項に、対象鳥獣の捕獲と保護柵の設置、そのほかの被害防止計画に基づく施策を適切に実施するための隊を設けることができるとなっており、鳥獣被害実施隊の隊員は、市町村長が市町村の職員のうちから指名する者、施策の実施に積極的に取り組むことが見込まれる者のうちから市町村長が任命する非常勤公務員での構成となっております。

次に、今回成立しました特措法の中で、自衛隊の活用は鳥獣による農林水産業等にかかわる被害防止のための施策を実施するための基本的な指針の被害防止に関する事項に記載がございまして、自衛隊法第100条の規定に基づき進入防止柵の設置、または、緩衝帯の整備について、必要に応じて協力を求めることができるとなっております。ただし、実際の運用につきましては、国や県との事前協議が必要になるかと存じます。

次に、鳥獣保護区でございますが、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第４条第１項の規定に基づき、各都道府県が策定することになっておりますことから、この保護区の変更といったものは市町村ではできません。また、鳥獣保護区内でありましても、鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律第９条によりますところの捕獲許可により対応は可能である

と考えているところでございます。

以上、お答えします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　12番。

○12番（田中　哲君）　では、鳥獣被害対策について６回目の質問でございます。

人吉では、今回のこの鳥獣被害特措法の成立を受けて、被害防止計画の策定をどういう計画のもとに進めていかれるのか、今後の計画をお尋ねします。

６回目、終了します。

○経済部長（井上修二君）　鳥獣被害防止特措法に基づきます当市の被害防止計画の策定に関しましては、従来の鳥獣害対策関連事業と特措法による新たな鳥獣害防止総合対策事業の中身を精査し、効果的な被害防止対策について慎重に協議検討しているところでございます。

策定につきましては、地域集落一体となった積極的な取り組みが必要となってまいりますので、農林業者の皆さんや各関係機関等と協議し検討していきたいというふうに考えております。

以上、お答えします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　12番。

○12番（田中　哲君）　では、有害鳥獣被害対策について７回目は要望でございますが、鳥獣によるこの被害は年々深刻化、そして、広域化しております。その被害も増大しておりまして、また、人吉のこの周辺部の中山間地や里山の住民の暮らしを脅かすようになっております。人吉のこの農業の再生のため、またこれ以上の農業の衰退を食いとめるために早急な対策が必要とされております。

また、近年、球磨川のこのアユを初めとする水産物の不漁を回復するためにも、カワウによる被害対策も重要と思われます。

以上の観点より効果的で実のある被害防止計画を早急に策定いただきますようにお願い申し上げましてこの問題を終了します。

次に、２点目の問題でございます。市道矢黒下戸越線についてでございます。

この路線は、矢黒町内の国道219号線との交差点を起点に、通称地元では黒坂と言われておりますが、この坂道を超えた区間の約200メートルぐらいの短い市道でございます。坂を超えた終点で改良を終えたこの市道戸越永葉線とつながっております。

申しましたこの市道はこの矢黒町内、下戸越町内ばかりでなく永野町内にとりましても大変重要な生活道路でございます。また、県道人吉水俣線のバイパスといいますか、抜け道的な道路にもなっております。付近には、西瀬小学校、そして、保育所も２カ所、それに西瀬団地、そしてまた先には三日ケ原団地もございまして、朝夕の通勤、通学、それに保育所の送り迎え時には、郊外の道路にいたしましては、便利さ、または利便性もございまして、車の通行が大変多いわけでございます。しかし、この市道が起点からこの坂を越えまして終点

で市道戸越永葉線とつながります区間、いわゆる通称黒坂と地元では言いますが、坂と見通しの悪いカーブが続きます。それに狭隘な部分がございまして、通行するのに大変危険な箇所でもございます。今までにも車同士の交通事故も結構多発しておりまして、大きな事故が起きなかったのが不思議と思えるくらいでございます。

この区間の道路改良についての要望は、地元町内会ばかりでなく、西瀬校区の町内会連合会からも、また、小学校関係者や保育所の保護者関係からも強い要望が出ているところでございます。

そこで、市道矢黒下戸越線について１回目の質問でございますが、この市道矢黒下戸越線について、危険個所の点検は行われているのでしょうか、お尋ねします。

次に、この市道矢黒下戸越線のいわゆる黒坂区間について、地元住民、また、校区、町内からも道路改良の要望が上がっておりますが、いわゆる道路改良についてどのような認識を持っておられるのかもお尋ねします。

また、それにこの区間の交通事故対策として、喫緊にこの何か対策を講じられる考えを持っておられるのかもお尋ねします。

以上、終了します。

○建設部長（山上　茂君）　おはようございます。御質問にお答えいたします。

１点目の市道矢黒下戸越線の危険個所の点検などは行われているかという御質問でございますが、地元からの要望などを受けまして、危険個所につきましては調査を行い、現状を確認しているところでございます。

続きまして、２点目の道路改良についてどのような認識を持っているかという御質問でございますが、点検等も行っておりますので、危険個所につきましては、通行の安全を確保したいと考えているところでございます。

３点目に、この区間の交通事故対策として、喫緊に何か対策を講じる考えがあるかという御質問でございますが、特に、見通しの悪いカーブや狭隘部分につきまして離合箇所を設置するなど、局部改良での対応につきまして財政状況を勘案しながら検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　12番。

○12番（田中　哲君）　ただいま部長の方から市道矢黒下戸越線、通称黒坂のこの危険個所について通行の安全を確保したいと回答であったろうと思います。

また、見通しの悪いカーブ、狭隘部分については、局部改良等の対応をしていきたいとの回答であったと思います。やはり大きな交通事故が発生する前に対処していただくことを要望しておきたいと思っております。

次に、市道矢黒下戸越線について２回目の質問でございますが、この市道矢黒下戸越線の

起点が国道219号線と交差します交差点の交通事故対策についてお尋ねします。

実は、ここの交差点を含む国道219号線の通称矢黒バイパスの危険性ということで、平成16年の９月議会におきまして、街路樹のカーテン作用における見通しの悪さを問題にし、街路樹の高木の剪定と低木の樹種転換をお願いしたところでございます。

質問が功を奏したのか、また、時期が来ていたのかわかりませんが、その後高木の下枝の剪定、そして、交差点や車の出入り場所の低木の樹種転換によって大分見通しがよくなったのも事実でございます。

今回は、国道219号線の通称矢黒バイパスの中でも一番交通事故の多い場所ということで、市道矢黒下戸越線の問題にリンクして質問いたします。この矢黒交差点、たしか国道219号線が昭和50年ぐらいにこの地域が開通したと記憶しておりますが、開通以来、交通死亡事故の一番多い場所と記憶しております。

地元の方、また、関係者が多く犠牲になっておられるのも、この交差点の事故の特徴ではなかろうかなと思っているところでございます。

私も交通安全協会の交通指導員として、この交差点もよく立番するわけでございますが、過去にも私の目前で出会い頭の交通事故も目撃したこともございます。事故発生の要因にもいろいろあると思いますが、地元の人からよく指摘されます要件を上げまして、今後、改善改良ができないものか、お尋ねします。

一つは、現在の交差点のいわゆる押しボタン式の信号機を普通の交差点と同じ信号機、これは支線の方に車センサーつきの信号機のことを思って質問をしているわけでございますが、こういう信号機に変えることはできないのかどうか、お尋ねします。

次に、信号機の電柱といいますか、柱が大変見通しを阻害しておりますので、この柱及び街灯の移転ができないものかどうか、お尋ねします。

次に、国道219号線より市道矢黒下戸越線へ抜けるいわゆる隅切り部分が変則的な角度をなしております。一たん停止しているときに、対向車が１台入ってきますと身動きができないような状態が続いております。特にこの市道は朝から大型車も通行していますので、この狭い隅み切り部分については、両脇のガードレール、もしくはガードパイプ、現在、車両事故のためか、または故意かどうかわかりませんが、道路脇のガードレール、ガードパイプがなぎ倒されている現状でございます。危険でもございます。

そこで、この進入路といいますか、隅み切り部分と、またすぐさっき隣の市道の狭隘部分の拡幅について、拡幅できないものかどうか、お尋ねします。

以上でございます。

○建設部長（山上　茂君）　御質問にお答えいたします。

１点目の現在の押しボタン式の信号機を支線の道路に車センサーつきの信号機に変えることができないかという御質問でございますが、今後、警察署と協議してまいりたいと考えて

おるところでございます。

次に、２点目の見通しを阻害している信号柱及び街灯の移設ができないかという御質問でございますが、事故防止の観点からも、関係機関でございます警察署と球磨地域振興局へ移設が可能かどうかも含めまして、早急に協議してまいりたいと考えているところでございます。

３点目の隅み切り部分の拡幅、市道の狭隘部分の拡幅ができないかという御質問でございますが、議員御指摘のとおり、ガードレール、ガードパイプが倒れた状態となっておりまして、離合に支障を来していると思われますので、隅み切り部分及び市道の狭隘部分の拡幅につきましては、財政状況を勘案しながら今後検討をしてまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、12番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　12番。

○12番（田中　哲君）　第３回目は要望でございます。ただいま回答をいただきました交差点の信号機の問題についてでございますが、この信号機は横断歩道専用機でございまして、いわゆる手でボタンを押さなければ作動しない信号機でございます。

以前は押してもなかなか青にならないと、そこで信号機を無視して道路を横断していた状況がございました。そこで、交通安全協会並びに地元の要望もありまして、現在、ボタンを押すとすぐに青に変わる、歩道用が青に変わる信号機に変更になっているところでございます。

しかしながら、いわゆる車対応型のセンサー感知の信号機でございませんので、朝夕の混雑には大変危険な状況が生まれているとこでございます。本来ならば、本議会において警察、そしてまた、球磨地域振興局の考えというものを聞いてみたかったところでございます。

しかし、今回、早急に関係各機関と協議検討をしていきたいとの回答であったかと思いますので、この交差点部分につきましても、地元住民、交通安全協会からの強い要望もございますので、早急なる対応をお願いしておきます。

市道矢黒下戸越線、通称黒坂の危険箇所の問題、また、国道210線とこの市道矢黒下戸越線の交差点改良の問題ともに今後とも注視してまいりたいと、このように思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたしまして、私の一般質問を終了します。

○議長（大王英二君）　ここで、暫時休憩をいたします。

午前10時55分　休憩

午前11時10分　開議

○議長（大王英二君）　では、休憩前に引き続き再開をいたします。（「15番」と呼ぶ者あり）

15番。

○15番（仲村勝治君）（登壇）　おはようございます。15番議員の仲村勝治でございます。通告に従いまして、観光行政、次に教育行政を質問いたしてまいります。

まず最初に、観光行政について１回目の質問をいたします。

水ノ手橋際に市指定の文化財、天然記念物のイチイガシがあります。市指定の文化財のネームプレートは、つけてあるのは見かけておりません。見かけたのは緑色のＡ４版くらいの大きさのネームプレートでございます。このネームプレートには「ふれあいの木運動指定木ナンバー16、国土緑化熊本県推進委員会人吉支部」と表示されております。

このふれあいの木運動の目的、市全体で指定されたこのふれあいの木の樹木の本数、また、人吉城周辺にこの樹木を指定された木がどのくらいぐらいあるのかをお尋ねいたします。これで１回目を終わります。

○経済部長（井上修二君）　ふれあいの木運動の目的と指定本数についてのお尋ねでございますが、1984年11月国連食糧農業機関理事会において1985年を国際森林年とすることが決定され、林野庁においては、その一環として、青少年国民各層の参加による記念の森造成を推進することにより、森林の重要性に関する国民の認識の高揚、青少年の心身の健全な発達を図るとともに、国土緑化に寄与することとし、期間としましては、昭和60年からおおむね３年間にわたって実施期間が設定されたものでございます。

これを受けまして、人吉市緑推進協議会の前進であります当時の国土緑化熊本県推進委員会人吉支部で検討した結果、この事業の一環として、昭和59年度に「ふれあいの木、古木・名木100選」に取り組んだところでございます。

この選定木につきましては、憩いふれあうことにより樹木の重要性に関する市民の認識の高揚を目的としたものでございまして、選定の方法といたしましては、関係書籍に掲載されているいわれのある木や各町内で歴史的にいわれのある木、大木等を100本選定し、ネームプレートを設置したものでございます。

なお、選定に伴う樹木所有者への規制等はかかっておりませんので、既に伐採されたものもあるようでございます。

また、人吉城跡及び周辺における選定木は24本となっております。

以上、お答えします。

○議長（大王英二君）　15番。

○15番（仲村勝治君）　人吉城周辺には24本ふれあいの木運動の指定木があるということでございますが、市全体では100本、このうちの24本というのは大変私は多い数だと思います。

人吉城周辺にはこのような古木がいっぱいありますが、昭和59年に発行されました北村辰夫氏の著書がございます。この著書には、人吉球磨の老樹名木史という本でございますが、人吉市役所の前のユーカリの木、これは郡市では見かけない木で、世界で最も高くなる木で、

オーストラリア原産の木でありますというぐあいに説明されてあります。

そのほかにも水ノ手橋のイチイガシは、相良清兵衛が築城したときの記念植樹とか、清兵衛門前のイヌマキの木は、これは郡市で４番目に大きい木というぐあいにあるわけでございますが、まだそのほかにも人吉城周辺には、人吉一中のユリの木、これははんてん木といって、球磨郡市の並木はここ１カ所というぐあいにございます。

また、人吉一中の花の木とあるんですが、これは前原勘次郎先生が岐阜県あたりから取り寄せられて、先生の在職中に植えられた球磨地方ではただ１本しかない樹木だそうでございます。

それからまた、市役所の並木といいますと、市役所の南側にトウカエデ、また、フウですが、これもめずらしい並木と紹介されております。

このように、古木、名木史によりますと、城内周辺には多くの樹木がございます。また、熊本県が発行した「熊本の樹木たち」という本によりますと、これは人吉城のムクの木の大群、球磨川べりにずっとムクの木の大群がございますわけでございますが、このムクの木の大群についても説明されております。これは、私は初めて読んだわけなんですが、読み上げてみますと、「球磨川の清流を洗う人吉城の石垣に沿って12本のムクの木が並んでいる。この木は昔、藩主からキノコの献上を命ぜられた五木の人々が、キノコならぬ樹の子――木へんの樹の子です。樹の子を献上し、それが育ったものと伝えられている。キノコと樹の子の意味のとり違いなのか、それとも重税に思い苦しんだ民衆の抵抗なのか今ではわからない。しかし、これら木々の力強さは民衆のたくましさをあらわす」というのが熊本の樹木たちに紹介されているわけでございます。

このように人吉城の周辺には多くの古木、名木がございます。このような環境は全国的にも私はめずらしい箇所じゃないかというぐあいに考えますが、こういう24本以外にもまだいわれのある木があると思いますが、青井神社から老神神社、また、人吉城内、こういうところにいっぱいの木があります。こういうところの樹木の観光マップをつくっていただければ、非常に観光客も利用しやすいんじゃないかということを考えております。

ここに球磨川下りで観察できる野鳥のマップというのが、球磨川野鳥図鑑というのがございます。球磨川の川下りにずっと、川下りしていくときに鳥が見かけます。その鳥を全部書いてあるわけでございますが、今、さっき田中議員が言われたカワウ、それも載っております。そういう野鳥のマップに掲載されるようなカワウですが、私が言いたいのは、鳥じゃなくて樹木なんです。

樹木は、ただ立っているだけで人に知らせることができない。ならば、このマップをつくって人々に、人々というか観光客に樹木のありかを教えるというぐあいにつくっていただいたら大変ありがたいのではないかと思いますし、このマップを生涯学習とか小中学生が利用するような総合学習、ああいうにも利用して樹木の観察ができるんじゃないかと思います。

だから、私が言いたいのは、観光マップじゃなくて、樹木の名木、古木のマップができないかということをお尋ねいたしたいと思います。

２回目を終わります。

○経済部長（井上修二君）　城内及びその周辺の古木、名木について観光用の小冊子ができないかということでございます。近年、観光客のニーズは多様化し、さまざまな目的を持って観光にお越しになっております。よって、ありとあらゆる観光資源を紹介した小冊子、すなわちパンフレットは必要かと存じます。

また、テーマを絞ったパンフレットも観光客の需要が多ければ当然必要となってくると考えているところです。現在、このテーマを絞ったパンフレットは、人吉温泉観光協会が作成した、先ほど紹介ありましたけども、球磨川下りで観察できる野鳥マップ、そのほか教育部で作成しました人吉城跡ガイドブックなどがございます。

今後は、古木、名木を含め、あらゆる観光資源のテーマを絞ったパンフレットの作成につきましては、観光客のニーズや作成に当たっての優先順位などを人吉温泉観光協会、観光案内人協会など各種関係団体と協議してまいりたいと存じます。

また、生涯学習、総合的学習の利用につきましては、関係部署との協議をしていきたいというふうに考えております。

以上、お答えします。（「15番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　15番。

○15番（仲村勝治君）　ただいまの部長の説明でよくわかりましたので、古木、名木については終わりたいと思います。

次に、学校林について入りたいと思います。

教育行政の中の学校林について質問いたしますが、学校林の設置状況について３点お尋ねいたします。

第１点目は学校林を設置している学校、２点目が学校林の面積と立木の年数、立っている年数を教えてください。３点目が廃止した学校があれば、その理由。

以上の３点をお尋ねいたします。

○教育部長（浦川康徳君）　おはようございます。１回目の御質問にお答えいたします。

まず、１点目の現在学校林を設置している学校でございますが、人吉西小学校、西瀬小学校、中原小学校、大塚小学校、大畑小学校、矢岳小学校、第一中学校、第二中学校の８校でございます。

次に、２点目の学校林の全体面積と立木の年数でございますが、面積は８校合計しますと約19ヘクタールでございます。林齢でございますが、台風の災害復旧事業で補植しております３カ所の16、７年を除きますと、大体46年から68年でございます。

３点目の学校林を廃止した学校とその理由でございますが、人吉東小学校にも約２ヘク

タール設置されておりましたが、九州縦貫自動車道と、その関連事業に大部分がかかったため、昭和58年２月に廃止されております。

以上、お答えいたします。（「15番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　15番。

○15番（仲村勝治君）　続きまして、学校林の状況についてお尋ねしたいと思いますが、学校林条例には、森林資源の培養、保全及び愛林思想を涵養するために設置する。さらには森林保育管理は学校長の責任のもとに教育の一環として取り扱うというように書かれております。このような目的に沿った学校林が活用されているのかどうかお尋ねしたいと思います。

また、矢岳小学校、大塚小学校は現在休校となっておりますが、この休校中の学校林の管理状況、また、保育管理の状況はどうなっているのかもお尋ねしたいと思います。

それから、災害時の対応はどうなっているのかということについてもお尋ねいたしたいと思います。

以上で、２回目を終わります。

○教育部長（浦川康徳君）　御質問にお答えいたします。

学校林のそもそもの目的は、戦後の国土復興の一環として、森林資源の確保と青少年教育に資するということであったようでございます。林業の好景気を背景に、地域での学校建設の資金、資材の育成という面は、学校林の特徴的な役割だったと理解しております。

しかし、財産目的で設置された学校林の多くは利用されない状況にあるのが現在の全国的な状況のようでございます。

教育の一環としましても、総合的な学習の時間を初め、環境教育として、郷土を学ぶ機会として、地域との連携を深める場としてなどの活用が考えられるところでございますが、市内小中学校のほとんどの学校林が学校から遠い場所にあり、往復だけでかなりの時間を要することや、事故防止、授業時間数の関係から、現在では学校において学校林を教育の一環として活用していないのが実情でございます。

管理の状況でございますが、どの学校も設置をされてから10年から20年の間は、保護者、地域の方々の御協力をいただきながら、下刈り、枝打ちなどの保育管理をされてきたようでございます。間伐につきましては、市有林の間伐実施計画に合わせて、経済部に依頼をしてやってきたところでございますが、そのほかは休校となっております２つの学校を含めまして、学校としましても、教育委員会としましても管理をしていない状況でございます。

災害復旧事業につきましては、発生しましたその都度、教育委員会で予算措置をして対応をいたしておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「15番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　15番。

○15番（仲村勝治君）　学校林の設置状況ですね、条例による規定等によって学校林の管理

状況をお尋ねいたしましたわけでございますが、ただいまの説明によりますと、事故防止や授業時間数の関係から、教育の一環としてはほとんど利用されていないということでございます。

このような状況を考えますに、樹齢も60年というような伐期に来ている木もあると思いますので、学校林を見直す時期に来ているのではないかということが私は思います。

それで、ひとつ提案がございますが、学校林の処分益を積み立てて、学校のために活用するような基金、基金制度を利用しての基金を創設できないのか。学校林を処分、整理進めていくために、非常にこの基金は役に立つのではないかと考えます。

教育長はどう考えておられるのか、教育長にお尋ねいたします。

○教育長（鳥井正徳君）　おはようございます。お答えいたします。

学校林を見直す時期、あるいは基金制度の創設との質問でございます。私も中学時代、植林した一人といたしまして、学校林については深い思いを持っておる一人でございます。

なぜ学校林を設置したかという目的は二つございます。一つは、学校林を教育の一環として活用する。もう一つは、学校林の処分益を学校の増改築等の経費に充てることでございます。植林するとき、この二つはよく教えられました。今でも覚えております。

しかし、１点目の教育の一環につきましては、愛林思想の涵養や教育環境の一環として山や木が必要であれば、学校林という形でなくてもできるのではないかという御教示を過去の議会でも承っているところでございます。

２点目の学校林を見直す時期にということでございます。あるいは基金の創設についてということでございますが、御存じのとおり、現在の林業経済の不振、国産材の低迷など、今、学校林を処分したといたしましても、処分益を期待できるような状況ではございません。だからといってこのまま放置することは、森林保全、自然環境保護の面からよくないことであることも承知をしております。

このような状況からいたしまして、議員から御指摘いただきましたように、確かに学校林の存続については見直す時期に来ているのではないかと私も思います。委員会としてもそう思っております。

学校林の歴史的な背景、地域の方々の思い、あるいは学校長の意見などを考慮しながら、また、経済部や森林管理署などの関係部署と協議を重ねながら、議員御提案の趣旨を十分に検討させていただきたい。このように思っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「15番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　15番。

○15番（仲村勝治君）　どうもありがとうございます。基金の財産管理と処分については、地方自治法の中でちゃんと認められている制度でございますので、十分活用していただくように私の要望といたしまして、私の一般質問は終わりたいと思います。

終わります。ありがとうございました。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　４番。

○４番（川野精一君）（登壇）　皆様、こんにちは。４番議員の川野精一です。梅雨の様相を呈してじめじめとした気候でありますが、元気に質問をしてまいりますので、執行部の皆さん、よろしくお願いいたします。

今回は、１、観光について、ＳＬ運行と国宝青井神社について、２、市の温泉源の管理について、３、市長マニフェストの温泉特区構想の進捗について、４、市民の声より、街路樹と歩道の整備計画について質問をさせていただきます。

まず、観光についての一つ目、ＳＬ運行開始の市の対応、取り組みについてお尋ねいたします。

今月１日にＪＲ九州さんが、川線開通100周年を記念して100年レール肥薩線号と銘打った特別列車を運行されました。通常は久大本線を走るゆふデラックス号を、今回、熊本―人吉間での運用です。その際、観光協会会員として、お客様接待係となり乗車の機会を得まして、特別列車ならではの感動をいただきました。

沿線にはカメラの放列、また、沿道からはにこやかに手を振る人々、人吉球磨の人情やおもてなしが確実にお客様に伝わったのを感じました。事実、熊本駅到着後のお客様の反応は上々でした。

そして、来年はいよいよＳＬ運行が開始されます。九州を走る唯一のＳＬとなり、全国的にも注目が高まります。見る方、乗る方合わせ、かなりのお客様が見込まれると思いますが、当然終着駅、そして、終着地にも魅力が求められてまいります。市長は、ＳＬ運行開始のこの好機に、どのようなお考えをお持ちかお尋ねいたします。

また、来年夏の運行予定が春になるやの話も聞こえております。近々の課題としてどのように旗を振られるのでしょうか。

以上、１回目の質問といたします。

○市長（田中信孝君）　皆様、こんにちは。川野議員の御質問にお答えをいたします。

まず、ＳＬの運行開始時期は春に早まるのではないかという御質問でございますが、九州旅客鉄道株式会社からの情報は、平成21年の夏に運行決定がされると発表されて以来、その後何ら変更はなく、また、具体的に何月何日運行を開始するという情報も得ていないところでございます。よって、早まるという情報も正式には受けていないところでございます。

しかしながら、どちらにいたしましても来年には実際にＳＬは運行されるわけでございますので、今年度からさまざまな準備、仕掛けを行う必要があるというふうに考えておるところでございます。

特に、お客様を運んできていただける旅行代理店の商品に組み込んでいただく、九州観光推進機構や、また、県、熊本県の観光連盟などと連携を深めながら、東京、大阪、福岡など

で開催される商品説明会への積極的な参加、また、ＪＲ九州と協議をさせていただきながら、テレビ、雑誌、あらゆるマスコミ媒体を利用したＰＲを積極的に展開をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

また、さらに、この人吉に実際お越しをいただいたお客様方、ＳＬで人吉にお越しになられた観光客の方々に満足をいただけるように、やはり一番大切なことはホスピタルティーではなかろうかというふうに思っております。

すなわち、おもてなしを充実させる必要が大変な重要な要素であるというふうに考えておりますし、昨年来よりお答えを申し上げておりますように、いかにリピーターをふやすか、確保していくかというのが非常に大きなテーマであるというふうに認識をいたしているところでございます。

よって、市民の皆様方初め、その中心的役割を担われます旅館や観光施設での接遇研修や、先ほどからも古木等々のパンフレット等もございましたけれども、すべて総合的に網羅したガイドブックの作成などを視野に入れて対応をしてまいりたいというふうに思っております。

人吉球磨に関する観光パンフレットにいたしましても、さまざまに種類が多く、これを何とか統合をしていかなければならないというふうにも考えているところでもございます。さまざまな人吉の楽しみ方というものが、人吉市の１冊のガイドブックというふうに集約されていく必要もあるのではなかろうかと思っているとこでございます。

本年度におきましては、市といたしましても多くの観光客の方に、まずは人吉に足を運んでいただけるように、また、足を運んでいただいたお客様方の満足、これを最大限に引き出すことができるような準備というものにとりかかっていかなければならないと思っております。

来年ＳＬがやってまいりました折に、ハード的な整備はまだまだ完了をしていない状況でございますので、まずはソフト的な事業から取り組んでまいりたいと思っております。例えばジュグリット人吉博覧会と称し、人吉を基点とした滞在型の観光提案を行ってまいりたいとも考えているところでございます。

現在、人吉球磨に点在する文化財、温泉、人材、ウオーターシュート、観光拠点、これは先ほど申し上げましたようにハード整備が必要でございますけれども、人吉の楽しみ方、周り方、または出会い方を提案してもまいりたいと思っております。さらには県境を超えた提案というものも観光客の方に供してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答え申し上げます。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　４番。

○４番（川野精一君）　御答弁ありがとうございます。

運行予定については、ＪＲ九州さんの正式発表を待ってというお考えのようでございます。

市長が以前からおっしゃっていた、先ほどお話にも言われましたけども、ハード整備の中

の駅前整備、そして、これは大変重要だと思います。２次交通については、整備の時間がある程度必要だと考えます。先ほどおっしゃったとおりだと思います。

万一春の運行が決定した場合でも、ＳＬ運行までにはある程度の整備を整えるべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

以上、２回目の質問とさしていただきます。

○市長（田中信孝君）　御指摘のとおり、来年のＳＬ運行までに、実はさまざまなハード、ソフトも含めました整備を整えて、お客様をお迎えを申し上げたいというのが大いなる気持ちでございます。

それに合わせてすべての環境が整うというのがベストではございますけれども、御承知のとおり、駅を観光情報センターの発信基地としたり、または、今御指摘いただきましたとおり２次交通の機関としたりしても、これは約２年ほど時間がかかるのではなかろうかなというふうに感じているところでございます。

よって、先ほど申し上げましたように、ハード的な整備も着々と進めながら、よりお客様に感動を提供できるようなソフト事業にまずはことし１年間は取り組んで、それを来年の４月以降はいつでも観光客の皆様方に提供、提案できるようなソフト事業の整備は何としても完了をしておきたいというふうに思っているところでございます。

以上、お答えといたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　４番。

○４番（川野精一君）　御答弁ありがとうございます。

ソフト事業の充実ということで、本年度いっぱいでやっていくというお考え承りました。私も観光振興をしっかりと進めてまいりたいと思います。

それでは、続きまして、昨日、官報告示で正式に国宝に指定されました青井阿蘇神社におかれましては、心よりお喜びを申し上げます。郷土の宝が国の宝となりました。もちろん観光の目玉であるということは言うに及びません。

喜ばしい限りなのですが、ただ一つ、心配なのは、火災による消失であります。郡市民総じて国宝指定を喜ぶ中、大変不謹慎とは思いますが、いつ何どきでも危機管理は必要であります。

記憶に新しいところでは、ことし２月に韓国ソウル市の崇礼門（スンネムン）、通称、南大門（ナムデムン）の木造楼閣が心なき者の放火によって消失いたしました。この楼閣は、韓国国宝第１号でありました。また、５月に発生した大阪吹田市の国重要文化財吉志部神社の全焼並びに隣する山林延焼火災も放火の疑いが強いとされています。ソウル市民、吹田市民の喪失感を思うと胸が痛くなります。

このようなことが万に一つも起きないよう、防火では万全を期す上での今回の質問です。

まず、青井神社の防火に関する市の取り組み、そして、支援についてお尋ねいたします。

以上、１回目とさせていただきます。

○教育部長（浦川康徳君）　防火対策をどのように考えているのかというようなことでございますけれども、まず、青井阿蘇神社におかれましては、毎年１回、１月26日の文化財防火デーの際に自衛消防組織によります防火訓練を実施していただいております。教育委員会におきましては、毎年、文化財防火デーの際に、国、県指定の建造物を対象とした防火訓練を実施いたしております。

青井阿蘇神社では、これまで11回の防火訓練を実施いたしております。直近では、平成18年度に神社拝殿からの出火を想定した防火訓練を実施いたしております。訓練の内容といたしましては、自衛消防組織によります屋外消火栓、消火器、バケツ等を用いた初期消火訓練、人吉下球磨消防組合、地元消防団の協力を得まして、タンク車、はしご車を用いた消火訓練、また、地元住民の皆さんによります消火器取扱訓練を行い、防火に対する意識の高揚に努めてまいったところでございます。

今後は、神社におきましては、火気の使用制限区域内でのたばこ、たき火等の制限を徹底していただくようお願いしてまいりますとともに、わかりやすい文化財防災マニュアルの策定を検討いたしまして、さらなる防火対策の強化を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　４番。

○４番（川野精一君）　御答弁賜りました。続いて、２回目の質問でございます。

青井阿蘇神社の社殿につきましては、先日、文化庁から神社内の防災施設の視察があり、指導がなされたと伺っております。文化財の防災施設については、国、県の予算措置があると聞いていますが、当面の防火に対する考えについてお尋ねします。

○教育部長（浦川康徳君）　御質問にお答えいたします。

青井阿蘇神社の防災につきましては、文化庁の方から議員が言われましたように、御指導に見えましたので、神社のもろもろの対策につきまして、完全とは言えないが、現状の防火システムでも火災時には対応が可能であるとの評価が文化庁からございました。

現在、神社内には放水銃が３カ所備えつけてございます。備えつけの放水銃１本に対しまして25トンの水が必要とのことで、貯水槽には75トンの水が常時備えてございますので、現状では問題ないという評価でございます。

しかしながら、より防火設備の充実を図るためには、社殿の北側に新たに２本の放水銃が必要との指導がございました。それにあわせまして50トンの貯水槽を造成する必要が出てまいります。また、放水銃につきましては、現在のものでも対応は可能とのことでございますけれども、送水する動力ポンプが古いタイプのものでございますので、新しいタイプのものに取りかえる時期に来ているのではないかというふうな指導があっております。

当面の防火につきましては、保存活用計画を策定していく中で防災計画を立てていく予定でございます。また、文化財の防火施設につきましては、文化庁所管の文化財関係国庫補助事業の一つに、建造物防災施設事業がございます。今後、市といたしましては、事業計画を検討いたしまして、文化庁、熊本県教育委員会に要望してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　４番。

○４番（川野精一君）　御答弁を賜りました。

今後の防火は、防犯対策も含めて論じる必要があるかと思います。今後、この点につきましては、関係各位と十分協議をしてまいりたいと思います。

それでは、３回目の質問でございます。市長にお尋ねいたします。

記念すべき国宝元年の青井阿蘇神社、秋の大祭おくんち祭りについて、特別な計画、お考え、それから、市からの支援などはございますでしょうか、質問いたします。

○市長（田中信孝君）　お答えをいたします。

お話にございましたとおり、昨日６月９日に正式に国宝の認定を受けるという文部科学大臣の告示が官報により行われたところでございます。まことに御同慶の至りだと存じますが、今後の取り組みといたしまして、先ほど教育部長もお話し申し上げましたけれども、まず御不安を解消するためには、今後、建造物を初め環境整備や保存計画を策定していかなければならないというふうに思っているところでございます。これが第１でございます。

第２には、今、御質問にございましたとおり、観光的な側面から、または、青井阿蘇神社のさまざまな行事の中から、これをどのように利活用させていただくかということでございますが、さまざまなメディア、情報媒体を使い、その魅力について、または、他の観光対象とも有機的につなげながら情報発信をしていかなければならないというふうに思っております。

そして、今後、駅前や九日町通り、紺屋町通り、あの筋をどのように青井阿蘇神社と組み込んでいくかということも中心市街地の活性化の中に織り込んでいかなければならないというふうに考えているところでございます。

そして今、御指摘がございましたとおり、おくんち祭りでございますが、やはりこれはもう一度、郡市一体となった、昔、私どもが幼少のころ体験をいたしました郡市一体となったお祭りとなるよう醸成をしていかなければならないというふうに思っております。

青井阿蘇神社の御意向もお伺いをしながら、長崎くんち、唐津くんち、九州くんちという九州三大くんちと呼ばれる名にふさわしい祭りとするのが私の理想でございます。今後、青井阿蘇神社を初めとして、さまざまな関係機関と協議をさせていただきながら、ぜひその方向に進まさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えといたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　４番。

○４番（川野精一君）　御答弁ありがとうございます。

記念すべき国宝元年のことしに、やはり市長が言われるような郡市一体となった盛大なお祭りを挙行したいと思います。余談でございますが、惜しむらくは平日開催ということがございますので、そのあたりもなるべくたくさんの郡市民でにぎわうような新しい方法、施策づくりも考えてまいりたいと思います。

○議長（大王英二君）　ここで暫時休憩をいたします。

午前11時57分　休憩

午後１時１分　開議

○議長（大王英二君）　では、休憩前に引き続き再開をいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

４番。

○４番（川野精一君）　それでは、午前中に引き続きまして一般質問の続きを行います。

続きまして、市の温泉源の管理について質問いたします。

ことし３月、市保有の温泉源の一つ、老人福祉センターの温泉井戸で、水中ポンプを井戸に落してしまう事故がありました。まず、この事故の経緯をお尋ねいたします。

○福祉生活部長（尾方　篤君）　こんにちは。それでは、私の方から水中ポンプの落下事故につきましてお答えをさせていただきます。

まず、この件に関しましては、老人福祉センターの利用者の皆さん、地元町内の皆さん、それから、老人クラブ連合会の皆さん、その他多くの関係者の皆さんに御心配と御迷惑をおかけしましたことに対しまして心からおわびを申し上げます。まことに申しわけありませんでした。

事故の経緯でございますが、事故の発生は３月16日、日曜日、午後０時15分ごろでございます。近くの住民の方から泉源から水があふれていると通報がありまして、センターの職員が現場を確認し、専門業者に点検を依頼したところでございます。

業者が水中ポンプをつり上げて確認しましたところ、スチール製の揚水管の地下５メートル付近が腐食をしておりまして、そこからの漏水であることが判明をいたしております。

その直後、腐食部分が揚水管の重さに耐え切れず折れて落下したものでございます。センターはその日から臨時の営業中止としまして、翌日17日、月曜日に開催中でありました議会の厚生委員会に報告をしまして、現地を確認していただくとともに、財政担当と協議をしまして予備費充用の手続きをとりまして、新しい水中ポンプを設置する工事を行っております。

そして、３月30日から営業を再開いたしました。休業日数は14日間でございます。工事の

経費は102万9,000円でございました。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　４番。

○４番（川野精一君）　御答弁賜りました。

温泉の場合は、揚水管に腐食しにくいステンレス管を使うのが一般的というよりセオリーなのですが、スチール管を使った経緯はどういった経緯なんでしょうか。また、落下した水中ポンプの引き上げなどの対策等、今後の温泉井戸への影響はないのでしょうか、お尋ねいたします。

○福祉生活部長（尾方　篤君）　お答えいたします。

現在の場所に泉源を再掘削したのは、平成３年の３月でございまして、そのときに水中ポンプも設置をいたしております。その後、平成13年３月にお湯の出が悪くなったということで、水中ポンプを取りかえております。今回落下したのは、そのときのものでございます。

当時、どうしてスチール管を使ったかということにつきましては、詳しい記録が残っておりませんでしたので、当時の担当者に尋ねましたが、経緯は確認できていないところでございます。

また、落下しました水中ポンプは、回収してはおりません。現在、どのぐらいの深さまで落下し、どんな状態にあるのか明らかではありません。回収するには、長い期間と多くの経費を要することとなりますので、新しい水中ポンプの設置工事をする前に湧出量などに影響が出ないかくみ上げ試験を行いましたが、湧出量、湯の温度、水質などに変化が見られなかったために回収は行っておりません。その後３カ月が経過しておりますが、現在まで湧出量などに影響は出ておりません。ただ、温度につきましては、通常47度から48度ありますけれども、３月以降変化がなかったものでございますが、６月３日と６月５日には、43度という低温が出ております。

今後も注意深く見守っていきたいというふうに考えておりますし、定期的な点検、年に１回程度の検査を行い、再発防止に努めていきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　４番。

○４番（川野精一君）　御答弁賜りました。

それでは、３回目のお尋ねです。今現在、市が所有している他の温泉源の管理の状況については、どうなっていますでしょうか。スチール管の使用状況、それから、定期点検の状況、そして、ステンレス管にかえてあるのであれば、そのかえた時期、これをあわせてお聞かせください。

○福祉生活部長（尾方　篤君）　お答えいたします。

市が所有しております泉源は、ほかに４カ所ございます。国民宿舎と社会福祉事業団、そ

れから、中小企業大学校、それと下漆田町にあります泉源でございます。それぞれに所管課が違いますが、私の方でまとめてお答えをさせていただきます。

まず、国民宿舎くまがわ荘でございます。掘削年月日が、ここの開業が昭和39年に開館をしておりますので、おそらく掘削年月日は昭和38年ごろじゃないかというふうに予測をしております。ただし新しく掘削をされまして、平成17年３月30日に新しく掘削がなされております。水中ポンプの設置はございます。揚水管の材質は、ステンレスにかえられております。それから、定期点検の有無っていうのは、定期的にはなされていないという状況でございます。

それから、社会福祉事業団、延寿荘とうぐいす荘でございます。これは、掘削年月日が平成４年の11月になっております。水中ポンプは設置をしてあります。揚水管の材質は、ステンレスでございます。定期点検の有無につきましては、２年に１回程度行っておるということでございます。現在は、お湯の出が悪くなったため、５月23日から使用を中止してポンプの清掃、管の一部交換、異物除去等の工事を実施中でございます。

それから、梢山泉源でございますけれども、これは中小企業大学校に分湯をしております。掘削年月日が平成７年３月15日でございます。水中ポンプの設置は、ありでございます。揚水管の材質は、ステンレスということになっております。定期点検の有無でございますけれども、ポンプ本体の定期点検は行っていないが、平成17年度にポンプの修繕を行い、あわせて配管を新品のステンレス管に交換しているという状況でございます。

それから、地上部の設備等の点検は、委託会社の方が定期的に行っておると。それから、温泉源層の清掃管理も年４回行っているという状況でございます。

それから、下漆田町の泉源につきましては、これは泉源だけでございますので、ポンプ、定期点検の実施は行ってないというところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　４番。

○４番（川野精一君）　御答弁賜りました。

済みません。先ほどの質問の中で、ステンレス管を入れた時期についてお尋ねしたんですけれども、御回答がなかったように思います。各温泉のステンレス管の設置時期を教えていただけませんでしょうか。

○福祉生活部長（尾方　篤君）　お答えいたします。

くまがわ荘につきましては、新しく掘削された平成17年３月30日でございます。

それから、うぐいす荘、延寿荘につきましては、ちょっと把握をいたしておりません。

それから、梢山、これはおそらく平成17年度に修繕工事が行われておりますし、あわせてステンレス管に交換をしたということでございますので、平成17年度と考えられます。漆田につきましては、管がございませんので。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　４番。

○４番（川野精一君）　御答弁賜りました。

稼働中の市所有温泉源の水中ポンプ揚水管は、すべてステンレス化されていることがわかり安堵いたしました。

ただ、調べたところ、聞いたところによりますと、社会福祉事業団の源泉ステンレス化は、平成11年ではなかったかと。思っておりますが、違いますでしょうか。

○福祉生活部長（尾方　篤君）　申しわけございません。確認をいたしておりません。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　４番。

○４番（川野精一君）　御確認いただいてないということなのですが、調査しました範囲では、水中ポンプ揚水管が平成11年にステンレス化されてるんではないかということでした。これは、御確認されてからの論議で構いません。なぜならば、老人福祉センターのそれステンレス管の導入が平成13年の３月に――失礼しました。老人センターの揚水管は、平成10年３月の水中ポンプ取りかえ時にステンレス化されていなかったので、今回、腐食を起こして落下したという形という現状がございます。

温泉を扱う者であれば常識とされる揚水管のステンレス化の情報は、市役所内でどういうふうに機能していたのか。その点に関してどうお考えでしょうか、お尋ねいたします。

○福祉生活部長（尾方　篤君）　お答えいたします。

まず、事業団の方は、平成11年、議員おっしゃるとおり11年に交換されてるということでございます。

それから、確かに御指摘のとおり、今回の事故を受けまして、情報化の共有化というのが大変必要になってくるというふうに考えたわけでございます。今後は、こういうことがないように、このセクションにかかわらず庁舎内全体で情報の共有化を図っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　４番。

○４番（川野精一君）　御答弁承りました。

社会福祉事業団源泉ステンレス化の年度が平成11年と、それから、老人福祉センターの水中ポンプ取りかえは平成13年と。にもかかわらず老人福祉センターのそれは、ステンレス化されていなかったということは、部長もおっしゃいましたけれども、市役所の内での情報共有がなされてなかったということでありまして、この件については、人吉市は県温泉協会の人吉球磨支部に所属しておりまして、前市長は支部長も務められていただけに大変残念に思います。行政が対応する専門的分野は、多岐にわたっていると思います。どうぞ、その分野

のエキスパートの意見を参考にされるとともに、検証され、くれぐれも市民の血税がむだにならぬよう取り計らってください。よろしくお願いいたします。この件につきましては、以上で終わります。

続きまして、市長マニフェストより温泉特区構想の進捗状況についてお尋ねいたします。

市長がマニフェストに掲げられております温泉特区構想の進捗状況についてですが、市長は、老人福祉センターを中心とした温泉特区構想を御就任以前から市民に熱く語ってこられました。今、現在どのような状況にあるのか、お尋ねいたします。

また、地域のお年寄りの皆さんは、老朽化した施設を大切に使われております。がしかし、現在のユニバーサルデザインとはかけ離れている箇所も多く、大変御不便をかけている現実があります。先ほどの水中ポンプが落下したままの温泉井戸の件もですが、抜本的な改善策を視野に入れて御回答をお願いいたします。

以上です。

○市長（田中信孝君）　お答えを申し上げます。

温泉特区構想につきましては、昨年、魅力ある観光開発プロジェクト並びにその作業部会を庁舎内に設置したところでございます。これから地元町内各関係団体へのアプローチを行い、プロジェクトを立ち上げていくように指示をいたしているところでございます。

よって、庁舎内だけではなく、広く関係団体並びに町内の皆様方の御意見を拝聴しながら、抜本的な改革も進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　４番。

○４番（川野精一君）　御答弁ありがとうございます。

今後の進展をしっかりと見届けていきたいと思います。本件に関しましては、まだまだ協議する時間が必要と思いますが、老朽化した施設、それと、御迷惑をおかけしている方々、こちらに対しても何らかの早いうちの改善を整えていただければというふうに御要望申し上げます。

続きまして、市民の声より、街路樹と歩道の整備計画についてお尋ねいたします。

本件は、以前どなたかがお尋ねになったようにも思うんですが、昨今、市内街路樹のバランスが悪いという声を多く聞くようになりました。例えば、相良町、宝来町のイチョウ並木、歩道が整備されましたが、イチョウは大きいままのと植えかえた若い木が混在しております。一部には、道路案内板や交通標識が見えにくいところもあります。また、相良町交差点から上薩摩瀬町、下薩摩瀬町を経て下林温泉へ至る道路の街路樹、ナンキンハゼという樹種ですが、これも大きく成長しましたが、枝はほとんど落され、以前の面影はありません。根は歩道のアスファルトを持ち上げ、自転車でもちょっとつらいものがあります。年配者の歩行にも危険ありと認識します。

そこでお尋ねなのですが、街路樹と歩道の整備計画はどのようになっているのですか。また、枝の剪定基準や剪定箇所の序列などはあるのでしょうか、お尋ねいたします。

○建設部長（山上　茂君）　街路樹と歩道の整備計画はということでございますが、現在、市道下林南願成寺線におきまして、人吉球磨能力開発センター北側約440メートルの歩道両側につきまして、平成18年度から21年度の４カ年計画で整備を進めているところでございます。その他の箇所につきましては、現在のところ街路樹に関連した歩道の整備計画等はございません。

それから、剪定の基準はというようなことでございますけれども、街路樹の剪定につきましては、樹木の成長状況、それから、車両の通行や標識等に関する交通への障害とか、民地への影響などを調査いたしまして、また、周辺住民の方々の御要望等も勘案しまして剪定計画を決定をいたしておるところでございます。確固たる剪定基準等についてはございません。

以上、お答えいたします。（「議長、４番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　４番。

○４番（川野精一君）　御答弁を賜りました。

基準は基本的にはないということで承ります。ただ、街路樹が大きくなりますと、当然、根っこは歩道を持ち上げ通行に支障を来すという状況が出てまいりますし、大きくなった街路樹の樹種転換等々も考えないといけないと思います。

特に、かつてきれいな並木の様相をしてた道が、樹種が大きくなったために景観上、悪くなってしまうということは余り好ましいことではないと思いますし、行政としても樹種の計画は、歩道計画とあわせてやっていくべきではないかなというふうに感じます。

質問としましては、計画がないということでこれで質問を終わらせていただきますけれども、今後、景観を含めたところで樹種の選定等も協議していただけばなというふうに思います。

それでは、これにて一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　３番。

○３番（豊永貞夫君）（登壇）　皆さん、こんにちは。３番議員の豊永です。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回は、地球温暖化対策についての１項目であります。その中で市の取り組みについて、そして、学校での取り組みについて、公用車の燃料経費について一般質問をさせていただきます。

まずは、市の取り組みについてですけれども、７月７日から北海道洞爺湖サミットが開かれますが、そこでは、地球温暖化対策を初め、環境問題が大きなテーマとなっています。環境問題に対する国民の関心も高まる中、各地方自治体でも温暖化対策などに積極的な取り組

みをされるところも多く出てきました。

昨年８月、国内２カ所で最高気温が40.9度を記録し、74年ぶりに最高気温が更新され、国民に衝撃を与えた記憶は新しいところであります。

夏場の暑さは年々強まる傾向を見せており、日常生活への悪影響も心配されております。こうした酷暑の原因は、地球温暖化による疑いが濃厚であると多くの識者が指摘されています。また、それに伴い、台風や豪雨災害も心配されるところであります。

昨日、公明党の太田代表が福田首相に対して、洞爺湖サミットの開幕日である７月７日をクールアースデー、地球温暖化対策啓発の日として創設を求める署名簿を渡し、実現を要望されました。７月７日をみんなで地球温暖化対策を考える日としてライトアップ施設や各家庭での短時間での明かりを消すライトダウン運動を要請されたとの新聞報道がされておりました。

このように、新聞、テレビなどで毎日のように地球温暖化問題に対する報道や番組が放送されています。地球温暖化を食いとめるためには、根本的には、地球規模での取り組みをしなければ解決にはならないかもしれませんが、私たちの身近なところからでも環境問題、地球温暖化対策に取り組む必要があるのではないかと私は考えます。

本市では現在、第２次人吉地球温暖化対策実行計画が実施されております。６月１日付の広報ひとよしでも抜粋して紹介されております。

実行計画の18年度の報告によると、温室効果ガスの総排出量の推移は、平成16年度を基準年にして毎年減少していることがよくわかります。16年度の総排出量3,183トンに対して平成18年度総排出量は2.2％減の3,113トンとなっております。２年間で70トンの減少ができたことは、職員の皆さんが努力を重ねた結果だと思いますが、その減少に転じた主な要因をお尋ねします。

また、温室効果ガスの排出量ですが、単位をトンであらわしてありますが、排出量１トンとはどのくらいの量なのか、どれぐらいの節約をすると１トンの削減になるのか、具体的に説明をお願いいたします。

○福祉生活部長（尾方　篤君）　お答えいたします。

温室効果ガス総排出量は、温室効果ガスの種類ごとに排出される活動の区分を設定し、定められた排出量の算定方法及び排出係数によりまして１年間の活動について計算をいたしております。

平成16年度と平成18年度との比較した総排出量は、議員御指摘の2.2％の減になっております。その内訳につきましては、電気使用料が0.4％の減少、ガス使用料が2.8％の増加、燃料使用料は6.8％の増加となっております。なお、燃料を個別に見てみますと、Ａ重油が4.9％の減少、ガソリンが21.0％の増加、灯油が104.6％の増加、軽油が3.3％の減少となっております。

なお、要因の詳細につきましては、分析ができませんが、温室効果ガスの９割以上を占める二酸化炭素ＣＯ2排出の主原因であります電気使用料が減少したことが影響しているのではないかというふうに考えております。

また、平成16年度の実績で、プラス5.17％を踏まえまして、役所の各部署で昼休みの消灯、あるいはいろんな積極的に対策に取り組んでいただいた結果だというふうに考えております。

それから、１トンはどれぐらいなのかということでございますけれども、なかなか感覚的にわからないものだと考えております。環境省のチーム・マイナス６％のホームページに家庭での取り組みでの温室効果ガス削減の例がございますので申し上げてみますと、エアコン使用によるもので、１日のうち１度下げることで１世帯での年間のＣＯ2の削減が32.5キログラム、１トン削減のためには、その世帯が31世帯が必要がと言われております。また、温室効果ガス総排出量ＣＯ2の換算の１トン当たりの電気使用料は2,700キロワット程度でございます。比較の例としましては、一般家庭の１カ月の電気使用料が約300キロワットということでございますので、一般家庭の９カ月分ほどの電気料になるというふうに試算をしております。

なお、平成18年度の実績で換算しますと、温室効果ガスの１トン当たりの電気使用料は、市役所本館で約２日分、別館では約８日分の電気使用料ということで試算をいたしております。

また、１トンというのは、具体的にということでございますが、申し上げますと、温室効果ガスの総排出量を算定するに当たっては、ガソリンなどの燃料や電気の使用料などを調べる必要がございます。単位はリットルやキロワットなど、その種類によって違っております。その単位を統一し、二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガス排出量を算定するために地球温暖化対策の推進に関する法律施行例第４条で規定をされております算定方法により算定することとなっております。

その最終単位がガソリンであれば、キログラム・ＣＯ2／リットルなどでございまして、ガソリン１リットル当たりＣＯ2が何キログラム排出されるといった単位になるわけでございます。そのほかの電気などの使用料につきましても同様でございまして、最終的にはキログラムに換算して温室効果ガスの排出量を出すということでございます。

なお、排出量は数値が大きい場合が多くございますので、公表するときなどは、キログラムの1,000倍であります何トンを使用する場合が多ございます。

以上でございます。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　３番。

○３番（豊永貞夫君）　大変具体的な例を挙げての説明の御答弁をいただきました。どれぐらいの節約で１トンになるのかが大体わかったような気がします。

次の質問ですけども、この第２次実行計画では、22年度までに16年度比で３％の温室効果

ガスを削減する目標が立ててあります。現在20年度ですので、排出量を３％削減するための今後の具体的な取り組みを説明していただければと思います。

また、温室効果ガス３％に相当する金額とはどれぐらいになるのか、お尋ねします。

○福祉生活部長（尾方　篤君）　お答えいたします。

温室効果ガス総排出量の算出の対象項目は、電気、ガス、ガソリン、灯油等の燃料の使用料に算出をいたします。このうち、先ほど申し上げましたとおり、９割超を占める二酸化炭素、CO_2の排出の主原因であります電気使用料の削減が目標の達成に関しまして非常に影響があるものでございまして、今後も事務事業の効率化を推進し、不要な照明、昼休みなどの消灯、あるいはクールビス、ウオームビスの取り組みによる室内温度の適正管理と。

そのほかにマイはし、マイポット、マイバック、自転車の利用などの推進運動も進めておりまして、職員の意識啓発としまして、庁舎内に「職員エコアクション」を発行し、情報の提供を行っております。

なお、効果ガスの算定数値につきましては、直接は関係ございませんが、廃棄物関係においては紙の両面利用、ミスコピー用紙の利用など、リサイクルを徹底的に押し進めることによりまして、市役所全体のごみの量を削減をしていきたいというふうに考えております。

それから、金額に直すとどれぐらいになるかということでございますが、電気、ガス等の各使用料を３％削減したときの効果金額的予測としまして、これは平成18年７月現在の算出でございますが、電気料で約225万円、ガス代で５万円、水道代65万円、ガソリン代25万円、紙類８万円の、合計で年間約330万円の削減効果を期待をいたしておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　３番。

○３番（豊永貞夫君）　御答弁いただきました。かなりの額になるようです。１％で約110万円の削減ができることがわかりました。18年度までに２％削減できているので、目標の３％削減まではあと0.8％で達成するところまできています。順調に削減してきていると思いますので。

ただ、しかし、この残りのあと0.8％削減するには大変なやはり努力が必要になってくると思われます。そういった意味でも19年度の結果報告が待たれるところでもあります。

環境問題での取り組みでは、家庭でのごみの分別、減量化、リサイクルと多くの市民の方々、学校関係の多くの方々がこれまで取り組まれております。学校では特にリサイクル運動などでの活動をされていて、子供たちも活動を通して環境問題、地球温暖化の問題などへの関心も高まってきていると思います。

そこで、学校現場での取り組みですが、全国的にも、また、本市においても夏場の気温が高くなってきている中で、各教室の暑さ対策としてエアコンが使用されているのか、状況をお尋ねします。

○教育部長（浦川康徳君）　御質問にお答えいたします。

児童生徒が日常的に利用している教室のエアコンの設置状況でございますが、通常児童生徒が生活をし、授業を受ける一般教室にはエアコンを設置いたしておりません。各学校により設置状況は若干異なりますが、職員室、保健室、事務室、図書室、パソコン室などの特別教室にはエアコンを設置いたしております。

以上、お答えいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　３番。

○３番（豊永貞夫君）　授業を受ける一般教室ではエアコンは使用していない。職員室や保健室、事務室、図書室、パソコン室などの特別教室では設置しているということでございます。各学校での立地環境でも違いがあると思いますけども、教室によっては南側の窓付近では室温がかなり高くなっているとお聞きしました。

教室にはエアコンが設置されていないということですので、授業を受けている児童生徒も暑いだろうと思いますが、教室の室温を下げるといった取り組みはされているのでしょうか。また、今後取り組みの予定がありましたらお尋ねいたします。

○教育部長（浦川康徳君）　御質問にお答えいたします。

各学校でのこれまでの教室棟低温化の取り組みと、今後の取り組みの計画についてでございますが、これまでは少しでも涼しい環境を確保するために、換気の励行やエコスタイルの徹底などを行ってきたところでございます。

温暖化防止の観点からも、CO_2削減のために、節電、節水、コピー用紙の裏面利用や、ごみの原料化など、教師みずから実践するとともに、教育的側面から児童会、生徒会などのごみ減量リサイクル活動を通して細やかな指導も行っているところでございます。今後もこれらのことを啓発し、なお一層推進してまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　３番。

○３番（豊永貞夫君）　対策としましては、窓開閉での換気ぐらいしかないようであります。こういった暑さの問題を解決する手段として最近、学校施設や事業所等の屋上緑化、壁面の緑化、緑のカーテンが全国で推進されております。緑のカーテンとは、ツタやアサガオ、ニガウリなどのツル性植物を育て、ネットを張って、窓辺や壁面にカーテンをつくるというもので、夏の暑い日ざしをさえぎる上、蒸散作用により日差しをやわらげ、室温の上昇を抑える効果もあります。

日本工業大学の成田教授が一昨年８月から９月にかけて20日間、東京都内の小学校で緑のカーテンのあるなしによる教室内の気温の違いを調査されました。窓を閉め切った教室では、室内温度は最大で４度の差があるとの調査を報告をされております。また、外壁温度の比較でも、日中のピーク時に６度から７度の差が見られたとの報告をされております。

この緑のカーテン、平成19年度には東京23区だけでも100校余りの小学校で実施されているということであります。エコスクールという観点で、一つの活動として広がっているということです。

ここで、本市の学校で現在、緑のカーテンといったものを設置している学校があるかお尋ねいたします。

○教育部長（浦川康徳君）　御質問にお答えいたします。

各学校での緑のカーテンの設置状況でございますが、緑のカーテンを現在設置している学校は、２校が学校の一部に設置いたしております。そのほかの学校には設置されていないようでございますが、中には、窓辺に植栽してある樹木の木陰が結果として緑のカーテンの効果を生んでいる学校もあるようでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　３番。

○３番（豊永貞夫君）　御答弁いただきました。部分にはされている学校と、また、窓辺の近くにある樹木がそういうカーテンの役割をしているというところもあるということであります。

この緑のカーテンは、室温を下げるだけではなくて、植物を育て観察をすることができる。また、ニガウリ、キュウリなどの収穫もできる。二酸化炭、CO_2の発生を削減できる。また、エアコンの省エネにもなる。また、電気代の節約にもなるということであります。

こういう効果があると思いますので、そういった意味でも、子供たちにとってよい教材にもなり、環境問題、地球温暖化問題に対して関心を高める一因にもなるのではないかと思います。この緑のカーテンを実施する考えはないか、お尋ねいたします。

○教育部長（浦川康徳君）　御質問にお答えいたします。

各学校に緑のカーテンを設置できないかということでございますが、過去に緑のカーテンの設置に取り組んだ学校もあったようでございますけども、日々の天気の変化や、週末の対応を含めた管理が難しく、生育不良に陥り期待した効果が上がらなかったとの報告も受けております。

豊永議員の御提案のとおり、緑のカーテンの室内低温化の効果はあるとの認識も持っておりますので、管理等の諸課題も含めて、各学校長とも検討をしてまいりたいというふうに存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　３番。

○３番（豊永貞夫君）　御答弁いただきました。以前取り組んでいた学校もあった。しかし、管理面での問題でうまくいかなかったということであります。

確かに植物ですから、水や栄養分もやらないと成長しないし、天候次第では失敗もするだ

ろうと思います。しかし、失敗もいい勉強になると思いますし、また、その失敗はなぜ失敗したのかというのも考えて、次のチャレンジに生かせれば、失敗という経験もプラスになると思いますので、ぜひこの緑のカーテンを実施していただきますよう強く要望をいたします。

この緑のカーテンは、学校だけではなくて、市の関連施設でも実施できると思います。福岡県八女市ではこのほど、市の本庁舎の南側の壁面に緑のカーテンを設置されました。それによって直射日光をやわらげ、冷房機器などの省エネに期待できるということであります。本市でも、本庁舎の壁面や屋上、関連施設への実施をしていただきますよう、こちらも要望をいたします。

省エネといいますと、最近太陽光発電をされている家庭が本市でもふえてきているように思います。太陽光発電は、発電時に二酸化炭素は出さず騒音もなく、排気ガスも排出しません。環境に優しくクリーンなエネルギーであることは皆さん御承知のことと思います。その太陽光発電が市関連施設では唯一給食センターに設置されてありますが、その概要と発電の状況をお尋ねいたします。

○教育部長（浦川康徳君）　御質問にお答えいたします。

学校給食センターの太陽光発電の状況についてでございますが、この設備は平成13年度に人吉学校給食センターと新エネルギー産業技術総合開発機構の共同研究事業として設置し、設置費用は約5,000万円で、うち半額を人吉が負担いたしております。また、最大50キロワットの太陽光発電を行う装備でございまして、学校給食センターの空調などの消費電気に対し電力を供給いたしております。

年間の出力電力量ですが、18年度は４万6,785キロワットアワー、19年度が４万7,950キロワットアワーとなっております。学校給食センターの総消費電気量に対する太陽光発電の割合は、平成18年度が14％、平成19年度が14.5％となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　３番。

○３番（豊永貞夫君）　御答弁いただきました。全体の消費電力に対しての割合はまだまだ少ないとは思いますけども、長期的に見ると温暖化防止には大きな役割を果たしていると思います。ことし開催される北京オリンピックでは、そのメーン会場周辺の８割から９割の外灯が太陽光発電を利用したものが使われているとのことであります。

このような新エネルギーでの技術を教材とした太陽光発電の外灯を、学校敷地内に設置し、また、市の関連施設への太陽光発電を設置できるならば消費電力を抑えることができ、温室効果ガスの排出もかなり削減できると思います。本市において財政的には厳しいと思いますが、ぜひ御検討をいただければと思います。

多くの子供たちは、現代の豊かで便利な生活をすることで、エネルギーの大量消費になり、環境の悪化や地球温暖化の原因にもなっていることを気づいておりません。環境に対して一

人一人が今何ができるのかを考え、行動していくことが大切であろうと思います。

この地球温暖化の影響を一番受けるのは、今の子供たちが大人になったころであり、また、その子供たちでもあります。今月は環境月間でもあり、来月、洞爺湖サミットもありますので、地球温暖化について考えるきっかけになればと思っております。

次に、公用車の燃料経費についてお尋ねいたします。

世界的な原油高により、ガソリンの価格が高騰しています。人吉市においても１リットル当たり170円台になっているのは御承知のとおりであります。あわせて食料品などの値上がりもあって、市民生活へ大きな影響も与えています。また、１リットル当たり200円時代を視野に入れた報道も聞かれるようになりました。

このような状況では、市の財政にも少なからず影響があると思われます。市の公用車にも当然燃料を入れなければ動かないわけですけども、燃料経費にも影響が出てくると思います。第２次地球温暖化対策実行計画の中にも、公用車の集中管理によるガソリン使用料の削減が上げてあります。現時点での公用車の台数と、全体の１カ月分のガソリン代を教えてください。昨年の同月と比較して、経費がどれぐらい影響しているのかお尋ねいたします。

○企画部長（荒巻　通君）　こんにちは。お答えいたします。

まず、本市が管理します公用車の台数でございますけども、平成20年３月末日で106台でございます。それから、購入量でございますが、ガソリンは、平成19年３月分が6,096.4リットルでございます。平成20年３月分が5,292リットル、比較いたしますと13.19％の減となっております。

また、軽油は、平成19年３月分が328リットル、平成20年３月分が306リットル、比較いたしますと6.71％の減となっております。

次に、金額でございますが、ガソリンは、平成19年３月分が82万3,014円、平成20年３月分が82万2,377円、比較いたしますと0.08％の減となっております。また、軽油は、平成19年３月分が３万6,080円、平成20年３月分が３万9,964円、比較いたしますと10.76％の増となっております。

以上、お答えいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　３番。

○３番（豊永貞夫君）　御答弁いただきました。ガソリンの購入量がかなり減っているのがわかりました。大体800リッターの減少、また、軽油の方も22リッターほどの減少ということで、かなりのこの集中管理の効果があらわれているというのがよくわかりました。

価格面においては、最近のガソリンの高騰による影響で、かなり、昨年と同額にはなっておりますけども、ガソリンが昨年並みの価格であったならば、かなりのガソリン代も抑えられたということが、この数字でもわかると思います。

次の質問ですが、その公用車のガソリンの購入は、どのような形で業者と契約し、どの給

油所で給油されているのかお尋ねいたします。

○企画部長（荒巻　通君）　お答えいたします。

まず、購入先は人吉市役所燃料油類納入組合でございます。この組合は、熊本県石油商業組合人吉球磨支部のうち、人吉地区の事業所を対象として組織されておりまして、市内の事業所12社が加盟いたしております。給油所は20カ所ございます。

次に、契約方法でございますが、納入先の人吉市役所燃料油類納入組合と単価購入契約を締結しております。

以上、お答えいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　３番。

○３番（豊永貞夫君）　御答弁いただきました。組合からの購入ということで理解いたしました。

次の質問ですが、集中管理によって購入量はかなりの減少ができていると思います。購入経費も抑えられている状態だとも思います。しかし、今後の原油の値動き次第では、ガソリンの価格もさらに高くなると予想されております。そうなると、公用車の燃料経費も軽視できないと思われます。その節約のために、市としてはどのような対策をとられるのかお尋ねをいたします。

○企画部長（荒巻　通君）　お答えいたします。

燃料費を抑えるための今後の対応策でございますが、現在考えられます最善の策は、何といいましても公用車の台数削減でございます。このことにつきましては、昨年10月から実施しております本庁舎での公用車集中管理によりまして、当初の計画どおり７台の公用車を削減することができました。

また、今後の公用車の新規購入に対しましては、排気ガス中に含まれる大気汚染物質が少ない低排出ガス車、あるいは燃費の優れた低燃費車を優先させるように配慮させていくことも重要なことと考えております。

さらに、庁舎別館におきましても公用車の集中管理体制を整え、速やかに実施していくことで、その効果は十分あると思われます。

また、本庁舎と別館及び保健センター等の近距離移動の際には、自転車を利用することも燃料費の抑制につながると考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　３番。

○３番（豊永貞夫君）　御答弁いただきました。車の台数も削減して、自転車を使う、近場のところは自転車を使うということで理解いたしました。

地球温暖化対策というテーマは、環境問題の中でも今最も重要な課題だと私は考えます。私が先ほど要望いたしました緑のカーテンは、昔の暮らしの知恵でもあるとも考えます。本

市においても、学校や教育施設、市庁舎などでの緑のカーテン、屋上緑化などを推進し、環境の大切さを感じ、考え、行動する人づくりを進めて、人吉市全体で地球温暖化防止を推進していくべきであると思います。

最後に、田中市長にお尋ねいたします。地球温暖化の問題、ガソリンの高騰など、今のこの状態を田中市長はどうとらえ、どう考えておられるのか、お尋ねいたします。

○市長（田中信孝君）　お答えをいたします。

さまざまな財政改革の中で、本市の職員の皆様方、大変努力をしていただき、経費削減に努めていただいていることは十分認識しているところでございまして、私もマニフェストに掲げさしていただいておりますように、今後、市長専用車を廃止し、三役やそのほかでも利用できる共通使用車として、環境に優しく、燃費のかからない車を導入し、限りある資源を後世へ残していくためにも持続可能な社会づくりの考えを基本としているところでござます。

ガソリンの値上げは食料品価格を引き上げるという状況にあるわけでございますが、この背景には、一つは我が国の食料自給率が40％を切っているという現実があるわけでございまして、輸入されるさまざまな食料品、原材料を生産するにもガソリン、原油が使われ、世界で同じような現実が存在しております。

このような状況におきまして、本市では公用車の集中管理方式で一定の成果を上げつつあるというところでございますので、これからもさまざまな外的要因により経費節減への努力が必要とされる中、現状を見直しますとともに、さらに効率的な公用車の運用と活用を続けてまいりたいと思っております。

また、昼休みの電気消灯、パソコンの電源を落とすなどといった基本的な部分も引き続き再度工夫をして実施してまいらなければならないと思っているところでもございます。

また、あるエコノミストによりますと、原油価格高騰によりまして、ガソリン価格が本年度中にも220円台を突破するのではなかろうかというふうにも言われておりますし、この影響により、さらに再び各種食料品も値上げされていくのではなかろうかと懸念をいたしているところでございます。

市民の皆様は、今後の生活について大変不安をお持ちになっているのではないかと存じ、私も非常に心配をいたしているところでございます。

第２次人吉市地球温暖化対策実行計画におきましても、CO_2削減に向けて、これからは市役所だけではなく、今後、市民の皆様方、また、企業、事業所の皆様方にも、ある意味、江戸時代の社会的発想、循環型社会の発想を一つのモデルといたしまして、ごみの排出削減等、いろいろな温暖化防止策に取り組み、御協力をいただき、市全体として地球温暖化防止策を初めとするさまざまな循環型社会の構築に向かって進んでいかなければならないというふうに考えているところでございます。

今後は、シンク・グローバリー・アクト・ローカリーと申しますが、地球規模で考えて、

目の前の足元でできることを着実に実行していくという、こういう発想も取り入れていかなければならないと考えているところでございます。

以上、お答えといたします。（「議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　３番。

○３番（豊永貞夫君）　御答弁いただきました。やはりこの実行計画の下の方にも書いてありますとおり、「市民一人一人ができることから地球にエコを考えよう」、まさにこれが本題だと思っております。持続可能な地球にしていくためにも、今から市全体で取り組んでいかなければならない地球温暖化対策であると思いますので、ぜひ私も頑張っていきたいと思います。

これで、私の一般質問を終わります。

○議長（大王英二君）　ここで、暫時休憩いたします。

午後２時４分　休憩

午後２時20分　開議

○議長（大王英二君）　では、休憩前に引き続き再開いたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

５番。

○５番（笹山欣悟君）（登壇）　５番議員の笹山でございます。通告に従いまして一般質問を行ってまいりたいと思います。

今回通告しました項目は、１点目に、行政改革より第３次行政改革大綱についてであります。２点目に、鉄道による観光振興ということから、肥薩線開通100周年事業とＳＬ運行についてであります。３点目に、学校給食調理業務の民間委託における検証についてであります。４点目に、市民の声より、高速インターチェンジバス停留所付近にトイレの設置をということであります。

初めに、第３次行政改革大綱についてであります。

平成15年度から平成19年度までの５年間の実施計画によりまして、第３次行政改革大綱人吉行政経営計画書実施計画書を策定し、全庁的に改革改善に取り組まれてきました。そして、その成果を100項目の取り組み事業検証報告書として公表をされました。

その実績と成果については、それぞれの項目によって効果が得られたもの、また、不十分であったもの、実施ができなかったもの等々さまざまであると思いますが、この５年間の実施計画をどのように評価をし、そして、総括をされておられるのかお尋ねをいたします。

２点目に、その成果と実績を踏まえて、第４次行政改革大綱を本年度内の策定に向けて検討が進められているようであります。第３次の基本的な考え方は、小さなできることから始める、市民にわかりやすいものから始める、意識改革から制度改革へつなげるといった３つ

の指標に沿って取り組みを推進してきましたが、第４次行政改革大綱の基本的な考え方は、市民のために、市民とともに職員一人一人が果敢に挑戦し、スピード感のある改革を進め、信頼される市役所を目指すとされております。

第３次の行政改革大綱の検証を踏まえて、どのような方向性で第４次行政改革大綱に反映をさせていこうとしているのか、この点についてお尋ねをいたします。

また、この第４次行政改革大綱の基本的な考え方には、市長の思い入れがかなり入っているのかなと思うところでありますが、市長のこの行政改革に対する考えはどのようなものでしょうか。お尋ねをいたします。

以上、１回目の質問を終わります。

○企画部長（荒巻　通君）　お答えいたします。

１点目、第３次行政改革大綱、人吉市行政経営計画書実施計画書の実績と成果でございますが、５年間の成果といたしまして、検証報告書にまとめ、公表をしたところでございます。

その中で、３つの体系、改革の方針を基本として、分析、比較、検討を行い、現状と課題を検証いたしましたが、その一つ、効率、効果的な行政システムの構築につきましては、実施状況も高く、組織横断的なプロジェクトチームの制度化を始め、財政運営の健全化において積極的な事業推進が伺え、一定の成果があったと考えております。

２つ目、感動を与える行政サービスの提供につきましては、フロアマネージャーの設置、窓口開所時間の延長、申請書様式、押印の見直しや接客研修の実施など、住民サービスの向上に努めてまいりましたが、さらなる意識改革のため、継続的な取り組みが必要であると検証をいたしております。

３つ目、市民との新しい関係の想像、協働と参画につきましては、市民参加の仕組みづくりにおいて低い成果となりました。行政の透明性の確保、行政と民間の役割分担の明確化とあわせ、今後も協働と参画は改革のキーワードととらえて取り組む課題であると検証をいたしております。

全体的な総括といたしましては、５年間の実施計画は策定当時に明確な目標はなかった状況の中で、職員が一丸となって年次計画を立て、小さなできることから始めることを基本的な考え方として取り組んでまいりました。市民の視点に立った行政改革の第一歩であったと考えております。

そういった状況におきましては、職員の意識改革、気づきの中で引き続き継続的な行政改革の必要性があるものと検証をいたしているところであります。

２点目第４次行政改革大綱への反映、方向性でございますが、本市における新たな行政改革は、第３次行政改革大綱で取り組んだ行政経営への挑戦の実績と成果を踏まえて検証しますとともに、検証した課題を克服し、ステップアップするものとして位置づけ、さらなる行政改革を推進するものといたしております。

第４次行政改革大綱の策定状況についてでございますが、昨年10月から職員による策定検討部会で作業を進めている状況でございます。また、民間の有識者15名で組織されます人吉市行政改革懇談会で去る６月４日には、大綱素案内容の１回目の御審議をいただきました。今後も策定検討部会との連携を図り、御意見をいただきながら策定作業を進め、年度内にまとめていく計画でございます。

以上、お答えいたします。

○市長（田中信孝君）　お答えをいたします。

施政方針でも述べさしていただきましたが、市民のために挑戦と総力の結集、スピードある改革とは、市民のために、地域のために、あるいは、今後は市民とともに、地域とともにを基本姿勢といたしまして、改革に果敢にチャレンジし、職員の総力を上げ、その英知を結集して改革を進めてまいりたいと存じております。

また、スピードある改革を進めるものといたしまして、経営の発想と柔軟性を持って、時代、社会環境の変化に対応するなど、実施計画推進期間を５年から３年間に設定し、さらなる行政改革に取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。既に入札制度の改革、乳幼児医療助成費の手続の簡素化、職員綱領の実践など、スピードある改革を推進いたしております。

また、企業誘致の推進や有料広告事業の拡大を初め、これまで以上に前例や慣習にとらわれない地域経営、つまり稼ぐ、もうかる仕組みづくりに積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

さらに、市民参画と協働という点では、行政としての役割、責任を明確にしまして、市民、地域、民間の力を結集し、市民とともに歩む市役所を目指し、具体的な改革の道筋を示してまいりたいと考えている次第でございます。

要は、いつの時代におきましても、地方自治法第２条第13項、第14項を念頭に置き、それを意識し、適正な行財政改革を行ってまいらなきゃならないというふうに自覚をいたしているとこでございます。

以上、お答えといたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　５番。

○５番（笹山欣悟君）　検証ということで、市民の視点に立った行政改革の第一歩だったというようなことでありまして、職員の意識改革、また、引き続き継続的な行政改革の必要性があるというように検証をされているようであります。

職員にかかわる行政システムの構築とか行政サービスの提供等については、一定の成果が見られたということでありますし、市民との協働と参画、それについては厳しい結果であったというようなことであります。

私は、市民との協働と参画をどういうふうにしていくのか、それがやはり真剣に取り組む

課題ではなかったのかなと考えておるとこでありますが、その市民との協働と参画が低い成果となった点、これについてはどのように分析をされていらっしゃるのか、この１点だけお聞きをしておきたいと思っております。

また、市長の今の答弁をお聞きしますと、本当に市長みずからがスピードある改革を進められている、また、今の行政改革に先んじて、いろんな入札制度の改革とか、そういった部分をかなり推進をしてきておられる、そういうふうに感じたところであります。

今回の第４次につきましても、期間を、実施の期間も３年に設定されるということで、やはり今の社会を見た中で、社会が非常に変化をしていく、その変化に応じた改革をするんだというふうな意気込みを感じているとこでありますが、その策定作業を年度内にまとめるというようなことでも答弁をいただきました。

そういったことであれば、今回の第４次の行政改革大綱の実施、これは今年度内に作業をまとめて、21年度から実施をされるのか、その点については、例えば早目に策定作業が終われば、例えば20年度途中からでもこういった第４次の行政改革をやっていくんだと、そういった考えがあるのかないのか、この点についても確認をしておきたいと思いますので、以上２点について改めてお尋ねをしたいと思います。

○企画部長（荒巻　通君）　お答えいたします。

１点目、市民との新しい関係の想像、協働と参画につきましては、市民参加の仕組みづくりにおきまして、その体系づけと手法を検討する中で、全庁的な取り組みがおくれたことにより低い成果となっております。

現状におきましては、市長のタウンミーティングを初め、大綱策定に向けた市民意識調査の実施など、市民参画の手法を事業担当課が個別に取り組んでいる状況にございます。

２点目の大綱の策定時期につきましては、現在、平成21年４月からの実施に向けまして、策定検討部会で作業を進めておりまして、本年度中の大綱策定を予定をしております。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　５番。

○５番（笹山欣悟君）　本年度中の策定ということでありますので、できるだけ早く策定をお願いしたいと思いますが、この行政改革大綱をいろいろと検証しようと思えば、いろいろと問題点がありますので、非常に時間が足らないと思っております。

ただ、こういった、全員協議会の中でこの検証報告書をいただきましたけども、なかなか私わからない部分がありましたので、改めて企画課の方で、検証シートの方で、どのように検証をされているのか、それを知りたいということで資料をいただきました。かなり詳しく、それぞれの項目にわたって検証をされているようであります。

この点についていろいろしたいなと思っておりましたが、今回は１点に絞って質問していきたいと思っております。基本的には、この検証項目の中の情報公開条例の適正な運用とい

うようなところで質問をしていきたいと思っております。

といいますのも、実をいいますと５月の28日から30日にかけまして、私たち無会派の仲間５人で行政視察を行ってまいりました。行き先が北海道でありまして、北海道のＪＲ北海道の本社、それからニセコ町に研修に行ってきた次第であります。

ニセコ町におきまして、まちづくり基本条例、これ非常に先進的な取り組みをやっている町でありますが、そこでこのまちづくり基本条例について研修を行ってきたところであります。そういったまちづくりの基本条例を研修する中で、やはり基本的な考えというのが情報共有と住民参加と、これが二つの大きな柱としてつくってありまして、「住むことが誇りに思えるまちづくり」、また「暮らしやすさが実感できる元気と安らぎのあるまちづくり」を基本構想として、テーマの具現化の保障、もしくはまちづくりの共通ルールとか、町の憲法として制定をされて、先進的な取り組みを行っている町であります。

そこで、情報共有のその取り組みということで聞いたときに、透明性の確保、それから説明責任の明確化として文書管理システム、それから原則公開の諸会議とか委員会とか、もしくは財政の透明化、それから情報公開条例、もしくは個人情報保護条例、こういった部分が基本にあるわけなんです。そこで、その情報公開条例等をいろいろと勉強する中で、人吉市の情報公開条例の運用とその文書管理についてどうなのかなということで今回質問を行いたいと思っております。

まず、人吉市の情報公開制度、これがどのようになっているのか、それから、この情報公開条例の中で、どのような基準で情報の開示もしくは不開示、これを行っているのか、この点について、まずお聞きをしておきたいと思います。

○総務部長（深水雄二君）　議員の御質問にお答えいたします。

人吉市の情報公開条例の制度でございますが、公文書の開示請求の受け付けを総務課で行っております。総務課では開示請求書を請求される文書の原本を所管する課へ回し、所管課で開示請求書の受け付けをいたしております。所管課におきましては、開示請求書が提出された日から15日以内に開示、一部開示及び不開示の決定を行うこととされておりまして、その開示、不開示につきましては、総務課へ合い議した上で所管課におきまして決定を行っております。

実際に開示を行う場合は、総務課と所管課と同席の上、開示決定書、一部開示決定書、または不開示決定書の交付を行い、その際、公文書の写しを希望される場合は、原本のコピーにより、白黒で１枚10円、カラーのもので１枚100円御負担いただくことにより、写しの交付を行っております。この開示決定等に不服がある場合は、弁護士や大学の准教授、市民代表など５人で構成されます人吉市情報公開等審査会で不開示等の判断が妥当であったかどうかを調査・審査をされ、実施機関に答申がなされます。審査会から出された答申につきましては、実施機関は従わなければなりませんので、答申どおりに改めて開示等の決定がなされ

ます。

なお、公文書の開示決定につきましては、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会が実施機関とされておりますので、原本を所管する実施機関におきまして開示等の決定を行っております。

次に、開示決定等の判断基準でございますが、情報公開条例におきましては制度の基本理念を情報の公開原則としていますが、その例外として、公開しない情報の範囲を定めたものが不開示情報でございまして、七つの項目に分類されております。一つ、法令秘情報。二つ目、個人に関する情報。三つ目、法人等に関する情報。四つ目、生命保護情報。五つ目、審議、検討、協議に関する情報。六つ目、事務事業情報。七つ目、任意提供情報の七つに分類して情報公開条例第７条で定めてあります。この不開示情報の判断基準といたしまして、７項目の不開示情報についての解釈及びその具体的内容を例示、分類したマニュアルを作成しておりまして、開示決定等に当たりましては、そのマニュアルを参考にしながら行っているところでございます。

以上、お答えします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　５番。

○５番（笹山欣悟君）　不開示の情報等については、今先ほど話をいただきました。

７項目ほど話をされましたけれども、非常に大まかな範囲であって、一つ一つがどういった形になるのか、非常に不透明な部分があるんじゃないかなとちょっと感じたところであります。言うなれば、何でもかんでもこういった不開示の方に当てはめようと思えば当てはまるような状況にあるのかなと、ちょっと感じたところでありますが、ニセコ町では町の町政情報、これも個人のプライバシーに該当しないということが明らかな情報については、すべては開示情報と、そういったことで規定をして、請求並びに開示に係る手続も簡略化をしております。結局、請求書の提出とかの省略を行って、そういった請求書を提出しなくても、その場で請求者の求めに応じて、開示ができる情報であれば、その場で開示をしていると。また改めて通知を伺って、また出向いてきてそういった情報をもらうんじゃなくて、その場で見れると。結局は請求者のそういった負担の軽減もやっているわけなんです。

そういったことから考えて、人吉市の条例を見てみますと、先ほど説明がありましたように、開示の請求から開示等の決定等の手続を経て、15日以内にそういった部分を決定をすると。そして、もしやむを得ない理由等があって開示決定をすることができない、そういった事情の場合には、結局45日間を限度として、さらに延長をすることができると、そういった形でうたってあります。

また、先ほど言いましたように、不開示の判断、不開示の範囲等についても、７項目ほど先ほど部長の方から説明がありましたが、具体的にどういったものかというのが非常に大まかな部分があるんじゃないかなと思っております。非常に不開示の範囲が、規定はしてあり

ますが、中身については不透明な部分がかなりあるんじゃないかな。そういったところで、情報をきちんとした情報として開示できる部分も、結局はこういった不開示の規則に当てはめて、結局一部分は不開示ですよと、そういった形で開示がされている状況があるのかなと、そういうように思っているところであります。

よって、こういったニセコ町の例と比較するわけではありませんが、やはり人吉市の今の情報公開制度、条例のあり方を見たときに、その請求から開示決定までのそういった期間の妥当性、そして不開示の範囲、開示、不開示の範囲についての見直し等については、私はもう少しさらに見直しを進める必要があるのかなと、そういうふうにちょっと思っているところでありますが、この期間の妥当性とか、先ほどの行政改革を例えるわけではありませんが、スピードある改革をやるというふうなことをしながら、これだけ長い期間をかける、そういった部分がありますので、そういった請求から開示までの期間の妥当性、もしくは不開示の範囲についての見直し、この点についてはどのように今考えていらっしゃるのかお尋ねをしておきたいと思います。

○総務部長（深水雄二君）　議員の２回目の御質問にお答えします。

先進地でありますニセコ町の方に行かれまして、相当勉強をされてきておられるようで、一応私の方もニセコ町の公開条例の概要を読ませていただいております。

御質問では、ニセコでは手続が簡略化されて、不開示の範囲とかについても非常に狭められてといいますか、非常にスピードアップがされているということで、市の方もそういう簡略化、スピードアップはできないかというような御趣旨の御質問だと思います。それにお答えいたします。

議員がおっしゃるように、ニセコ町は情報共有によるまちづくりを全面的に打ち出し、進められており、情報公開の運用としても非常に先駆的、先進的な条例であると感じております。ニセコ町では、文書が役場に届いて所管課で受け付けをする際や文書を起案する段階で、あらかじめ公開、非公開の決定をされているものと思われ、開示決定等を事前に行っておくことで開示決定等の手間を省くことができ、情報公開をスピーディーに行うことができております。

本市におきましては、開示、不開示の決定をするまでもなく、即時開示できる情報については、任意の情報提供という形で情報を開示いたしておりますが、その運用に際しましては、所管課の裁量によるものが大きく、またニセコ町の事例は非常に合理的な方法であると思いますので、市といたしましても参考にし、検討していきたいと思っております。

また、不開示情報につきましては、情報公開条例においては、情報の公開原則の確立が基本原則とされており、 不開示情報はその原則の例外を定めたものと理解されております。この例外的に不開示とされる条項については必要な見直しを行い、不開示情報を必要最小限とするとともに、個人や法人の権利、利益、さらに公益の保護に必要な範囲で、かつ開示請

求権者の情報公開請求権を保障するために最小限の範囲に限定するとともに、規定としても明確に定め、できる限り解釈の余地を狭めておく必要があると思っております。

以上、お答えします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　５番。

○５番（笹山欣悟君）　ぜひそういった形で取り組みを進めていただきたいと思っているんですが、今、いつでしたか、ちょっと日にちを忘れましたが、熊日新聞に掲載をされておりましたけど、市民オンブズマンによる情報公開の調査が掲載されておったと思っております。それによりますと、人吉市の情報公開度というのが県下におきましては中よりも下位の方に位置づけがランクをされてあったというふうに思っております。また、県下の都市の中でも下位の方にランクづけをしてあったように記憶をしているところであります。

最近の人吉市の情報公開の開示請求の事例において、最近でありますが、一部不開示ということでされたために不服申し立てもなされているというようなことで、今後情報公開等審査会において諮問されると、そういった事案も来ているようであります。

そこで、先ほどからいろんなことで期間の妥当性とか、不開示の基準とか範囲とか、その分ちょっと質問してまいりましたが、人吉市として、やはりそういった市民との情報を共有すると、そういった観点から見たときに、私はもう少し先進的な情報公開制度のあり方については制度改革に取り組むべきではないかと考えているところであります。その辺のそういった制度改革に取り組むことについてどうお考えなのか、この点についてお尋ねをしておきたいと思います。

○総務部長（深水雄二君）　議員３回目の御質問にお答えいたします。

先ほど言われました情報公開度ランキング、これにつきましても４月に資料をいただきまして、何年か前は本当上位にいたんですけども、今回かなりというか、もうほとんど下に下がってしまっておりまして、オンブズマンの評価ではありますけれども、やはり気になるところでございます。

御質問の方は、市民との情報の共有という観点から制度改革にも取り組むべきではないかというふうな御質問だと思い、答弁いたします。

人吉市情報公開条例には前文がございまして、その前文には、「市が保有する情報は市民の共有の財産であり、市民によって広く適正に活用されることにより、豊かな地域社会の形成に役立てられるべきものである。この情報の公開は、市民の市政への信頼を確保し、開かれた市政を推進していく上で、なくてはならないものである」と明記されております。

人吉市情報公開条例は、平成13年３月議会におきまして提案、可決され、同年10月１日から施行されております。この間、平成14年に一部改正があっておりますが、条例の制定以来、社会情勢は目まぐるしく変化し、市民の行政に対する見方、考え方も、より厳しくなってきており、条例の前文にあるような市の情報は、市民共有の財産であるという意識を職員一人

一人が持つことはもとより、住民と情報を共有し、協働によりまちづくりを進めていくということが非常に重要なことであると考えております。また、不開示情報の範囲を狭くすることを検討することも大事ではございますが、情報公開条例や情報公開制度そのものにつきましても見直しが必要な時期ではないかと思っております。

つきましては、情報公開制度につきましては、今年度中の議会に情報公開条例の改正案を提案いたしたいと考えております。その際は、先進各地の例を参考にし、十分研究をしながら、情報公開制度の充実を図っていきたいと考えておるところでございます。

以上、お答えします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　５番。

○５番（笹山欣悟君）　ぜひ部長が答弁いただきましたように、情報公開条例については、やはり情報公開制度そのものをきちんと理解していただいて、そういった制度改正、もしくは条例改正を取り組みをしていただきたいと思っているところであります。

そこで、せっかくでありますが、具体的にちょっとお話をさらにちょっとしていきたいと思っているんですが、実はこの情報公開条例の開示請求に伴って、体育施設の指定管理者導入にかかわる一連の資料を情報公開の開示請求として請求をされました。そこで開示があった資料を私も見せていただきました。そこで非常にその資料を見たときに不開示の部分がかなり多いなと感じたところであります。体育協会からのその体育施設の指定管理者申請書の開示請求に対して、一部開示ということで通知がなされておりますが、申請書のうちの給与、また予算の内訳並びに個人住所の番地及び年齢に関する部分については、情報公開条例第７条第２号及び第３号に該当するというようなことで不開示であるということで開示をされてありませんでした。ところが、その資料を見ますと、そういった数字、項目が黒塗りですべてしてあります。給与もしくは予算にかかわる部分以外の数字も、すべて黒塗りでしてあるわけなんです。これじゃあこの中で何も判断できないと、そういった状況であります。

そして、その後、その方が異議申し立てをされて、さらに差しかえをしてほしいということであったようでありますが、そのときには今度は黒塗りではなくて、数字の部分を切ってすると、こういった形で提示をされました。個人の情報と個人の住所とか番地とか生年月日等にかかわる情報、これについては個人情報保護の観点から不開示というのは私は理解できます。しかし、今回開示をされた申請者が算定している給与とか予算の内訳等ですよね、またはそれ以外の市が算定をしておった実績、16年とか17年とか18年の実績等の数値、それもすべて不開示というような形でしてあるんですけれども、それが第７条の第３号に該当するのかなと私は考えるところであります。それが第３号に該当する理由を１点お尋ねをしておきたいと思います。

それから、この書類の一部開示決定通知書、これは田中市長名で通知をしてあります。ただ、５月21日付で開示された公文書につきましては、今度は教育長名で不存在という理由で

公文書不開示決定通知書が通知をしてあります。同じ体育施設にかかわる指定管理者の申請書にかかわる公文書の開示請求でありますが、なぜこの通知書が市長と教育長で違うのか、この点についての理由をお尋ねをしておきたいと思います。

○総務部長（深水雄二君）　お答えします。

何点かありましたので、漏れがないようにお答えしますけども、もしあった場合には御指摘お願いいたします。

資料が開示請求の中で第７条第３号に該当するものはわかるかということでございますが、市民の方から体育施設の指定管理者申請書についての公文書開示請求が一応提出されております。開示請求された文書につきましては、人吉市体育協会で作成され、提出されたものであったため、開示決定をするに当たり、人吉市情報公開条例第14条の規定に基づきまして、人吉市体育協会に開示しても支障がないかどうかにつきまして意見の提出を求め、人吉市体育協会からは職員の給与に関する部分、指定管理上の予算の内訳に関する部分及び申請書に記載されている個人の住所及び年齢に関する部分については開示されると支障があるということでございました。

支障がある理由は、個人情報であること、今後執行する予算であり、適正な契約執行ができないおそれがあるというものでございます。請求された指定管理者の指定申請書の中に市町村長が発行した身分証明が添付されており、このうち本籍及び生年月日については個人情報に当たると判断し、また指定管理料の支出予定額の内訳につきましては、職員の給料月額や４月以降、指定管理者が相手方と締結する契約額に結びつくものであり、その契約を締結する前の金額であったため、情報公開条例第７条第３号の法人等に関する情報に該当すると判断し、その部分について不開示としたものでございます。

それから、もう一点は、同じ指定管理者に関する開示請求であるのに、このような違いがあるのはなぜかと。教育長が開示したものと市長が開示したものと違いがあるのはなぜかという御質問ですけども、情報公開につきましては、市長、教育委員会、選挙管理委員会などの執行機関及び議会が実施機関として定められております。開示請求があった場合に、どの機関が実施機関となるかにつきましては、請求された文書の原本をどこの機関が保有しているかで決められますので、こういう状況といいますか、状態ができたものと思っております。

以上、お答えします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　５番。

○５番（笹山欣悟君）　それぞれの実施機関が原本を管理しているかどうかによって違うんだというようなことでありますが、ただ指定管理者申請書もスポーツ振興課で受け付けしていますよね。ということは原本はスポーツ振興課が持っている。ならば教育委員会の所管になるんじゃないですか。

○総務部長（深水雄二君）　お答えいたします。

指定管理者制度の導入に関する情報公開の開示請求でございますが、人吉市体育協会から教育長あてに提出されました指定管理者の指定管理書でございましたが、申請自体は人吉市指定管理候補者選定委員会で審議されたものであり、申請書の原本は選定委員会の書類として総務課で保管しておりましたものでございます。よって、この請求につきましては、市長部局が実施機関となったところでございます。

以上、お答えします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　５番。

○５番（笹山欣悟君）　そういうふうに執行部の方で判断してされたのであれば、それについては何も言うことはありませんが、ただ原本を所管するかということであれば、先ほどのようになると思うんです。それについては選定委員会で十分にいろんな選定をやったからということのようでありますけれども、そこはあえてもう追求はしないようにしたいと思っております。

ただ、その申請書一式を見たときに、結局私も３月議会でこの申請書一式については議会の一般質問の中で紛糾をして、結局資料として一式を配付していただいた経過があります。その中ですべての資料を私も見ました。ただ、同じような資料を市民の方が情報公開条例による情報開示の請求をした場合には、このような一部不開示として通知をされたというような状況なんです。私たちはすべての資料を見ることができた。市民が請求したら、ほとんどそういった数字等については不開示ということで通知がされている。そういった違いがあります。

先ほど給与とか予算の内訳等が法人等の第３号に該当するということで不開示としたんだということで答弁をいただきましたけれども、私は当然給与、予算の内訳等がそういった第３号に該当するとは私は考えておりません。基本的にはそういった体育協会が指定管理者を受けるということで申請書を提出する。基本的にその申請書の中で１年間の予算をこういった形で使うんですよというようなことで申請書が上がってくるわけですけれども、その予算は、結局は市民の血税を使ってするわけなんです。市の税金で運営をされると、指定管理料を市が払うという形になります。ということは、その市民が払う税金については、当然市民は知る権利がある。どういった形で使われるのか、それは知る権利が私はあると思っています。

ですので、当然そういった部分については、私は市民としても同じような、その受ける方でいろんな支障があるというふうに答えたから不開示をしたんだということでありますけれども、当然そういった受ける方の意見ばかり聞くんじゃなくて、当然市民の方からすれば、そういった私たちの、少なからずは自分の払った税金が使われているということを考えれば、そういった情報も知る権利が片やあるんじゃないかなと私は思っているわけなんです。

そこで、例えば、先ほど教育長名で不存在というふうな文書を通知をされておりますが、

そういった体育協会とのやり取りの中で、全くそういった文書はなかったんだというふうなことで、不存在という形で通知をされておりますが、ならばその教育委員会が事前に体育協会に対して体育施設の例えば16年度、17年度、18年度に市の方で行った経理等の情報、これを提供するという場合には、やはり教育委員会内部でも当然協議をしなければならないと思うし、何らかの決裁をやって当然体育協会に渡さなければいけないと私は思っております。そういったところでそういった分の開示請求があったわけなんですけども、不存在ということで通知をされております。ということであれば、その情報を記した文書が不存在ということでありますから、どうやった形で体育協会にその情報を渡したのでしょうか。個人的に渡したのか、もしくは結局決裁も何もないと、そういったことでしょうから、どういった形で情報を渡されたのでしょうか。

○教育長（鳥井正徳君）　お答えいたします。

まず、たしか５月21日の開示請求に関する件でございますけれども、請求内容が体育協会が指定管理者申請書を作成するに際して、教育委員会が事前に体育協会に対して経理内容を詳細にわたって情報提供をするに至る討議の全記録ということでございましたので、人吉市体育施設指定管理者導入要領以外の文書のことであろうと、主管課で判断をしまして不存在としたところでございます。そういう経過がございます。請求者との内容の解釈にずれがあったようでございまして、適切な回答がなされておらず、誠に申しわけなく思っているところでございます。

お尋ねの経費の実績でございますが、どのように伝えたかということでございますけれども、体育協会へは第３回指定管理候補者選定委員会後の平成19年９月26日に人吉市体育施設指定管理者導入要領を提示した際に、あわせて管理経費の資料としてお渡ししているところでございます。

以上でございます。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　５番。

○５番（笹山欣悟君）　解釈のずれがあったと。しかし、適当な回答がなされておらなかったという教育長の答弁でありますけれども、しかし、その不存在という不開示の決定通知書、これは公文書ですよね。その公文書の取り扱い、どう考えられますか。

○教育長（鳥井正徳君）　この不存在という言葉を私が見たときに、やっぱり私もこれでいいかなということを考えましたけれども、担当課でこういうふうな決定をしたことでございますので、そのまま認めたところでございます。

ですから、公文書としては絶対に間違いがあってはならない、これが基本だろうと思っておりますが、この場合はその分だけの十分な私の配慮が欠けたかなという、この面では思っているところでございます。

以上でございます。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　５番。

○５番（笹山欣悟君）　教育長、配慮が欠けたかどうかの問題じゃないと思います。公文書です。虚偽の公文書を発したということと一緒じゃないですか。

○教育長（鳥井正徳君）　言葉がまずかったかもしれませんけど、決してそういうふうには思っておりません。絶対に間違いがあってはならない。これは基本的に変わりません。ということでございます。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　５番。

○５番（笹山欣悟君）　ということであれば、その不存在として通知をしたことを相手の方にどういうふうに説明をされるんですか。公文書として発してられるじゃないですか。間違っていないとか何かということであれば、そういったことをきちっと理由を説明すべきじゃないですか。でも、先ほどの答弁では資料としては渡したんだということですよね。教育長の答弁に私は納得いきません。

○教育長（鳥井正徳君）　先ほどお答えいたしましたように、適切な回答がなされておらずという表現を使っております。このことは、請求者に対しましてまことに申しわけなく思っておりますし、説明を申し上げたい、そういうふうに思っております。

以上でございます。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　５番。

○５番（笹山欣悟君）　この点で余り議論したくないんでありますが、その適切な回答がなされておらずと言いながらも回答してるんじゃないですか、公文書として。ならば今後どういった処置をとられるんですか。きちっとした回答を公文書で差し上げるんですか、相手に対して。そういうところどういうふうに考えますか。

○議長（大王英二君）　暫時休憩いたします。

午後３時13分　休憩

午後３時33分　開議

○議長（大王英二君）　では、休憩前に引き続き再開をいたします。

○教育長（鳥井正徳君）　請求者の方には大変御迷惑をおかけしましたし、議員にも大変御迷惑をかけました。済みませんでした。

それではお答えをいたします。

不存在についての公文書については取り下げさせていただきます。そして、情報公開条例に基づきまして開示できるものにつきましては、誠意を持って開示させていただくことといたします。どうも御迷惑おかけしました。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　５番。

○５番（笹山欣悟君）　ぜひそういった形でお願いをしたいと思っております。

私もちょっと教育長とやり取りいたしましたが、やはり公文書としてどういった取り扱いになっているのかということをきちんと踏まえて答弁いただければここまで私も言うつもりはありませんでしたが、ぜひきちんとした形で誠意を持って取り組みを願いをしたいと思っております。

ただ、今回のその体育協会による体育施設の指定管理者の申請書、また選定委員会にかかわる取り組み、実はこういった選定委員会の会議記録こういったものも私はすべて読ませていただきました。非常に若干私はショックを受けたところであります。もう現在、施設の運営は体育協会が行っておりますので、もうこれにつきましては何も申し上げません。ただ、その選定委員会の中で取り組んできた執行部のやり方、これについては、やはり教育委員会そのものが、もう最初から体育協会を指定管理者としていただくんだと、そういた認識のもとに選定委員会が始まっていると、そういった状況がありありと読まれます。で、もうすべて選定委員会の中で公募をするのかどうするのかということを議論した形跡は全くありませんし、いきなりもう最初から、はなから体育協会指定ありきで選定委員会が進んでいったというような状況が読み取れました。

そういった形からすると、本当に指定管理者制度そのものをどういうふうに皆さんが理解していらっしゃったのか、私は非常に疑問でありますし、やはり執行部がきちっと指定管理者制度を導入するに当たっては、やはりそういった制度の認識、それをきちんと理解をして導入をしていただきたいと、私はそういうふうに思っているところであります。そういった市民の不信とか不満とか不安とか、そういったことが起きないように、今後そういった制度の導入等については、その制度のあり方そのものを理解した上で、公開できるものはきちんと公開をしながら取り組みをしていただきたいと、そういったことだけ私は指摘をしておきたいと思っております。

あと、次に、文書管理も若干通告しておりましたので、文書管理について１点だけお尋ねをしておきたいと思っております。

私も職員時代にその文書管理がボックスファイルによるシステム化ということが図られたように思っております。ですから、私も若干今のボックスファイルシステムのあり方については、携わってきました。その今の文書管理のシステムが現在までどのような状況になっているのか、その点だけお尋ねをしておきたいと思います。

○総務部長（深水雄二君）　議員の文書管理システムのこれまでの経緯といいますか、どうなっているのか、どうあろうとするのかという御質問にお答えいたします。

本市におきましては、平成13年10月１日から、人吉市情報公開条例を施行するに当たりまして、文書の移管及び廃棄が不適切なことによる文書検索の困難性、担当者各自のルールでの文書の保有など、さまざまな問題を抱えておりました。そのさまざまな問題を解消するため、本市の文書管理システムとしまして、平成11年度から13年度にかけてボックスファイリ

ングシステムを導入しております。ボックスファイリングシステムとは、キャビネットに文書を収納するのではなく、ファイルボックスに文書を収納し、管理するシステムでございます。また、全職員が共通ルールを遵守することで文書の私物化を防止し、誰でも情報を検索することができるシステムでございます。

本市においてボックスファイリングシステムを導入した経緯としましては、専用の文書保存用キャビネットを新たに購入するのではなく、従来から使用していたキャビネットを再利用するためでございます。また、人吉市情報公開条例の対象となる文書は、平成12年４月１日以降に作成し、または取得した文書と過去の文書も対象としたことにより、書庫の整理作業が必要となったため、平成13年度に書庫管理システムを導入しております。

このシステムは、ボックスファイリングシステムと連動し、事務室から文書庫への文書移管、文書庫内の文書検索、文書庫の文書廃棄などを全職員へ共通ルール化したものでございます。

本市の文書管理システムにおける今後の課題としましては、現在のボックスファイリングシステムに適合した文書、目録公開システム、これは文書の受け付けから廃棄までの作業を電子上で扱う、現在は手書きでやっているものですから、これをもう電子上で扱おうと、そういうシステムのようでございます。このシステムなどの電子文書管理システムを構築し、住民との情報、共有をより一層図ることであると考えております。

以上、お答えします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　５番。

○５番（笹山欣悟君）　この文書管理については、やはり情報公開制度、条例等、やっぱり非常に密接にかかわりがあります。いかに文書管理をきちっとやっておくかということによって情報公開もスムーズにスピードアップしてできるというような形になりますので、これについては、もうあえて再度質問はいたしませんけれども、やはり今の課題を十分にとらえていただいて、今事務室等、執務の状況を見た中で、文書の管理のあり方が若干粗雑になっているのかなというふうに感じる場合があります。かなり机の上に文書等が乗っておったりとか、そういった部分もちょっと見受けられるかなと思いますので、そういった部分については、やはりそういったボックスファイルのシステムに適合した形を構築する、そしてその構築をしながら住民との情報共有が一番大事ですので、それがスムーズにできるような構築のあり方を今後検討課題ということで取り組みをしていただきたいというふうに要望しておきたいと思います。ぜひよろしくお願いを申し上げます。

だんだん時間がなくなってまいりましたが、続けてまいります。

鉄道による観光振興面からということでありますが、まず、これについては、昨年の３月議会、それから６月議会で立山議員が一応鉄道と観光振興の観点からということで質問をされております。当時の丸山建設部長の答弁によりますと、新幹線プロジェクトにおいて球磨

地域振興局を中心とした肥薩線開通100周年に向けた取り組みを進めている。また、その状況としては100周年関連事業推進のための組織体制の構築に向けた交流促進ワーキング部会が立ち上げられて、肥薩線全線開通100周年記念事業実行員会が設立される予定になっているところであって、今後構成される専門部会において検討を重ねていくというふうな状況だったと思っています。

そこで、その肥薩線全線開通100周年記念事業実行委員会及び専門部会において、昨年６月以降、どのような取り組みがなされてきたのか、現在までの経過、それとあわせて現在展開をされておりますさまざまな事業等について説明をいただきたいと思います。

○経済部長（井上修二君）　肥薩線開通100周年事業の取り組み状況でございますが、肥薩線100周年記念事業実行委員会は、平成19年６月27日に第１回全体会議で設立され、企画立案の組織として関係団体の代表者からなる企画広報部会及び魅力開発部会の２部会を設置し、実行委員会で実施する事業について、８月から11月までの間に各部会４回の協議検討が行われ、それをもとに平成19年11月26日の第２回全体会議にて事業計画を承認し、平成20年３月27日に事業計画の追加がなされ、実行委員会及び各関係団体において事業を実施しているところでございます。

実行委員会で取り組まれました昨年の事業といたしましては、本年開催されております川線100周年記念キャンペーン等の企画を行っております。また、肥薩線の産業遺産が九州南部における産業創出と、これを支えた電源開発、物資輸送の歩みを物語る近代化産業遺産群の後世遺産として、平成19年11月30日に経済産業省の近代化産業遺産群の認定を受けましたが、この近代化産業遺産群の認定などに向けた調査研究、検証事業を実施しております。さらに、ロゴマークの公募、選定、各種メディアに向けた広報ＰＲなどを展開しているところでございます。

なお、今後の事業につきましては、実行委員会において７月に開催される総会にて決定されるようでございます。

以上、お答えします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　５番。

○５番（笹山欣悟君）　この実行委員会の取り組みについても、それぞれの関係団体がそれぞれの事業を展開しているという状況で、なかなかわからない部分が多々あると思っております。こういった事業にそれぞれの分野で関係団体の方で参画している人については、その事業事業でこういったイベントがあるということでわかるかもしれません。先ほど川野議員もゆふデラックス号に乗られて、非常に寛大な、盛大な歓迎を受けたと、非常に盛り上がったというような話をしておりましたが、ただ、一般の市民から見ますと非常にどうなのかなというふうな話も聞いたところであります。そういった６月１日のゆふデラックス号を活用した記念イベントでありますけれども、やはり市民の方からしますと、そういったイベント

というのを後で後日掲載された新聞記事等を見て知ったという方がほとんどであります。「もし知っとったらば、本当にこれは沿線で手を振ったばってんなって。ばってんが、新聞見て知ったけん、何で早よぎゃんとば教えてくれんやったちゃろうかな」というような意見もかなり聞いたところであります。

そこで、こういった100周年の開通にちなんでも、いろんなイベントの取り組みが開催されているようでありますけれども、私もなかなかわからない部分があって、人吉新聞とか、新聞記事を読んで、「ああ、こういったイベントが開催されたんだ」と、後で気づく点がかなりあったように思っているところであります。

そういったところで、そういったイベントの市民に対する周知、これについてはどのようにされておったのかなというふうなことを気がかりでありますし、またこれから行われる事業等についても、やはりどのような周知の方法をとっていかれるのか、その点についてお尋ねをしておきたいと思います。

○経済部長（井上修二君）　イベントの周知でございますが、６月１日のイベントにつきましては、記念列車100年レイル肥薩線号の運行に伴い、熊本駅での記念列車出発式、記念列車車内での車内ＰＲ、人吉駅、一勝地駅での歓迎イベント、人吉駅での記念列車出発式を行いました。さらには、お越しいただいた観光客の方々に対しましてのツクシイバラツアーや産業遺産見学ツアーなどの多彩なイベントを実施しております。

情報発信につきましては、主催者である肥薩線開通100周年記念事業実行委員会にて情報を取りまとめ、県政記者クラブ、地元記者クラブ、福岡のレジャー記者クラブなどへの情報提供のほか、パンフレット、ポスター、のぼり制作、配布、ラジオ、雑誌、ホームページ上での情報発信と、さまざまなメディアを利用して周知したところでございます。

今回は、市外向けの情報発信に力点を置いたものとなっており、笹山議員御指摘のとおり、市民の皆様への周知が不足していたように感じているところでございます。

今後のＰＲにつきましては、市といたしましても肥薩線開通100周年記念事業実行委員会と協議しながら、市民に向けた情報発信について検討してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えします。

○議長（大王英二君）　ここで時間の延長をいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）５番。

○５番（笹山欣悟君）　やはりＰＲについては、対外的にすることも必要かもしれませんが、地元の市民に対しても十分な周知をしていかないと、非常におかしい部分が出てくると思いますので、ぜひそういった取り組みを周知の方法をお願いしたいと思います。

さらに、ＳＬの運行に伴う部分につきましては、先ほど川野議員が、ＳＬの機会を利用した観光振興をどういうふうに活用するのか、市長の考えを川野議員の質問で答弁されました

ので、もうそれ以上いろいろと聞くことはないと思っております。ぜひそういったソフト面、ハード面から積極的な取り組みをお願いしたいと思っております。

そういったことで、もうこれについては質問を割愛したいと思っております。

時間があれば、私もＪＲ北海道の本社の方でＳＬ運行についていろいろと勉強をしてきましたので、そういった部分を提言をやりたいなと思っておりましたが、時間が足りませんので、もうこれについては終わりたいと思っております。

３月議会で給食センターの調理業務における検証についてもすることができませんでしたので、今回はあとはそちらに絞って質問をしていきたいと思っております。

先ほど言いましたように、学校給食調理業務の民間委託が平成19年度より実施をされております。ようやく１年が経過したところでありますけれども、この民間委託の問題についても、私はこの一般質問の中で執行部とさまざまな議論を行ってきたところであります。

直営で給食調理業務を行ってきた18年度までと給食調理業務を民間委託をした19年度において、どれだけの効果があったのか、検証をされていらっしゃるのか、その点についてお尋ねをしたいと思っております。検証されたのであれば、給食調理業務の委託による効果、または食材発注における効果、そういった等々についてはどうだったかなということでお尋ねをしたいと思います。

○教育長（鳥井正徳君）　今議員からありましたように、調理業務を民間に委託しまして１年３カ月がたちました。その間、給食の安全安心、そしておいしい給食の提供に向けて全力で取り組んできたところでございます。

どのような効果があったのかという質問でございますが、コスト面から申し上げますと、人件費でございますが、平成15年との比較で約4,600万円、平成18年度との比較においても約1,000万円の削減になっております。委託業者に委託してからの調理作業は、委託前と同じような班編成を組み、同じような調理工程で作業を行ってまいったところでございますが、調理作業開始時間につきましては、委託前は野菜等の下処理の開始時間は８時40分でございましたが、委託後は委託業者の社長ほか、調理員数名で委託前より約１時間前に現場入りし、野菜等の下処理をすることで調理場内に処理された食材がいち早く入り、余裕を持った調理工程を組むことができるようになりました。

また、煮込み時間やいためる時間が長くとれるようになりましたので、時間を要するようなメニューをつくれるようになりました。また、現場監督責任者の委託業者の社長は、海外レストランでの研修や国内でも料理人としての実績もあり、その経験を生かし、栄養士や調理員に料理の手順など、シェフとしての立場からアドバイスをしたり、相談を受けたりしているとの報告も受けているところでございます。

食材発注部門の効果は、昨年２学期は社会情勢として９月ごろから原油価格の高騰がございました。さらには異常気象の影響で野菜の値上がりや、バイオ燃料の影響で大豆やトウモ

ロコシの高騰による影響が３学期に考えられましたので、委託業者は給食費を値上げしないためにも、その対策として、市と栄養士と協議した上で、値上げが予想される食品で３学期に使用予定の小麦粉やコーン缶詰、あるいはルー等の保存可能な食品は先買いをしてストックし、３学期使用いたしたところでございます。野菜につきましても、地場の生産者の野菜が市場価格より少し安価でありましたので、委託業者から地元生産者の方々に、できるだけ納入期限を長くお願いをしております。

また、19年度の２学期からは、これまで地場の生産者組合から納入していなかった大根、野菜、キャベツ、ナス等を納入いたしました結果、地場産品の利用率が上がっております。さらに新鮮で食育の面からもその効果が上がったと感じておるところでございます。

このようなことから、今回は調理業務を委託したことによって、民間のノウハウを生かし、さまざまなことに対応することができたのではないかと考えております。メリット・デメリットということもございますけれども、私が聞くところによりますと、デメリットの方は余りなかったのではないかなと思っておりますけれども、改善することは改善することに全力を努めなければならないと考えております。

発注業務でございますが、委託業者が今までどおり業者の振り分けを行いながら食材発注をしているので、発注事務の軽減になると申しております。給食センターには栄養士が２名いますが、そのうちの１名が平成20年４月から職名が栄養教諭として配属されましたので、各学校へ赴き、食育指導の分野がますます広がったことを考えますと、栄養士の仕事であった発注事務が幾らかでも軽減されたことは大きな委託効果の一つと思っているところでございます。

以上、概略でございますがお答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　５番。

○５番（笹山欣悟君）　それでは、給食の残菜量、これについてはどのような傾向が見られたんでしょうか。例えば18年度と比較してどのような傾向があったのか。それから学校による給食指導、もしくは食育活動、その中ではどういった傾向が見られたのか、この点についてお尋ねをしたいと思います。

○教育長（鳥井正徳君）　お答えいたします。

残菜量の比較でございますが、委託前と委託後とでは給食センターに全体でどのくらい残菜量として学校から返ってくるかを調査しております。

主食につきましては、前年比で68.0％の775.3キログラムの減、大おかずにおきましては前年比で72.1％の801.6キログラムの減、小さいおかずは前年比で56.5％の365.2キログラムの減と、いずれも前年度より残菜量が少なくなっております。

このことは、各学校の給食に対する取り組みによる成果と、やはり給食がおいしくなったこともその一因と考えられるところでございます。

人吉市の場合は、平成20年４月から、先ほども申し上げましたように、栄養教諭として１人任命されたばかりでございますが、その栄養教諭は教材として活用できる学校給食の提供、食育の全体計画の作成及び家庭科等の教科や学級活動での授業を行っていますが、そのほかにも食に関すること、児童生徒の嗜好調査や衛生面についても仕事を行っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　５番。

○５番（笹山欣悟君）　残菜量がこれだけ減少した、ちょっと意外とびっくりしたところであります。これが本当に給食がおいしくてそうなったのか、あとは給食に対する学校の取り組みがどうだったのか、その辺を基本的に十分に検証をする必要があろうかと思いますが、それにしても残菜量がこれだけ70％とか、かなり56％とか、これだけ減少した。これはもう大いに評価をしていいのではないかなとは思いますが、大変非常にびっくりしたところであります。

あと引き続き、昨年あたりから原油の高騰とか異常気象による野菜の値上がり等、もしくは小麦等の値上がり等が予想されております。もう実際今値上がりが続いておりますが、そのような中でいろいろと努力をされてきているようであります。いろんな取り組みを業者と市とで協議をされながら、いろいろと努力をされているようでありますが、ただ、こういった値上がりというのがまだまだ続くのではないかなと予想しているところでありまして、19年度は何とかそういった形で対策がとれて、20年度においても、今のところ何とかそういった対策をとりながら非常に努力をして頑張っておられるような状況であると思っております。

しかし、本当に大丈夫なのかなとやっぱり思うところがありますし、そういった食材料等の高騰によって、それが結局は給食費の値上げに影響してくるんじゃないかなと、そういったところも若干心配するところがあります。その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○教育長（鳥井正徳君）　お答えいたします。

一番頭の痛いところでございますが、給食費につきましては、今後も物価高が進んでいくようであれば、非常に厳しい状況になっていくのではないかと憂慮をしているところでございますが、平成20年度の給食費現状維持の対策といたしまして、地産地消をより推進することもその一つではなかろうかと考えて実行いたしております。

現在において考えられる方策といたしましては、地場産物の納入期限の延長やジャガイモにつきましては、今まで使用しなかった130グラム以下のジャガイモの使用やキュウリの曲がり――これＢ級品でございます。等を給食の見栄えに影響しないならば利用したいと思っています。野菜の処理に時間と労力をかけることで物価高に対処したいと思っているところでございます。

いろいろな手段を講じまして、それでも予算を不足するようでしたら、平成21年３月にお

いてパン給食を炊飯給食に数回変更し、給食費の調整を図ろうと考えているところでございまして、平成20年度途中の給食費の値上げは今のところ考えておりません。

平成21年度の給食費の値上げにつきましては、給食費は平成９年に消費税が上がったということに伴い、値上げ後10年を経過していることや、来年もさらなる世界の食料不足等による物価高を考慮いたしますと、現在の給食費では非常に厳しい状況になると先ほども申し上げましたように憂慮をしているところでございます。

給食センターといたしましては、７月に開催予定の人吉市学校給食センター運営委員会で現状を御説明し、11月ごろには現時点では予想できない来年の給食費予定額がわかると思いますので、どうしても値上げが必要な場合には、人吉市学校給食センター臨時運営委員会を開催し、御承認をいただくこともあろうかと思っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　５番。

○５番（笹山欣悟君）　非常に厳しい状況のようであります。21年度厳しい状況になるということで、もしかしたらというふうな話がありました。ただ、先ほど教育長が給食委員会の臨時総会等を開いてという話をされましたが、やはりそういった給食費にかかる分については、そういったところで決めるのは当然そうかもしれませんが、事前に保護者にそういった事前の調査とか、そういった依頼とか、保護者が理解をできるようなことを取り組みをしていただきたいと思っています。

いきなり臨時運営委員会で給食運営委員会で決めて、決まりましたからこうなりますよというような説明の仕方ではなくて、上からトップダウンじゃなくて、下の意見を吸い上げて、それぞれの単位ＰＴＡの会長達が組織する、また執行部が組織する、そういった給食運営員会の中で十分な議論を進めて私は取り組みをしていただきたいというように思いますので、その辺はそういうふうにお願いをしておきたいと思っておりますのでよろしくお願いを申し上げます。

あと１点、ちょっと忘れましたが、給食の中でちょっと１点忘れました。給食のアンケートの実施、これについてはされたのでしょうか。例えば子供たちに対してのアンケートとか、保護者に対するアンケートとか、先生方に対するアンケートとか、そういったアンケートを実施して、そういった部分を含めて検証されたのかどうか、その点についてまたお尋ねをしたいと思います。

○教育長（鳥井正徳君）　アンケートにつきましては、調査を実施いたしておりません。ただ、試食に来られる方については、感想とか等で毎回書いていただいております。

アンケート調査は、来月７月に開催されます人吉市学校給食センター運営委員会において協議をお願いした後、今後の学校給食センター運営の参考にするため、小中学校の全保護者に対してアンケートを実施する予定にしておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　５番。

○５番（笹山欣悟君）　アンケートの実施については、私はぜひ取り組んでいただきたいと思いますし、特に、教育長、保護者に対してという話をされましたが、やはり私は子供たちが給食に対してどういったように感じているのか。それもやっぱり私は把握する必要があるのかなと思っています。また、保護者の関心もそれぞれの方が保護者の方も関心を持っていらっしゃると思いますし、また例えば先生方が今度は逆に給食指導とか食育指導を考えて、どういうふうに考えていらっしゃるのか、その辺もアンケートとしてとってみるのも今後の給食センターを運営していく中では大いに役立つのではないかなと私は思っております。

ですので、私は全保護者だけではなくて、そういった子供たちとか先生方とか、いろんな形で参考意見を取り入れていただいてしていただければなと思いますので、できたらそういった方向で取り組みをお願いしたいと思いますのでよろしくお願いを申し上げます。

時間がなくなってまいりましたが、若干質問を続けていきたいと思います。

今回、給食調理業務の委託契約書、それから業務仕様書、これを資料としていただきました。それを見てみまして若干気になった部分がありますので質問をしたいと思いますが、委託業者に給食センターを貸与していらっしゃいますが、契約書を見る中でどういった部分の施設を貸与しているのか、ちょっと明確に見ることができませんでした。そういったところで、市が使用する部分と、そういった委託業者が使用する部分とを明確にしていらっしゃるのでしょうか、その点について１点お尋ねをしたいと思います。

それから、仕様書の中で消耗品についてであります。消耗品については、市が負担する部分と委託業者が負担する部分というのを項目で区分をしてありました。で、同じ消耗品の中でなぜ市の負担部分と委託業者の負担部分が出てくるのか、そういうふうに分けてあるのか、負担区分を、その点についてお尋ねをしたいと思います。この２点についてよろしくお願いします。

○教育長（鳥井正徳君）　お答えいたします。

仕様書につきまして１点目の御質問は、市と委託業者が使用する区域を明確にしているのかという御質問でございますが、確かに議員御指摘のとおり、契約書、仕様書ではその区分図が添付していないため、区域がわかりづらい点もございますが、契約書や仕様書の文言で明確にいたしております。区域につきましても、調理業務委託業者選定委員会でも指摘があり、協議いたしました結果、給食センターには市調理業務委託業者及び輸送業者、委託業者の３者が共通して使用する部分も多く、例えば玄関通路やトイレ等がございますので、区域図で分けることは困難でございましたので、仕様書において作業室や清掃場所、誰がするのかをうたい、作業、清掃、整備、点検、施設維持区域を明確にすることにいたしました。調理業務委託業者には、事務室と肥料化室を除くすべての区域を作業場等として、また清掃、

整備、点検、施設維持区域としてお願いをいたしております。そのことは仕様書の２ページの調理室等の清掃消毒で、場所は検収場、上下処理場、調理室、炊飯室、洗浄室、備品室といたしておりますし、会議室や休憩室の清掃も１ページの業務概要にうたっているところでございます。作業区域につきましても、仕様書の４ページの業務内容の検収、保管、管理、処理、調理及び洗浄室の作業区分に区分し、管理基準に従って行うこととしておりますので、先ほども申し上げましたとおり、事務室と肥料化室以外はすべて調理業務委託業者の区域となります。２点目の消耗品購入で市が負担している部分があるのはなぜかという質問でございますが、現場説明の段階で委託予定業者に見積書を提出させ、市が消耗品を購入する分と委託予定業者が購入する分を市の方で区分し、仕様書にそのリストを添付をいたしました。このリストにより委託してからもどちらが購入するかは記載してある購入業者名により消耗品購入を行っているところでございます。

以上、お答えします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　５番。

○５番（笹山欣悟君）　事務室を見たときに、市の職員と委託している業者が同じ事務室内で仕事をしていらっしゃる、そういった光景を私は何回も見ております。何回も私も結構給食センターに行くことがございますが、行くたびに同じ机に座って、そこで仕事をしていらっしゃる、そういった姿をよく見ておりました。私は、何でかなと、ちょっとずっと気になっていたわけなんですけれども、先ほど教育長答弁のとおり、事務室と肥料化室ですか、それ以外は調理委託業者も使えると、事務室は使えないんだということで話をされましたが、そういった形で事務室を使っていらっしゃいます。調理業務の委託の話があったときに、やはりいろいろと問題やってきましたが、そのいろんな説明会の中でも事務室は使うことがないんだと、事務室以外のところで仕事はしてもらうんだという話を私は聞いてきたように思っているところなんですよ。ところが実際行ってみると、そういった形で仕事をしていらっしゃると、そういった状況があります。

個人情報保護の取り決めはしてあるようでありますけれども、やはり同じ事務室内でそういった形で仕事をするということであれば、全く調理業務に関係のない市のかかわる情報がそのまま流れると、こういったことがあっていいのかどうかということで思っているところであります。

最初の説明会、委託をする前に聞いた時点では、事務室には入れないんだというふうな私は話を聞いておりましたが、現在そういうふうな形になっておりますので、この点についてはどのように教育長はお考えでしょうか。

それから、消耗品につきましてであります。市の方で協議をやってこういうふうに決めたんだと、区分をしたんだということで話がありました。私は当然、委託調理業務の中でする部分については、すべて消耗品についても委託業者がすべて準備をしなければならないんだ

と、当然私は思っておったわけなんです。ですから、すべて洗剤と調理業務にかかわるいろんな部分の消耗品については、すべてその委託契約書の中で委託業者がすべて準備をしているんだなというふうに思っておったわけなんです。で、今回こういった資料をいただいた中で、結局は市の負担部分と委託業者の負担部分がこういうふうに分けてある。単価等はちょっとわかりませんが、しかし、かなり市の負担部分があるわけなんですよね。ですので、その消耗品に対する基本的な考え方、やはり私は委託業者できちんと準備をするのがその委託のあり方というふうに思っていますが、その点についての市の考え方についてはどのようにお考えでしょうか、この２点をお尋ねします。

○教育長（鳥井正徳君）　お答えいたします。

給食センター事務室の使用状況でございますけれども、議員がおっしゃいますとおり、現在は委託業者の責任者が打ち合わせ以外でも入室している現状でございます。これはもういろいろあると思いますけど、栄養士と業者の打ち合わせというのが非常に時間がかかりまして、そういう関係からも少し長引いているのではないかなと、私は感じているところでございます。

このことにつきましては、監査委員の御指摘もあり、既存の建物内や同一敷地内で給食センター事務室と分離した委託業者の事務室を確保するよう現在検討しているところでございます。どこにどういう形でという、パソコンを使いますので、その関連からも非常に考えなければならないところが多いわけでございますが、確保するよう検討しております。

そのスペースが確保できれば、事務室としての機能の条件整備を市で行い、早急に分離、打ち合わせ協議以外は委託業者が給食センター事務室への入室がないよう改善を図っていきたいと思っております。

消耗品費につきましてでございますが、現在契約しております契約書の仕様書に沿って購入しているところでございますが、基本的な考え方といたしましては、市で使用する消耗品は市が購入し、委託業者が使用するものについては委託業者が購入することとしておるところでございます。しかし、議員が御指摘のように、現在の仕様書に見直しが必要であれば検討協議し、変更してまいりたいとも思っているところでございます。

以上でございます。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　５番。

○５番（笹山欣悟君）　事務室については、私は先ほど言いましたように、当然委託する以前に執行部の方から事務室は使わせないんだというような説明を受けたように思っております。ですので、当然委託する時点で、平成19年度から事務室とは違った場所をきちっと提供して、そこでそういった調理師との打ち合わせをしているものだというふうに思っておったわけなんです。ですので今回こういった形で１年間を踏まえて指摘をしたわけでありますが、やはりもう少し本当にきちっとしなければいけない部分をきちっと分離をやって、その中で

お互いがきちっとした立場を守りながら、学校給食のためにお互いが努力をしていく、そういったことが必要になるのではないかなと思っております。

今後こういった事務室の分離については、早急に取り組みをしていただきたいと思いますし、そういったことがないようにお願いしたいと思いますが、消耗品の区分については、私は当然先ほど言いましたように、先ほど教育長が話をされましたように、市がする部分は当然市が負担せないけない。調理業務の中で調理業者が使う部分については当然調理業者が負担する、それは当然だと思っています。

ただ、この明細を見たときに、洗剤とか何かは、半分は委託業者、半分は市というようなことになるんですよね。だからそういった食器洗いとかのそういった消耗品、洗剤等がすべて委託しているわけですから、市が入るわけじゃないわけです。それを何で市が購入しなければいけないか、購入して与えなければいけないかというふうな問題なんですよ。やはり委託のあり方を考えたときに、経費の削減も必要かもしれません。その経費の削減にはすべて調理委託をする場合には、そういった委託業者が使用する部分については、私は当然消耗品等も含めてすべて委託をしてあるものだというふうに理解をしております。ですので、この消耗品等の品目等については、これは恐らくきゅうきゅうにすべてを変えなさいということは無理かもしれませんが、やはりそういった委託のあり方、また市とその委託業者の負担のあり方、そういった部分は十分にどういったのが正しいのかということを踏まえて、検討しなければいけない部分は検討するというような形で、早急なこれは取り組みをお願いしたいと思います。

もうすぐすぐにはできない状況もあると思います。いろんな協議もあるかもしれませんが、やはりおかしい部分はおかしいということで理解をしていただいて、それが正常に運営できるように私はそういった努力、また検討をお願いをしたいと思いますので、ぜひお願いします。

また、こういった委託をしてある場合については、やはり常に委託の効果とサービスの質が低下をしないと、そういったことを常に考えながら取り組んでいかなければならないと思いますし、そういったことをするためには必ず検証等を行って、どういった効果があらわれたのか、そういったことを常に公表する必要も私はあろうかと思います。そして改善するところは改善をしていく、そういったことをきちんと私は行っていただきたいと思っています。ですので、ぜひ１年に１回は検証を行っていただいて、それを何らかの形で報告もお願いしたいと思いますし、一番給食にかかわるＰＴＡの方、保護者の方、そういった方にも、今こういった状況ですよということを報告できるような機会をつくっていただきたいということをお願いをしておきたいと思っております。

そういったことで、今回の給食センターの問題については質問を終わりたいと思います。

あと若干ありますので、最後の市民の声からということで質問を行っておきたいと思いま

す。

高速インターチェンジ、バス停留所付近へのトイレの設置の要望であります。市民の方から、高速インターチェンジのバス停留所付近にトイレがあれば助かるとばってんなというふうな相談を受けたところであります。私もたまに高速バスを利用して熊本方面に行ったり鹿児島の方に行ったりとしておりますが、このごろかなり市民の方がそういった高速バスをよく利用しておられる状況を見ておるところであります。なるほど近くにはトイレはありませんし、バスを利用するということで時間に余裕を持ってバス停留所に来られる方もかなりいらっしゃるようであります。

そういったときに、やはり生理現象ですから、どうしてもトイレに急に行きたくなったとか、そういった部分があるようなわけなんです。そういった状況に陥って非常に大変な目に遭ったというように市民の方から話を聞いたところであります。停留所付近の土地の状況とか、いろんな状況を考えれば非常に難しい問題なのかなというふうには思っておりますけれども、この点についてどのような見解をお持ちか、お尋ねをしておきたいと思います。

○建設部長（山上　茂君）　御指摘にお答えいたします。

人吉インター停留所で乗降できる高速バスの種類を簡単に御説明させていただきますと、熊本交通センターと人吉産交ターミナル間を往来する「ひとよし号」、熊本交通センターと宮崎駅間を往来する「なんぷう号」、博多駅交通センターと宮崎駅間を往来する「フェニックス号」の三つの路線バスがございます。その中で一番乗車時間が長いのが人吉インター停留所から博多駅交通センターまでの約２時間45分でございまして、議員が言われますように、他の路線バスも含めましてトイレの心配をされる方も少なからずいらっしゃると思われます。

そのようなことから、トイレの設置を要望されていると思われますが、つくるといたしました場合、やはり一番の問題が費用面のことでございます。公衆トイレを設置する場合には、誰もが使いやすい衛生的なトイレを設置し、維持管理していくことが重要でございますし、身障者用のトイレも必要であると考えられます。また用地の確保並びに設置後の維持管理も必要になると考えられますので、これらの費用を考えました場合、設置が難しい状況でございます。

なお、このことにつきまして運行バス会社に確認をとりましたところ、現在ほとんどのバスに車内トイレがついておりますが、高速バスの乗車数が定員を超えます場合に運行する臨時バスの一部に車内トイレがないバスもあるというということでございました。車内トイレがない場合につきましては、予約のときに車内トイレがついてないということを御案内してあるようでございまして、トイレ休憩のためにサービスエリアに停車しているとのことでございました。

市といたしましても、高速バス利用者の方にトイレのことについてさらに周知していただくよう運行バス会社に対して申し入れしていきたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　５番。

○５番（笹山欣悟君）　時間がなくなりました。総体的に考えれば非常に厳しい状況のようでありますが、やはり実際バスを利用される方がそういった体験をされたということであります。非常に厳しい状況でありますけれども、ぜひそういった市民の声があるということをお聞きおきいただきまして、私はこれで一般質問を終わります。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

○議長（大王英二君）　以上で本日の議事は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会をいたします。大変お疲れさまでした。

午後４時25分　散会

平成20年６月第２回人吉市議会定例会会議録（第３号）

平成20年６月11日　水曜日

１．議事日程第３号

平成20年６月11日　午前10時　開議

日程第１　議第53号　専決処分の承認を求めることについて（平成19年度人吉市一般会計補正予算（第７号））

日程第２　議第54号　専決処分の承認を求めることについて（平成19年度人吉市老人保健医療特別会計補正予算（第３号））

日程第３　議第55号　専決処分の承認を求めることについて（人吉市税条例の一部を改正する条例）

日程第４　議第56号　専決処分の承認を求めることについて（人吉市都市計画税条例の一部を改正する条例）

日程第５　議第57号　専決処分の承認を求めることについて（人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

日程第６　議第58号　平成20年度人吉市一般会計補正予算（第１号）

日程第７　議第59号　平成20年度人吉市老人保健医療特別会計補正予算（第１号）

日程第８　議第60号　人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第９　議第61号　人吉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10　議第62号　人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第11　議第63号　人吉市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

日程第12　議第64号　人吉市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第13　議第65号　熊本県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について

日程第14　議第66号　委託に関する協定の締結について

日程第15　議第67号　損害の賠償について

日程第16　議第68号　損害の賠償について

日程第17　報第１号　平成19年度人吉市一般会計継続費繰越計算書の報告について

日程第18　報第２号　平成19年度人吉市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第19　報第３号　平成19年度人吉市水道事業特別会計予算繰越の報告について

日程第20　報第４号　平成19年度人吉市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第21　報第５号　くま川下り株式会社の経営状況について（第46期決算報告書及び第47期事業計画書）

日程第22　一般質問

１．下田代　　勝　君
２．本　村　令　斗　君
３．村　上　恵　一　君
４．松　田　　茂　君
５．三　倉　美千子　君

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

２．本日の会議に付した事件

・質疑を含めた一般質問

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

３．出席議員（20名）

１番	松　岡　隼　人　君
２番	井　上　光　浩　君
３番	豊　永　貞　夫　君
４番	川　野　精　一　君
５番	笹　山　欣　悟　君
６番	村　上　恵　一　君
７番	西　　信八郎　君
８番	松　田　　茂　君
９番	永　山　芳　宏　君
10番	福　屋　法　晴　君
11番	森　口　勝　之　君
12番	田　中　　哲　君
13番	本　村　令　斗　君
14番	立　山　勝　徳　君
15番	仲　村　勝　治　君
16番	三　倉　美千子　君
17番	山　下　幸　一　君
18番	下田代　　勝　君
19番	簑　毛　正　勝　君

20番　　大　王　英　二　君

欠席議員　なし

４．説明のため出席した者の職氏名

市長	田中信孝君
副市長	林　健善君
収入役	大松克己君
監査委員	篠﨑國博君
教育長	鳥井正徳君
総務部長	深水雄二君
企画部長	荒巻　通君
福祉生活部長	尾方　篤君
経済部長	井上修二君
建設部長	山上　茂君
総務部次長	坂崎博憲君
企画部次長	小林　勇君
福祉生活部次長	中村明公君
福祉生活部次長	濱田芳彰君
経済部次長	蓑毛幸一君
経済部次長	椎葉文雄君
建設部次長	松田知良君
秘書課長	福山誠二君
総務課長	中村則明君
財政課長	井上祐太君
用地専門員	増津敏昭君
会計課長	大石宝城君
水道局長	多武芳美君
業務課長	尾方和敏君
教育部長	浦川康徳君
教育部次長	赤池和則君
社会教育課長	東　俊宏君
農業委員会事務局長	靏﨑晴美君
監査委員事務局長	松江隆介君

5．職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長	永田正二君
次長	加賀邦保君
庶務係長	村並成二君
書記	和泉龍二君

午前10時　開議

○議長（大王英二君）　おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

本日は、昨日に引き続き質疑を含めた一般質問を行います。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

質疑を含めた一般質問

○議長（大王英二君）　それでは、直ちに質疑を含めた一般質問を行います。（「議長、18番」と呼ぶ者あり）

18番。

○18番（下田代勝君）（登壇）　おはようございます。18番の下田代でございます。昨今は、人間社会におきましても、そしてまた自然界におきましても、忌まわしい厳しいニュースが続いておりますし、多過ぎると思います。

地球環境、エネルギー、食糧、これらは現行におきまして世界が直面している非常に困難な大きな課題となっております。とりわけ我が国は、食糧では物量ベースが30％の自給率と、エネルギーにおいては18％の自給率となっております。

一方、教育に目を向けますと、御承知のように、ＯＥＣＤによる世界57カ国で15歳を対象としました生徒の学習到達度調査でも、かつて世界の１、２位であった我が国が、2006年の調査では、数学的能力が10位、そして科学的能力が６位となっておりまして、学力の低下が懸念をされております。

それらの視点から、農業課題、教育の充実、そして市民の御要望からということで地域資源の活用、これは国宝青井神社にかかわることでございます。地域課題として、大きく３点についてお尋ねをいたしてまいりたいと思います。

まず、農業課題でございますが、中山間地農業・農地の保全と振興、このことにつきましては幾たびか質問をいたしております。その後として、農業特区についてであります。

農業特区につきましては、農業振興の手だての一つとして、いろいろと試みがなされてきていると思いますが、その後どう展開をされてきているのか、お尋ねをいたしたいと思います。

そして、この農業特区には、ほかにもいろいろといろんな施策、メニューがあると思いますが、農家の個々の事情または条件に応じて選択できるような、いわゆる特区についての研究、検討はどうなされてきているのか、また、それらについてお考えをお聞きしたいと思います。

第１回でございます。

○経済部長（井上修二君）　おはようございます。農業特区に関して、その後どのように展開したかということでございますが、農地の権利取得に関する下限面積の規制緩和については、平成17年から県知事が別段面積を設定することができるようになっておりますので、特区申請にはそぐわないということでございます。

また、焼酎特区につきましても、これまで検討を進めてまいりましたが、酒税の保存、税務執行コストの観点から、財務省におかれましては同様の申請を却下されているということで、部内協議、市長協議を得まして、提案を見送ることに決定したところでございます。

そこで、新たに中山間地域も含めました農業の振興策といたしまして、ことしの４月から超多収米品種の導入による焼酎加工米への検討を始めたところでございます。球磨焼酎株式会社、酒造会社及び球磨農業研究所と協議を行い、ことしは試験的に15アールほどの栽培を行い、収穫した米で焼酎を製造していただくことになっておりますので、この試験栽培が当地域の自己保全管理の解消や農業者の所得向上につながることを期待しているところでございます。

また、農家が個々の事情に応じて選択できるような特区について、何か展開する考えがあるかということでございますが、特区の活用も含めまして、農業振興策につきましては地元に踏み込んだ協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えします。（「18番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　18番。

○18番（下田代勝君）　お答えをいただきました。試験田でも15アールやっていくと、試みでございますから、一歩を踏み出したというふうに考えております。しかし、そういうことで踏み出したわけですから、歩みを速めていただきたいなと思いますし、しかしながら、試験栽培ということになりますので、これが軌道に乗っていくには相当時間を、年月を要するのかなと思います。そうはいいましても、現在でも、焼酎の醸造には相当量の米が使用されているわけでございますので、ぜひこの試験田で成果を得た、これらが100％地元、この超多収米ですか、ここらが利用できるように、その施策をしっかりと推進してほしいと思います。

それから、農業特区のいろいろなやり方ですが、今部長がおっしゃいましたように、やはり農家に踏み込んで、ひざを突き合わせて皆さん方と十分協議をしながら、そして皆さんとのお知恵をかりながらも前に前にと進んでいただきたいと思います。ぜひ努力をお願いしたいと思います。

２回目に入ります。

バイオエタノールでしょうか、この燃料への取り組みと中山間地農地を生かすためにどんな手だて、そしてまたそれらに類する作物をどのように検討されておられるのでしょうか、また検討されてまいられたんでしょうか、それをお聞きしたいと思います。

○経済部長（井上修二君）　２回目の質問でございますが、中山間地域の農業振興策につきましては、昨年６月議会、12月議会の一般質問において下田代議員からの御質問、御提言があっているところでございますが、まずバイオエタノールについてでございますが、議員おっしゃるとおり、昨年の６月議会の御質問の中で言われているように、我が国では、平成18年から北海道、山形県など全国６カ所で、規格外小麦、トウモロコシ、ソルガム、建築廃材、サトウキビ等を原料として、バイオエタノールの実証事業が展開されているようでございますが、しかしながら、まだ国の支援対策等が整っていないことや生産コスト面等を考えますと、非常に厳しいものではないかと考えております。

次に、中山間地域を活性化するための作物についてでございますが、自己保全管理地の振興策や遊休農地の解消策としまして、水田放牧の耕畜連携による飼料作物の推進、また先ほど申し上げました焼酎加工米への取り組みや、アイガモ農法や減農薬農法による安全・安心な「医食同源ひとよし米」を生産し消費者、オーナーに届けるというひとよし米地産地消プロジェクトや、軽作業で取り組める耐暑性野菜の作付についても推進をしているところでございます。

次に、零細農家に対する支援でございますが、昨年、食料安定供給、地域農業の維持発展を目的に導入されました品目横断的経営安定対策の見直しが行われ、ことしから水田経営所得安定対策に名称を変更しております。昨年までは、面積要件など各種特例を使っても本対策に加入できない集落、組織等があったわけでございますが、地域水田農業ビジョンに位置づけられた認定農業者や集落営農組織であれば、市町村の判断で対策への加入の道が開かれましたので、現在、営農座談会等で説明をしてきたところでございます。

また、米の生産調整に関しましては、本年度から新たに飼料用米や米粉用米など新規需要米を生産調整にカウントするとともに、新規需要米には10アール当たり8,000円、飼料用米には基本額として10アール当たり１万円、さらに、農地を１ヘクタール以上集積した場合は担い手助成として10アール当たり３万円以内、加工用米につきましては30キロ１袋当たり1,000円程度の産地づくり交付金を交付することになっております。

以上、お答えします。（「18番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　18番。

○18番（下田代勝君）　いろいろと施策を講じられて努力をされていることはよくうかがえます。バイオマス、このことについて質問をしてきたわけでございますけれども、バイオマスについてはなかなか厳しいということのようでございますが、バイオマスの中でも、特に木材の皮とか建築廃材とか、そういうことになりますと、その製造、これは非常にコストがかかってくるのではないかと思います。しかし、穀物利用になりますと、経費は余り要らないのじゃないかなと、荒っぽい言い方をしますと、言うならば、焼酎を製造するような格好でもいいのかなと。言葉は悪いんですが、かつて終戦直後は、田舎のほうではヤミ焼酎とい

いますか、穀物を使ってそういうことをつくっていたことも私は見たこともございます。私がつくったわけじゃありませんけれども、そういうこともありまして、かなりできるんじゃないかなと、そういうことも考えます。

しかし、エタノール製造が厳しい、次の段階でということになりますと、農産品、これは多収穫米とか穀物とか、そういうことも含むわけでございますが、１次産品として出荷、販売、そういう考えはできないのかなと、まずエタノール製造の前段階として、そこに行くまでにはいろんな段階が必要と思いますので、１次産品としてそれを出荷等できないのかなということでございます。

それから、中山間地域の農地、とりわけ山間部農地、いわゆる放置状態の農地とか遊休農地等がございますが、これを生かすために、その作物について、今御説明、御答弁がありました多収穫米だけではなくて、経費、手間のかからない、いわゆる露地栽培というのが非常にそういう面では楽だと思うんですが、そこらで、それらが具体的にそういうものはどんな作物があるのかなと、どういうふうにお考えなのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○経済部長（井上修二君）　３回目の質問でございますが、生産されたものを１次産品として出荷、販売することについてどう考えるかという御質問ですが、これにつきましては、先進地事例や市場調査を行いながら今後努力を進めてまいりたいというふうに考えております。

また、中山間地域を生かすための作物としての経費や労力のかからない露地野菜が最適だと思うがということでございますが、そこらあたりについての具体的にどう考えているかという御質問であるようですけれども、この件につきましては、先ほども答弁しましたが、地球温暖化に対応するとともに、栽培が安易な耐暑性野菜として東南アジア等で栽培されているエンサイ、アマランサス、トカドヘチマ等について、先日、球磨農業研究所において第１回目の講習会を開催したところですので、今後導入を図っていく予定でございます。

以上、お答えします。（「18番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　18番。

○18番（下田代勝君）　お答えをいただきました。１次産品の出荷、販売につきましては、やっぱり相当ＪＡとも協議をしていただきながら、相当なやっぱり力を注いでほしいと思います。一番は、売れればそれが一番いいわけでして、やはり畜産農家とか養鶏農家とか、養鶏業の方とか、そういうところへも相当の販路があると思いますので、そこら辺もしっかりした力を入れてほしいと思います。

そして、今、言うならば山間部、また遊休農地、いわゆる中山間地の農家の農業収入の一つとするためにどういうような作物があるかということで、東南アジアあたりの作品を御紹介いただきました。私も初めて聞いた名前でして、どんな味がして、どんな形状なのかよくわかりませんけれども、それはそれとして、外来の品種導入も、これは一つのいい方法だと思いますし、しかしながら、やっぱり最適というのか、最良なのはやっぱり在来品種で、そ

こらで適種があれば、そこらが一番いいのじゃないかなと思います。

例としまして、私は矢岳で育ちましたので、かつて矢岳のところでも田植えの後に、あぜ豆といいまして、あぜに大豆とか小豆を植えたわけでございます。それは植えっ放しで、後は手が要らないわけでございまして、稲刈った後にそれをまた採取するということですから、そうしまして１戸当たり、自家用ですけれども、50キロから100キロぐらいの収穫があったのを覚えております。

大豆は畑のたんぱく質とも言われておりまして、食用としても飼料用としても、またこれをエタノール燃料等に変えるにしましても、多角的に活用ができると思いますので、ぜひここらについても検討を加えておいていただきたいと思います。農家のほうに踏み入れて、先ほど部長がひざ突き合わせてしっかりと協議をしていきたいとおっしゃいましたので、そこらも念頭に置いていただきながら、しっかりした施策に組んでいただきたいなと思います。

そこで、次へ参ります。通告の中で固定資産税に触れておきました。農業、農家育成のために、いわゆる収益の上がらない遊休農地等への固定資産税の減免は考えられないかと、これも前回質問をいたしておりました。あえてまたここで質問をしたわけでございます。ここらについて、まずお考えをお聞きしたいと思います。

○総務部長（深水雄二君）　おはようございます。下田代議員の中山間地域農業の振興策の一つとして固定資産税の軽減または減免ができないかという御質問にお答えします。

農地や山林は、産業の創出だけでなく、私たちの暮らしを守る大切な役割をも担っていることは十分理解はいたしているところでございます。農地は、耕作されてこそ、その本来の役割を果たすものであり、耕作を放棄された農地についてはまことに残念な思いがいたしております。

議員御指摘のとおり、課税免除や減免は、地方税法の規定により条例で定めることができますが、それはあくまでも税の公平原則の観点から災害や貧困等により税金を負担することが困難な場合や公民館敷地などの公益性を有するもの、企業誘致などに対する措置でございます。

今回の中山間地域における自己保全管理をされておられる農地につきましては、税の公平性を原則としています税法の趣旨から判断いたしますと、本市独自に農地に関しての減免等は困難であるかと存じます。

以上、お答えします。（「18番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　18番。

○18番（下田代勝君）　お答えをいただきました。税の公平な負担ということは、私も十分理解をいたしているつもりでございます。

申し上げたいのは、法律も制度も、前も申し上げましたけれども、やはり国民が、市民が、住民が快適で安全で豊かでいい生活ができるように、その取り決めであろうと思います。も

し仮に、制度そのものが仮に悪いことがあるとすれば、それは改正すればよろしいわけでございますし、いいことがあっても、よりよい方向があるとすれば、改善という方向に向けることができるんじゃないかと思います。

いずれにしましても、制度、それにとらわれることなく、制度があるからこれはアウトだというんじゃなくて、何か配慮はできないかなと、例えば、施策のために、市民のために何らかの方法が、そしてまた農業振興のために見つかるとすれば、それを探していただきたいなと、そういう意味でも申し上げておるわけでございます。法治国家ですから、確かに制度そのものは遵守しなければなりませんけれども、やはり何らかの方向を見出す、そういう努力もしてほしいというのが私の考えであります。

そこで、副市長がお見えになっております。副市長にお尋ねをしていきたいと思いますが、副市長は、かつて喜多方市に出向なされまして、工場立地促進条例等で固定資産税の減免制度を創設されてきた実績をお持ちでございます。

製造業も農業も、１次、２次の違いはありましても、これは国の重要な基幹産業でございます。税の公平負担、先ほどもありましたけれども、そういう意味では、農業もまた企業の形を言葉を変えて言及させるのは、誘致という言葉を使っても言い過ぎではないのじゃないかなと思いますし、疲弊をしている農業と固定資産税について、そしてまたその減免について、どうお考えなのかということが一つでございます。

二つ目には、農業振興について、もちろん副市長は通産省でしょうか、御専門はそちらでございますけれども、やはり農業というのは大事なことでございますので、この農業について、また中山間地、山間部の農業振興について、お考えがあればお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○副市長（林　健善君）　おはようございます。初めて皆様方の前で御答弁を申し上げる機会をいただきました。よろしくお願いいたします。

まず初めに、固定資産税の件につきまして御質問をいただきましたのでお答えをいたします。

私が喜多方市の商工観光課に出向しました際に携わりましたものは、先ほどお話もありましたけれども、喜多方市工場立地促進条例におきまして固定資産税の減免制度というものを創設したものでございます。これは、当市も同じでございますけれども、工場等の立地促進及び育成強化というものを図りまして、産業の振興と特に雇用の拡大、雇用機会の拡大というものを目的として制定したものでございます。

企業誘致を行う際には、他の地域よりも好条件を提示しまして、地域間競争に競い勝つということが大変重要でございます。そのために、先行投資といたしまして固定資産税の課税免除を行うということは、地域雇用の拡大、ひいては将来におけます市税収入の増加ということを図る上で一定の効果があるものと思っております。

ただ、残念ながら、喜多方市においては、農地につきましては固定資産税というものは携わっておりませんでした。私の考えといたしましても、先ほど総務部長からお答えいたしましたが、やはり公益性、さらには公平性という観点から、個々人の方がお持ちになられている土地についての固定資産税の減免というものは困難ではないかと考えております。

それと次に、中山間地における農業、農業全体も含めまして農業についての御質問でございますけれども、中山間地域における農業振興につきましては、農家の方々の収入の確保はもとより、農地の保全、そしてこれからは高齢化社会における生きがいの充実という観点からも、非常に重要な課題であると思っております。

私自身、千葉県、関東平野の広い平地の中で、農家の息子として育っております。そのようなところから見ましても、中山間地域における農業振興ということは、やはり地理的な制約も多く、これまで多大なるやはり苦労があったのではないかと思います。

また、高齢化等もございまして、やむなく現在農業経営をおやめになられている方々、そのおやめになられた方々の現在自己保全管理というものをしていただいておりますことに、農地の保全という観点のみならず、自然環境の保護という観点からも、感謝申し上げたい次第でございます。

しかしながら、私は、やはり農地というものは本来あるべき使われ方をすることが大切ではないかと思っております。そして、そのために、行政としては、農地として使い続けるためにいかなる方策が考えられるかということを真摯に考えていかなければならないのではないかと思います。

中山間地域における農業振興につきましては、先ほど経済部長も申しましたけれども、まずは多収穫米の栽培、これは試験的ではございますが、これを一生懸命やっていきたいと思います。それと同時に、都市と農村との交流という観点にやはり観光という点も含めまして、新たな事業を行うことができないか、検討していかなければならないと思っております。

いずれにしましても、私自身、直接現地にお伺いをさせていただきながら、地域の皆様と一緒になって今後の農業振興について考えていきたいと思っております。

以上、お答えいたします。（「18番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　18番。

○18番（下田代勝君）　突然の質問でございましたけれども、御答弁をいただきましてありがとうございました。今、副市長の御答弁の中で、ぜひ中山間地あたりについても現地に行って、いろんなことを研究、検討してみたいというお気持ちがあるようでございますので、そのことについて私はぜひよろしくお願いをしたいなと思いますし、そういうことをされる副市長に意を強くしているわけでございます。よろしくお願いをしたいと思います。

次に、教育の充実について通告をいたしておきました。先ほど申し上げましたように、教育もいろんな形で変革をしているようでございます。

そこで、学力支援地域本部事業として、二中校区に事業が展開をされることになります。私も、平成11年９月議会では、これに類しました質問で地域と学校が連携をする（仮称）人吉地域指導教師指導員制度の創設はいかがでしょうかという、こういう提言をした経緯もございます。

そこで、お尋ねです。これまで、地域教育、社会教育と言いかえてもいいんでしょうか、地域教育としましてどのような事業が実施をされてまいったんでしょうか。まずそれについてお聞かせをいただきたいと思います。

○教育長（鳥井正徳君）　おはようございます。お答えをいたします。

下田代議員は、前々から、平成11年以来、地域の教育力向上についていろいろと御提言をなされていると十分承知しているところでございます。

御質問の学校支援地域本部事業でございますが、これは本年度から国の委託によるモデル事業としてスタートしたわけでございます。議員おっしゃいますように、理由は、近年、青少年の凶悪犯罪や不登校など青少年をめぐるさまざまな問題が発生している背景といたしまして、地縁的なつながりの希薄化や個人主義の浸透などによる、いわゆる地域の教育力の低下が指摘されております。また、教員と子供が向き合う時間を拡充するためには、多忙な教員を支援し、勤務負担の軽減を図ることも課題となっております。このため、地域全体で学校教育を支援するため、中学校単位に学校と地域との連携体制づくりを推進していこうという事業でございます。

具体的な支援といたしましては、地域ボランティアによる学習支援活動、部活動指導、校内環境整備、登下校の安全確保、学校行事の協力など、いろいろな学校支援が考えられているところでございます。

本市におきましては、本年度は第二中学校をモデル指定として取り扱う計画でございますが、これまでに地域の力を生かし学校を支援する事業として取り組んでまいりました事業といたしましては、第一中学校におきまして、第一中学校を指定し、平成17年度からコミュニティ・スクール推進事業に取り組んでまいりました。

このコミュニティ・スクール推進事業は、本年度で試行を加えまして４年目を迎えますが、地域の中の学校として、生徒にとって地域社会への帰属意識が高まるとともに、地域に見守られていることで安心感や社会、大人への信頼感が増し、生徒のコミュニケーション能力や規範意識など社会的資質が涵養され、また教師の意識改革も進みまして、地域との連携や住民との信頼関係も構築されてきたのではないかと思っております。現在の一中の様子を見ていただきますと、大体効果があっているなと思っているところでございます。

これが最大な取り組みでございますが、このほかに、各小学校におきましては、読書ボランティアに協力をいただきまして読み聞かせ運動を推進、強力に推進していただいておるところでございます。

また、地域の人材を活用したゲストティーチャーの充実、これは小学校、中学校とも総合の学習時間等で、地域に活躍していらっしゃいます、あるいは力を持っていらっしゃいます、そういう人たちを学校の先生としてお呼びして指導していただいているところでございます。

また、子供たちの安全が確保されねばなりませんので、登下校を見守る子ども王国保安官や地域パトロール隊の充実なども関係するのではないかなというふうに思っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「18番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　18番。

○18番（下田代勝君）　お答えをいただきました。かなりなこれまでの実績というのを私も十分認識をいたしております。今後、これらが始まります地域支援本部事業、これとしまして、大いなる進展が見られていくと思いますが、そこでお尋ねをいたします。

二中校区のみならず、もうむしろ一中、三中全部含めて、仮に国費はないにしましても、そこらは市費、そんなに金のかかるもんじゃないと思いますので、そこらも含めて全校区実施するお考えはございませんかというのが一つでございます。

それから、これは近い将来といいましょうか、その次の段階と思いますけれども、かつて小学校は、御承知のとおり、それぞれの集落の地域のすべての中心であったわけであります。例えば運動会、これには保護者も、言うならば集落を挙げて参加をしていくとか、そしてまた学校の文化活動についても、そこらの保護者、集落こぞって応援をし、そして協力をしていくと、そういう姿が見られたわけでございます。

小学校区というのは、学校から家庭がよく見えると思いますし、家庭から学校に言葉が届きやすいと思います。そういう意味で、今後、この支援事業といいましょうか、これを独自の考え方として、言うならば人吉市は小学校区単位で進めるというようなお考えは、これは現在は二中校区をモデル事業としてやられるわけですから、即これをしていただくということじゃなくて、そこらについてのお考えはどうなのかということをお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○教育長（鳥井正徳君）　お答えいたします。

地域本部事業を全中学校区で実施する考えはないかということでございますが、あと全中、全校区となりますと、三中校区があるわけでございますが、学校支援地域本部事業もコミュニティ・スクール推進事業も、地域全体で学校を支援するための学校と地域との連携体制の構築を図ると、そして地域の教育力を活性化し、社会に役立つことのできる人間、社会のために自分の力を発揮できる人間を育てることが大きな目的でございます。

今申し上げましたように、本年度は第二中学校校区、その前に一中においてコミュニティ・スクール推進事業があります。そういった事業、類似事業の検証や調整を重ねまして、

三中校区はどうやったらいいか。むしろ、私が言う前に、三中校区は非常に連携を強めております。そういった事情を勘案しまして、何とか広げられないか、形は同じでないかもしれませんけれども、そういうふうなことで推進を図っていく、検討してまいりたいと思っておるところでございます。

それから、議員おっしゃいますように、こういう事業は小学校区単位が望ましいのではないかと、私も全くそのとおりだと思っております。今回の二中校区の地域支援事業も、三つの小学校があります。三つの小学校がしっかりしなくてはいけません。ですから、推進上、三つの小学校はどうするのかと、これがまず検討されねばならない。そして、校区全体として、二中校区全体として二中とどういう関連を持つのかと、そういうことがまず検討されねばならないというふうに思っておりますので、二中校区のみならず、全校区の小学校がですね、一中のコミュニティ・スクールもそうでございます。そういうふうなことでやっぱり進めていくべきだと私も思っておりますので、そういう考えで推進してまいりたいというふうに思っております。（「18番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　18番。

○18番（下田代勝君）　お答えをいただきました。教育長がおっしゃいますように、三中校区というのは非常に、言い方が悪いかもしれませんが、好ましい校区ではないのかなと、地形的にも地勢的にも、そういう意味ではいろんな、むしろモデル地域として、いろんなそういう教育施策も打ち込めていける地域じゃないかなと思います。教育長がおっしゃいましたように、二中校区といっても、やはり三つの小学校区、それをしっかりさせて、中学校区としての充実を図りたいというお気持ちのようですから、ぜひお進めをいただきたいと思います。

次に、英語教育についてでございます。

政府の教育再生懇談会、これは第１次報告の中で、小学校３年生からの英語の必須化について提言をいたしております。世界の言語圏としましては、御承知のとおり、その65％程度が大体英語圏と言われておるようでございますので、世界のグローバル化に伴う国際的な人材育成、これは必然であると思います。

そこで、お尋ねしたいと思います。小学校における英語教育の現状というのはどういうことになっているんでしょうか、まずお聞かせをいただきたいと思います。

○教育長（鳥井正徳君）　お答えいたします。

小学校における英語教育も、これからの大きな課題でございます。

現状ということでございますが、小学校学習指導要領には、外国語会話等を行うときには、学校の実態等に応じ、児童が外国語に触れたり外国の生活や文化などになれ親しんだりするなど、小学校段階にふさわしい体験的な学習が行われるようにすることとあります。

本市におきましては、現在２名のＡＬＴ（外国語指導助手）が、市内の各学校を回り、小

学校では、歌やゲーム等の活動を通して児童が英語になれ親しむことを目的に、担任とともに英語活動を行っています。小学校１年生から６年生まで、総合的な学習の時間等で年間約10時間から30時間、これは５・６年ですけれども。程度、英語活動が実施されているところでございます。ＡＬＴを少し時間を加配したりしながら充実をしていっているという現状でございます。

以上、お答えいたします。（「18番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　18番。

○18番（下田代勝君）　現在の人吉市の公立学校の英語教育と、ＡＬＴ２名ですか、配置をされまして、それぞれしっかりと頑張っていただいておるようでございますけれども、申し上げましたように、やはり先駆けてしっかりした英語教育をということになりますと、踏み込んでいく必要もあるのかなという気がいたします。

そこで、お尋ねをしたいと思いますが、人吉市において、言葉がいいんでしょうか、国に先駆けて英語、小学校の英語の必須化、それもでき得れば１年生あたりからできないのかなと強い気持ちを持っているわけでございますので、それについてお考えをお聞きしたいと思います。

それから、私が過去質問もいたしましたけれども、太宰府にありますリンデンホール小学校、これは私立の学校でございますが、１年生から６年生まですべてを英語教育と、国語以外はすべて英語で授業を行う。もちろん、そのほかにもお茶とか、それからお花とか、田植えとか炭焼きとか、いろんな日本人としての心もちゃんと持てるようなカリキュラムが組んである小学校でございます。私も２度ほど行って視察をしたわけですが、これは過去御紹介申し上げましたけれども、小学校２年生の授業参観をいたしました。体育の時間でございました。私には、入り口で皆さん方が日本語で「こんにちは」とあいさつをしてくれました。外人の先生を含めて２名、その体育指導をしておられましたけれども、彼らが走り回って発する言葉は英語でございました。私にはわかりません。どんな高度な会話だったのか、全く私には理解できませんでしたけれども、そういう２年生でさえも、しっかりしたそういうことができるんじゃないかと思いまして、すばらしいなという気持ちを持ってきたことでございます。

そういうことで、ぜひ太宰府のリンデンホール小学校も、御機会があれば、一回視察研修をしていただけないかなという気がいたします。それは御都合ができるときということでございますので。

そこで、先進諸国、経済振興国といいますか、それから発展途上国、ここらなどは、国家戦略として、国家の戦略として国際的な人材育成、これを行っていると言われております。ちなみに、アジアでも隣国の韓国、中国も、日本の我が国の２倍以上の英語教育と、例えば教科書の語彙力も２倍以上ということのようでございますし、行っているようでございます。

そういうことで、教育長もお話しになりましたけれども、今後ぜひ前向きでしっかりとした英語教育への取り組みをお願いしておきたいと思います。そういう進め方をぜひお願いしたいなと思います。

次に、小中一貫教育についてお尋ねをしてまいりたいと思います。

私は、かねがね、地方における教育の役割というのは基礎教育の充実と技術教育の充実ではないかということで、それぞれ御提言をしてまいりました。

現今、少子化の傾向としては依然ととどまっていないわけでございます。とどまることがないわけでございまして、言うならば進行を、少子化がまた進行しているということのようでございます。

かつての人吉市でも大規模校、東小、西小でも、往時1,000名強の生徒がいたわけでございますが、現在は500名か600名というような状況でございます。まして、小規模校では７名というような学校もあるんじゃないかと、そういう実情ではないかと思います。いずれ、小学校のこういう状態ですから、いずれ小学校の校区再編、ここらも迫られてくるんではないかということが予測をされます。

少人数というのは、例えばマン・ツー・マンというのは、非常にこう教育としていいのではないかという考えもあるかもしれませんが、少人数というのは、学習面、または、子供たちの社会生活といいますか、団体生活といいますか、または交友。そして、学校運営面、管理面、いろいろな問題と課題が提起されてくるものと思います。

ですから、ひっくり返せば、今度は統合すると非常に管理面あたりでも利点がたくさん出てくるんじゃないかなということも言えます。

そこで、このことは、国内、これは特区を利用して小中一貫校というのはあるようでございますし、国外でもノルウェーとか、スウェーデンあたりで非常に成果を上げている、実績を上げているという例がたくさんございます。国のいろんな制度を駆使をしていただきまして、人吉市でもこの小中一貫校実施するお考えはございませんかお聞かせをいただきたいと思います。

○教育長（鳥井正徳君）　お答えいたします。県下では、中高一貫教育が話題になっておりますけれども、小中一貫教育も全国的には取り上げられておりまして、これからの大きな教育課題ではないかなというふうに私も思っておるところでございます。

小中一貫教育につきましては、国内でも議員おっしゃいましたように教育特区の制度を利用して取り組んでいるところが幾つかはございます。その取り組みを見てみますと、大体小中学校の６・３制を維持しながら、小１から小４までの４年間を前期、小５から中１までの３年間を中期、中２から中３までの２年間を後期としてとらえ、カリキュラムを組んでいるところが多いようでございます。内容は小学校の各教科から英語科、市民科など、そのねらいや特色に応じて、さまざまな内容を検討しながら実施しているようでございます。

このような小中一貫教育を実施するためには、ありましたように特区申請が必要でございます。したがいまして、現行の制度を駆使しながら今できる連携はどういうことができるのか。さらに、そういった考えを、連携についての考えを強力に進めていく段階に今来ているというふうに思っておりますので、まず、連携を、いろんな形がありますので、連携による一貫校、いろんな形がありますので、それを強力に進めながら、議員がおっしゃいますように合同、単一校による小中一貫教育を国全体としても目指す方向にあるんじゃないかなというふうに思っているところでございます。

以上、お答えいたします。（「18番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　18番。

○18番（下田代勝君）　お答えをいただきました。先ほど、教育長の方からお答えあった中で三中の話もございました。小中一貫校、これは現在でも下地ができているところはたくさんあるんじゃないかなと思います。例えば、三中と申し上げましたけども、むしろ三中の場合は一番やりすい地域ではないのかなと、地域のまとまりとしても、子供たちのつながりとしましても、私が素人が見た範囲では一番いいことなのかなという気がいたします。支援事業、本部事業といいますか、学校支援事業本部――本部事業ですか、そこらとも絡めながら、そういうお考えをぜひ進めていただきたいなと思います。早急に物事が進むわけじゃございませんけれども、研究の大きな柱としても今後、一環の中に据えていただきたいなと思っているわけでございます。よろしくお願いしたいと思います。これで教育終わります。

次に、地域資源活用ということで通告をいたしておきました。これは、まず国宝青井神社、この周辺整備についてでございます。市民の皆様は、青井神社の国宝指定につきまして異口同音といいましょうか、同口同音といいましょうかね。心からの喜び、これをあらわしていただいております。そして、国宝青井神社にふさわしい街並みとか、言うならば公共施設等の設置とか、その近隣にですね。また、駐車場等の整備とか、そこらについて、いろんな御意見と強い要望をお持ちでございます。このことについて、基本的に、具体的にということに触れられることがあるとすれば、どうお考えなのかお聞かせをいただきたいと思います。これは、市長でよろしゅうございますか。お願いいたします。

○市長（田中信孝君）　おはようございます。青井阿蘇神社の国宝指定につきまして、その神社周辺の街並み整備をどのように考えておるのかという御質問でございますが、昨日も少し触れましたが、人吉市では、今中心市街地活性化基本計画及び人吉駅前広場の整備等を計画しているところでございます。この整備計画に、まさに機を一にするかのように国宝指定になったわけでございまして、当然のことながら、その基本計画の中でも青井神社周辺は、その神社にふさわしい街並みの景観を整えていかなければならないというふうに思っていたところでございますけれども、まさに国宝というすばらしい冠をいただきましたので、その国宝という冠を大切にしながら、その街並みの整備を行っていかなければならないというふ

うに考えているところでございます。

今後、その国宝の指定を受け、青井阿蘇神社の保存活用計画を進めてまいりたいと思いますが、周辺の街並み整備につきましても、地域にお住まいの皆様方の御理解と御協力が最も必要不可欠なことではなかろうかなというふうに思っているところでございます。一応、私なりに多少のアイデアも持ち合わせているところではございますが、まずは地域の方々と御一緒になって、私のアイデアも含めまして検討をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答え申し上げます。

○議長（大王英二君）　18番。

○18番（下田代勝君）　18番。今市長からお答えをいただきました。多分に、市民も十二分の協力を図りながら、そのふさわしい街並みづくりに進んでいくことであろうと期待をいたしております。

そこで、具体的なことについてということでございますが、やはりその市民の方から私にお話がございましたのが、これは担当部の方になるんでしょうか。街並み整備、今市長がお答えいただきましたので、これからの問題と思いますけれども、並びに大型駐車場、これも近隣に設置できないのかなと。例えば、近隣に民間の土地等があれば、そこらの取得も図りながらというお話がございましたので、そこらについてのお考えをお聞きしたいと思います。これは担当部長でしょうか、お願いします。

○建設部長（山上　茂君）　おはようございます。御質問にお答えいたします。青井阿蘇神社の国宝指定に伴いまして、街並みの周辺整備並びに大型バス等の駐車場の整備についての御質問でございますが、現在、市の方では、人吉駅前広場整備計画を行っておりますが、その中で大型バスの駐車場などの検討を行っているところでございます。国宝青井阿蘇神社の指定に伴いまして、この青井阿蘇神社周辺に、今後どのような施設整備が必要になるのか、また周辺の街並み景観を検討する中で重要建造物等の保存も含めまして、今後どのようにして整備を図っていくのか等につきましては、地域にお住まいの皆様とともに全体的な計画の中で位置づけを行い、検討していかなければならないと考えております。

以上、お答えいたします。（「18番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　18番。

○18番（下田代勝君）　お答えをいただきました。今部長のお答えのように、地域としっかりとして協議を進めながらの整備というのをよろしくお願いをしておきたいと思います。

次に、地域課題としまして２点ほど通告をいたしております。まず、東小学校周辺の通学道路の整備でございます。これは、雨の日も風の日も暑い日も、そしてまた寒い日も、生徒たちの安全・安寧をしっかりと見守っていただいているシルバー保安官の皆様方からの御要望・御意見であります。

お尋ねをいたします。東小プール及び大信寺のところの交差点に横断歩道の設置はできないのかということが一つでございます。そしてまた、東小北側ですか、このプール横、ここに側帯がございますけれども、通学用のための歩道を設置をしていただきたいと。例えば、雨の日あたり傘を差したときに、子供たちが、やはり道に片寄って通学をしているということを見られた保安官の方たちの率直な御意見でございます。

次に、曼陀羅川の整備、これについてでございます。これはかつて、あの小さな川が１級河川としてなっていたことがございます。曼陀羅川は七日町、そして南泉田町、この２町内が水神様の祭りとか、清掃等をこの２町内で行っております。そこで、そこからの御要望です。今、今は雨が降ってますから水はありますけれども、水のかれる状態が続くこの曼陀羅川に、かつての清水、これをよみがえらせるために東小プール横の側溝にきれいな水が流れていると。これを増水時は別ですけれども、平水時の場合には、堰でもつくって、堰上げて、この川に水を流してもらえないのかなと。下流、近隣地域には武家屋敷等もあり、そうすると、そこらの街並みの風情が出てくるのではないかという御意見・御要望でございます。お答えをいただきたいと思います。

○建設部長（山上　茂君）　東小周辺の通学路の整備、そして曼陀羅川の整備と、以上２点について御質問をいただきました。それでは御質問にお答えいたします。

まず１点目の東小周辺の通学路の件でございますが、横断歩道の設置につきましては、東小学校のプールの西側の歩道と県道人吉インター線側からの歩道を結びます横断歩道の設置につきましては、現地調査を行い、東小学校、警察署とも協議してまいりたいと考えておるところでございます。

続きまして、東小学校北側に歩道をというようなことでございますが、この件につきましては、現地調査を行い、そして東小学校とも協議し、そして財政状況等も勘案しながら今後検討してまいりたいと考えているところでございます。

それから次に、曼陀羅川の整備の件でございますが、現在あります東小学校北側の側溝の水を堰上げて曼陀羅川に流し込んだらどうかというような御提案だと思いますが、その際は堰が必要になってまいります。そのために堰の管理が出てまいりますが、この堰の管理につきましては非常に難しいと考えております。予測できない出水等によりまして、堰のために側溝から水があふれ道路が浸水し、近隣に被害を与えたり、また、特にこの場所は東小学校の児童が多く通るところでもございまして、児童への影響も懸念されるところでございます。このようなことから、この堰上げ工法による曼陀羅川への流し込み案につきましては困難であると考えておりますが、地元の皆様からの御要望でもございますので、この件につきましては地元の皆様等に御説明をしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「18番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　18番。

○18番（下田代勝君）　お答えをいただきました。東小横の登校道路関係につきましては、子供の安全にかかわることでございますので、地元とも、そして現場も十分見ていただきましてしっかりとした対応をしていただきたいと思います。

それから曼陀羅川につきましては、やはり、これは地元の要望でございますが、今部長の御答弁を聞きますと、一番の難点は管理かなと。堰をつくった場合に、その管理状態なのかなということでございますから、むしろ、その一つがネックになっているのかなと。地元と十分協議をしていただいて、御納得のいくような協議内容にしていただきたいと思います。よろしくお願いしておきます。

まとめておきたいと思います、最後ですから。農業振興、中山地農業の振興、農地補助につきましては、県知事も、現の県知事も遊休農地を４年間でゼロにしたいと、そういう基本的な考えを示しておられるようでございます。球磨振興局でも、この実現に向けて調査等に着手をしているようでございます。教育につきましては、ここにも教育の新たな改革、いわゆる世界のグローバル化に伴い、国際的人材育成に大きく力を注ぐことといたしているようでございます。

いずれにしましても、国の根幹をなすものでございます。この機に、農業振興にしろ、教育の充実にしろ、国県の指導、委託等の制度、これを待つことなく、いわゆる人吉方式と言われる独特のものとしてでも、積極的に確立、取り組んでいただきたいと強く要望いたします。

質問終わります。

○議長（大王英二君）　ここで暫時休憩いたします。

午前11時３分　休憩

午前11時19分　開議

○議長（大王英二君）　では、休憩前に引き続き再開をいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

13番。

○13番（本村令斗君）（登壇）　13番議員の本村です。それでは通告に従いまして一般質問を行いたいと思います。４点ほど主なものとして質問していきたいと思います。一つ目は、川辺川ダム問題です。二つ目に観光振興のことについて質問していきたいと思います。三つ目は、後期高齢者医療制度についてです。四つ目に教育問題として、まいチャレンジについて質問していきたいと思います。なお、観光振興につきましてですけど、要旨の中に三つ上げておりましたが、流れの関係上、清流を守るまちづくりについてを最初にやりまして、その後、ＳＬ運行に合わせた収穫祭、そしてみんなで行う文化財の案内という流れでいきたいと思いますので、答弁の方よろしくお願いいたします。

まず、川辺川ダム問題についてです。川辺川ダム建設に対する市民の意見を聞く公聴会が５月22日、23日に開催されました。26日、27日には、用紙に記入するという方法で、公聴会に参加できなかった方の意見の収集が行われています。この公聴会の開催については、参加された方々からも歓迎の言葉が出ており、私としても評価するものです。公聴会は、22日は賛成を伺う日、23日は反対意見を伺う日として開催されました。私は、その全日程とも参加しましたが、賛成意見はわずかしか出されなかったのに、反対意見は活発に出されたというのが実情だと思います。

新聞等見ましても、22日の出席者は、ダム建設に反対する傍聴者を含めて54人、発言者も中立意見を含めて７人にとどまったとなっているのに対して、23日には、市民延べ290人が出席し、48人がそれぞれの立場から反対意見を述べたことが明らかになっています。また、23日の様子を伝えた熊日新聞は、推進意見を対象にした初日の低調さと一変し、ダムでは、洪水は防げないなどの意見が相次いだと報道しています。

市長にお伺いします。市民の民意はダム反対であるということを受けとめるべきではありませんか。

以上、１回目の質問です。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。公聴会の民意に従って、ダム反対を明言すべきではないかということでございますけれども、私は、ダム建設につきまして中立の立場でございまして、さきに開催いたしました公聴会の目的は、市民の皆様方のダム建設に関する生の御意見を伺うということでございました。公聴会の結果につきましては、先ほど議員が述べられたとおりでございますが、私の判断材料の一つでございますが、公聴会での参加者数・意見内容を踏まえまして、現在精査を行っているところでございます。

現在、ダムに関するこれまでの経緯と公聴会結果や、その判断材料となる資料などにより考えがまとまるまでしばらくお時間をちょうだいいたしたいと存じます。

以上、お答えといたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　13番。

○13番（本村令斗君）　現在、判断中ということですよね。検討されているということです。ちょっと、じゃあもう少し、公聴会に対する認識をお伺いしたいと思いますが、賛成を伺った日であった22日は発言者も少なく、本当に活気がなかったと思います。昼、夜とも２時間を予定されていたのに、昼は35分、夜も45分で終了しています。

23日の人吉新聞もこうあらわしています。発言が少なかったこともあり、田中市長は、再三にわたり個人情報やプライバシーは守るので忌憚のない意見を聞かせてほしい。賛成、中立、よくわからないという意見はありませんかなどと出席者に発言を促したが、会場内は沈黙の時間だけが流れ、同７時45分に終了したというものです。私も、市長が何度も何度も発言を促したことをはっきりと記憶しています。

市長にお伺いします。賛成の発言が少なかったのは、市長にとって意外だったのではないでしょうか。ということをお伺いします。

○市長（田中信孝君）　新聞でも発表いたしておりますとおり、賛成の公聴会並びに反対の公聴会、または文書によって提出をしていただくさまざまな御意見、そういう多寡によって判断するものではないというふうに私は申し上げているところでございます。

以上、お答えといたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　13番。

○13番（本村令斗君）　この結果、これは今回の公聴会のような、間だけで、この反対意見が多くて賛成の声がほとんどないという状況を、ここの公聴会だけでなくてほかでもこれ見られているもんだと私は思います。

昨年５月から、球磨川流域の12市町村計50会場で行われた国土交通省の河川整備基本方針の流域住民への報告会に、延べ約1,400名が参加しました。その結果は、河川改修など、すぐにできる治水対策を求める声がほとんどで、住民からダム建設を望む意見は全くというほど出されませんでした。球磨川流域で、近年の台風で浸水被害に遭われた方に聞き取り調査をした結果を見ても、ダム以外の治水対策を求められている方が67戸で、治水対策に川辺川ダム建設を望まれているのは、わずか２戸でした。

最近の世論調査を見ても、川辺川ダム反対が賛成を大きく上回っています。特に３月17日付の熊日新聞の調査では、地元球磨人吉が最も反対が多く、68.5％にも上っています。このように、どの判断材料をとっても、流域住民の民意は川辺川ダムに反対であり、今回の公聴会の結果は、そのような民意のあらわれであることは明らかだと思います。

市長にお伺いしますが、今回、公聴会の前、このような市民のいろんな状況から見られるように、このようなダム反対の民意ですね、このことが市長の目の前で確認できたんではないかと思いますがいかがですか。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。公聴会に来られた方、並びに意見書を提出された方々のみが市民の意見ではないというふうに考えてるとこでございます。

そして、その折に、市民の皆様方にもお約束をいたしましたとおり、さまざまな御意見を精査、勉強をさせていただいて、そして８月中には一定の見解をお示ししたいということにはかわりはございません。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　13番。

○13番（本村令斗君）　公聴会に来られた方のみが意見ではないと言われました。だからこそ私が述べたんですね。あらゆる角度から見て、今の状況を、これが違ってるなら、賛成、反対が、あらゆる状況から見ても、反対がこう多いのがあわられてるんだと思うんですよ。そういうことからすれば、市民の民意はダム反対であるちゅうことが、さらにはっきりした

んではないかと私は思っております。市民の代表である市長は、公聴会でも示された民意に従ってダム反対を明言すべきであることを申しておきます。

情報公開の観点よりもう一点お伺いしますが、今回の公聴会は市民の税金を使って行われました。そうであるならば、22日、23日に出された発言、並びに26日、27日に用紙に記入するという方法で出された意見は個人情報を除けば公開されるべきだと思います。先日行われた全員協議会においても、担当課からは公表するという回答だったと思います。

市長にお伺いしますが、これら公聴会で出された発言及び意見は、当然公開されますねということをお伺いします。

○市長（田中信孝君）　公聴会並びに文書としてお出しをいただきました情報につきましては、一定の整理が済み次第、公開をさせていただきたいというふうに思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　13番。

○13番（本村令斗君）　それについては、公開されるということでした。やはり市民の税金を使ってしたものだし、川づけ報告会とか、国交省がやりましたやつですけど、それとか、住民討論集会も、やはり賛否、いろいろ意見が出ても、きちっと公表されていくというのが実情ですので、ぜひそういうふうにしていただきたいと思います。

それから、次に清流を守るまちづくりについて質問していきたいと思います。私が思うに、今人吉は大きな分岐点に立っていると思います。青井神社やＳＬなど、観光振興に対する期待が高まっています。その一方で、田中市長は８月中旬までに川辺川ダムに対する態度を決めたいと述べています。私は、人吉の観光振興を進めるためにも、川辺川ダムに反対し清流を守るまちづくりを進めるべきだと思います。

５月27日から29日まで、無会派の議員で北海道に行政視察に出向きました。28日に訪れたニセコ町は、人吉市、吉野川に並んでラフティングで有名なところです。このニセコ町は、清流を守るまちづくりを行っています。ニセコ町は、平成15年12月に、ニセコ町環境基本条例を制定し、平成18年３月にニセコ町の河川環境の保全に関する条例を制定しています。

条例の中身を紹介すると、このようなものです。まずここに、条例の始まる前に前文がありますが、このようなものです。北海道の南西部の広大な森から湧き出た幾筋もの流れを集め、秀峰羊蹄山、広大なニセコの連峰のふもとに、日本海に注ぐ尻別川を初めとする清流、私たちは、この流域に住み、多くの川から限りない恵みを受けてきました。川はその悠久の歴史をつづりながら、流域住民の生命の糧となり、行動を支え、国有の風土と文化をはぐくみ、生活に潤いと調和をもたらし、限りない恵みを私たちに与えてくれています。私たち尻別川流域７町村の住民は、この美しく豊かな河川環境を貴重な共有財産として守りはぐくむとともに、将来の世代がその恵沢を享受できるよう大切に引き継ぐ使命があります。ここに私たち町民は、衆知と総力を結集し、尻別川流域７町村の一員として尻別川水系の川の美し

さと豊かさを守ることを決意し、この条例を制定しますというものです。

この後、町の責務や町民の責務、あるいは事業者及び河川を利用する者の責務、それから相互協力などが規定してあります。この条例を達成するために、町民、コミュニティー、事業者、行政、それぞれの行動項目も設定してあるんですね。特徴的なものを挙げれば、町民の項目として、例えば、水質日本一の尻別川を実感するフィールドウォッチングとか、ごみ不法投棄のチェックと清掃ボランティア活動、あるいは業者の行動項目としては、支流への汚水の流出をしないとか、不法投棄を行わない事業所内教育と廃棄物処理体制の構築、それから行政の行動項目としては、水質保全、監視体制の仕組みや広域的連携に向けた協議組織の立ち上げと啓発活動の実施とか、町民が調査した流域の野生生物の記録をデータベースに整備し保全活動の参考にするなどが入っております。このように、条例の制定は、川の河川保全につながるとともに川のイメージアップにつながっていると思います。

あとニセコ町じゃないんですが、隣町の蘭越町では、町とＮＰＯ法人が主催して、尻別川クリーン作戦という川の清掃活動が行われています。観光協会にそのパンフがありましたのでもらってきました。このようなものですね。それで、観光協会に置いてあるんですよ、これが。町にも置いてあると思いますけど。これで、これ見ると、役場内での担当は総務課のまちづくり推進係となっています。12の団体が後援していますが、行政を初め、漁業組合、ＮＰＯ法人、住民団体、そして建設協会なども名を連ねています。いかに広がりのある取り組みであるか伺い知れます。

私は、カヌーで球磨川、川辺川を下りますが、川原にあるごみを見つけるとがっかりする次第です。くま川下りに乗られた方も同様だと思います。川辺川においては、カヌーイストが集まり、年１回清掃活動を行いますので私も参加していますが、自発的な活動にもかかわらず多くの参加者を得ています。球磨川においても、ラフティング協会や住民団体、業者なども清掃活動を行っていることが新聞等でも見受けられます。行政もかかわって、まちづくりの一環として川の清掃を行うならば球磨川のイメージアップにつながると思います。

市長にお伺いします。条例の制定や川の清掃など、清流を守るまちづくりを進めてはいかがでしょうか。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。その前に一つ訂正でございますが、一定の見解をお示しをするというのは、８月中旬ではなく８月中でございますのでよろしくお願いを申し上げます。

自然環境に対する理念というのは、まさにそのニセコ町の条例のとおりであろうというふうに存じます。川だけではなく、さまざまな自然環境に対する理念というのは、その条例にうたわれてあるとおりであろうというふうに私も考えるとこでございます。

また、私たちは自分たちの住む町は自分たちの手で環境を整えていくということが本来あるべき姿であろうと考えております。幸いにも本市におきまして、市民の皆様方の環境に対

する意識が高いという認識をいたしてるとこでございます。衛生員の皆様、地球の環をまもり隊の皆さん、あるいは、それぞれの企業や団体個人の方々が、平日の早朝や休日を返上されて、ボランティアで清掃や環境美化活動に力を入れていらっしゃいます。

例えば、クリーン人吉運動の一環で行われております早朝清掃や環境月間でもあります６月の各町内会の皆様によります一斉清掃につきましても、毎年、そして毎回大勢の方々が積極的に参加をされております。または企業、事業所でも曜日を決めて、周辺の清掃に取り組んでおられるところも見かけるところでもございます。

そうした市民の皆様方が長年にわたり地道に取り組んでおられることから察しましても、決してイメージアップや単なる話題づくりのためといった活動ではないというふうに私は思っております。これらの息の長い活動が結果的に清流を守り、自然を守ることになり、美しい町人吉への評価につながっていくのではなかろうかというふうに考えているところでございます。皆様の環境保護への強い思い、高い意識がこれから先も次の世代へ受け継がれていくようにお手伝いをしていくことが行政の役割というふうに認識をいたしております。

そこでまず、私の考えにございますのは、御溝川の清流を守ることから始めていったらどうであろうか。流域住民の皆様方とともに立ち上がり、その地域で四季の花や蛍が楽しめる環境整備はいかがかと考えておるところでございます。

以上、お答えといたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　13番。

○13番（本村令斗君）　基本はそうですね、自分たちの町をきれいにして守りたいという。イメージアップというあれだけではないというのは確かなんです。ただ、何せ、川に頼った観光都市ですから、くま川下り、特にありますから、そういった面で、やはりみんなでそれに取り組んでないんじゃないかという思いも私は非常にするところですね。そういった面で、このようなことを質問したわけです。

今回、行政視察で訪れましたニセコ町は、環境、河川環境の保全に対する条例まで制定していくことを、これは観光振興のためには清流を守ることは非常に重要であることを十分に踏まえてのことだと思ってます。川辺川ダムに関する公聴会においてみても、川辺川ダム建設を中止されたならば、今後は自分たちの力を観光振興に支えることに発揮したいという発言があった次第です。市民参加の面から見ても、清流を守る姿勢をぜひ実現するべきだと私は思ってます。田中市長には、球磨川の清流を守ってこそ、観光振興の礎になることを心に据えておいていただきたいと思いますことを述べておきます。

それから次に、ＳＬ運行に合わせた収穫祭について質問したいと思います。今回、北海道に行政視察に行ったほかの目的は、ＳＬの運行についても視察するためです。27日は、札幌市のＪＲ北海道本社で、ＳＬ函館大沼号及びＳＬニセコ号の運行について視察を行ってまいりました。ＳＬの運行が始まれば、多くの観光客に、ＳＬで人吉にやってきたいと思います

が、やはり人吉で宿泊していってほしいと思うところです。

ＪＲ北海道でいただいたＳＬニセコ号の案内パンフレットなんですが、これ見てみますと、こういうのですね。ＪＲ北海道がつくってるんですね。下の方にこんなふうに書いてあるんですよ。ここのところなんですけど、余り大きくないんですけど。ここのところにＳＬニセコ号を運転中の主なイベントと書いていまして、ニセコのイベントというのが載ってます。ここに、こんな書いてあるんです。９月15日から９月30日、食べ菜（な）、食べ菜の「な」は野菜の「菜」です。「食べ菜・遊び菜・ニセコ収穫祭」、ニセコでとれたジャガイモを中心した多彩な料理を食べることができますと。会場、ニセコ町、町内各宿泊飲食施設となってるんですね。これは、秋ばかりじゃなくて、春にも行われることがわかりました。視察から帰った後、インターネットを調べてわかったんですけど、こんなやつです。インターネットで出せます、これ。これは春ですね。やっぱり題名は一緒です。「食べ菜・遊び菜・ニセコ収穫祭」、期間が５月３日から６月15日です。こんなふうに、非常に何と言うかな、行ってみたいなというかな、食べてみたいなというのを、意欲をかき立てるように書いてあるんですけど。もぎたてのアスパラガスを食べたことありますか。ニセコの春といえば、たけのこなどの山菜とアスパラガス、いずれも鮮度が気になる食材です。鮮度のことを考えると産地で食べるのが一番、「食べ菜・遊び菜・ニセコ収穫祭」では、24カ所のホテルやペンション、飲食店で地元の食材を使った料理を皆さんに提供いたします。この機会に地元ならではの鮮度を生かした料理をお楽しみくださいと書いてあるんですね。このようなものです。

この収穫祭なんですけど、大々的に手をかけたイベントではないようです。ただニセコに来てもらった人たちに、ニセコ町内に泊まってもらえるようにするための仕掛けであることが考えられます。ＳＬの運行に合わせて、それぞれの季節において、人吉市では山菜や野菜がとれていると思いますが、そのように山菜や野菜に光を当てた収穫祭が可能だと思います。このような仕掛けに対して、ある旅館のおかみさんに話を伺ったところ、大いにやってほしいということでした。収穫祭期間中は、駅前にテントを並べて旬の野菜を販売してもらえば、農産物の販売促進にもなるし、収穫祭の雰囲気の盛り上げにもなると思います。また、さらに発展させたいという動きができれば、野外での芋煮会のようなものにも発展も可能だと思います。

市長にお伺いしたいと思いますけど、ＳＬの運行に合わせて、このような旬の野菜が旅館や飲食店で食べられるという収穫祭を探求してみてはいかがでしょうか、ということをお伺いします。

○市長（田中信孝君）　お答えをいたします。御指摘のとおり、来年ＳＬがこの人吉市方面へ走ってまいります。そして、さらに今度は往復の復で熊本方面へ帰っていくわけでございますけれども、観光客の皆様方がいかにこの人吉市に滞留をしていただくか、またはその長期に滞在をしていただくか、重要な観光施策の観点だろうというふうに思っております。

多分、ＳＬが人吉市に到着して、そしてさらに熊本へ向けて出発するまでに、よくはわかりませんけれども、その時間帯が３時間程度ではなかろうかと、くま川鉄道にも乗り入れをというふうにも要望いたしておりますので、その間がどのように変化していくか今後わかりませんけれども、まずは３時間、半日、１日、２日、３日、あるいは１週間と、過ごし方の多様性、そうするとその変化を提供していかなきゃならない。しかも、そこにはやはり食べることというのは非常に重要な観光戦略のアイテムになってくるというふうに考えているところでございます。よって、自然や文化、そして人、それなどをつなぐさまざまな有機的な施策を考えてまいらなければならないと思っているところでございます。

今後、人吉市の旅館や食事どころ、生産農家や山の幸、文化との連携や、それを調理する人たちの勉強、努力も大切ではないかと考えているところでございます。そういった研究や連携を１次産業、２次、３次産業と食の側面からもともに深めながら、人吉球磨にしかないネーティブな喜び、感動をお客様に提供することが大切ではなかろうか、そしてまたリピーターというものにつながってくるのではなかろうかなというふうに考えております。また、その旅の思い出の中で味わっていただいた産物や加工食品が、今後整備計画にも盛り込ませていただいておりますけれども、駅の店舗等であがなえることは大変重要なこれも観光戦略のアイテムであるというふうに認識をいたしております。

また、旅全般の宣伝等々におきましては、ニセコでも行われているラフティング等々も組み込んでもいかなければならないと、先ほどさまざまにパンフレットをお見せいただきましたけれども、私は、もう一貫して一つのガイドブックにまとめて今後いく必要があると、しかも、バインダー式の取り外し可能な、そういう一冊の人吉市のある意味解体新書的なものを私は創造していく必要があるのではなかろうかなというふうに考えているところでもございます。

さまざまに今後御意見を結集させていただきながら、観光客の方々に感動と喜びを与えるような、そういう状況をつくってまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えといたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　13番。

○13番（本村令斗君）　いろんな意見を、カタログを、旅館とか、特に調理される方とか農家の方に聞きながら進めなければいけないというのは、そのとおりだと思います。一つ、いわゆる練り上げていかなきゃいけないと思うんですね。だから、私たちどもも、そのいろんな研修とかしたことをずっと、こういうのがありましたよと、材料としてやはりこの場で言いながら、それを材料にしていただきたいというふうな思いで質問した次第ですし、一つの検討材料として、いろいろ考えていただきたいと思います。

それから、みんなで行う文化財の案内の方に次に質問を移っていきたいと思います。

ニセコは全国に知られるリゾート地ですけど、ニセコ町に行って、ニセコにはない、人吉

市の大きな魅力を改めて感じさせられました。それは文化財なんです。ニセコリゾート観光協会で視察を行っていたときに、人吉球磨には熊本県内の７割の文化財が集まっているという話になり、観光協会の方は、文化財には脈々と人を集める力強さがあると、人吉市の状況を大変うらやましがっておられました。

とりわけ、現在は青井阿蘇神社が国宝に指定されることになり、観光振興への期待を大きく盛り上げています。私も、郡市外からの訪問者などに、時間があった場合など青井神社や人吉城などに案内することがよくありますが、例えば青井神社についていえば、どの部分にどのような形態が国宝に指定されるようになったか、私も説明できません。多くの市民が同じような状況にあると思います。また、市民が郡市外に出かけたときに、青井神社が国宝に指定されましたねとか、青井神社に行ってみたいですなどという対話になることも時折あると思います。このようなときに、市民が青井神社などの魅力やエピソードについて語れるならば、さらに多くの方々に興味を持っていただいて、人吉市にやってくるきっかけになると思います。

教育委員会の方にお伺いしますけど、青井神社についての市民学習会や出前講座などを行うべきだと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○教育部長（浦川康徳君）　こんにちは。御質問にお答えいたします。

観光案内の学習会や出前講座をというようなことでございますけれども、一般市民による観光及び文化財の案内につきましては、現在、一部の市民ボランティアの方々による取り組みがなされております。

市民全般による文化財案内を実現するためには、市民の皆様が地域の文化財に精通し、親しみや関心を高めることが最も重要と考えます。そうした観点から、学習会の開催は効果的と考えておりまして、学習会の実施や内容につきましては、必要に応じて対応してまいりたいというふうに存じます。

また、職員による出前講座に関しましては、現在、青井阿蘇神社や人吉城を初め市内全般における文化財についての解説を中心としたテーマで、随時派遣依頼に対処しているところでございます。先般、５月21日にも、「地域の宝青井さんの魅力」と題しまして出前講座を行っております。

今後も、市民の皆様からの御要望に対応しながら、多くの皆様に御利用いただけるよう内容の充実を図ってまいりたいというふうに存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　13番。

○13番（本村令斗君）　いろいろそういう学習会とか出前講座を持っていただいているということで、この間、青井神社が国宝に指定されたときだったと思いますけど、市民の中のコメントで、やっぱりその何かもっと学びたいと、その青井神社についてですね。そういうの

が、正確には覚えていませんけど、出てたと思いますので、今、そういう文化財そのものの価値として学びたいという機運は高まっていると思いますので、ぜひその要望にこたえていただきたいと思います。

それから、ただ、この学習会や出前講座に出た後、ずっと記憶が残ればいいんですけど、どうしても忘れる部分があると思います。それからまた、青井神社以外の文化財についても、知人を気軽に案内し、その魅力を説明できるような冊子があったら便利です。そこで、人吉市内にある幾つかの文化財の歴史的重要性、それから魅力やエピソードなども書かれた冊子ができないかと思います。

教育委員会にお伺いします。人吉市内にある幾つかの文化財の歴史的重要性、それに魅力やエピソードなどが書かれた冊子をつくったらどうでしょうか、お伺いします。

○教育部長（浦川康徳君）　御質問にお答えいたします。

現在、市発行の文化財関連刊行物としましては、「訪ねて・見て・触れる人吉の文化財」のほか、西南戦争関連や人吉城関連のガイドブックなどがございます。これらのパンフレットも、実際に観光案内に活用されておりますが、おおむね広報を趣旨としておりまして、市民による文化財案内を主要目的として刊行したものではございません。

しかしながら、文化財保護行政の立場からは、市民意識の高揚を図ることが文化財の活用や市民による文化財の案内へつながるものと考えております。

今後、文化財関連刊行物の再発行等に当たりましては、広く市民の皆様に活用していただけますよう、より理解しやすく活用しやすい冊子を目指して、内容の充実を図ってまいりたいと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　13番。

○13番（本村令斗君）　訪れる人を中心に冊子つくっていると、それはわかります。両方使うんですね。当然、案内する方にもですね。それはわかるところです。

先ほど申されましたが、「訪ねて・見て・触れる人吉市の文化財」、ちょっと私もいただいてきたところです。これ非常に、私もこれを見まして、こんなのが文化財に指定されていたんだというところを知る上で非常にためになると思いましたところです。ただ、非常に専門的ではあるんですよね。それはあると思うんですよ。

一つ、先ほど申されましたけど、その私がちょっと申しました、魅力、エピソードなんかが入ったのができないかと言ったんですけど、この間、さっきも申された人吉城に対するガイドブック「発見・体験・歴史の旅」と、「日本の名城人吉城」とつくられているんですよね。これを見てみたら、非常にわかりやすいんですよ。ポイントがよく押さえてあるんですね。このお城のここがすごいといって、その１からその５まで書いてあるんですよ。これは非常にわかりやすいし、詳しく書いてある部分もあるんですね。

この間、これ、担当課の方に、これはいいものをつくりましたねと言って、あんまり答えられなかった。何でかなと思ったら、一応基本的には子供たち向けにつくってあるんですね。それはわかったんですけど、でも、これは大人でも十分よくわかるし、いいと思うんですね。

ここは、いろいろ乱雑に冊子とか出すのも、私も拒まないんですけど、これシリーズ物で出すのもおもしろいんじゃないかと思うんですよ。これのつまり青井神社、今度国宝になりましたが、青井さん版とか、あとあそこの西南の役でもかかわりもある永国寺ですね。あとは、願成寺とかもですね。含めたのも、こういうのをぜひつくって、子供たちとともに大人にも活用してもらうようにしたらどうかということ、これはもう提案、提起として申し上げておきたいと思います。

それから、次に移ります。後期高齢者医療制度についてです。

後期高齢者医療制度が本年４月より始まり、批判の声が高まっています。

そのような状況の中、自民党の大物幹部からも批判の声が出ています。小泉内閣で財務相を務めた塩川正十郎元衆議院議員は、４月17日の産経新聞で「後期高齢者医療制度は財政上の都合ばかり優先されて、人間味が欠けている。後期とは社会の別枠」と制度を批判しています。堀内光雄自民党元総務会長は、文藝春秋６月号で「思い切って一たん凍結して、ゼロベースで国民的な論議を行うべきである」と述べています。中曽根康弘元首相は、５月25日の民放テレビ番組で「至急もとに戻して考え直す姿勢をはっきり示す必要がある」と出直しを求めました。

また、都道府県のうち６割を超える30都道府県の医師会が「異議あり」の声を上げています。さらに、地方議会においても、580を超える議会が「見直しを求める意見書」を可決しています。８日投票の沖縄県議会議員選挙では、後期高齢者医療制度も大きな争点になったとマスコミも報じていますが、自民党は惨敗、与党は議席を27から22に減らしています。

そもそも後期高齢者医療制度は、まず75歳という年齢だけで区切るという理念そのものが間違っていると思います。また、今の若い人たちが75歳になったとき、保険料は大変なものになってしまいます。厚生労働省の試算をもとに保険料を試算すると、2025年に75歳になる団塊の世代の保険料は今の２倍以上の月１万3,000円、今28歳の方の保険料は月４万9,000円にもなってしまいます。

私は、後期高齢者医療制度は廃止すべきだと思います。

市長にお伺いします。後期高齢者医療制度は廃止すべきだと思われませんか。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

本年４月からスタートをいたしました後期高齢者医療制度につきましては、議員がおっしゃるとおり、新聞などのメディアでも多方面からのさまざまな御意見が取り上げられており、報道されておりますが、超高齢化の進む中、今後増大懸念される医療費を世代間の負担の公平を図ることにより持続可能な医療保険制度としての確立を目指すものでございます。

後期高齢者医療制度の根本法である高齢者の医療の確保に関する法律の条文にも、基本理念として「国民は、自助と連帯の精神に基づき、みずから加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して、常に健康の保持増進に努めるとともに、高齢者の医療に要する費用を公平に負担するものとする」と明記されておりまして、国民健康保険の保険者としての立場からすれば、後期高齢者医療制度を別建てとした枠組みは医療制度改革の一つとして賛成でございますが、御指摘のとおり、今後抜本的に制度の見直しを行わなければならないという観点からは、条件つき賛成と言わざるを得ません。

つまり、保険料の納付方法につきましては、年金から差し引かれる基準額が年間の年金受給額18万円以上と低過ぎる気がいたしております。基準額を引き上げるなど再考の必要があると考えられます。また、低所得者ほど負担増となっていることからも、この制度の抜本的見直しが求められているのではないかと存じますし、今後、国におかれましては、じっくりと腰を据えて新制度づくりに取り組んでいただきたいと考えているところでございます。

よって、市といたしましては、制度対象の方々が混乱されることのないよう、今後も広域連合と連携を密にしながら、当面制度の運営に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、お答えといたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　13番。

○13番（本村令斗君）　基本的には賛成だけど、抜本的見直しが必要だということなんですが、それに、増大する医療費に負担を払うというか、負担を補うというのもあるんですけど、今のそもそも国民健康保険で、それで困るというような意見が国民から出たわけじゃないんですよ。変えてくれというふうにですね。そういう制度からすれば、やはりその75歳で切るということは非常に差別医療につながると、私はそういうふうに思う次第です。

今度、国民の声に押されて、政府側も見直しを言っていますけど、それが発表された後も、続々とこれを見直すべきだという、見直しというか、もう抜本的に廃止して、一度廃止すべきだという声が出ているのが現状だと思います。

６月５日に文藝春秋が記事を掲載、これについて書いてあるんですけど、瀬戸内寂聴とか上坂冬子さんなどいろんな方ですね。識者と言われる方、著名人ですね。こういう方が、７名の方が、やはりこの制度は一度廃止すべきだということで意見を述べられています。こういう、本当にその声が広がっていると思います。

この制度、やはり一度廃止すべきであることを私は述べておきたいと思います。まず廃止すべきですね、一度というか。

それから、６番目に、まいチャレンジについて質問していきたいと思います。

熊本県教育委員会は、夏休みに「まいチャレンジ」というテストを県下の中学校で行っていると聞きました。私も、熊本県教育委員会が出している平成19年度まいチャレンジの実施

要綱を教育委員会でもらってまいりました。

まず、教育委員会に、このテストはどのような趣旨で行われるか、要綱に書かれている趣旨を御説明いただきたいと思います。

○教育長（鳥井正徳君）　お答えいたします。

まいチャレンジ、日本語で言いますと「私の挑戦」というんですかね。このテストを県がやっております。

実施要綱の趣旨によりますと、三つ上げております。平成20年度の趣旨としまして、一つは、学習指導要領に示されている基礎的・基本的な事項はもとより、発展的な学習内容にも興味、関心、意欲を持ち、挑戦する喜びややり遂げる喜びを味わい、さらにみずからを高めようとする態度を養う、これが第１点でございます。２点目は、受講者全員に級別認定証を交付することにより、教科学習への意欲、やる気を喚起する。３点目に、教師一人一人がさらに個に応じた指導及び発展的な学習教材の開発の重要性を認識し、その充実を図っていく。この三つを趣旨として上げているところでございます。

以上でございます。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　13番。

○13番（本村令斗君）　ただいま趣旨について御説明いただきました。要するに、まいチャレンジは、一番中心として、興味、関心、意欲を持たせるというのが中心的にある趣旨だと感じたところですが、実は、このテストを受けることによって、逆に生徒がやる気をなくしてしまうということで、学校の先生方から相談を受けた次第です。

この熊本県教育委員会が作成しているまいチャレンジは、中学校１年生から３年生まで、すべて同じ問題を解くというテストです。中学校１年生にも、中学校３年生の１学期までの学習内容が出題されるようになっています。このように、まいチャレンジは、習っていなくて解けるはずのない問題を解けというのですから、やる気をなくすのもそのはずだと思います。

あるわかりやすい話を例を挙げてしてもらいました。ある英語が好きな女生徒は、自分でも学習しながら中学２年生で英検４級を取っていたそうです。ところが、このテストの後、すっかり自信をなくして、わからない自分はだめ人間なのかなと先生に話してきたそうです。

さらに、先生方はこのように話されました。まいチャレンジは「いっちょん好かん」と多くの生徒が言う、そもそもわからない問題を目の前にして50分間座っておけというのだから、生徒の苦痛がよくわかると、テストを受けた生徒全員に階級別認定証を交付するようになっているが、交付した後、教室に行ってみたら、ちり箱に捨ててあったと、要するに、このテストは一部のエリート育成のためのもので、多くの生徒はやる気をなくしていっているというのが実態だというものです。先生方は、このようなテストは絶対強制的に受けさせてはならないと言われました。

そこで、鳥井教育長にお伺いします。まいチャレンジの実施対象は、要綱においてどのようになっていますか。

○教育長（鳥井正徳君）　お答えいたします。

対象は、中学校１・２・３年生の希望者でございます。

以上でございます。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　13番。

○13番（本村令斗君）　今答弁でもありましたように、このまいチャレンジの実施対象は希望者となっています。ですから、このテストは絶対強制的に受けさせてはならないと思います。教育委員会は、学校に強要して受講者をふやすようなことはしてはならないと思います。

鳥井教育長にお伺いします。実施対象は希望者ということから、学校に強要して受講者をふやすようなことはしてはならないと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○教育長（鳥井正徳君）　お答えいたします。

実施対象者は希望者となっておりますので、あくまで強制はしないようにしております。

ただ、まいチャレンジは、県が音頭を取って、現場の優秀な先生方にお願いしてつくられたすぐれた問題でございます。全国的な学力調査があっておりますが、この問題にも県がつくった問題が多数活用問題として採用されているようなすぐれた、今までなかったようなすぐれた問題でございます。先ほど申しましたが、基礎的・基本的な問題から発展的な問題、身近な素材をもとに自分の考えを表現したりするようなよい問題が工夫されておりますので、私たちは、夏休みに行われる学力向上の取り組みの一つとして、これまでも積極的な取り組みがなされているのはありがたいことだと思っております。

先ほど議員が上げられました。もう６年ぐらいになるんですが、これが始まったときには非常に批判がありました。解けないんじゃないかと、がっかりすると、ところが、もう６年がたちまして、非常に、強制はしておりませんが、受けてみたいという子供たちがふえてきております。１年生も受けてもいいということでございます。１年生は、100点満点の30点ぐらい取ればいいんじゃないかという基準も示されております。

それで、要は意欲を高めるために、そのずっと点数が下でがっかりしている子供たちに先生がどうかかわっていくかと、かかわり次第によって、その子は意欲も起こる可能性が十分ございます。そういうことがこれからの教師に課せられた大きな課題ですね。意欲を失っている子たちをどのようにして高めていくか、これはその一つのチャンスといいますか、受けろとは言いませんけど、こんな問題もあるぞと、そういうような考え方も十分あると思っております。

以上、お答えいたします。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　13番。

○13番（本村令斗君）　あくまで強制しないということですから、もうそう多く言うつもり

はないんですけど、すぐれた問題であることはいいんですよ。それを習っていないときに解くのが適切かと私は申し上げている次第です。

確かに、意欲を出させることは必要なんですけど、基本的に意欲出すというのは、私も理科は好きでしたけど、科学雑誌読んだり、科学番組見せたり、実験とかの体験によって意欲というのは生まれてくるもんであって、テストによって意欲が生まれてくるもんではなかろうと思います。そういった面で、このまいチャレンジは強制してはいけないということを再度申しまして、私の質問を終わります。

○議長（大王英二君）　ここで暫時休憩いたします。

午後０時15分　休憩

午後１時20分　開議

○議長（大王英二君）　では、休憩前に引き続き再開をいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

６番。

○６番（村上恵一君）（登壇）　こんにちは。６番議員の村上でございます。先ほどまでの傍聴席のにぎわいはどこに行ったのでしょうか。寂しい思いがします。

４月20日に大橋の完成式が盛大に行われまして、翌21日から通常どおりに通行できるようになりました。工期が延びたときには非常につらい思いもありました。しかし、百年に一度の大事業ということで、この計画段階からかかわってこられた関係者の皆様方に、今となっては敬意を表する次第でございます。

ところで、私は、毎日昼過ぎには西間方面に車を走らせるわけなんですが、この４年間のうちに、習慣とは怖いものです。大橋を通行すべきなのに、知らず知らずのうちに人吉橋を車で走っている自分に気づくわけでございます。最近、やっと４年前のモードに戻ったような次第でございます。恐らく、市民の皆様の中にも、私と同じように、４年間の習慣を引きずっている方がおられるかもしれません。ぜひ早く４年前のモードに戻っていただければと思っております。

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

今回は、三つの項目を通告しております。一つ目は河川行政について、二つ目に大型店出店問題、三つ目に交通体系、地方バスの補助金についてでございます。

最初に、河川行政についてでございますが、皆さんも御存じのように、新聞、テレビ等で報道されました。突然のことで、寝耳に水というような出来事でございましたが、４月に就任された蒲島知事が突然、荒瀬ダムの撤去、これを凍結するという宣言をされました。ダムについて賛否両論ありますけれども、賛成の方も反対の方も、これには非常に驚いたのではないかなと思っております。

このことに関しまして、市長にお尋ねを申し上げます。荒瀬ダムの撤去の計画になっていたこれまでの経緯をですね。どのような経緯だったのか、知っておられますか。また、市長は、この新知事の今回の凍結宣言をどこで、どういうふうに知ったのか、またそのときにどういう思い、感想を持たれたかということをお聞きしたいと思います。

第１回目の質問を終わります。

○市長（田中信孝君）　お答えをいたします。

これまでの荒瀬ダムに関する経緯につきましては、マスコミの報道等を通して推移を興味深く見守ってきたところでございます。

新知事の凍結宣言は、全国市長会の総会、上京しておりました際に知ったところでございました。撤去を凍結するという発表にはいささか驚きました。

その理由につきましては、知事就任当時からさまざまな知事の言動等を通して、県の財政再建にかける知事の並々ならぬ決意を感じたところでございます。この県の知事による財政面を考慮された、その結果ではないかというふうに感じたところでございます。

以上、お答えといたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　６番。

○６番（村上恵一君）　全国市長会の総会の会場にて知られて、大変びっくりされたということでございます。

流域の一番荒瀬ダムに近い八代市の坂田市長は非常に怒っておられました。事前に協議や相談もなく、余りに一方的で憤慨していると、そして県の撤去方針を前提に利水、そして環境対策、水位低下などの問題を要望してきたんだと、抗議に行きたいくらいだということで最初は述べられました。撤去費用がかさむなどの理由を言うのであれば、あらかじめ地元に説明をしてほしかったということを言って、非常に怒っておられました。

60億円のコストをかけて、ダムの寿命がその永遠になるわけではないんですよね。あと何年もたせるために60億円をかけるのかというのがもう不明であると、私はそういうふうに思いました。

この凍結宣言に関しまして、流域の首長として、この凍結宣言を田中市長は容認できるのかどうか、ここをお尋ねしたいと思います。

○市長（田中信孝君）　容認できるかどうかという御質問でございますが、あくまでも事業主体が県でございまして、発電事業から始まった荒瀬ダムであり、国内初というインパクトの強いダム撤去事業でもあるものの、知事とされましては、エネルギー事情の変化や総事業費を算定する中で、今回のような選択をされたのではなかろうかなというふうに受けとめております。

ただ、御指摘のように、旧坂本地区を初め地元の皆様にはこれまでの経緯やさまざまな思いがあると存じますので、今後、県におかれましては地元への説明がなされるものと思って

おります。

よって、容認の可否については差し控えさせていただきたいと思います。

以上、お答えといたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　６番。

○６番（村上恵一君）　恐らく、そのような答えが返ってくるんではないかなということで私も想像していたわけでございます。

事業主体は県ですから、こちらからどうのこうのということはないと、しかし、球磨川総延長が115キロ、同じ流域の出来事であるということは、これはもう間違いない事実でございます。上流部が下流部に与える影響も大いにありますし、魚族の遡上等を考えますと、下流部が上流部に与える影響も非常に大きいということで考えたときには、まんざら関係のない問題ではないと、大いにかかわりが深いということで、私はそういうふうに考えております。

市長は、昨年度選挙を川辺川ダム建設問題に関しましては中立ということで表明して当選されました。私としては、政治の世界に中立という言葉が存在するのかどうか理解しがたいところがあるんですけれども、ところで、その中立と表明された、その意味とその定義というか、どういう理由があって、その中立という表明をされたのかをお聞きしたいと思います。

○市長（田中信孝君）　選挙前または選挙期間中におきましても、私自身、ダム建設賛成・反対の御意見を詳細に聞いたわけでもございませんし、または資料等々を検討させていただいたわけでもございません。しかも、賛成、反対、よくわからないというさまざまな意見がある中で、やはりこれは一度皆様方の、市民の皆様方の御意見をしっかり聞く必要があるという立場で、中立ということを表明させていただいたわけでございます。

今回の公聴会につきましても、これまでの公開討論会で生じたような地域住民の対立を生じさせてはならないという、その点だけは徹底して留意したつもりでございます。

以上、お答えといたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　６番。

○６番（村上恵一君）　地域の中に賛成の意見もあれば反対の意見もあると、またよくわからないという意見もあるだろうと、私はその意見はよくわかるんですが、選挙の前に整理して選挙に出るべきじゃなかったかなと、私はそう思う一人でございます。

それはそれぞれの判断かもしれませんけれども、蒲島知事は、現在、有識者会議を立ち上げられて、川辺川ダム問題をさまざまな方向から検証されて分析し、検討を重ねておられると、第３回目が終わったという今は状況だと思います。そして、また９月には、その是非について、みずから有識者の意見を参考にして判断したいというふうに言っておられます。

市長は、また今回、市民の方々から公聴会の中で、反対、推進それぞれの住民の意見収集を行われた。その内容に関しては深くは触れませんけれども、私は、この問題、今回この通

告した一つの理由は、８月に御決断されると、８月中に御決断されるということですから、森口議員も同じような内容で通告されていますけれども、ぜひ地域の住民の声をよく幅広くですね。もっともっといろんな意見があると思います。時間をかけて精査してほしいということなんですね。

それと一つは、私はこれを申し上げておきたいのは、昭和57年度に熊本商科大学、こちらの方に委託しまして、球磨川が人吉地域経済に与える影響についての調査研究というのが行われております。

この調査の中に、球磨川と商業という欄がございます。この調査の中で、調査対象の観光関連産業の売上高は、昭和57年、その当時65億3,300万円と出ております。これに、それに付随する波及効果、これが26億5,900万円、加えますと総合計が91億9,200万円、物すごい大きな金額です。これは昭和57年ですから、約35年前ですか、35年前の数字ですよね。――25年前ですね。（発言する者あり）23年ですか。ちゃんと計算して出てくるべきでした。23年前の数字ということであれば、かなり今となっては大きな数字に膨れ上がっているんではないかなと。ただ、平成２年に観光客の入り込みがピークになって、それ以来、ちょっと若干落ちてきているという状況もあります。

しかし、「人吉球磨は、ひなまつり」とか、いろんなイベントを仕掛けていって、若干また盛り返してきている状況かなと、こういうことを考えたときに、球磨川がもしダムができて、汚濁が始まってというときに、その観光産業に与える影響というのは非常に大きいものがあるということを知っておいていただきたい。

そして、この調査の中に、この観光関連売り上げ、ここから市の税収が上がってくるわけですけれども、これに及ぼす影響はと、これも書いております。民間事業所12社のうちの少なくとも26％が、観光資源としての球磨川に依存していると推定されると、この数字をですね。その当時の市民税は約５億円なんですね。これに計算しますと１億3,000万、今は約40億前後ですかね、たしか。ですから、相当な金額になるということなんですね。もし汚濁が始まって、観光産業自体が破壊され始めますと、失業者もふえ、市税も減るという図式が出てくるわけです。

こういうことも頭に置いて、ことしの８月判断されるのであれば、あるいは延期されても結構です、もっと精査するために。先ほどの冊子は、議会事務局、あるいは企画課のほうにもあるんじゃないかなと思うんですけど、ぜひ御一覧いただきたいと思います。

判断の中に、条件つき賛成、条件つき反対という言葉もひょっとしたら出てくるかもしれませんが、それも一つの選択肢かもしれませんけれども、あくまでも県の動きに左右されることなく、地域の将来を見据えて、住民の声を反映した正しい御決断をお願いしたいというのが、私のこの第１回目のその質問の意向でございます。よろしくお願いいたします。

何か御答弁があればあれですけど、よろしいですか。いいですか。

それでは、２回目に大型店の出店問題、危惧される交通渋滞にどう対応するかという、この質問を行います。

約２年前かなと思うんですが、オフィスバークレー、これは大牟田に本社がある事業者の（仮称）人吉ショッピングセンターの説明会が人吉市商工会議所の３階で行われました。これに引き続いて、ことしの５月15日は大店立地法に基づく地元説明会が行われたわけでございます。この商業施設が、既にこう飽和状態というふうに私は考えます。この地域に相当な魅力があるのか、もう不思議でならないのですが、過剰評価というか、地域間競争という言葉だけでは片づけられない非常に大きな問題ではないかなと、私はこれは思っております。

この５月の15日に説明会行われまして、この説明会の周知の方法はどのようにされたのか。また、ショッピングセンターに隣接する３町内の世帯数はどのくらいなのか。そして、５月15日のその説明会の出席者の状況はどのようだったのか。これを質問します。よろしくお願いします。

○経済部長（井上修二君）　お答えします。旧人吉木材市場跡地に建設を計画されております複合商業施設につきましては、平成20年３月28日に熊本県に対して大規模小売店舗立地法に基づく新設の届け出が提出されております。

第１点目の説明会の周知の方法でございますが、大規模小売店舗立地法では、届け出をした日から２カ月以内に、事業者が届け内容を周知させるための説明会を開催しなければならないとなっており、５月15日、宝来町の会館において、午前11時、午後３時、午後７時から、３回に分けて開催がされたところでございます。

また、説明会の周知の方法については、同法におきまして、届け出等の趣旨を時事に関する事項を記載する日刊新聞紙に掲載することとなっており、対象となる新聞は、主要な全国紙や当該地域の地方紙など、当該地域の住民等の購読状況を考慮して選択するものとすると定められております。

当該説明会の開催広告は、計画地境界から１キロメートル以内の範囲で購読される日刊新聞５紙、これは熊本日日新聞、朝日新聞、毎日新聞、読売新聞、西日本新聞でございますが、この新聞にチラシの折り込みで周知されております。

２点目の隣接３町内の世帯数でございますが、平成20年３月31日現在で、下青井町が232世帯、宝来町が195世帯、下城本町が373世帯、合計800世帯となっております。３点目の説明会の出席状況でございますが、第一回の午前11時からの部で40名、第二回の午後３時からの部で21名、第三回の午後７時からの部で28名、合計の89名の出席者となっております。

以上、お答えします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　６番。

○６番（村上恵一君）　周知の方法は、地元５紙での折り込みチラシで行ったと、半径１キロ以内ですね。周知されたということですね。

それと、当日の出席者数は隣接３町内で、あっ、違う、世帯数ですね。済みません。世帯数が800、出席者数が89ということですね。恐らく、この89人という数は市の職員も入ってるんでしょうかね。あるいは、周辺の３町内だけではない商業者、駅前、あるいは九日町、紺屋町の方々も来られてるかなと思うんですけど、比較してみましたら、800世帯のうち89ですから約１割、ひょっとしたらもっと少ないのかもしれませんですね。実数はですね。そういうことを考えたときに、説明会が、しっかりとその役割を果たしたのかなあと疑問に思うわけでございます。

それでは、その説明会の中で、３回に分けて行われておられますけども、どのような内容の質問、意見があったのか、それをお聞きします。

○経済部長（井上修二君）　どのような内容の質問等があったのかということでございますが、計画地北方面には、工業高校や西小学校があり、計画地西側の市道、宝来村山線には通学路となっている。また、計画地西方面にはカルチャーパレス施設があり、そこでイベントが開催されるときは、国道445号に混雑が見受けられる。カルチャーパレスやスポーツパレスで、イベント開催時の対策として何か対処されるのか。

それからＥ棟、これはビデオとか、ＣＤレンタルですけども、Ｅ棟は24時間営業か、テナントは未定なのか。それから、その他、未定テナントの営業時間は何時まで予定されているのか。次に、計画地東側、スターレーン側の道路の拡幅について教えてほしい。

それから、ボーリング場の裏については、何もされないのか。二次計画はないのか。それから、計画地南西側、国道に設置される右折帯には最大で４台がとまれるが、信号の兼ね合いからも長さが足りないのではないか。それから、カルチャーパレスでイベントがあるときには渋滞が予測されるが、そのときの対応策は何かあるのか。それから、自分の家は計画地に隣接しており、国道が渋滞すると家に入られない。また、夜間10時半まで塾をしているために、子供たちの親が車で迎えにくるため混雑するのではないかと懸念される。

それから、歩行者の安全について。出入り口ナンバー１が面する市道宝来村山線は、高校生や小学生が通学路として利用しており、店ができると、朝夕の通学時間帯について事故の発生が懸念される。それから、国道に右折レーンを設置される計画だが、出入り口ナンバー２から交差点までは車が七、八台とまっただけでいっぱいになる。非常に渋滞することが懸念される。それから、ピーク時の交通量と言われたが、ピークとはいつか。午後７時台が最も渋滞している。

それから、雨水排水について、どういう計算をしたか教えてほしい。国道445号の方に流れたりしないか。次に、意見はどこに出せばいいのか。それから、騒音予測地点のＣ地点に住んでいる者ですが、出入り口を出入りする車両が遅くまで出てくると心配だ。何時まで車の出入りがあるのかといった意見、質問となっております。

以上、お答えします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　６番。

○６番（村上恵一君）　かなり多くの意見、抗議の声があったようですね。この大店立地法の中の定義の中にも書いてますよね、目的、法律は、大規模小売店舗の立地に関し、その周辺地域の生活環境の保持のため、生活環境の保持なんですね。悪化されることが非常に危惧されます。私も資料持ってるわけなんですけども、配慮と、配慮事項ということで２項目大きな項目がありまして、一つは交通に対する配慮事項、そしてもう一つは騒音に対する配慮事項、この２項目に分けていろいろこう書いておられます。説明されております。

ところが、ニコニコ堂がオープンしたのは何年前だったのかちょっと記憶にないんですけど、相当前ですけども、オープンした当時、ニコニコ堂の入り口から延々と車が青井神社の裏まで数珠つなぎだったんですよね。相当な渋滞でした。それが３日間ぐらい続きましたですね。そのような状況が今回ももちろん起こるし、それ以外にも思いも寄らない障害が出てくるんじゃないかなと私は考えてるわけでございます。

これは、大店、大きな店舗を運営される側の何か内部の常識らしいんですけども、売り場面積、坪数、２坪につき車は１台、売り場面積２坪につき車は１台配置したら、お客さんの流れもよくなるという、何か常識があるという説を聞きました。錦町のジャスコで計算しましたら、あそこが大体本体のジャスコとサンロードあわせまして１万5,000平米ですから、約4,500坪、ということは、２坪に１台で計算しますと二千二、三百台、ちょうどそのくらいの台数を備えてるんですね。

ところが、今回のこの計画されてるショッピングセンターは、店舗面積は4,774平米、つまりは1,447坪、これで計算しますと、２坪に１台という計算を当てはめますと720台必要になってくると。ところが、この説明事項の中には、指針で定められた必要台数で出ています233台なんですけども、これを超える、上回る251台は用意しますよということなんですね。通常の理念でいきますと、ジャスコの計算でいきますと、全然足らないんですよ。500台足らないんですよ。ということは、オープン当時は、恐らくあの周辺は完全に麻痺してしまいますね。私はそう予想します。

そういうこともあって、いろんな地元に入り込んで、意見を聞いてみました。やっぱり国道445が、いつも夕方には渋滞する。それに輪をかけてこの施設ができたら大変だという声、あるいは先ほど出ましたやっぱり通学路の問題で、非常に事故が起きないか怖いという声もありました。また、近くには結婚式場もございまして、結婚式場の出席におくれるんじゃないかなという声も冗談で上がったようなこともありました。

この危惧される交通渋滞を回避できるのか。または出店予定地の隣接する国道445、これの幅員は何メーターなのか。また国道の規格というものはあるのか、存在するのか。そして拡幅の計画はあるのか、これを質問します。

○建設部長（山上　茂君）　御質問にお答えいたします。危惧されている交通渋滞をいかに

回避できるかといった御質問でございますが、出店計画によりますと、対象となります商圏は店舗から約３キロメートルの範囲とした区域でございますが、その来店経路は、大きく四つの方面に設定されております。各方面から来店する車両の日台数、ピーク時台数などの交通量予測が行われておりまして、また交通量調査に基づいた交差点の混雑状況の検討については、開店後も大幅な影響がないとの予測結果が示されております。

この店舗へ接続いたします道路としまして、国道445号、市道下林南願成寺線、これは産交バスのターミナルの前面道路、東西に走ってる道路でございます。それから宝来城本線、これはボーリング場の横に南北に走る道路でございます。それから宝来村山線、これは村山公園に上っていく道路でございます。などがございまして、４カ所の出入り口が設けられております。いずれも交差点との距離が近く、また、一部路線につきましては通学路であるなど、厳しい制約もある中でいかに安全な通行の確保と交通渋滞の緩和を図るかが大きな課題でございまして、出入り口の位置や方向、幅員など、球磨地域振興局や熊本県警本部、人吉警察署などと連携しながら協議を重ねてきたところでございます。

その結果、国道445号からの進入確保のための右折帯を新たに設置することになっているところでございます。また、下林南願成寺線は、当初計画では出入り口の計画がなされておりましたが、交差点に近いことなどから左折のみの出口専用とし、乗り入れ口の幅員も10メートルから６メートルに計画変更し制限されております。

また、店舗東側にございます宝来城本線の道路幅員は、現在４メートルでございますが、６メートルに広げる計画になっております。宝来村山線につきましては、本店舗の出店計画の来店経路に位置づけされておりませんが、道路幅員６メートルが確保されているところでございます。さらに、出入り口周辺には、それぞれ通行を制限する案内表示看板や路面標識の表示、出口専用箇所には回転等を設置するようになっております。

また、オープン時や土曜・日曜、それからイベント時、年末年始などの混雑が予想される場合には、これまでの協議によりますと、人吉警察署など、関係機関との協議を行いながら交通誘導員の配置など、渋滞解消のための誘導策をとることになっております。

それから、国道445号の幅員は、それから国道の規格というものがあるか、拡幅計画はあるかというような御質問でございますが、出店予定地の南側にございます国道445号の現在の道路幅員は、道路側溝を含めまして約6.2メートルでございます。また、国道の規格につきましては、国・県や市町村が管理する道路につきまして、道路法に基づいております。この道路法の第30条１項の規定によりまして、道路の構造の技術基準を道路の種類ごとに政令で定めることとなっております。その中にあります道路構造令で道路の種類、地域の地形、計画交通量などによりまして、幅員、線形、車線数、設計速度、道路勾配など、細かな規定がなされております。それぞれの道路管理者におきまして、路線ごとの条件を検討しまして、道路構造の決定を行うことになります。

また、国道445号の拡幅計画があるかとの御質問でございますが、管理をしております球磨地域振興局にお尋ねしましたところ、拡幅計画は現在のところございませんということでございました。

以上、お答えいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　６番。

○６番（村上恵一君）　今、部長がお答えいただいたんですけども、この危惧される交通渋滞を回避できるのかと私聞いたんですよね。これは、先ほど説明されたのは、出店者側のこの説明事項に書いてあるのをそのまま読み上げただけでしょ。それじゃあ、答えになってません。もう一回お聞きします。

○建設部長（山上　茂君）　お答えいたします。先ほど、議員がおっしゃいましたように、駐車場の台数とか、非常に少ないんじゃないかとかいうような御指摘がございましたけれども、私どもといたしましては、道路上に車ができるだけ滞留しないようにというような観点から、この計画を計画者と協議を行ったところでございますけども、店舗内に出入りする車両によって予測される渋滞につきましては、店舗から前面道路に進入する際に通過する一般車両への影響が非常に大きいと考えられますので、設置者に対しましても、交通誘導員の配置でありますとか、それから案内表示看板や標識の設置、そして店舗内の出口までの間に車の滞留が図れるような対策といったようなことを協議してまいりました。

以上、お答えいたします。（「６番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　６番。

○６番（村上恵一君）　協議してまいりましたと言われましたよね。じゃ、もう終了したということですか。今後は、協議は行われないということですか。意見集約をした後は。

○建設部長（山上　茂君）　お答えいたします。今後、予想されます交通渋滞対策につきましては、先ほどお答えいたしましたけども、熊本県警、それから人吉警察署、球磨地域振興局との協議に基づきまして、こういった対策をやっておりますけれども、開店後におきまして、さらに交通状況の変化により周辺道路への影響が生じました場合には、関係機関と十分に協議を行いながら対応を検討していきたいと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　６番。

○６番（村上恵一君）　開店後に協議しても遅いんですよ。開店前に、恐らくいろいろな意見が出てくるでしょうから、もっと、私最後また述べますけども、それを、住民の声を受けて協議を行っていただきたいというが私の意見なんです。もうこれ以上は言いませんけども、後ほどまたお答えいただくところは出てくるかしもれませんけど、そのときまたお答えいただきたいと思います。

この出店者側は、設置者側は、あくまでも大店立地法の計算式に基づいて交通量を計って、

計算式で、だから数値目標をクリアしてるから大丈夫です。単純に言うんですよね。ところが、それはやっぱりその地域地域によって事情が違うんですよ。道も今回は、本当に４カ所から入るような状況になってるもんだから、そこら辺をひっくるめたら、その普通の提示された一般のこう計算式では間に合わない状況じゃないかなあと私は思っております。

この件に関しては、恐らく副市長が一番本当はそういう部署におられたから詳しいのかもしれませんけども、今回、通告してませんから聞けませんけれども、特に国道の445は歩道がない。そして幅員は6.7メートルということでしょ。瓦屋町の今ディスカウント店が２店舗ありますよね。農面道路、鮮ど市場と何ですか、スーパーキッドですかね。あそこはもう夕方になったら、もう完全に麻痺してしまう。慢性的に麻痺してしまう状況でございます。あそこはもっと道が広いんですよね。もっと安全なんですよ、歩道に近い路側帯もございますし、ところが、この445号は6.7ですよ。側溝のふたを歩行者が歩いてる状況なんですよ。これではちょっと、もっと現場の方に行って見てほしいです。そして、もっと現場の声を聞いていただきたい。私はそう思います。

そういうことで、意見集約の提出締切日が８月の18日ということになってますよね。これは経済部になりますけれども、市としては、どのような方法で意見を集約するのか。先ほど、意見はどちらに言ったらいいのかという質問もあったそうですね、説明会の中に。そういうことも含めて、８月18日までに市としてはどのような方法で意見を集約するのか。これを御質問いたします。

○経済部長（井上修二君）　市の方の意見集約でございますが、経済部におきまして、経済部が所管課となっておりますので、経済部におきまして、関係各課、これは地域生活課、企画課、市民環境課、建設部の管理課、それから都市計画課、道路計画課、道路河川課、教育総務課、社会教育課、水道局、商工振興課ということでの調整会議というものを持っております。その調整会議を開催しまして、その意見を集約して、市の意見として県の方に提出するということになります。

市民の方で、直接県の方に意見を述べるホームページとかも出ております。市民の方は、多分県の方に直接されるというふうに思います。

以上、お答えします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　６番。

○６番（村上恵一君）　市民の方々は県の方に、ホームページの中から見る。ホームページを見れる環境にないおじいちゃん、おばあちゃんたちはどうやって意見を述べたらいいんでしょうか。禍根を残さないためにも、今処置をしておかなければならないということなんですよね。

ですから、先ほどの意見も含めまして、経済部が意見を収集して、いろんな意見が集まった時点で、建設部としては、今度はもう一回協議をするべきであると私は思います。設置者

と。

それと、建設部におきましては国道445の早急な拡幅改善、これを県の方に要望していただきたいということです。そして、経済部におきましては、この意見集約に当たって、恐らくまだ知らない方がたくさんおられる。あそに何がでくっとげな。でくっごたっなあぐらいの気持ちの方がほとんどじゃないかなあと思うんですね。そういうことで、もっと周知徹底するべきであるということです。そういうことができてから、やっと意見集約の段階に入ると私は思っております。

ですから、ぜひ地元に足を運んで、漏れのないように、密に地域住民にこのことを、この配慮事項でもいいじゃないですか。これを例えば３町内回覧で回すとか、そういう方法もありますので、ぜひ徹底していただきたいと思います。

恐らく、先ほど申しましたように253台、１台に1.5人乗ってきたとしても400人ですよ。たった400人があそこに集まるわけじゃないと思います。かなり相当、それの10倍までいかなくても、1,000人とか2,000人という人がオープンには来るわけですから、完全に麻痺してしまいます。そういうことも含めて、また、オープン時だけではなくて、開店後も夕方には恐らく大変な渋滞、事故も起こる可能性が高いです。歩行者が歩くところはないです。そういうこともひっくるめて、ぜひ開店前にそういう協議を行っていただきたいと思います。

最後にもう一回、建設部長に、その辺の聞いてどのようにされるのか、両部長にお聞きします。

○経済部長（井上修二君）　先ほどインターネットということでお話ししました。ちょっと、私の方がちょっと説明が不足していたようです。住民からの意見につきましては、法第８条第２項に基づいて提出されるということで、この方法といたしましては、郵送、ファックス、インターネット等があるということでお聞きいたしております。

以上でございます。

○建設部長（山上　茂君）　開店前までの渋滞の対策ということでございますけども、先ほどちょっと説明の中で少し不足しておりましたが、各道路管理者、それから県警等と協議してまいったということでございますが、一番大切なのが周辺住民の方への御意見をお聞きするというところが一番大切でございますので、そういった点を踏まえまして、今後交通安全が一番でございますので、関係機関の方とさらに協議を詰めていきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　６番。

○６番（村上恵一君）　ぜひ、そのようにしていただきたいと思います。先ほども申しましたように、配慮する事項、そして、これに関してまだほかに意見がないのか。意見を述べるにはどのような方法があるのかというのを、ぜひ回覧でもいいですから回していただきたい

と思います。そういう要望をして、この質問は終わります。

次に、交通体系について、地方バス路線運行維持関係補助金についてお尋ね申し上げます。今、現在、郡市内をバスが、たくさんの路線があって走ってますけども、車を持たない御年配の方々にとってはなくてはならない移動手段であると。また、生活路線でもあるということですね。この地域住民の生活の足として必要なバス路線維持確保のために、地方バス運行費、特別対策の補助金を、郡市の全市町村が拠出しております。

お手元に資料を、これ執行部の方につくっていただきました。平成15年度から19年度までの５カ年の各市町村の負担金の推移の一覧がございます。人吉市だけをずっと見てみますと、15年から16年度にちょっと数字減ってますけど、これ多分路線が減ったとかそういう理由があったと思います。それ以降は、ずっと伸びております。17年度には3,823万4,000円、前年比111.7％です。18年度には4,022万3,000円、これ前年度比105.2％、19年度には4,166万3,000円、前年度比103.6％、このような状況ですね。この運行してるバスですね、郡市内で、この路線数は、今現在で何路線あるのかお尋ねします。

○建設部長（山上　茂君）　御質問にお答えいたします。過去５年間の路線バス運行に対する補助金の一覧をお手元にお配りさせていただいております。平成19年度補助金につきましては、平成18年10月から平成19年９月までの運行に対する補助でございます。また、各自治体住民１人当たりの負担額は、平成19年４月１日現在の人口を用いて算出いたしております。

議員の御質問の何路線あるのかということでございますが、人吉関係分の路線でございますが、平成19年９月末現在、29系統でございましたが、平成19年10月運行分からあさぎり町方面の５系統が廃止になりまして、現在は24系統でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　６番。

○６番（村上恵一君）　現在は24系統ということですね。もうほとんどの路線が人吉市から放射線上にこう延びているということで、人吉市内を通る路線だというふうに思っております。しかし、皆さんそうだと思いますが、バスを、走ってるバスを見かけますと、２人、３人乗ってるか、あるいは空の状態、ゼロの状態もよく見かけます。ということで、今後、この補助金、増加の傾向にあると思うかどうか。そして、この路線別の運行状況は把握しているか。どのような、要するに乗客数とか、調査したことはあるのか。どの程度の利用なのか、ここを質問いたします。

○建設部長（山上　茂君）　御質問にお答えいたします。各自治体の負担は今後も増加傾向にあるかというような御質問でございますが、利用者の減少が続いておりまして、また路線バスの運行に対する国や県の助成制度の基準が厳しくなってきておりますので、このままの運行状況では各自治体の負担は増加を続けるものと考えております。

次に、路線別の運行状況は把握しているかとの御質問でございますが、利用実態等を把握

するために、平成18年10月から11月を中心に人吉産交ターミナル発着の全路線、全便に１週間、調査員を乗車させまして、利用目的、利用頻度などの聞き取り調査を実施いたしたところでございます。

この調査から、利用目的としては、やはり高齢者の通院や買い物、利用頻度としては週に１、２回が多い状況でございました。また、曜日や時間帯によって、利用者数にはゼロ人から30人とかなり差がございましたが、系統ごとに１日１便当たりの利用者を見てみますと、多い系統で8.7人、少ない系統では1.7人、平均いたしますと、人吉球磨を走っているバスには１台当たり4.7人の利用者があるという状況でございました。

以上、回答いたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　６番。

○６番（村上恵一君）　調査内容を今答弁していただいたわけなんですが、ちょうど、私もそのようなことを想像しながら言おうかなと思ったことを現実に今答弁されたもんですからびっくりしたんですけど、例えば、球磨村のある地区のお年寄りが人吉市内の病院に通うために週に１度利用しているとか、そのような例が非常に多いんじゃないかなあと私は思うわけでございます。平均8.7、多い便で、少ない便で1.7ということは、本当にこれは何らか手立てをしなければいけないなあと、もうだれもが感じることではないかなと思います。

ところで、先ほどの資料なんですけども、この人口割のデータを私出してもらったんですよね。人口で割ってみてくださいと、各市町村の負担分を。この中で人口割でやりますと、住民１人当たり幾ら負担してるのかというのが数字に出てくるわけなんですけども、まあ五木村が一番大きいですね。１人で6,287円ですから。山江村は169円です。これ山江村は、人吉市内のタクシー会社と提携して、山江村乗り合いバス的な運行に切りかえましたので、相当助かってるということで言っておられました。後は、球磨村、相良村が大きいわけでございますけれども、やはり、周辺の、この辺の負担の大きい自治体こそがもっと危機感を持って改善をしていただきたいということですね。改善していただければ、人吉も助かるというような状況につながってくるわけでございますので、この周辺自治体での協議は行われているのかどうか、ここをお聞きしたいと思います。

○建設部長（山上　茂君）　御質問にお答えいたします。路線バスに関して協議を行う組織といたしまして、県内の自治体、交通事業者、国県が参加する熊本県バス対策協議会がございまして、その下部組織として人吉球磨地域ブロック協議会がございます。このブロック協議会におきまして、人吉球磨地域における路線バスの運行形態やサービスの見直しなども含めまして、生活交通の確保に関する協議を年数回行っているところでございます。

また、昨年10月、市長の提案により、人吉球磨の交通体系の再編を進めるために本市が事務局となりまして、担当者レベルの勉強会を立ち上げ、情報交換などを行っておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、６番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　６番。

○６番（村上恵一君）　実は、平成11年の９月にもこの補助金に関連しまして、私は一般質問を行っております。その中で、当事の部長が答弁されてる中で、やっぱり国においても平成13年度から需給調整規制の廃止等を内容とする大幅改正が行われると。それに対して、県において路線バス対策協議会を設置して、交通ネットワークの見直しの改善策を模索していくというふうに答弁されているんですよね。

あれから、今何年ですかね、13年度から見たら、もう６年、７年たつ、６年確実に経過しとるわけなんですね。この６年の中で何も改善されてないということなんですね、残念ながら。市長が提案されて、交通ネットワークのその体系の見直しを行うべきであると、私もそう思います。例えば、他の町村がほかの交通機関への転換、あるいはタクシー会社との連携とか、抜本的な対策が必要であろうと思っております。また、鉄道、くま川鉄道ですね、これも基金もあと６年足らずで底をついてしまうという状況でございますので、これもひっくるめて、大幅に地域全体の交通体系の見直しが必要であると、私は思っております。

ここで、市長にお聞きしたいんですが、今後、事務連絡及び協議機関の主体を広域行政組合に移して徹底的に改善を図っていくべきではないかなと私は思うわけなんですけども、これに対して市長はどう思われますでしょうか。

○市長（田中信孝君）　お答えを申し上げます。お配りをしております資料をごらんになるとよくおわかりだろうと思いますが、路線バスの運行維持に対する市町村の負担額は非常に年々高額で増加傾向にございます。人吉市でも約5,000万近い補助を拠出しているところでございまして、何とかこれを解決していかなければならないと。議員御指摘のとおり、人吉球磨全体の問題として、路線バスだけではなく、くま川鉄道も含めて、人吉球磨の交通、公共交通はどうあるべきかを真剣に検討し、持続可能な公共交通網へと再編成すべきであり、今を逃してはいけないと考えているところでございます。

よって、先ほど建設部長が申し上げましたとおり、市が中心となりまして、各市町村に呼びかけ、幹事会を昨年10月立ち上げたところでございます。さまざまに今勉強等々も行っておりますが、今後、協議の主体を広域行政組合に移してはどうかという御質問でございますけれども、御承知のとおり、広域行政組合が共同処理する事務は規約で規定されており、その中に交通政策に関する事務は入っておりませんので、すぐに対応できる状況ではございません。

今年度は、既に九州運輸局が事業主体となり、人吉球磨全体の公共交通のあり方について、地元自治体、交通事業者等々一体となって調査検討していただくことになっておりますので、ここでの検討もあわせて踏まえ、市内の公共交通につきましても検討し改善を図っていかなければならないというふうに思ってるところでございます。

以上、お答えいたします。（「６番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　６番。

○６番（村上恵一君）　最後になりますけども、広域行政組合の中の規約の中に、その交通体系に関する規約がないと。何とも不思議だなあと、私は思った次第なんですけど、ぜひ規約の中身を変える、変更してでも、ぜひ地域の球磨全体の問題であるということで、意識を持ってそういう協議の場をつくっていっていただきたいと、私は要望いたします。

人吉市議会の中には、前は交通体系特別委員会ですかね、特別委員会あったんですよね。交通問題でしたかね。そういうことを含めまして、またくま川鉄道、こういったバス補助金の関係も含めまして、特別委員会をつくったらまたお金がかかりますのでどうかなという部分もありますけど、何か、そういう議会の中でもアクションを起こせるような、そういう場があればなあと私は思っております。今後、そういうことで、早急に改善策を見出せるよう要望して、この質問を終わります。

これで全部終わります。

○議長（大王英二君）　ここで暫時休憩をいたします。

午後２時20分　休憩

午後２時35分　開議

○議長（大王英二君）　では休憩前に引き続き、再開をいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

８番。

○８番（松田　茂君）（登壇）　こんにちは。８番議員の松田でございます。一般質問に入ります前に、さきのミャンマーサイクロン被害、中国四川省の大地震に遭われました被災者の皆様方に心からお見舞いを申し上げます。

また、４月の大綱引き大会、５月の人吉お城まつり、６月の人吉防災実動訓練等、市民の皆様、関係各位の御協力のうちに、各行事がつつがなく開催されましたことありがとうございました。

それから、近ごろは全国的に暗いニュースや残虐な事件が続く中、６月９日に官報告示により青井阿蘇神社が国宝に指定をされました。郡市民はもとより、日本国民として大きな誉れでございます。携わりました多くの関係各位に心から御礼を申し上げます。

それでは、通告に従いまして一般質問をしていきたいと思います。大きい項目で、人吉観光と地域活性化策について御質問をさせていただきたいと思います。今回、１番目に、５月３日、４日の両日に開催されました第１回人吉お城まつりについて、２番目に、国宝青井阿蘇神社の周辺開発と駅前開発、中心市街地活性化、人吉城跡などのマニフェスト関連戦略プロジェクトのあり方、３番目に、くま川下り株式会社について、以上３項目の質問をしてま

いります。

まず１番目の１回目でございますが、第１回人吉お城まつりについてお尋ねをいたします。

私自身、この祭りに参加をしまして、多くのお客様方と触れ合う中で、どっから来なったっですかねとか、どぎゃんやったですか今回のお城まつりは、と声をかけながら、返ってきた言葉が、よか祭りのできたなあと、武者行列はほんなこっむしゃんよかったばい、相良の殿さんも喜んどっやっとやろなあと。それからまた、もう少しお城の方で催し物があれば、まだよかったばってんというような生の声を聞かせていただきました。それで私の思うところでは、このお祭り、成功裏に終わったのではないかなと思っております。

そこで質問ですが、祭りの形態が変わりましたので、昨年との比較は難しいと存じますが、入場者数、前年比につきまして、またまつり実行委員会として自己評価、反省点についてお聞きをいたします。

○経済部長（井上修二君）　５月３日から４日にかけまして開催されました日本100名城人吉お城まつりにつきましては、昨年まで実施してまいりました人吉温泉球磨焼酎まつりを九州内外から観光客を誘致すべく、今回から新たな祭りとしてリニューアルされたところでございます。天候にも恵まれ、数多くのお客様に御来場いただき、大成功のうちに終わることができました。

さて、御質問の祭りの来場者数でございますが、まつり実行委員会の発表によりますと、昨年の１日目の昼間に4,000名、夜のパレードに１万2,000人、２日目の昼間に6,000名、合計２万2,000人のお客様に御来場いただいたようでございます。ことしの祭りの来場者数でございますが、１日目の昼間に6,000名、夜の薪能に1,500名、２日目の昼間に8,000名、夜の城下町フェスティバルに8,000名と、昨年を上回る合計２万3,500名のお客様に御来場いただいたという予測でございます。御来場いただいたということでございます。

昼間の来場者数がふえた要因でございますが、武者行列のほか流鏑馬や流鏑舟など新たな試みが功を奏したのではないかと考えられます。

次に、御質問のまつり実行委員会としての自己評価と反省点でございますが、まだまつり実行委員会の反省会が開催されていないところでございます。全体的な祭りの評価としましては、天候にも恵まれ、事故もなく大成功であったと言えるのではないでしょうか。細かな反省点につきましては、今後のまつり実行委員会の反省会で論議していただき、来年度以降の祭りに生かしていただきたいと考えているところでございます。

以上、お答えします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　８番。

○８番（松田　茂君）　大変入場者数もふえて、すばらしいお祭りができたなという思いではあるんですが、夜のお祭りの方に若干お客様の数が減ったのではないかなという危惧がありまして、２回目の質問に移るわけではございますけども、それではよりすばらしく魅力的

な祭りにするために、前夜祭の充実を考えていったらいかがなのかな。その中でも近ごろ人気のダンスフェスティバルを取り上げていかせていただきたいと。

北海道にＹＯＳＡＫＯＩソーラン祭り、四国によさこい祭りなどと有名なお祭りがございます。例えば北海道のＹＯＳＡＫＯＩソーラン祭りのコンテストにおきましては、審査が３段階ありまして、一次審査、セミファイナル、ファイナルと、見る側にとっても３度楽しむことができる、そのような祭りの形態になっております。

また、祭りの前の約２週間の期間をＹＯＳＡＫＯＩソーランウイークとして、千歳空港やＪＲ札幌駅などでウエルカムイベントなどを行ったり、祭り本番に向けてすさまじいＰＲ、それが功を奏するかのごとく、前年度の祭りの参加チームが合計で341チーム、観客動員数が、１週間なんですが、216万5,600人、これを経済効果として試算してあるんですけども、249億2,800万円という本当に大きな数字をたたき出しております。

１チーム10万円前後の参加費がかかってるんですが、コンテストの入賞者には基本的には賞状と盾だけの賞品しか用意をされておりません。それでも多くの団体の参加意欲をあおる原因は、やはりこのＹＯＳＡＫＯＩソーラン、これがひとつこれに出て、これで優勝するというのがステータスになってるような雰囲気がするからではないでしょうか。

そういった取り組みがよそではなされてるわけですけども、人吉を考えたところ、市長が人吉市は観光で飯を食っていくんだということを、マニフェストの中でも強くおっしゃっております。やはり、お祭りに来られたときに多くの皆様方に宿泊をしていただきたい。そのためにはやはり、前夜祭で、皆さん方にお泊まりをいただけるようなダンスフェスティバルの構築はできないのかなと思う次第です。

ある一定の人数、例えば５名以上の方が前夜祭の席におきまして、例えば特設のステージの上でパフォーマンスやプレゼンスを繰り広げられ、それに参加をされたチームのみが次の日の本選のダンスバトル等に参加をしていただける、そういうふうな祭りの形態、ダンスフェスティバルの形態を考えると、もっともっと多くのお客様方が宿泊をしながら、そしてまた非常な勢いのもとにダンスフェスティバルというのが盛り上がるんじゃないかなと。

そのためには例えばＹＯＳＡＫＯＩソーランでは、賞状と盾のみの賞品なんでしょうけども、ここは人吉、できるかできないかはわかりませんけども、ちゃんとした賞品とか賞金等々を御用意をして、そしてこの祭りに参加していただく、こういうことを市としてお考えになること、またまつり実行委員会としてお考えになることができませんでしょうか、お尋ねをいたします。

○経済部長（井上修二君）　お答えします。

ことしの祭りの２日目の夜には、昨年までの市民総踊りパレードにかわり、みこしフェスティバルと六調子フェスティバルからなる城下町フェスティバルが九日町一帯で開催されました。六調子フェスティバルには22チームの団体に踊りを披露していただき、大変好評を得

たところでございます。

議員御提案いただきました案につきましては、まつり実行委員会にお伝えをしたいというふうに存じます。なお、具体的な方法につきましては、今後、まつり実行委員会の皆様に御検討していただき、より多くの方に参加していただける企画を検討してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　８番。

○８番（松田　茂君）　今、お答えをいただいたわけでございますけども、やはり、多くの方々がパフォーマンスをなさる。多くの方々がここに宿泊をしながら、そういう催し物に参加をしていただく。今年度の実績は22チーム。22チームが少ないのか多いのかというのは、僕にはよくはわかりませんけども、できるならばこれが年々年々ふえていくような、そういうお祭りの形態ができ上がっていくと、もう少しこのゴールデンウイークにぶつけた人吉お城まつりの前夜祭、それを前夜祭と言っていいのか悪いのかはわかりませんけども、どんどんどんどん盛り上がっていくんじゃないかと思いますので、本当にまつり実行委員会を含め、皆様方に真剣に協議をしていただきまして、何とかこういうふうに若い人たち、おじいちゃん、おばあちゃんも含めたところで、皆さんがわあっと出てきて、わあっとやれるようなお祭りに変化をしていくようにお願いをしておきますので、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、３回目の質問でございます。冒頭にも述べたんですが、武者行列へのお客様方の反応、これはすさまじいものがありました。その後もちょっとここで記念写真ば撮ろごたるけん、一緒に撮って、堀合門のところに立っとると、わあ、ここ人吉城にはいつからぎゃんして、よろいかぶとば着なった人の立っとっなっとですかとか、いろいろ言いなるわけですね。そのたびに私自身もよろいかぶと着せていただきまして、いや、実はぎゃんしてきょう祭りやったもんで立っとりますと。ばってんが、どぎゃんですかと、実によかもんでしょうと言うと、ほとんど10人中10人のお客様方がよかと、こらあよかばいて、よかならば毎週土曜日でっちゃ日曜日でっちゃ、こぎゃんこっばしてもらえんかなというお声がいっぱいありましたですね。僕は非常にうれしかったです、自分でやっとって。実際20キロばかりのよろいかぶとばかぶって、上から下まで行ったり来たりしたんですけども、ダイエット効果抜群でした。汗じゅくじゅくになっておりましたけども、その中でも非常におもしろい体験をさせていただいたなと思ったわけですね。

しかし、今回、志布志市松山町の格段の配慮によりまして、この甲冑、それから小道具をお借りすることができたわけでございますけども、今後も毎回ずっと借りると、借りるというわけにはどぎゃんしたっちゃいかんとじゃなかかなと。もしも今後、こういうふうなお城まつりの中で武者というものにスポットライトを当てていくならば、どうしても自前のよろいかぶと、やはり必要になってくるだろうというのが、参加をさせていただきました一人の

メンバーとしては、そう思う次第です。

しかしながら、市長も今回よろいを買われておわかりになったと思うんですが、非常に高いものでございまして、これを一気に甲冑よろいを何十両とか、小道具を全部ぼんと勧めるということはございません。できないと思います。そこで、今後こういうもしもお城まつりを継続的にどんどん発展させていく中で、武者行列という部分にスポットライトを当てられるんであれば、こういう装束類、それから小道具類、これを今後どういうふうになさっていくのか。予算措置も含めてお話をお伺いさせていただきたいと思います。

○市長（田中信孝君）　お答えをいたします。

今回、人吉お城まつりの武者行列につきましては、松田議員御承知のとおり、鹿児島県志布志市長を初め、やっちく松山藩まつり実行委員会の皆様の深い御理解と多大なる御協力によりまして、人吉お城まつり実行委員会で甲冑等を借用し、武者行列を行ったところでございます。好天にも恵まれまして、祭りにお越しいただきましたお客様も、大変お喜びになられたというふうに私も実感をいたしているところでございます。

人吉お城まつり実行委員会におかれましては、今後も武者行列は企画されると、存続をされていくというふうに存じておりますが、これに伴い甲冑は当然必要なものとなります。継続して志布志市からお借りしてまいるのもいかがなものかと考えているところでございます。

しかしながら、人吉お城まつり実行委員会に対しまして、行列に必要な甲冑購入に伴います市補助金交付等も、財政状況から見ますと大変厳しいものがございます。またはレンタルという方法も考えられるのではなかろうかなとも思っておるところでございます。今後は人吉お城まつり実行委員会と協議をさせていただきながら、市といたしましては、対応等に鋭意検討をしてまいりたいと考えているところでございます。

いずれにいたしましても、昨年から申しておりますとおり、このお城まつりというのは、せめて九州じゅうからお客様が呼べる祭りに何とか仕立て上げていきたいと、これが観光で食べられる町の一環ともなっていくというふうに考えているところでございますので、今回、甲冑を着て行列に参加された方々にも、さまざまに今後御理解をいただいて進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えといたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　８番。

○８番（松田　茂君）　今答弁をいただきましたように、やはり九州から本当にたくさんのお客様がお見えになりますように、どうにかこれを本当に大きな祭りへと発展させていくために、みんなで一生懸命頑張りながら、そして先ほどもおっしゃいましたけども、購入が無理ならばレンタルでもという中で、どんどん大きな祭りに発展をさせていただきたいと思います。

今回、いろんなお客様の中で御意見を聞きながら、どっからきなったんですかと聞く中で、

今回一番多かったのは鹿児島だったですね、鹿児島が一番多かったです。そのあと山口、山口から来ましたというお客様が何名かいらっしゃいました。よお来てもらったですねって、鹿児島は何でですかといったら、折り込みチラシを入れられたんですかね、向こうの方側に。それを見ましたと、そういうものを見まして来ましたと。それから、ゴールデンウイーク、たまたま人吉を旅行したらば、こういうお祭りがあると聞いてやってきましたというお客様方が鹿児島方面、それから山口方面からのお客様方から生の声として伺っております。

このゴールデンウイークの期間中にはどんたくとか、ほかにもいろんな大きな祭りがあるんですけども、それに負けないためには、何とか特色のある、そしてどこにも本当負けんごたる祭りをつくっていく気位のもとに、まつり実行委員会の皆さん方、それから市民の皆様方、皆さんと大いに語り合いながら、そして本当の本当の意味でのお祭りづくりをやっていっていただきたいし、我々もそれに向かって邁進していきたいなと思っております。

続きまして、４回目の質問に移りますが、前議会で同僚議員の井上議員も質問をされましたが、今回の祭りを通しまして、行政としての観光課のあり方、それから温泉観光協会のあり方、そろそろ組織運営の明確な方向性を示さなければいけない時期に来てるんじゃないかなと、私自身強く思うんですね。行政としては、行政の立場に立ったところでの観光行政のやり方というのが絶対あるように、僕は今回思っておりますし、温泉観光協会はやはりお金を稼いでいくんだという強い意識のもとに、会社として成り立ちを考える、そういうものがどうしても必要なんじゃないかなと、そういうふうに今回また強く思ったわけですね。もうそろそろ皆様方の、若手の方の意見もだんだん上がってくるでしょうけども、ひとつ方向性をここである程度示す時期が来てるんじゃないかなと思いますが、そのことについては市長、どういうふうにお考えですか。

○市長（田中信孝君）　お答えをいたします。

観光振興課内に諸団体の事務局が存在をいたしておりまして、よって観光振興課内の事務内容が大変煩雑になっているというのは承知をいたしております。観光行政にも滞りが生じているというふうに私は実感を昨年１年したところでございます。人吉温泉観光協会もその諸団体の一つでございますが、人吉温泉観光協会は観光人吉にとりまして最も中心的な役割を従来から担っていただいている団体だということも、よくよく承知をいたしているところでございます。

今後におきましては、本市の観光のさらなる発展、民間を中心とした法人格取得を視野に入れた組織運営が望ましいというふうに考えているところでございまして、役員の方々とさまざまな協議、御相談をさせていただきながら検討を進めたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えといたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　８番。

○８番（松田　茂君）　今おっしゃったのが、私もそういうふうに思っております。法人格をきちっと持たせて、それからもろもろ今観光地の先進地等々の情報集めてるんですが、一生懸命、うちは一生懸命やってないんじゃなくて、一歩でも二歩でも先に進んでいこうという観光地は、コンベンションを立ち上げたりとか、そういうふうにして法人格をお持ちになって一生懸命やっていかれる。

それから、観光は、観光課の中の観光は、いろんな情報の集約を持ってきて、プロデューサー的な立ち回り、ジョイント役としての立ち回りを広く強く感じるところがあります。今、答弁をされましたように、何とかこの付近も前に、一歩でも前に進んでいきますように御努力、また行動に移していただきたいなと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

では２番目の質問に入ります。６月の９日、官報告示により国宝になりました青井阿蘇神社の周辺開発について、そして市長マニフェストの人吉駅周辺開発事業、中心活性化事業、人吉城跡整備事業などについての質問を行いたいと思います。

まず２番目の１回目でございますけども、青井阿蘇神社については、きのうは川野議員、本日は下田代議員が質問されており、若干重複する部分があるかと思いますが、後に申し上げますプロジェクトと関連しますので質問させていただきます。

このたび青井阿蘇神社が国宝に指定されたことにより、人吉市、球磨郡への経済効果ははかり知れないものがあると思います。今後、人吉球磨はもとより、南九州全域の観光による地域活性化の柱になり得るこの国宝指定、そしてその指定を受けるまでに大変努力をしていただきました関係部署の教育長、今回のこの国宝指定、どういうふうに思われ、どうお考えになりますか、御質問したいと思います。

○教育長（鳥井正徳君）　青井神社の国宝指定に伴う教育長の思いはということでございますが、いろいろありますけれども、お答えさせていただきます。

一連の青井神社の国宝指定の動きの中で、私には忘れられない日がございます。それは約３カ月前の３月25日でございます。この日は文化審議会が開催された日でございますが、その中の文化財専門部会の第二専門調査会で青井神社が国宝に値するかどうか、長時間かけて議論されたところでございます。そして、その議論の中で、文部科学大臣に対し、国宝に答申するという歴史的決定がなされた日でございます。私は、祈るような気持ちで、この日の結果を待っていたわけでございますが、答申するよう決定されたとの県からの速報を受け、私のところに飛んできた担当係の職員たちの表情は忘れられません。言葉ではあらわせないものでございます。

よし、これで行けると90％は確信を持ったわけでございますが、その答申への重要な位置を占めましたのが、この約280ページに及びます青井阿蘇神社社殿等建造物調査報告書でございます。議員の方々、全部お持ちで詳しくごらんいただいたことと思っております。昼夜なくこの報告書の作成に没頭した担当係の職員は、本当に急いでいましたから、８月ごろ寝

らずにやったわけです。３年余にわたって調査研究に当たっていただいた調査委員会の先生方、そして全面的に協力をいただきました青井神社の方々、関係いただいた方々に本当に感謝でいっぱいでございます。一昨日の官報告示を受けまして、また一つ郷土の誇り、心のよりどころができたことを、市民の一人として心からうれしく思います。

しかし、もちろん喜んでばかりはおられません。国宝という環境づくりのために県や神社側とで早急に協議を行う一方、教育委員会といたしましても、青井神社の文化財としての保存活用を再検討し、まちづくりに寄与してまいらなければなりません。さらに、未来を担う子供たちや市民の方々が郷土に国宝があるという誇りを醸成でき、その誇りが郷土を愛する心につながっていくように努力してまいります。

1,200年という長き歴史を支えられた先人、国宝指定に当たり多大な御指導、御尽力を賜った青井阿蘇神社調査委員会委員を初めとして、文化庁や熊本県教育委員会に改めて感謝いたしますとともに、市民一人一人の機運の盛り上がりがあってこその国宝指定ではないかと思っているところでございます。

思いの一端を申し上げまして、お答えといたします。終わります。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　８番。

○８番（松田　茂君）　非常に思い入れのある言葉をちょうだいしまして、ちょっと感動いたしました。そぎゃん、政教分離のあっとだけん教育委員会は余り立ち入りはできんばいと言われれば、これは身もふたもなかったですもんね、はっきり言うて。ばってんか教育長が実に思い入れを語っていただきましたことには、非常に感激をしております。これは本当に今から質問する内容の物すごい後押しをしていただいたんじゃないかなと思っておりまして、本当に答弁賜りましてありがとうございました。

それでは、２回目の質問に入らせていただきます。青井阿蘇神社が国宝の指定を受け、全国的に注目を浴びた人吉市は、今まさに相当の覚悟を決めて、さらなる地域振興に全力的に、全市的に取り組まなければならないんじゃないかと認識をしております。今後の動静が人吉市の活性化を大きく左右するものだとも考えております。が、国や県、人吉市、神社、またこれにかかわれる方々の考え方に、よもやのばらつきがあったらば、せっかく国宝になったのも台なしになるんじゃないかなと、そういう心配をしてるわけでございます。今後、文化課等々、基本計画や実施計画の策定につきまして、管理、活用を含め、どういうふうにこれを進めていかれるのかお尋ねをしたいと思います。

○教育部長（浦川康徳君）　御質問にお答えいたします。

青井阿蘇神社の基本計画及び実施計画の策定についてでございますが、熊本県教育委員会から青井阿蘇神社の文化財としての保存活用計画を国宝指定後、直ちに人吉市が策定するようという指導があったところでございます。人吉市教育委員会といたしましても、国宝とし

ての価値が損なわれることがないような保存管理、環境保全、防災、活用等を網羅した保存活用計画の策定は急務であると考えておりまして、文化庁及び熊本県教育委員会の御指導をいただきながら、早急に取り組んでまいりたいと存じます。

その保存活用計画に基づき、議員お尋ねの基本計画や実施計画につきましては、策定する予定でございます。その中では全国に誇れる青井阿蘇神社をまちづくりの一つの核として活用する事業を盛り込みたいと考えておりまして、その指針づくりのためにも、計画の策定に当たりましては、周辺環境整備を含めたまちづくり、多くの誘客を図り、訪れた方が感動できる観光文化等さまざまな分野、立場からの関係者の意見を集約した計画の策定を考えておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　８番。

○８番（松田　茂君）　そうですね、本当に基本計画と実施計画、これは国、県、人吉、それから神社に携わる方々が本当に早急にやっていただかなければ、本当にまとまるものもまとまらないんじゃないかなと思っております。実は答申がありました後に、非常に神社に訪れるお客様方は多かったものですから、ゴールデンウイークのある期間、あそこでお茶を出させていただきました。そのとき僕が行っとったときには北海道、青森、埼玉、神戸、それから九州管内では福岡、それから近隣では八代市、それから隣の大口、これもまた鹿児島ですね。宮崎って余り聞かんとですね。そういう方々がお見えになっておりました。

口々に国宝の上に上っていって、上っていってというか上がっていって、見らるっとですかと。見られますと。どうぞ欄間から拝殿、幣殿全部見てくださいと。５棟って言いなるばってんが、どこが５棟ですかねと聞きなったときに、廊下ですもんね、たったこしこが国宝なんですよ。そういうことも含めまして非常に驚きと、それから国宝にじかにさわれるという非常な感動を持って、お客様方が口々によかとおっしゃるんですね。僕はそれを聞いてて非常にうれしかったです。

そして、これ数字を並べますと、人吉にはもちろん今回指定になりました国宝青井神社、それから国の重要文化財、老神神社、それから岩屋熊野座神社、それからこれは彫刻になるんですけども、木造阿弥陀如来像、これは願成寺にございます。それから、物すごく意外やったとが国の登録有形文化財で矢岳駅長の主屋、それからそれに携わる井戸が国指定の登録文化財になっとったっですね。それから、県の指定文化財はこの人吉市に25件あります。それから人吉指定の文化財が輪をかけること74件もあるとですね。こんないいこと、先ほど本村令斗議員が北海道に行かれたときに文化財を語ったときに、うらやましかと言いなったとは、この数字も如実に物語ってるわけですね。

こういうのを見た場合に、今いろんなお話の中で、青井神社に来なったお客さんたちは、次、何ば言いなったかというと、次は何のあっですかねと聞きなっとですよ。僕たちはまだ

勉強不足やったもんですけん、ちょこっと行くと幽霊寺がありますとか、幽霊寺はあと西郷さんのお位牌のあっですもんねとか、そうするとちょっと前に行くと高野寺ございますと、高野寺ですか、これはどぎゃんですか、あそこは全部八角形なんですね。そういうものがいっぱいありますし、それから後ろの駅の方に行くと、これ歴史的な産業遺産として石づくりの機関庫がありますので見に行ってくださいと、そういうふうな話をするんですね。そうすると非常に皆さん、驚きを持って、そぎゃん近場にそぎゃんたくさんあっとですかという話になるんですよ。これは基本的に言うならば、名前をつけるとしたら歴史回廊という一つのくくりができるんじゃないかなと。こういうくくりをもってして観光と文化が大いにリンクをしながらやっていく、そういう考え方を持っていくのも一つの手だと思うんですけども、そういう考え方について部長、どういうふうにお考えになりますか。

○教育部長（浦川康徳君）　御質問にお答えいたします。

教育委員会といたしましては、そういったことを広く市民に広めるといいますか、そういった観点から児童生徒や一般を対象とした人吉城歴史館カレッジやコミセン講座などを利用いたしまして、生涯学習の一環として国宝青井神社の学習会とか、文化財に関するそういった学習会を実施してまいりたいというふうに存じます。また、現在行っております職員出前講座等の中でも、積極的に活用いたしまして、青井阿蘇神社を核として地域の文化情報の発信を行ってまいりたいと存じます。そのような事業展開の中で市民の文化意識の高揚を図り、周辺整備を含めたまちづくりの計画を検討してまいりたいというふうに存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　８番。

○８番（松田　茂君）　ありがとうございました。本当に大いにやっていただきたいと思います。これは文化課のみならず、観光振興という観点からいきますと、観光課の方とも大いにリンクをしていただいて、本当にお見えになったお客様方に感動を与えるんだと、人吉、球磨に来てよかったばいと、また来たかて、先ほど市長が言いましたように、リピーターをふやしていく意味でも、大いに一人一人がそういうふうにして郷土の宝に、日本の宝に大いに関心を持ちながら、そしてそれを大いに利用していくんだと、そういうことを含めまして、どんどんどんどん市としてもリーダーシップを発揮されまして、そういうような事業に取り組んでいただくことをお願い申し上げます。

それでは、３回目の質問をいたします。国宝青井神社を地域活性化の一つの柱として考える中で、駅周辺開発事業につきましては、３月議会において事業費を決定しております。そこで、現在の進捗状況、またその他戦略プロジェクト、中心市街地活性化事業、人吉城跡整備事業について、現在どのような協議がなされているのか、各担当にお尋ねをしたいと思います。

○建設部長（山上　茂君）　交通網の整備プロジェクトについてお答えいたします。

人吉駅前広場整備事業につきましては、当初予算にて委託料を御承認いただきましたので、それに基づきまして測量、基本計画、基本設計などの委託業務の発注をいたしまして、それぞれの業務を行っているところでございます。現在、人吉駅前広場整備事業に伴い、各方面からの御意見、御提案等をいただきたく、市民プロジェクトチームの立ち上げを行い、ワークショップの開催に向け準備を行っているところでございます。

以上、お答えいたします。

○経済部長（井上修二君）　中心市街地活性化に関するプロジェクトの進捗状況でございますが、中心市街地活性化に関するプロジェクトは、昨年の８月に各部長等で構成します中心市街地活性化基本計画策定庁内推進会議を設置しまして、また同日にその具体的な内容を検討する作業部会であります幹事会を関係各課長等で組織しまして協議を進めてきたところでございます。この間、商工会議所が設置しました中心市街地活性化推進委員会の中で協議が行われ、その成果が本年３月に人吉中心市街地活性化のための提案という形で本市に対し提案がなされております。現在、この提案を踏まえ基本計画の具体的内容の協議に入ったところでございまして、今後、庁内関係各課の連携を密にし、さらには民間各関係団体の皆様とさらに議論を深めながら、基本計画の精度を高めていかなければならないというふうに考えているところでございます。

以上、お答えします。

○教育部長（浦川康徳君）　人吉城跡プロジェクトのこれまでの進捗状況でございますが、平成19年度は１回の戦略プロジェクトと４回の推進プロジェクト会議を実施いたしております。推進プロジェクトでは、人吉城跡の長所、短所を洗い出し、項目ごとに整理、分析を行い、その中で球磨川と城跡がマッチしていることなど景観的な部分での長所、一方、駐車場が少ないなど活用面での短所が意見として出されております。これらの長所、短所を基礎に人吉城整備活用の概念を検討し、人吉城の将来像、整備の基本理念、整備活用の目標までをまとめております。本年度は整備活用の目標を達成するための具体施策について、さまざまな視点から検討していく予定でございます。

以上、お答えいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　８番。

○８番（松田　茂君）　今、御説明が担当部長よりあったわけですけども、このように各事業に対し各プロジェクトが立ち上がっておりますが、これを一元的に統率していく、そういうふうな部署と言ったらいいのかわかりませんが、そういうものが必要なんじゃないですかね。そういうふうにして考えてみたところ、私は既存の部署で最もふさわしい部署は企画課ではないのかなと、それを取りまとめ、ブリッジをかけ、いろんな意見の集約をできる、これは企画課じゃないかなと思うんですね。

何でそういうふうな意見になったかといいますと、人吉市の例規集に書いております、企

画部企画課企画係、これ11項目あるんですけども、その中の３項目だけをちょっと読みますが、１、市の総合計画の策定及び推進に関すること、２、重要施策及びシンボル政策を具現化するための企画及び連絡調整に関すること、３、市長特命にかかわる企画に関すること、このように明記されております。よって、重要施策であるマニフェスト関連プロジェクトについては、企画課がリーダーシップをおとりになりまして、マニフェストの具現化に、これを大いにリーダーシップとしても発揮されて、進めていかれる必要があるんじゃないかなと、私はそういうふうに考えるわけでございます。

なぜなら青井阿蘇神社が国宝に指定されることは、人吉の活性化のまたとないチャンス、これを逃がさないためにも、早急なシステムづくりが必要だと思っているからです。そこで、このように各プロジェクトを統括するシステムづくりについて、市は本当にどういうふうにお考えになってるかをお尋ねをしたいし、何でこういうふうな質問するかといいますと、後で言いますけども、とにかくスピード化を持ってやっていただきたいというのがそこにあります。お答えお願いいたします。

○企画部長（荒巻　通君）　こんにちは。戦略プロジェクトの連携及び取りまとめが必要ではないかという御質問にお答えをいたします。

現在、この中心市街地活性化、駅周辺整備、人吉城跡の三つのプロジェクトは、それぞれの事業目的の中で推進しておりますが、その中で青井阿蘇神社との関連性、あるいは協調、連携等が検討されていくものと考えております。プロジェクトの進行管理は、今後一定の月１回の定例部長会で報告することになっており、市長を初め教育長、監査委員、全部長がすべてのプロジェクトについて情報を共有し、協議検討、事業調整を行うことになっております。

実際のプロジェクトの推進に当たりましては所管課が行いますが、各プロジェクト間の課題や連携、調整が発生した場合、企画課を中心にプロジェクト所管課と調整を図ってまいりたいと考えております。

また、ほかのマニフェストにつきましても、企画課において定期的に進捗を管理しているところでございますが、現在、部長会メンバーがいつでも内容や進捗について把握できるシステムの構築を検討しているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　８番。

○８番（松田　茂君）　各プロジェクト間の課題や連携、調整が発生した場合、企画課を中心にプロジェクト所管課と調整を図ってまいると、このように明確にお答えをいただきましたことは、こういうプロジェクトが本当の意味で大きく進んでいくのかなと思っています。我々が見たときにいつも思いますのは、この課はこの仕事だと、この課はこの仕事ですと、この課はその仕事ですと、確かにそうですけども、いろんな部分でいろんな形でいろんなも

のがリンクをしていかないと、せっかく一つのものに、優秀な皆さん方がいらっしゃるのに、それが一つ一つ空回りしていくような現状が、僕にはどうしても見えてしようがなかったんですね。

まさしく今回この国宝青井神社を本当に一つの地域活性化の柱として考えるときに、今おっしゃっていただきました各事業は、今後本当に人吉の振興策の核となって、大きなうねりとなって進んでいくものだと僕は確信をしたいんです。そのためにはやはりどっかにリーダーシップをおとりになって、どぎゃんなっとっとや、こぎゃんなっとっとや、おお、こらすっぱい、あげんせんばんばい、これは絶対重要になってくると思います。最終的にはもちろん市長が一番トップですので、最終的には判断なさると思うんですが、その手前の段階でいろんな課がいろんなセクションを越えて、いろんな協議をなさっていく。それをぜひともお願いをしたい。ぜひともお願いをしたい。それによってこの人吉の地域活性化策は、大いに前に進んでいくものだと私は確信をしておりますので、何とぞ今答弁をいただきましたように、今後こういうシステムの構築を検討から一歩進んで実施に向けて頑張っていっていただきたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

それでは、３番目の質問を行います。これは昨年６月定例議会でも質問をしましたが、くま川下り株式会社についてのお尋ねでございます。

地方自治法第221条第３項及び第243条の３第２項において、普通地方公共団体が出資している法人に対しての予算執行に関する調査権、財政状況等の公表等が示されております。今議会に報５号くま川下り株式会社の経営状況についてという書類が上がってきておりますが、残念ながら昨年の報告書と一体どこがどぎゃん変わったっかなというのが、偽らざる私の気持ちでございます。

市長がマニフェストの中でもうたってらっしゃいますとおりに、当市は観光で本当に飯を食っていくんだと。じゃあその中で今、くま川下りが前年対比でいくと、すべての部分が要するに前年を下回っているような状況、これはあくまでも株式会社でございますから、どこまで我々の意見が取り上げられていくのかわかりませんけども、今まで人吉市の大きな観光の柱を担ってきたくま川下りが前年比ダウン、前年比ダウンと、どうも私にはよくわからない。

ましてや報告書の中を見ますと、いつも天候不順とか、それから今回は国民宿舎くまがわ荘の赤字の部分も出てまいりまして、アユ客の釣り客が減ったとか、そういうものマイナス要因ばっかりが目について、どうしてもしようがないと。ここは今申しましたように、大きな意思のもとに、どうにかこれを打開をし、そして適正な売り上げが伸び、人吉観光の大きな柱の一つとしてのくま川下りを再度検証する必要があるんじゃないかと思っております。市長は、この件について、最大出資者の人吉の長として、どういうふうにお考えになってるか、お聞かせを願いたいと思います。

○市長（田中信孝君）　お答えをいたします。

くま川下り株式会社並びにくま川鉄道株式会社、この１年間、なかなか中までは入ることができませんが、ある程度は経営状態または経営体質を見させていただいているところでございます。この二つの会社は、非常に経営体質という観点から、とても似通った部分を持っている会社でございます。

その中でくま川下り株式会社につきましては、マニフェストの観光資源の整備と受け入れ態勢の充実の中に掲げておりますように、くま川下り株式会社の経営強化審議会を設置し、経営の充実を図っていただくようにお願いをいたしているところでございます。

そこで今後、強く私がただいまお願いをしているところは、役員会、株主、事務局を初め、その役割、機能、組織のあり方、新機軸への対応を予想しての原資の確保、経営ビジョンの策定と経営戦略など、思い切ってスクラップ・アンド・ビルドの心づもりで再出発をしていかなければならないという会社が、このくま川下りでございます。

以上、お答えをいたします。（「議長、８番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　８番。

○８番（松田　茂君）　これは余り中まで踏み込んで、私もこの場ではお話をお伺いをしようと思いません。がしかし、今市長がおっしゃいましたとおり、この人吉の観光を本当に背負い立ってきてくれたこのくま川下りが、本当の意味で今後もっともっと飛躍的に業績を伸ばしていき、そしてこのリーダーシップをとっていただくような、観光業界の中でリーダーシップをとっていただくような会社の体制に転換をされることを切に願っております。今後とも大いに努力を望むところでございます。

それでは最後に、私もですけども、情熱と行動、感動あふれる市政運営を切に要望いたしまして、一般質問を終わります。

○議長（大王英二君）　ここで暫時休憩いたします。

午後３時30分　休憩

午後３時45分　開議

○議長（大王英二君）　休憩前に引き続き再開をいたします。

ここで時間の延長をいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

16番。

○16番（三倉美千子君）（登壇）　皆様、こんにちは。16番議員の三倉でございます。ただいま松田議員の夢のある熱弁に聞きほれておりました。私の場合は本当に現実的なことでして、まだ５時まではかなりありますので、肥薩線も不通なことだし、ゆっくりいいですよと言ってくれた方もありますし、お疲れのことと思いますけど、お聞きください。

早速ですが、通告に従いまして一般質問を行います。１番目に、訪問看護、訪問介護利用

者の投票方法について、２番目は、カルチャーパレスの改善について、これは２点いたします。３番目は、市職員のＡＥＤ講習受講についてを行います。

まず１番目ですが、訪問看護、訪問介護を利用されている高齢者、障害者及びその家族の方々から、３月の県知事選の後に訪問されている看護師さん、ヘルパーさんを通して私の方に要望があった件についてでございます。ことし３月に県知事選が行われました。選挙が行われて、自分たちもぜひ意思表示をしたいと思っていても、体が悪く投票所に行けない。タクシーで行くほど経済的に豊かではない。介護している家族も家をあけることができず投票に行けない。何とかできないかとか、何とかしてほしいという要望です。

ここで質問いたします。ただいま説明しましたように、在宅看護、在宅介護を受けておられる身体的、経済的な理由で投票ができない方々及び介護している家族が投票できる方法があるのかをお尋ねいたします。

以上です。

○選挙管理委員会事務局長（中村則明君）　こんにちは。私の方から三倉議員の第１回目の御質問にお答えいたします。

御自宅で介護等を受けておられる方の投票方法についての御質問でございますが、制度としましては、郵便等による不在者投票制度と期日前投票制度が御利用いただけるかと存じます。

初めに、郵便等による不在者投票制度について御説明いたします。この制度は、身体に重度の障害があり、投票所へ行けない方が御自宅において投票用紙等の交付申請、受領及び投票を郵便等により行うものでございます。ただし、身体障害者手帳、戦傷病者手帳及び介護保険の被保険者証が交付されている方で、ある一定の要件に該当し、選挙管理委員会から郵便等投票証明書の交付を受けておられる方が対象となります。

その要件としましては、まず身体障害者手帳をお持ちの方で、手帳に両下肢、体幹、移動機能の障害が１級もしくは２級と記載されておられる方、心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸の障害が１級もしくは３級と記載されておられる方、免疫の障害が１級から３級までと記載されておられる方が対象になります。

次に、戦傷病者手帳をお持ちの方でございますけども、両下肢、体幹の障害が特別項症から第２項症までと記載されておられる方、心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸の障害が特別項症から第３項症までと記載されておられる方が対象になります。

また、今申し上げました障害の程度に該当すると県知事が書面により証明された方につきましても対象になります。

次に、平成15年の公職選挙法の改正により対象者の拡大が行われ、介護保険の被保険者証をお持ちの方で、手帳に要介護状態区分が要介護度５と記載されておられる方も、郵便投票の対象となりました。

さらに、この郵便投票対象者で視覚、上肢の障害のある方で、手帳に１級もしくは特別項症から第２項症までと記載されておられる方につきましては、代理記載により投票することが可能となったところでございます。

なお、現行の郵便投票制度は、投票所へ行くことができない方の投票機会を確保するために、昭和49年の公職選挙法の改正により、重度身体障害者の方に在宅投票が認められたものでございますが、もともと郵便投票自体は昭和22年から導入された制度で、医師等の証明書により郵便投票が可能であったところであり、幅広くその活用が期待されました。しかし、病気と偽って郵便投票をするなどの不正が横行し、一たん昭和27年に廃止されたという経緯がございます。

続きまして、期日前投票制度につきまして御説明いたします。この制度も、平成15年の公職選挙法の改正により設けられた制度でございまして、何らかの御事情により選挙期日に投票に行けない方が選挙の公示または告示日の翌日から選挙期日の前日までに期日前投票所で投票できるといった制度でございます。

身体の障害等のために歩行が困難な方は、この期日前投票制度の対象となりますので、送迎に関しまして御家族等の御協力が必要になるかとは存じますが、本市におきましては、西間下町の市役所別館に午前８時半から午後８時まで設けております期日前投票所を御利用いただければと存じます。こちらの投票所は、入り口に車の横づけができ、段差もありませんので、高齢者や障害をお持ちの方にとっては、利用しやすい投票所であるかと存じます。また、介護なさってる御家族の方も何とか時間を調整していただきまして、期日前投票所を御利用いただければと考えております。

以上、お答えします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　16番。

○16番（三倉美千子君）　ただいま御答弁をいただきました。郵便投票制度について、改正の内容等及び期日前投票制度の利用について詳しく御説明いただきましたけども、現行の条件では、条件とか方法では厳しくて、今回私に希望されたほとんどの方々が利用できない状況にあります。そういう問題、そういう状況にあるから問題になってることを理解しておいていただきたいと思います。

それでは２回目の質問に入ります。私は、19年６月議会におきまして、入院患者、グループホーム入所者、デイサービス、デイケア利用者の投票方法について質問いたしましたが、入院患者については、県が指定する病院または施設における不在者投票の方法はあるが、デイサービス、デイケア、グループホームの利用者については、不在者投票の対象者とはならないので、一般の有権者と同様に期日前投票または当日投票所で投票する以外に方法はないという答弁がありました。

通所サービス及び在宅サービスを利用されている人がどのぐらいおられるか状況を上げて

みますと、平成20年１月現在で通所デイサービス利用者が348名、デイケア利用者が385名、計733名、先ほどお話しました在宅で訪問介護利用者が394名、訪問看護利用者が105名、あわせますと1,232名となります。人吉市の19年３月の高齢化率は27.91％でした。今年３月の高齢化率は28.48％で0.57％の増になっております。在宅介護、在宅看護利用者は432名から499名になり、67名の増となっております。

昨年７月の参議院選後に、通所サービスの利用者、職員さんから、今回３月の県知事選後に、在宅サービス利用者と職員さんから要望が出てきております。団塊世代と言われる方々が高齢者の仲間入りをされ始められるのは５年を切りました。ますます高齢化が進むわけです。

昨年７月の参議院選とことし３月の知事選を比較してみますと、いろんな理由があると思いますが、投票率は全体で6.6％下がっておりますし、特に投票率のよかった50歳から89歳の方たちの下がりが気になります。平均して8.3％下がっております。投票に行きたくても行けない高齢者、障害者がおられるのですから、現在の選挙制度では高齢者、弱者の切り捨てになっているのは間違いないと思います。今回要望があったとき、今の世の中、待つばかりでなく、出かけてきてもらわんばと強く言われた言葉が気になっております。

ここで質問です。昨年６月議会で選挙管理委員会事務局長から、福祉の制度が日進月歩で改善されて複雑多様化しているというのに、選挙制度の方が追いついていかないというのが現状であると思っている。今後いろんな機会をとらえて、市民の要望を県や国に伝えて投票環境の改善を図っていきたいと考えておりますとの答弁をいただいております。その後、どのような働きかけがなされたのか、お聞かせください。

また、投票したくても他人の助けがないと投票できない高齢者の方の増加は、人吉ばかりではないと思います。至るところでそういうこと出てきてるんじゃないかと思いますので、投票できるようにしてほしいというような要望が出ているような地域が他にないか、その状況をお知らせいただきたいと思います。

以上です。

○選挙管理委員会事務局長（中村則明君）　三倉議員の２回目の御質問にお答えいたします。

初めに、昨年６月議会以降の投票改善に関する市からの働きかけについてですが、市単独というわけではございませんが、全国の市及び特別区の選挙管理委員会で組織しております全国市区選挙管理委員会連合会において、国への公職選挙法等改正要望の検討事項として、郵便等による不在投票の対象者の範囲拡大についてが継続調査、検討されており、平成20年５月29日に開催されました平成20年度総会においても、次の内容で要望案が提出されております。

郵便等による不在者投票の対象の範囲を要介護４、東北支部においては要介護３まで要望しております。身体障害者３級まで――これは障害の部位に関係なく３級全般ということで

ございます。に拡大するように関係法令を改正されたい。また、国を挙げて広報、啓発を実施されたいというのが、その要望でございます。

この要望事項は、公職選挙法等改正要望事項に係る調査特別委員会の調査検討事項ということで、まだ正式に国へ要望されたものではございませんが、全国の市及び特別区の選挙管理委員会の総会で要望として継続されているということは、国も十分に認識していただいているものと存じます。

次に、投票したくても人の助けがないと投票できない高齢者の方の増加は、人吉市ばかりではないはずである。ほかの地域において投票できるようにしてほしい等の要望は出ていないかという御質問ですが、先ほどお答えしましたとおり、全国市区選挙管理委員会連合会で国への要望の継続調査検討事項となっていることから、全国各地において要望が出ているものと思われます。

県内の状況につきまして、熊本県選挙管理委員会事務局と熊本市選挙管理委員会事務局にお尋ねしましたところ、正式な要望書ということの要望はないようですが、有権者の方から個別の要望、あるいは議員さんの方から公職選挙法上の郵便等による不在投票の範囲についてのお尋ね等は少なからずあっているとのことでした。

また、障害者の生活と権利を守る全国連絡会議におかれましては、関係各省に要求書を提出されておられますが、平成19年度に総務省に平成15年の公職選挙法改正時の国会の附帯決議を上げ、抜本的な改善を進めるように要求されておられます。その附帯決議ですが、郵便等による投票の範囲拡大等が行われた平成15年の法改正時に参議院におきまして行われたもので、次の内容になります。

政府は、選挙権が議会制民主主義の根幹をなすことにかんがみ、国民に投票の機会の保障が確保されるよう、次の諸点につき特段の配慮を行うべきである。

一つ、自宅から外出できない障害者、高齢者等の選挙権行使の機会確保に十全を期すため、郵便等による不在者投票の拡充とあわせ、選挙管理委員会の職員等が自宅を訪問して投票を受け付ける巡回投票についても、その導入を検討すること。

二つ、情報化社会の進展に伴い、障害者、高齢者等、だれもが公平かつ容易に使用できるユニバーサルデザインに基づいた電子投票システムを早急に確立すること。

三つ、すべての国民について選挙権行使の機会が確保されるよう、本法の施行状況等を勘案しつつ検討を行い、必要な措置を講ずること。

以上、お答えします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　16番。

○16番（三倉美千子君）　選挙に関しましては、公職選挙法に定められた方針以外に、自治体独自ではできないというようなことはよくわかっております。人吉で要望が出ているような国民が投票の機会の保障が確保されるよう、郵便等による不在者投票の拡充など、すべて

の国民について選挙権行使の機会が確保されるような動きがあることがわかりました。人吉でも問題になっておるものが、全国でそういうようなことがあるということですね。

私も熊本県の選挙管理委員会に聞いてみましたら、九州全体でもそういうものが出てて、何しろ法が変わらない限り、どうしてもできないというようなお返事をいただきましたので、そういう動きがどこにでもあるというようなことを要望された方々には返してあげたいと思います。いつかは投票できるようになるんじゃないかなということぐらいしか言えないと思いますけどもですね。人吉市は全国平均より10年早いテンポで高齢化が進んできていますので、その心づもりで社会情勢に見合ったものに改善できるよう国へ、本当地方のちっちゃい市ですけども、国へ働きかけを行っていただきたいと思います。

それが集まって国を動かす力になるんじゃないかと思いますので、私の方に要望される方は本当切実な問題ですね。自分は投票したいとずっと思って思って、それができないわけですから、とっても心の負担になっている状況です。そして、訪問する看護師、介護士の方も先生、何とかできんとですかねというようなことで申し出があっておりますので、人吉市でもそういう言葉があるっていうことを、要望があるっていうことを国へ伝えていただきたいと思います。

次に、２番目に入ります。カルチャーパレスの改善についてに入りますが、カルチャーパレスについては２点の質問がありますが、一つが終わりましてから２点目を質問したいと思います。

私は、カルチャーパレスについては、よく要望していて、洋式トイレを改善していただいたりとか、たくさんいろいろ改善していただいているんですけども、多分私がカルチャーパレスに行く機会があるからだと思います。そして、高齢者の女性の方が利用されることが多いからだと思いますけども、まず１点目の高齢者のための乗車、車乗降時の屋根つき待合室についてでございます。

カルチャーパレスでの催し物には、高齢者の方の参加が多くあります。平成19年度の高齢者向け催しデータを見ますと、件数、人数とも延べ数、大小ホールで同一イベントを行っている場合も、おのおののホールで独立計上してはありますが、件数は大ホールで14件、小ホールで８件、計22件となっております。人数は、大ホールが１万2,090人、小ホールが2,220人、計１万4,310人が19年度にカルチャーパレスを利用しているというものです。

高齢者の方々の利用は、今度データを見せてもらってから、想像した以上に多いんだというのが、私もわかったんですけども、催しがある日は晴天ばかりではありません。雨も降ります。すごく寒いですよね、歳末助け合いなんか、寒いから早く入れてあげようというような努力も皆さんでしますし、暑い日もあります。そういう日があるわけですから、大体自分で歩いてこられる方は結構少ないんですね。遠くからみえますし、タクシーに乗ったり、家の人が連れてきたり、また友達とか近所の方が送り迎えをされている状況が多いわけですけ

ども、そういうさまざまな状況のとき、状態ですけども、開演前、催し物が終わった後、このときは送迎の車が並びます。それで、ピロティで待っていると、ピロティというのは難しいあれですけど、大ホールから管理棟を出て通るコンクリートの、例えば喫煙所とかいすが置いてありますね、あれをピロティと言うんですけども、そこで待っていると迎えの車が見えないんですね。健康な人たちが行って待ってるものですから。そして、早く行く。雨が降るとぬれる。そして、とにかくゆっくり、早い動作はできないものですから、ゆっくり行くわけですけども、でも待ってもらってるからと思って急ぎますと転ぶ。そういう状況があっております。とにかく車に行くまでの時間がかかるというわけですね。急ぐと転倒する、怖い、そういうことがあります。

そして、車が早く行って待とうと思っても、待合室がないというわけですね。それで、車で行くうちに雨の降る日は、待ってるときぬれます。そして、車に乗りおりするときに、傘は差してもずぶぬれになるというような状況ですよね。大変困っておりますので、イベントにはぜひ来たいんだと、家にばかり閉じこもってるんじゃなくて、みんな出なさい、出なさいって、寝たきりにならないようにと勧められるんだけども、そういうことを思い出し、いろいろ考えると行けないというような状況ですね。

高齢者には障害者よりも不自由な人も多いわけですね。だから、障害者と同じように屋根つきの待合所を設置してほしいというような要望であります。それもいすも置いてほしいって、立ってるのもつらいというわけですね。いすも置いて座れるようにしていただきたい、そういうこともおっしゃってます。また、ピロティに行くときの階段が広いですね、石階段が。広いもんですから真ん中に、階段を上がるときに、結局こけそうで怖いから、手すりをつけていただきたいという要望もあっております。

ここで質問いたします。高齢者の要望をかなえていただくことが可能か、できるかどうかお尋ねいたします。

○教育部長（浦川康徳君）　御質問にお答えいたします。

現在、カルチャーパレスには、車いす使用の方や体の不自由な方のために、屋根つきで手すりつきのスロープが設置されておりますが、一般車乗降場では雨の日の車の乗りおりや待ち合わせの際に御迷惑をおかけしているのが現状でございます。また、正面階段につきましても、手すりがないため高齢者の方にはスロープのあるところまで歩いていただくなど御不便をおかけいたしております。

今後、ますます高齢社会が進展をする中、議員御指摘のように、高齢者の方にも安心してカルチャーパレスを利用していただけるよう、さまざまな配慮を行うことは必要ではないかと考えております。今後、屋根つき待合所の設置、手すりの設置につきましては、関係機関等と協議をしてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「16番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　16番。

○16番（三倉美千子君）　今の教育部長の答弁を前向きな答弁ととらせていただきたいと思います。希望される方々も、そういう検討しましょう、何とかしましょうというようなことを聞かれますと喜ばれると思います。できるだけ早くの設置を要望しておきます。１点目はこれで終わります。

次に、２点目の車いす使用者のトイレ使用についてでございます。

つい先日、車いす使用者の方が小ホールで行われたイベントに参加されたそうです。車いすの場合は正面玄関から入ります。普通の健常者は左の階段を上って小ホールに行くわけですね。ところが、車いすの方はホワイエですね、真っすぐ行って小ホールのところ、あそこがホワイエ、広場、ホワイエと言うんですが、あそこを通って横から入るわけですね。それで、途中でトイレに行きたくなったということですね。車いすを押してホワイエに出たんだけども、大ホールの方についてるトイレが全然使えない、真っ暗でですね。どうにかして介助者が暗くても連れていくからといっても行かないって、高齢者の方だったんですけども、ごねられる。じゃあ小ホールのトイレに行こうかと思えば階段があります、行けないという状況。そのときは障害者施設の方たちも聞きに来てるんですよね。来てて、とっても困ったということで、仕方なく介助をしてる人も、ちょっと我慢しておいてくださいということで、守衛さんのところまで走っていって、そして電気をつけてもらったということがありましたということですね。使わせてもらったんですけども、本当に困ったと。お年寄りの場合は若い人に考えられない、お手洗いに行こうと思えば我慢ができないわけですね、障害者の方にもそういうのがありますので。本当に車いすを使った人たちが利用するときには、ぜひ大ホールの方のトイレも電気をつけて使用できるようにしていただきたいということだったですね。そういう要望があっております。

ここで質問いたします。今述べたような例ですが、あったことが耳に入ってるかと、守衛さんがしてはくださったんですけども、それが改善するためにはちゃんと上に上がらないと改善されない、知らなかったで済むものですから、これまでこのようなことがあって、対応されたことがあるかをお尋ねします。それと、小ホールで催しがある場合でも、車いす使用者の方がいらっしゃる場合、大ホール側のトイレが使えるようにしていただきたいんですが、いかがでしょうか。

これで終わります。

○教育部長（浦川康徳君）　お答えいたします。

そのような例があったかと、また連絡があってるかということでございますけども、そのような報告は受けておりません。しかしながら、大変な御迷惑をかけてしまい、まことに申しわけなく思っておるところでございます。今後は小ホールでの催し物がある場合には、トイレ、通路などがわかりやすくなるように、大ホール側、ホワイエの照明を点灯いたしまし

て、安全で快適に施設を利用していただけるよう配慮してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　16番。

○16番（三倉美千子君）　御答弁をいただきました。高齢者の方々の催し物への参加というのは、生きがいにもつながります。ひいては寝たきり予防にもつながるわけです。せっかく出かけたのに転んで寝たきりになるような、寝込むようなようでは目も当てられません。目も当てられないというのは標準語でしょうか。目も当てられんなというようなことを思うんですけども、ですからできるだけ早期に改善していただきますように要望いたしまして、この件については質問終わります。

次に３番目の質問に入ります。市職員のＡＥＤ講習受講について質問いたします。

平成16年７月より医療従事者ではない一般市民でもＡＥＤ（自動体外式除細動器）を使用できるようになりました。病院や診療所、救急車はもちろん、空港、駅、学校、スポーツクラブ、公共施設、企業など人が集まる所に設置されるようになりました。ことし５月23日現在で、人吉市に28台が設置されてるようです。中を見ますと結構旅館のところが２件ありましたかな、川野君のところも鍋屋さんも、鍋屋さんにもありました、翠嵐楼にもありましたという状況で、遊技場が10台ですから10カ所だと思うんですけども、そういうところにも設置してありますし、病院にもあるということですけども、数はまだまだ、どこで起きるかわからないと考えた場合には、まだまだ少ないかなと思うところですけども、人吉総合病院のお話ですと、昨年70人以上が意識がなくて運ばれてきたということですね。そのほとんどは手おくれで亡くなっているということですね。通報から救急車が現場に到着するまでに五、六分、早くてでしょうけど、五、六分かかる。現場にいる人が１分でも早く救命処置をしてくれたら、ＡＥＤを使ったりしてくれたらば、案外と救命できた可能性があるというようなことでございます。ですから、救命処置の必要な現場には、いつ出くわすかわかりませんよね。

私たちも去年、クラブで行政視察に行ったときに、ある駅で、山の神という駅でしたかね、７名で行ったんですけども、そこの駅には、小さい駅に設置されてました。そして、お年寄りが来られますし、学生が来たという状況で、ああ、このときあのおばあちゃんが倒れたら、だれがＡＥＤを使うのかなと私、思ったんですよ。あれ、やっぱ私よねとそのときはとっさに思ったんですね。どきどきしますね。というのが私の場合は、蘇生はずっと講義してきてましたけども、ＡＥＤを使ったことがなかったんですよ。練習したということもなくて、ただ言葉を聞いて、こうこうだなというような状況でしたので、とっても、よし自分がせなんなと思うときには、本当に慌てるというよりも、私がせなならんだろうかって引くんじゃないかなと思います。よう考えてみたら消防団も同じ会派にはおられましたし、そういう心配

もなかったかもしれないですけども、そういう経験をしました。いつかは絶対研修を、講義を受けたいなという気持ちでおったんですね。

それで、最近では一般市民が、一般市民の方がＡＥＤを使用して救命した事例もふえているということです。市職員の方々でＡＥＤのそうした講習を受講したいというような人もあります。要望があっております。調べてみますと18年に83名が受けられただけで、19年、20年度には１回もということです。でも、消防団とか女性消防隊とか部分的にはありますけども、ちょっと進んでないなという気持ちもあります。

例えば看護職の場合なんか特になんですよね。救命の必要な現場に出くわすことは多いと考えられますので、周りの人の期待もまたあります。ですから、早い機会にとの思い、早く受けたいなというのもあります。保健センターでもまだ受けてない状況ですので。市の人には私と一緒にしとかんとだめだって言いながらしました。というのがフロアマネジャーの方たちがＡＥＤの講習を受けられた、受けておられるそうですけども、もうそういう状況になったら走っていくって、保健師さんのとこに走っていく、してくれって、そういう状況ですよね。ですから、ただ１回だけ、また素人さんが言う、悪いですけど、素人さんが手を出すとか動くのには勇気が要ると思いますし、本当慌てると電源を入れるということもままならないというようなことがありますので、これをみんながみんなに広めていただきたいと思うんですよね。

そこで質問いたします。これまでにＡＥＤ操作講習を受けた市職員の数は何人でしょうかということと、今後の計画はどうなっているかということと、市職員が受講する意義をお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○総務部長（深水雄二君）　御質問にお答えします。

御質問は３点あったと思います。１点目が、これまでにＡＥＤの操作講習を受けた市職員の数はという質問です。２番目が、今後の受講の予定は、３番目が、市職員が受講する意義は何なのかといった三つの御質問にお答えいたします。

まず、市職員のＡＥＤ講習についての過去の実績でございますが、平成18年度に本庁舎、別館、スポーツパレスにＡＥＤを配置しました際に、フロアマネジャーを担当する課長、係長級の職員及びスポーツパレスの職員を対象とした操作研修を実施しております。

内容につきましては、対象人員を３回に分けまして、心肺蘇生法とＡＥＤ操作の実技講習を実施しておりまして、受講者数は83人でございます。また最近では、さきの６月１日の防災訓練におきまして、訓練に参加した職員に対する救命講習もあわせて実施したところでございます。

次に、今後の実施予定でございますが、前回のＡＥＤ操作研修から２カ年が経過しておりますので、今年度におきまして平成18年度と同程度の内容、対象者にて操作研修を実施する

予定にしております。

３番目でございます。市職員の救急救命に関する基礎知識や技能の向上を図りますことは、本市が進めます安全安心のまちづくりに寄与するものと考えておりますので、今後ともＡＥＤ操作を含めた救急救命研修を定期的に実施していく所存でございます。

以上、お答えします。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　16番。

○16番（三倉美千子君）　今、御答弁をいただきまして、今後の予定をお聞きして安心したといいますか、一応計画はあるんだなと思いました。といいますのは18年度に83人受講のままで、２年間もそのままになっておったなということから、ちょっと安心もしたんですが、ただ今の説明で２年前で83名、同方法で内容で同人数とおっしゃれば、市の職員が350人あったとしても、83人しました、あと83人といったら３分の２には達しないぐらいですよね。ですから、もうちょっと行けるときに頻回に消防署、総合病院の講習を受けると、どこがいいかったら、救急車の状況とか、いろんなものがプラスアルファの勉強ができるというのがありますので、消防署だけでなくて、総合病院から原田先生、救急の部長見えますけど、もちろん看護師も何人か連れてみえますし、消防署の方も手伝うということがありますんで、そういうことも考えられたらどうかなと思ってます。それで、何曜日の何時にあります、行ける人はという形でチェックしていって、できるだけ早く受講されるようにしていただきたいと思います。

先ほど災害、６月１日の災害のときのＡＥＤの講習、私も行こうと思ったんですけども、とにかくお弁当づくりの方がボランティアであるものですから、それで行けなかったんですが、そのときに参加しようと職員がして行ったんだけども、そのうちに一般の方たちが来られて説明は受けれなかったということですね。十分受けてる方もあるんですよ。その中で、市長がおられるから言うんですけど、好きな人の、だれでもいいから好きな人を助けようと思って、名前を大きな声で名前を呼んでくださいと言ったそうでしたが、信孝、信孝って言って、だれか聞いた名前って思ったら、だからですね保健師さんですよ。保健師さんは市長ば助けようとお思いになはったなとか、大笑いしながらみんなが和気あいあいで講習をしていったっていうようなこともありました。何か私は１回だけじゃなくて、何回もしてほしいと思うんですよね。そういうふうなこともありますので、ちゃんと計画をしていただかないと、忙しくていつも行けないという状況ですので、ぜひ講習をしていただきたいと思います。

というのは私の耳に看護職の方からあれが入ってます、お話が入ってるのは、これは郡部の方ですね、公立多良木なんかもありますし、看護協会は人吉、球磨一緒ですのでありますけども、上司の人、上司の看護部長がＡＥＤを受けよう、受けようって言われて受けた、仕方なく受講したそうです。そしたら去年の水上村のお祭りのときに、高齢者の方がのどに食べ物を詰まらせて危なかったそうですね。そしたらそこにいた看護師さんは、自分は看護師

で無理にさせられているし、できるかなとも思いましたけども、周りの人は看護師ということがわかってたから、引き出されて助けたということもありますし、（「16番議員、質問をお願いします」と呼ぶ者あり）わかりました。というようなこともあります。

それと先日は整形外科で突然意識喪失があって、ＡＥＤで助かったというのもありますので、いつそういう場面に遭遇するかわかりません。ですから看護職だけでなくて、市の職員に対しても市民からは期待があると思いますね。ですから、ちゃんと講習を受けていただきたいと思いますけども、私ども市会議員はことし２月に受講しておりますね。

ＡＥＤというのは操作方法が音声で流れます。だけども、簡単に使用できますよというのがありますけども、ＡＥＤ操作以外に意識の有無の確認、それと心臓マッサージとか人工呼吸とか、そういうのが必要になってきます。ですから、ＡＥＤを使うことがないのが一番いいんですけども、もし万が一の事態に備えて、早過ぎるということはないと思いますので、できるだけ早く、市長を筆頭に市職員全員が講習を受講していただきたいなあと。そして、市民の皆さんの命を守ることができるようにしていただきたいと思います。

それと市庁舎にＡＥＤがありますけども、フロアマネジャーの下にあるんですね。取り出すときにいっぱいこうやって取り出した状況ですし、説明もどこであるとかなって状況でしたので、みんなが市の職員の方がみんなどこにあるか、そして資料もどんなものがあるかというのを確認していただきたいと思いますけども、結局心肺蘇生法のＡ、Ｂ、ＣプラスＤなんですね。それも例えば必要なところにいつも見れるようなところに心がけて、壁に張っておくなり、デスクマットのところに入れたり、そういうことをしていただいて、繰り返し復習する必要があると思います。１回訓練してて、今度は目だけでもいいですから、そういう方法をしていただきたいと思います。

それとちなみに、私は自動車の免許証と一緒に持って歩いています。これが手に入ればまたと思いますけど、（「16番議員、一般質問でございますので、質問がなければ」と呼ぶ者あり）わかりました。そういうようなこともありますので、必要だと私、お話しました。最後に市長がＡＥＤ講習とか、そういうのにどういう考えでいらっしゃるかコメントをいただいて、終わりたいと思います。

以上です。

○市長（田中信孝君）　お答えをいたします。

心温まるエピソードも織りまぜながら御質問をいただきありがとうございます。国内におきましては、心臓病等々で突然死を迎えられる方が年間数万人おられるそうでございます。救急車の到着以前にＡＥＤを使用した場合は、到着してからＡＥＤを使用した場合よりも救命率が数倍高いことが、データ的にも明らかであることがわかっております。このように現場に居合わせた私たちがＡＥＤによる処置を行うことができたならば、もっと多くの方々の命を救えるという可能性が高まるということでございますので、できるだけ多くの方にＡＥ

Ｄの操作方法も含めた救急救命法を身につけていただくことが、安全安心のまちづくりの実現につながるものと考えているところでございます。

このたび議員の皆様方が率先してＡＥＤの講習を受講されましたことに対しましては敬意を表しますとともに、市職員におきましても救命思想の普及・啓発のために市民の方々の模範となるよう、私も含めまして率先をいたしまして、全職員を対象といたしまして今年度以降、段階的に研修を実施してまいりたいと考えております。また、市庁舎内にあるＡＥＤに関しましては、だれの目にも触れられるところに設置をし直すということをお約束を申し上げたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（大王英二君）　16番。

○16番（三倉美千子君）　これで終わります。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

○議長（大王英二君）　以上で本日の議事は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。大変お疲れさまでした。

午後４時31分　散会

平成20年６月第２回人吉市議会定例会会議録（第４号）

平成20年６月12日　木曜日

１．議事日程第４号

平成20年６月12日　午前10時　開議

日程第１　議第53号　専決処分の承認を求めることについて（平成19年度人吉市一般会計補正予算（第７号））

日程第２　議第54号　専決処分の承認を求めることについて（平成19年度人吉市老人保健医療特別会計補正予算（第３号））

日程第３　議第55号　専決処分の承認を求めることについて（人吉市税条例の一部を改正する条例）

日程第４　議第56号　専決処分の承認を求めることについて（人吉市都市計画税条例の一部を改正する条例）

日程第５　議第57号　専決処分の承認を求めることについて（人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

日程第６　議第58号　平成20年度人吉市一般会計補正予算（第１号）

日程第７　議第59号　平成20年度人吉市老人保健医療特別会計補正予算（第１号）

日程第８　議第60号　人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第９　議第61号　人吉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10　議第62号　人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第11　議第63号　人吉市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

日程第12　議第64号　人吉市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第13　議第65号　熊本県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について

日程第14　議第66号　委託に関する協定の締結について

日程第15　議第67号　損害の賠償について

日程第16　議第68号　損害の賠償について

日程第17　報第１号　平成19年度人吉市一般会計継続費繰越計算書の報告について

日程第18　報第２号　平成19年度人吉市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第19　報第３号　平成19年度人吉市水道事業特別会計予算繰越の報告について

日程第20　報第４号　平成19年度人吉市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第21　報第５号　くま川下り株式会社の経営状況について（第46期決算報告書及び第47期事業計画書）

日程第22　一般質問

１．松　岡　隼　人　君

２．西　　信八郎　君

３．立　山　勝　徳　君

４．森　口　勝　之　君

日程第23　委員会付託

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

２．本日の会議に付した事件

・質疑を含めた一般質問

・委員会付託

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

３．出席議員（20名）

１番	松　岡　隼　人　君
２番	井　上　光　浩　君
３番	豊　永　貞　夫　君
４番	川　野　精　一　君
５番	笹　山　欣　悟　君
６番	村　上　恵　一　君
７番	西　　信八郎　君
８番	松　田　　茂　君
９番	永　山　芳　宏　君
10番	福　屋　法　晴　君
11番	森　口　勝　之　君
12番	田　中　　哲　君
13番	本　村　令　斗　君
14番	立　山　勝　徳　君
15番	仲　村　勝　治　君
16番	三　倉　美千子　君
17番	山　下　幸　一　君
18番	下田代　　勝　君

19番	簑　毛　正　勝　君
20番	大　王　英　二　君

欠席議員　なし

４．説明のため出席した者の職氏名

市長	田中信孝君
副市長	林　健善君
収入役	大松克己君
監査委員	篠﨑國博君
教育長	鳥井正徳君
総務部長	深水雄二君
福祉生活部長	尾方　篤君
経済部長	井上修二君
建設部長	山上　茂君
総務部次長	坂崎博憲君
企画部次長	小林　勇君
福祉生活部次長	中村明公君
福祉生活部次長	濱田芳彰君
経済部次長	蓑毛幸一君
経済部次長	椎葉文雄君
建設部次長	松田知良君
秘書課長	福山誠二君
総務課長	中村則明君
財政課長	井上祐太君
用地専門員	増津敏昭君
会計課長	大石宝城君
水道局長	多武芳美君
業務課長	尾方和敏君
教育部長	浦川康徳君
教育部次長	赤池和則君
社会教育課長	東　俊宏君
農業委員会事務局長	靏﨑晴美君
監査委員事務局長	松江隆介君

5．職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長	永田正二君
次長	加賀邦保君
庶務係長	村並成二君
書記	和泉龍二君

午前10時　開議

○議長（大王英二君）　おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。よって、これより会議を開きます。

議事に入ります前に、皆様に御報告をいたします。荒巻企画部長が体調不良によって本日は欠席でございますので、企画部所管につきましては小林企画部次長の方から答弁となっておりますので、どうぞ御了承いただきますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、議事に入ります。

本日は、昨日に引き続き質疑を含めた一般質問を行い、その後、委員会付託をいたします。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

質疑を含めた一般質問

○議長（大王英二君）　それでは、直ちに質疑を含めた一般質問を行います。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

１番。

○１番（松岡隼人君）（登壇）　おはようございます。先日、首相に対する問責決議が参院本会議で史上初めて可決され、国政は不安定のようです。人吉市においては、きのう降り続いた大雨で、崩土や床下浸水などの被害があっております。まだまだ梅雨の真っただ中、油断せずに細心の注意を払っておきたいと思っております。

それでは、通告に従いまして質問いたします。項目は２点、国宝青井阿蘇神社についてと市町村合併についてです。

国宝青井阿蘇神社について、６月９日、青井阿蘇神社が国宝に指定されました。大変めでたく、うれしいことです。私は子供のころ、ここで野球をしたり、缶けりをしたり、蓮池でザリガニ釣りをしたりして遊びました。今は息子とここを走り回っております。父も祖父も同様にここで遊んでいたと聞いております。我が家にとっては、青井阿蘇神社は今も昔もあって当たり前、変わらなくて当たり前の存在で、私にとって大きなバックグラウンドとなっております。

人吉・球磨は、鎌倉時代の初期から幕末まで相良氏が一貫して支配した、全国でも希有な地域であり、この地域には独自の特色を持つ、中世から近世にかけての寺社建築が豊富に存在しております。その中でも青井阿蘇神社は地域を代表する建物であり、現在、境内中央に並んでいる本殿、廊、幣殿、拝殿、楼門は、相良家第20代で初代人吉藩主相良長毎と重臣の相良清兵衛親子が1609年から1613年にかけて造営しました。幣殿、拝殿、楼門は急勾配の茅葺き屋根で、五つの社殿は黒漆塗りを基本に、細部の木組みには赤漆を塗り、極彩色で彩られた模様や彫刻、飾り金具が随所に配されております。

人吉・球磨では近年、国、県の建造物調査の結果、新たな重文指定が相次ぎ、現在、県内

社寺建築の国指定重文11件中９件、県指定８件中７件が人吉・球磨に存在しております。重文指定が増加する中、従前からの地域住民の青井阿蘇神社国宝指定推進の声を受け、平成16年９月の県議会で溝口県議は、青井阿蘇神社を国宝指定にできないものか、国宝指定を受けるためにはどのようなことが必要か尋ねられました。それに対して当時の柿塚教育長は、国宝に値するものであるという認識を持っている。国宝指定に向けた取り組みとしては、国宝としてふさわしい価値づけを行うために研究論文をまとめることと、地元からの一層の盛り上がりが極めて重要であると答弁されました。この力強い答弁を受けて、平成17年に人吉市教育委員会は、国宝指定に向け、いち早く青井阿蘇神社調査委員会を立ち上げ調査を始められました。

青井阿蘇神社は、806年、重陽の日９月９日に、阿蘇神社の御祭神12神のうち３神の御分霊を祭り、平成18年には創建1200年を迎えました。この節目の年に、青井さん1200年記念地域活性化実行委員会が組織され、私も組織の一員として、さまざまなイベントにかかわりました。

おくんち祭は例年どおり、10月９日の神幸式を中心に、３日から11日までの日程で行われましたのに加えて、50年に１度の大寶御注連祭も営まれ、盛況のうちに終わりを迎えました。また、県はおくんち祭期間中の10月６日に、文化財保護大会と同時に、地域の宝は国の宝、青井阿蘇神社シンポジウムを開催、人吉市においても青井阿蘇神社宝物殿を人吉城歴史館で同時期に開催されました。

この1200年祭を通して、地域の歴史、伝統、文化を見直し、地元住民の機運も大変高まりました。そして、平成19年11月13日、調査報告書が完成し、平成20年４月18日に文化審議会は、青井阿蘇神社の社殿は中世球磨地方に展開した独自性の強い意匠を継承しつつ、桃山期の華やかな装飾性を機敏に摂取しており、完成度も高く、近世球磨地方における社寺造営の規範となっている。また、彫刻技法や得意な幣拝殿形式などは、広く南九州地方にその影響が認められるもので、我が国の近世神社建築の発展において重要な位置を占め、文化史上深い意義を持つ社殿である。文化庁のプレス発表資料から抜粋ですが、と評価して答申を行い、同６月９日、官報告示、公式に国宝を指定されました。

文化財保護法第27条に、世界文化の見地から価値の高いもので、たぐいない国民の宝たるものを国宝にすることができるとあります。重要文化財のうち極めて優秀で、かつ文化的意義の特に深いものという国宝指定基準をクリアした、この青井阿蘇神社を連綿と受け継いでこられた先人たちに敬意を表するとともに、地域独特の歴史、伝統、文化を大切に守り、後世へ引き継いでいかなければならいと強く感じております。

それでは、川野議員、下田代議員、松田議員も同じような質問をされましたが、取りまとめまして、青井阿蘇神社を文化財保護の観点から整備計画をどうしていくのかお尋ねいたします。

○教育部長（浦川康徳君）　おはようございます。質問にお答えいたします。

整備計画につきましては、青井阿蘇神社の国宝指定に伴い、保存活用計画を策定することが必要になってまいります。昨日も申したとおりでございます。熊本県教育委員会からも早急に作成するよう指導を受けているところでございます。

この保存活用計画は、青井阿蘇神社の保存管理、環境保存、防災計画、活用計画等を網羅するもので、学識経験者による策定委員会を組織し、人吉市教育委員会で作成するものでございます。今後は、この保存活用計画に基づきまして事業を展開していくことになります。作成にかかる経費につきましては、９月議会におきまして提案させていただく予定でございます。

また、神社の楼門、拝殿、幣殿の３棟につきましては、平成20年度事業といたしまして、文化庁に屋根挿しカヤ工事の事業計画を提出しておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　１番。

○１番（松岡隼人君）　人吉市教育委員会がまずやるべきことは、住民の意見をしっかりと聞き、保存活用計画をつくることで、そして、それに沿って今後事業を展開していくということがわかりましたが、国宝になったけど何もしないのだろうかとか、もっともっと詳しく青井阿蘇神社のことを知りたいという市民が増加しております。ちなみに、私は知人たちと竹を切り出し、蝋燭の火をともした竹灯籠をつくり、楼門の前で夢明かりをする予定ですが、国宝指定の祝賀ムードがさめやらぬうちに、今すぐ何か事業ができませんかお尋ねいたします。

○教育部長（浦川康徳君）　質問にお答えいたします。

今すぐできる事業ということでございますが、官報告示により正式に国宝となりました当日の６月９日には、人吉温泉観光協会により、庁舎正面玄関に「祝熊本県初指定国宝青井阿蘇神社」という横看板を設置していただきました。また、のぼり旗250本も現在製作中とのことでございまして、でき上がり次第、市内各所に設置していただくことになっております。

一方、観光振興課では、国宝ＰＲのチラシを作成し、観光案内所を初め市内各所に配布いたしたところでございます。熊本市の鶴屋デパートでは、祝国宝指定青井阿蘇神社写真パネル展を６月25日から１週間開催していただくことになっております。その中で、青井阿蘇神社の国宝としての魅力、文化財としての価値をＰＲする予定でございます。

また、教育委員会では、放送大学熊本学習センターとの連携事業として、ことし９月14日、青井阿蘇神社参集殿で、仮称ではございますが「国宝青井阿蘇神社の魅力を探る」と題しまして公開講演会を実施いたします。この講演会の講師は、熊本大学、北野隆名誉教授及び今回の国宝指定に御尽力いただきました熊本大学、伊東龍一教授でございます。なお、経費につきましては、すべて放送大学の負担となっております。この講演会等を通して、参加者の

方々が青井阿蘇神社の国宝としての魅力を再発見していただき、さらには、国宝としての価値についての認識を高めていただけるものと存じます。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　１番。

○１番（松岡隼人君）　さまざまな事業を計画し、実行されるようですが、特に放送大学熊本学習センターとの連携事業の公開講演会におきましては、まさにタイムリーな事業であり、大変ありがたいことだと思います。住民の意識がもっともっと高まるような、すばらしい講演会を期待しております。

それでは続きまして、保存活用計画の、特に環境保存の周辺とのかかわりも多少は含まれてくるかと思いますが、青井阿蘇神社自体はもちろんのこと、例えば周辺に高い商業ビルなどが建ちますと台なしになるわけでございまして、青井阿蘇神社周辺の景観を守り、残していくべきだという立場から、人吉市としてはどのようにして神社周辺の景観を形成されていくつもりなのかお尋ねいたします。

○建設部長（山上　茂君）　おはようございます。御質問にお答えいたします。

国宝の指定を受け、青井阿蘇神社の保存活用計画を進めてまいりますが、周辺につきましても、国宝青井阿蘇神社にふさわしい景観を形成し、残していくべきであると考えております。景観形成の手法といたしましては、景観法あるいは都市計画法によるものなど、いろいろな手法が考えられるところでございますが、私どもといたしましては、こういった地域の景観形成を図る場合におきましては、地域にお住まいの皆様の御理解、御協力が必要不可欠のものであると考えております。

そういった観点から、今後どのようにして国宝青井阿蘇神社周辺部にふさわしい景観をつくり上げ、また残していくべきかにつきまして、地域の住民の皆様と一緒に検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　１番。

○１番（松岡隼人君）　私は、保護することが、つまりは活用になるというふうに思っております。活用案については、前日、松田議員が熱弁されましたし、具体的な計画はこれからということですので、庁内に幾つかのマニフェスト関連戦略プロジェクトがありますが、まちづくりの大部分のところに青井阿蘇神社は絡んでくると私も思っております。これからの計画策定に向けて、プロジェクトの中で重要なものの一つである人吉市中心市街地活性化基本計画策定庁内推進会議の座長を務めておられます副市長に、全体的なまちづくりの中で青井阿蘇神社をどのように位置づけて、どのように生かしていかれるつもりなのかお尋ねいたします。

○副市長（林　健善君）　おはようございます。それでは、御質問にお答えいたします。

中心市街地の活性化につきましては、商業の活性化や町なか居住の推進ということはもちろんでございますけれども、そのほかにも、その町の個性というものを引き出していくということも重要な目的の一つであると考えております。その点におきまして、人吉市におきましては、町の中央を流れる球磨川、そして今回の青井阿蘇神社、あるいは人吉城などの歴史的、文化的資産、さらには町なかにもたくさんの数がございますけれども温泉資源、このような、全国各地を見渡しましても、中心市街地にこれだけの資源が残っているという地域は数少ないのではないかと思っております。その中で、今回、青井阿蘇神社が国宝に昇格をされましたということは、中心市街地の活性化、まちづくりを進めていく上でも非常に大きなチャンスでございまして、このチャンスを逃すわけにはいかないと思っているところでございます。

そのため、中心市街地の活性化という観点につきましては、まずその区域を設定する際に、駅前から青井阿蘇神社、そして町なかの商店街、さらにはこの人吉城まで含めまして、その個性を存分に生かせるような区域になるように検討していくことが必要であると考えております。

また、その上で、青井阿蘇神社周辺につきましては、その整備も含めまして、青井阿蘇神社そのものの魅力を高めるということが、まず一つ重要であると考えております。そして、その上で、改築を予定しております駅舎から青井阿蘇神社への動線、そして町なか、九日町、さらにはお城周辺まで含めた動線というものをどのように整備をしていくかということを念頭に置きながら、今後のまちづくりを進めていかなければならないと考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　１番。

○１番（松岡隼人君）　私も青井阿蘇神社は一つの重要な核だというふうに考えております。青井阿蘇神社社殿等建造物調査報告書の中にも、青井神社がまちづくりのシンボル点だったのだろうと記されております。今回、この核に光がぱっと当たりました。その光にうっすらと照らされている本物が、副市長がおっしゃるとおり、人吉・球磨にはたくさんございます。青井阿蘇神社国宝をきっかけに、本物を生かした、人吉らしいまちづくりを進めていくべきだと感じております。

以上で、国宝青井神社に関する質問を終わります。

続きまして、市町村合併について。

ことしから５月の連休に新たに始まりました人吉お城まつりは、天候にも恵まれ、たくさんの人手があったことと思います。田中市長におかれましては、よろいかぶとを身にまとい、滝のように汗を流しながら、城代家老の役を一生懸命に務めておられました。あの姿を見て、人吉藩を復活して、本当に人吉をどうにかしたいと心から願っておられることが、ひしひし

と伝わってまいりました。

また、郷土が生んだ剣豪、丸目蔵人にちなんだ「おどんな日本一」、全国少年剣道大会は、600名を超える選手の参加のもと、主催者入場という全国的に大変珍しい開会式を経て、野試合形式で行われました。お城まつりの内容に関しては課題が残ったことだろうと思いますが、相良700年の歴史と伝統、文化を重んじ、人吉・球磨全体のことを考えて、この祭りをされたということを私も大変うれしく思います。

この人吉・球磨は、今は１市４町５村に線引きされておりますが、明治維新までは相良氏の支配下にあり、同じ文化圏、経済圏であったことは周知のことです。現在でも広域行政組合や最近立ち上げられました球磨川流域企業誘致連絡協議会を初め、球磨郡、人吉市一帯に分布しております28の焼酎蔵や相良三十三観音めぐりなど、旧相良領一帯でのさまざまな取り組みが行われております。また、新たに観光面での広域的な取り組みも検討されているというふうに聞いております。

明治維新後、我が国は、中央集権体制のもと一致団結して幾多の困難を乗り越え、目覚ましい発展を遂げてまいりました。特に戦後から80年代までは、先進国へ追いつき追い越せの機運で高度成長を遂げ、先進国の仲間入りを果たしました。90年代以降は、公共工事の増加により国の借金は膨らみ、平成20年３月末現在、国債及び借入金現在高が849兆2,396億円という巨額の財政赤字に陥っています。

また、地方財政の破綻や少子高齢化の進行、雇用不振、医療や福祉のコストアップなど、さまざまな問題に直面しております。人吉市も例外に漏れず厳しい状況です。財政状況に関しましては、自主財源は４割ほどで、６割は依存財源です。そのような中、三位一体の改革により地方交付税などが減少し、一般財源は大幅不足、それを補うために基金の取り崩しを余儀なくされております。今後の見通しについても、国の地方財政政策がはっきりしておらず、将来の展望は明確に示すことはできません。

また、人口の減少も著しく、平成20年４月１日現在、人吉市の人口は３万6,297人、球磨郡の人口は６万587人、人吉・球磨、計９万6,884人ですが、厚生労働省に設置されています国立の政策研究機関、国立社会保障・人口問題研究所の推計によりますと、平成42年の人吉市の人口は３万1,256人、球磨郡の人口は４万4,308人、人吉・球磨、合計７万5,564人と出ております。生産年齢人口15歳から64歳につきましては、平成19年10月１日現在、人吉市２万638人、球磨郡３万3,655人、人吉・球磨、合計５万4,293人ですが、平成42年の生産年齢人口は、先ほどの研究所の推計によりますと、人吉市が１万6,029人、球磨郡が２万1,866人、人吉・球磨、合計３万7,895人と出ております。65歳以上の人口の割合は、平成19年10月１日現在、人吉市29.2％、球磨郡30.6％、人吉・球磨30.1％です。平成42年の65歳以上の人口の割合は、先ほどの研究所の推計によりますと、人吉市が35.4％、球磨郡が37.4％となっております。生産年齢人口の減少、高齢化率の増加に伴い、人吉市の、また人吉・球磨の

経済支柱は、市長がいつも言われておりますとおり、年金経済へ移行していくことが予想されます。

このような厳しい状況においても、複雑化、多様化している行政ニーズに対応していくためには、行財政運営の効率化と基盤強化を積極的に進める必要があることは言うまでもありません。これは人吉市に限ったことではなく、同じような悩みを持つ地方自治体が全国各地に多数存在しております。その中から、将来を危惧する人々が、今の政策が続く限り、この社会はもはや持続可能ではない、変わる時期だという声を上げ、大改革を推進しておられます。市長が所属しておられます「地域・生活者起点で日本を選択する国民連合」もその一つだと思います。

そのような声を受けて国は、平成７年５月に地方分権推進法を成立させ、地方分権改革に取りかかりました。最近では、平成18年12月に地方分権改革推進法が成立、翌年、地方分権改革推進委員会が発足し、平成19年11月に地方分権を進めるようにとの内容で中間取りまとめがされ、平成22年３月には地方分権一括法が提出される予定です。

また、第28次地方制度調査会では、道州制のあり方に関する答申が出され、平成18年９月、道州制担当大臣が誕生、大臣のもと道州制ビジョン懇談会が組織され、本年、10年後の2018年までには道州制に完全移行と考えるとの中間報告の取りまとめが行われました。このように、今、国では道州制の議論が活発に行われております。県においては、熊本県市町村合併推進構想２次の中で、自立した行政体制の整備、拡大する生活圏域と行政圏域の一致を臨み、人吉市、球磨地域一帯での広域的な合併が望ましいとされております。

私も人吉・球磨は一つだと考えます。市長が言われる市民総幸福量をアップさせるためには、人吉・球磨一体でがっちりとスクラムを組んで行政の効率化を図り、地域の特性を生かして、国際競争力を高めるしかないと考えますが、市長が考える人吉・球磨のあり方についてお聞かせください。

○市長（田中信孝君）　おはようございます。まずもって、一昨日来より降り続いております雨により、不安な夜を過ごされたり、または水害に遭われた地域、住民すべての皆様方に心よりお見舞いを申し上げたいと存じます。

それでは、松岡議員の御質問にお答えを申し上げます。

いわゆる平成の大合併と言われる市町村合併でございますが、平成11年３月末に3,232あった全国の市町村は、平成20年11月１日には1,784団体にまで減少する予定であり、時限立法が切れる平成22年までには、さらに全国的に合併が進んでいくことも予想されるところでございます。

県の市町村合併推進構想の中には、伝統文化の共通性や地域の一体性のほか、社会環境における高齢化、人口減少、過疎化への対応や産業振興等、共通課題への対応、さらに地域の拠点性を高め、より広域的なまちづくりを目指す観点から、将来的には人吉・球磨地域一帯

での合併に向けた検討がなされることが望まれるとございます。また、小規模な市町村として、あさぎり町を除く８町村が、地域全体として合併に向けた具体的な検討が望まれるというふうにも組み合わせ検討の方向が示されているところでございます。

ところで、昨年の６月議会で村上議員の御質問にも同じようにお答えをいたしているとこでございますが、その点を少しおさらいをさせていただきたいと思います。そのときの答弁では、人吉・球磨の伝統文化の共通性や生活圏域の一体性、より広域的なまちづくりを目指す観点から、将来的には人吉・球磨地域が一帯での合併が必要であるというふうに感じております。４年前に私が申し上げましたけれども、幕藩体制時代の相良藩に戻る必要があるのではないかということでございます。このようにして一体的な行政運営を相良藩時代に戻り行っていくことが、ひいては行財政改革となっていくのではないかと思っているとこでございますとお答えをいたしております。

まさしく、私は人吉・球磨は一つといった視点に立つものであると存じておりますが、現在のところ、残念ながら、合併に向けた周辺町村の具体的な動き、機運は見られておりません。各町村の中では喫緊の課題とはとらえられていないように感じているところでございます。広域的なまちづくりを目指すという点では意を同じくするものではございますが、よって、今後は合併という手法だけにとらわれることなく、まずは企業誘致を初め、観光宣伝、観光浮揚のための組織の検討など、地域振興の発展に寄与するさまざまな浮揚策や地域課題に対しまして、人吉・球磨10市町村が一体感を持って力を合わせ、全力で取り組んでいくことが重要であると考えているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　１番。

○１番（松岡隼人君）　今の市長の御答弁から、人吉・球磨に対する認識も今後のあり方についても、私とほぼ同じだというふうに感じております。残念ながら、合併に向けた周辺町村の具体的な動き、機運は見られず、各町村の中では喫緊の課題とはとらえられていないようです。

議会に設置されておりました市町村合併に関する特別委員会は、平成19年３月議会で、地域振興、地域分権確立のために、さらに自治体が地域間競争の中で自主性、自立性を高める選択肢の一つとして、引き続きその必要性、方向性を検討していかなければならない重要課題であると報告しております。時代背景が日々変化している中、合併新法の期限が平成22年３月に近づいております。どうにかなるだろう、自分たちは大丈夫だろうなわけはなく、10年後、20年後、将来への責任として、人吉・球磨の今後について、合併を含めてまずは議論をするべきだと思いますが、市長はどう思われますか。

○市長（田中信孝君）　お答えをいたします。

まさにそのとおりであるというふうに私も認識をいたしております。合併という大きな課

題とともに、この10市町村が抱えている、さまざまな共通の課題、テーマ、それらを我々も共通の意識を持って、未来のビジョンの策定に向けて、常々あらゆるところで議論をしていくことが肝要であるというふうに認識をいたしているところでございます。

お答えといたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　１番。

○１番（松岡隼人君）　今の市長の答弁から、人吉市は議論をすると、そのスタンスは変わらないものだということが確認できました。熊本県は、平成18年５月に熊本県市町村合併推進構想１次を策定し、平成19年６月に一部改定し２次構想を策定し、引き続き市町村の合併を推進しております。知事がかわられ、合併に関するスタンスも前知事と同じとは限らず、また、時期的にも３次構想が策定されてもおかしくない状況です。

最後に、くどいようですが、県がテーブルに着いて議論をしてくださいというふうに言ってこられた場合、市長はもちろん着かれるということでよろしいでしょうか。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

先ほど申し上げましたように、平成18年５月に公表されました熊本県市町村合併推進構想第１次でございますが、これにおきましては、県知事権限として、合併新法に基づく合併協議会の設置勧告等については、自主的な取り組みの進展状況を見きわめながら、関係市町村の意見及び合併審議会の意見などを踏まえ、適切な対応に努めるといった表現にとどまっております。昨年６月策定の第２次構想につきましては、熊本市及び富合町の組み合わせが追加されたのみとなっているところでございます。

合併の効果というのは、もう議員御承知のとおり、人口の規模の拡大におけるスケールメリット、行政の効率化といったものは想定されますが、それ以上に、自治体の逼迫した財政状況の中では、さらなる閉塞感を生む行財政の悪化、将来的には住民負担の増加を助長しかねないことも懸念されるところでございます。

合併に関しましては、新たな３次構想で、その方向性、市町村への明確な将来展望が示された時点で、市民生活の向上につながる行財政改革への選択肢として慎重に対応していくが必要であると存じております。

以上、お答えといたします。（「議長、１番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　１番。

○１番（松岡隼人君）　市民生活の向上につながる行政改革への選択として、慎重に対応していくというふうな答弁をいただきました。現在、人吉市民、国民は、将来に不安を感じております。国政も非常に不安定でございます。日本は大きな転換期に差しかかっているのではないか、私はそのように感じております。市民総幸福量をアップさせるためには、日本は変わらなくてはいけない、地域は変わらなくてはいけない、そして何より私たちが変わらなくてはいけないと思います。人吉・球磨の問題は、人吉市だけではどうにもならないところ

もありますが、人吉・球磨がしっかりと自立して、持続していきますことを切に願いまして、質問を終わります。

○議長（大王英二君）　ここで暫時休憩いたします。

午前10時39分　休憩

―――――――――――――

午前10時52分　開議

○議長（大王英二君）　では、休憩前に引き続き再開をいたします。（「議長、７番」と呼ぶ者あり）

７番。

○７番（西信八郎君）（登壇）　おはようございます。７番議員の西信八郎でございます。きのうから梅雨本番と思わせる非常に激しい雨が降ったところでございますが、市民の方々には災害等には十分注意をされ、情報の収集に努めていただきたいと思います。また、被害に遭われた方々にお見舞いを申し上げます。

今回通告しましたのは、１番目に、環境問題として、大畑産業廃棄物最終処分場の現況について、２番目に、教育問題として、子ども農山漁村交流プロジェクトについて、もう一点が、学校における緊急地震速報の利活用と対応マニュアルについてであります。

それでは、通告に従いまして一般質問をいたします。

大畑産業廃棄物最終処分場、この後、大畑産廃と言わせていただきます。このことにつきましては、人吉市議会において平成３年から平成６年にかけて多数の質問がされ、十分な審議がされ、最後が平成10年の質問となっており、時間がたっておりますので、まず大畑産廃のできた経緯と概要について質問をいたします。

○福祉生活部長（尾方　篤君）　おはようございます。お答えいたします。

大畑産業廃棄物最終処分場は、平成５年５月に、熊本県からエフ・エム・クリーン有限会社に対しまして処分場設置許可がなされたことを受けまして、市議会では大畑麓町産業廃棄物処分場に関する決議が採択されたところでございます。市は、校区町内会長、それから産廃を考える会、あるいは有識者等と今後の進め方を再三にわたり協議が行われております。意見の一致によりまして、大畑麓町産業廃棄物最終処分場に関し数回の懇話会が開催されております。協議の結果、大畑産廃協議会を設置しまして業者との協議がなされ、その間、さまざまな動きがありましたが、平成７年８月から処分場の埋め立てが開始されたところでございます。

その後、処分場の公害等の防止及び監視のために、大畑産業廃棄物最終処分場監視委員会を平成10年11月に設置すると同時に、人吉市、それから人吉町内会長嘱託員連合会大畑・矢岳校区支部、それにエフ・エム・クリーン有限会社の３者によります大畑産業廃棄物最終処分場の公害等の防止に関する協定書が締結されまして、現在操業を行ってまいりました。

平成17年５月には、エフ・エム・クリーン有限会社からエフ・エム・クリーン株式会社へ譲渡されましたので、新たに公害等の防止に関する協定書を締結されまして、操業を始めまして、現在に至っておるということでございます。

最終処分場の概要でございますが、施設の種類は安定型処分場でありまして、施設の能力は、埋立地面積が２万9,905平方メートル、埋立容積76万1,000立方メートルとなっております。また、処分する産業廃棄物の種類でございますけども、瓦れき類、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、ゴムくずでございます。平成19年３月31日現在までに残っております埋立容量は41万5,692立方メートルでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、７番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　７番。

○７番（西信八郎君）　説明にありましたとおり、人吉市、人吉市町内会長嘱託員連合会大畑・矢岳校区支部、エフ・エム・クリーン株式会社の３者による大畑産廃の公害等の防止に関する協定書を締結し、安定型処分場として操業されてきたところでありますが、最近、大畑産廃より異臭が発生したのことですが、これはどうなっているのか、また異臭が発生してからの経緯と、その異臭の毒性はどうなのか、安全なのか、そのときの対応はどうされたのか質問いたします。

○福祉生活部長（尾方　篤君）　お答えいたします。

今回の異臭のことにつきまして、初めて情報を知りましたのは、ことしの２月の５日に、大畑小学校の校長先生から市に連絡があったのが最初でございます。

連絡を受けまして、大畑産業廃棄物最終処分場の指導、監督を行っております人吉市保健所に連絡をいたしております。

校長先生の話によりますと、昨年11月ごろから異臭がしていたとのことで、２月５日もにおいがしたので、市の方へ連絡をしたということでございました。

その後、経過の概要でございますが、２月19日に人吉三中ＰＴＡの方から、生徒さんに異臭についてのアンケートを実施された結果を報告をいただいております。内容としましては、昨年の末くらいから、エフ・エム・クリーン横の市道、通称一の坂というそうですけども、通学道のところで、強い異臭を感じていたということでございます。

すぐに保健所にも、このアンケートの内容につきましても報告し、保健所も県庁の廃棄物対策課と協議をされておるようでございます。

２月20日でございますが、議員も現地に行かれたところ、市道のところで、少々臭気を感じたということで、市の方に見えていただいております。今後の対応等について、説明もさせていただいたところでございます。

その後、監視委員会の開催まで保健所、県の廃棄物対策課、市の担当課も同行しまして、異臭の発生場所、原因等の特定などにつきまして、調査、指導等を行いましたが、異臭発生

時期が過ぎておりまして、発生場所、原因物等につきましては、はっきりした特定に至っていない状況でございます。

３月５日でございますが、大畑産業廃棄物最終処分場監視委員会を開催しまして、まず保健所から、異臭関係の経過、指導等の説明が行われ、その後、現地調査を行い、会社からの異臭関係の今後の対応の説明で、異臭の発生箇所と推測される箇所等の異臭原因特定のための専門機関当ての調査及び今後異臭対策としまして、バイオ菌を使った脱臭と覆土の実施、におい検知器の購入を行い、定期的にパトロールし、異臭を感じたときは、検査を実施するなどの説明がなされております。

３月５日の監視委員会後も、保健所、市におきまして、合同またそれぞれで処分場への立入調査、パトロール等を行ってまいりましたけれども、特に異常は確認をいたしておりません。

その後、４月28日でございますが、会社から保健所と大畑産業廃棄物最終処分場監視委員会に、異臭の原因及び異臭対策等についての報告書が提出されております。なお、報告書につきましては、保健所から再指導がなされ、再度５月14日に、指導等を含めましたところの経過報告書追加分の提出がなされたものでございますが、その主な報告内容としましては、異臭発生箇所と推測される場所において、社員等８名において、異臭感応テストを３月７日、８日に実施し、その結果、硫化水素、メチルメルカプタン、硫化メチル、アンモニア等の16の物質の発生が推測されるとのことでございました。

また、敷地境界における悪臭物質22項目の調査を３月21日に行い、４月12日に分析結果が出ておりますが、悪臭防止法の政令で定める硫化水素、メチルメルカプタン、硫化メチル、アンモニア等の22の物質のうち、規制基準値を超えるものはございませんでした。また、バイオ菌による定期的な異臭の脱臭作業を３月22日、それに３月27日、それから４月の12日に実施されておりまして、今後も月１回の予定で実施するということでございます。

また、異臭検知器を常備し、境界上にて異臭を感じた時点で、検知試験を行う等の対策を実施するということになっております。

以上、御答弁申し上げます。（「議長、７番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　７番。

○７番（西信八郎君）　大畑産廃は、人吉三中、大畑小学校の通学路に隣接し、また大畑小学校の目の前にあります。ただいまの答弁にありました人三中ＰＴＡの方の異臭についてのアンケートを見ますと、我慢できないほど、あるいはハンカチ等で押さえてもひどいなど、風向き等によって、いろいろな差はございますけれども、発生時は非常に臭いにおいであったと思われます。

また、住民の方々も心配をされているわけでございますが、毒性はなかったということでございますので、今後の異臭問題の対応について、どうされるのか、質問いたします。

○福祉生活部長（尾方　篤君）　お答えいたします。

今後の対応につきましては、会社から異臭対策等についての報告書が提出されておりますので、会社側が誠実に対策を実行するよう、指導、監督を保健所と行ってまいりたいというふうに考えております。

また、保健所と緊密に連絡を取りながら、定期的に合同パトロール、立入調査等を行うとともに、もし異常等があった場合には、直ちに保健所と立入調査、指導を行ってまいりたいというふうに考えております。

なお、今月24日でございますけれども、監視委員会を開催する予定でございまして、保健所からの異臭関係の経過、指導の報告及び今後の対応等の説明、また会社側からの現状報告等をお願いをしたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。（「議長、７番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　７番。

○７番（西信八郎君）　これからの埋立期間における監視はもとより、埋め立てが終了後も水質検査等も行っていただき、万全の管理をしていただきたいと思います。

最後に市長にお聞きしますが、大畑産廃の管理について、あるいは大畑産廃について考えがございましたら、お聞かせいただきたいと思います。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

対応につきましては、ただいま部長が述べたとおりでございますが、御指摘のとおり、大畑小学校、第三中学校の通学路横、または道を１本隔てただけのところに、大畑小学校の道を１本隔てたところに最終処分場が位置をしているということもございますので、今後指導、監督を行っております県及び人吉市保健所と緊密に連絡を取り合いながら、立入調査、監視、指導を行ってまいりたいと思っております。

お答えといたします。（「議長、７番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　７番。

○７番（西信八郎君）　監視のほど、よろしくお願いいたします。

次に、「子ども農山漁村交流プロジェクト」についてであります。

このプロジェクトは、国が平成20年度から本格的に推進する事業でありますが、プロジェクトの概要について、どうなっているのか、お尋ねをいたします。

○経済部長（井上修二君）　おはようございます。御質問にお答えします。

「子ども農山漁村交流プロジェクト」の概要でございますが、このプロジェクトは、今年度から農林水産省、文部科学省、総務省の連携により、学ぶ意欲や自立心、思いやりの心、規範意識などをはぐくみ、力強い子供の成長を支える教育活動として、農山漁村における宿泊体験の受け入れ態勢の整備を進めるなど、小学校における農山漁村での長期宿泊体験活動を推進するものでございます。

具体的には、５年後、全国２万3,000校、120万人の小学生が１週間程度の農山漁村の交流を展開することを目標とし、実施校、受け入れ地域の体制整備を進めていくこととなっております。

本年度の取り組みとしましては、受け入れモデル地域を全国で50カ所に指定し、農山漁村での１週間程度の宿泊体験活動をモデル的に実施し、これらの活動を通じて、課題への対策、ノウハウの蓄積などを行うとともに、廃校の改修や研修施設等の整備などを総合的な支援により、受け入れ地域の全国的拡大につながるモデル構築を行うこととなっております。

以上、お答えします。（「議長、７番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　７番。

○７番（西信八郎君）　このプロジェクトは、外に出て遊ばない、家でゲームばかりしている子供たちが自然に触れ、実体験を通して生きる力を学んでいけることは、大きな効果があると思います。また、こうした機会を通して、都市と農村の交流を図ること、そしてお互いがいいところを吸収し合うこと、農村社会、農村の生活というものを都市にＰＲでき、そして農産物の販売にも通じていくものがあると思います。

また、答弁にありましたとおり、受け入れ地域の体制整備を進める上でも、総合的な支援が受けられるとなっておりますので、非常に有意義な事業であると思います。

このプロジェクトに対して、本市では、どのような取り組みを行っているのか、お尋ねをいたします。

○経済部長（井上修二君）　御質問にお答えします。

このプロジェクトに対する取り組みとしましては、昨年９月、熊本市において、九州農政局主催で、同プロジェクトに対する市町村説明会が行われたことを契機に、検討が始められ、都市部の子供たちとの交流を通し、農山漁村の活性化を目指すことを目的として、人吉球磨管内のグリーンツーリズム研究会などで構成している人吉球磨グリーンツーリズム推進協議会が主体となって、受け入れ態勢を図ることとなりました。

その後、本年１月に同協議会におきまして、各町村ごとの受け入れ体験プログラムを集約し、受け入れモデル地域の申請を行ったところですが、本年度におきましては、熊本県内では、天草市だけが受け入れモデル地域として指定されたところでございます。残念ながら、本年度におきましては、受け入れモデル地域の指定を受けることができませんでしたが、引き続き、来年度の実施に向け、人吉球磨グリーンツーリズム推進協議会を中心として、その受け入れ態勢の整備が図られるものと存じます。

本市としましても、都市・農村交流による農村地域の活性化を一つの目的とする同プロジェクトの受け入れ実現に向け、本市の人吉市グリーンツーリズム推進協議会が昨年から実施されている、わくわく人吉ニンジン農家体験塾など、小学生の農家宿泊体験活動への取り組みに対しまして、今後とも支援を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えします。（「議長、７番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　７番。

○７番（西信八郎君）　残念ながら、本年度におきましては、熊本県内では天草市だけが受け入れモデル地域ということで、本年度の実施に向けての指定がなかったということでございますが、来年度の実施に向けては、グリーンツーリズム事業の関連もあり、経済部では、推進していただく方向であるということでございますが、このプロジェクトは、学校のカリキュラムの中で進める事業であり、事業を行う上では、先生方の負担増も見込まれるわけでございますが、このプロジェクトに対し、本市の教育委員会あるいは学校現場では、どのようにお考えか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（鳥井正徳君）　お答えいたします。

この「子ども農山漁村交流プロジェクト」は、文部科学省の事業であります豊かな体験活動推進事業のうち、農山漁村におけるふるさと体験推進校として、農林水産省等と連携して、本年度からモデル事業として始まったものでございます。

文部科学省には、豊かな体験活動推進事業という大きなものがありまして、学校はそれに応じて計画を立てていたところでございます。

この事業については、県内では、宇城地区の小学校１校が実施されるように聞いております。

しかし、農林水産省、総務省、文部科学省の関連事業であることからでしょうか、この事業の実施方法や効果及び問題点について、現在の時点では、全く教育委員会としてはわからない状況にございます。そうですので、今後この事業関連の情報を収集し、学校現場に伝え、人吉市としての取り組みを決めていかなければならないと思っているところでございます。

いずれにしましても、農山漁村での長期合宿、長期宿泊体験活動は、大変魅力的なものでございますので、各学校の現在の体験活動計画を踏まえながら、実施につきましては、慎重に取り組んでまいりたいというふうに思っておるところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、７番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　７番。

○７番（西信八郎君）　このプロジェクトを実行するためには、子供たちを送り出す親も、受け入れる側も、多くの困難があると聞いております。試行錯誤の末、農山漁村体験を軌道に乗せている地域もあると聞いているところでございます。

子供のためにも、また受け入れ態勢を整備する上でも、非常にいい事業と思いますので、できるだけ早い取り組みをお願いしたいと思います。

続きまして、学校における緊急地震速報の利活用と対応マニュアルについてであります。

６月１日に、人吉防災実動訓練が、市民、職員、消防団、消防組合、警察署、自衛隊の参加のもと、集中豪雨等による災害発生を想定し実施され、一定の成果を上げられました。私

も、消防団の積土のうの責任者として、号令をかけたわけでございますが、おなかだけが目立ったと注意を受けたところでございます。

これは、さておきまして、自然災害はこれだけではなく、地震もございます。去る５月12日に起こりました四川大地震から、約１カ月がたちました。死者、行方不明が８万6,000人を超す大惨事になったことは、皆様も御存じのとおりでございます。その中でも、学校施設の崩壊により、子供たちが痛ましい事故に遭いました。

市内にあります学校の耐震に向けての取り組みは、教育委員会により着実に進めていただいているところでございますが、昨年10月より、緊急地震速報が発信されることになりました。そこで、まず、緊急地震速報について説明をいたしまして、質問に入りたいと思います。

地震が発生すると、最初にＰ波が、次にＳ波が地上に到達する。この２番目に来るＳ波は、主要動と呼ばれる波で、一般に大きな地震動を生じさせます。緊急地震速報とは、震源に最も近い観測点のＰ波をとらえ、直ちに震源、規模、マグニチュード及び各地のＳ波の到達時刻と揺れの大きさ、震度を推測し、主要動が到達する前に提供する情報でございます。

この速報は、防災に役立つ行動をとるためには、非常に大事であると思いますが、学校において、導入は考えられているのか。また、利活用をするシステムはあるのでしょうか、お尋ねをいたします。

○教育部長（浦川康徳君）　御質問にお答えいたします。

学校においての緊急地震速報への対応状況でございますが、先ほど議員申されますように、この緊急地震速報とは、気象庁による新しい防災情報でございます。地震の、言われますように、震源近くで確認された揺れから発生する地震の規模や震源を予測し、大きな揺れの始まる十数秒から数十秒前に発表するものでございまして、震源に近いところでは、情報が間に合わないこともあるということでございます。

この緊急地震速報の一般的な情報の入手方法には、５種類ほどあるようでございます。学校においては、テレビやラジオによる放送や、インターネットによる緊急地震速報を提供する事業者のシステムを導入し、入手する方法等がございますが、テレビ、ラジオやパソコンの電源を入れておかなければ、入手することはできないということでございます。

なお、本市におきましては、業者のシステム等も導入していないところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、７番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　７番。

○７番（西信八郎君）　この速報の利活用はまだされてないということですが、学校安全機器対応マニュアルについては、作成してあるのでしょうか。現状はどうなのでしょうか、お尋ねをいたします。

○教育部長（浦川康徳君）　御質問にお答えいたします。

学校安全危機対策マニュアルについてでございますが、学校ごとに学校経営案の中で、災

害、火災、地震、不審者対策などに対する職員の役割分担や避難場所、避難要領、自主防災組織、避難経路等を記載した防災計画を作成しております。各学校におきましては、この防災計画に基づきまして、避難訓練を年数回実施いたしているところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、７番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　７番。

○７番（西信八郎君）　対応マニュアルについては作成してありますとともに、実際の避難訓練等も実施されているということでございます。

この速報は、答弁にございましたように、完全なものではないかもしれませんが、万が一、災害が地震が発生したときに、防災につながる非常に大事なものであると思います。

この速報の連絡体制の整備、例えば学校、幼稚園は、教育委員会の所管であり、保育所は福祉課の所管と、所管が違っても、連絡等がスムーズに進むような体制マニュアル、あるいは避難対応マニュアルに連結したところの対応等を本市でも考えていただきたいと思います。

これで、私の一般質問を終わります。（「14番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　14番。

○14番（立山勝徳君）（登壇）　14番の立山でございます。時間がかなり予定よりも早くなりました。たくさん時間をいただいたなということで、喜んでおります。

今回の私の一般質問のテーマは、二つだけであります。一つは、今のシーズンから秋の収穫期にかけまして、農産物、林産物あるいは水産物に大きな被害を出しております鳥獣被害について、その防止対策についてというのが一つであります。

もう一つのテーマは、川辺川ダムの問題についてであります。特に川辺川ダムの問題につきましては、８月中に市長が、今までは中立であったけれども、どちらかに判断、決断を下したいということでありますから、その前に、少し市長の考えを聞いておこうかということで、選択をいたしました。

まず、鳥獣被害対策についてでありますが、この問題については、きのう、おととい、田中議員の方から、非常に詳細な質問があっておりました。それに対して、執行部の方からも詳細に答弁があっておりますから、私と重複する部分がたくさんございましたので、まず通告をいたしました１点目の農林水産業に対する被害の状況についてという項目は、割愛をさせていただきたいというふうに思います。

通告をいたした２点目でありますが、鳥獣被害防止特別措置法の施行と内容についてということで通告をいたしましたけれども、これにつきましても、大方、答弁の中で出てまいりました。

その中の一つを取り上げて、質問しておきたいと思いますが、鳥獣被害特措法の中にうたわれています被害防止計画を定めた市町村に対して、その被害防止施策を推進するための必要な措置として、次の３点が措置をされております。一つは、権限移譲ということで、鳥獣

の捕獲許可の権限移譲を市町村に対して行う。二つ目は財政支援ということでありまして、地方交付税や補助事業による財政上の措置をする。三つ目は、鳥獣被害対策実施部隊の設置と、民間の隊員は非常勤公務員として、狩猟税の軽減措置などが講じられる。こういう三つの具体的な措置が明確にされております。この３項目について、市として、どのように対応されるのか。あるいは問題点があれば、そのことについてお尋ねをしておきたいと思います。

以上、１回目を終わります。

○経済部長（井上修二君）　御質問にお答えします。

鳥獣被害防止特措法の三つの優遇措置でございますが、権限移譲、財政支援、人材確保の３本柱からなっております。

権限移譲につきましては、市町村が希望する場合、権限移譲を受けることができるとされております。現在、県からシカ、猿以外について交付金を受けておりますが、平成18年度の交付金が32万6,000円余り、また平成19年度においては、愛玩用鳥獣、メジロ、ホオジロですが、これの飼養登録に関する事務についても権限移譲を受けたところでございます。しかしながら、平成19年度の権限移譲交付金は、減額となる23万1,000円となっております。また、権限移譲を受けていないシカ、猿については、平成19年度の県からの補助金が99万円でございまして、権限移譲を受けた場合、県からの補助金がなくなるということになります。いずれの場合が財源として確保できるのかどうかを懸念いたしているところでございます。

２点目の財政支援でございますが、事業に取り組んだ場合、市町村が負担した額について、特別交付税での措置がございます。これは、被害防止計画に基づいて実施される駆除隊等の経費のうち、防護柵の設置費、わな等の購入経費及び鳥獣買い上げ費について、50％から80％にかさ上げとなっております。また、対象項目として、新たに処分経費、鳥獣被害対策実施隊の経費について、80％が交付されるようでございます。

しかしながら、特別交付税の支援につきましては、12月に鳥獣対策に要した経費として算定され、12月交付されますが、特別交付税の最終確定額である交付総額を見てみますと、12月で増加したものが、そのまま増加につながっているのかどうか、大変不透明であるというのが現状でございます。

３点目の人材確保についてでございますが、鳥獣被害対策実施隊を設けることができ、隊員につきましては、市町村長が、市町村の職員のうちから指名する者、そのほか非常勤の公務員で、構成することができるとなっておりますが、銃などを使用することから、人材の確保及び安全性の面から、いろいろな課題があるようでございます。

しかしながら、中山間地域等を中心に、農山漁村における過疎化や高齢化が深刻化している状況にあることから、従来の鳥獣害対策関連事業で対応すべきか、あるいは特措法による新たな鳥獣害防止総合対策事業で対応した方がよいのか、検討をいたしているところでございます。

以上、お答えします。

○議長（大王英二君）　14番。

○14番（立山勝徳君）　お尋ねをいたしました３点について、それぞれ答弁をいただいたわけでありますが、１番目の許可権限の移譲については、これは私も実は判断ができません。権限を移譲してもらうなら、それだけの責任が出てくる。それともう一つは、市役所と県事務所が近うございますから、市役所に権限があったって、県事務所に権限があったって、その申請に行く方はよう変わったものじゃない。そういった問題がありますから、どっちかというならば、今のところは、受けない方がいいんじゃないかというのが、私の実感であります。

それから、支援措置の関係ですが、交付税あるいは補助金、どっちを使うのかよということになるのかなというふうに思っているのですが、交付税参入の場合には、なかなかどれだけ本当に入っているのかどうかわからないという面があるということで、担当の方でも悩んでおられたというふうに思ってますけれども、目に見えた形でするならば、補助制度を利用した方がいいかなという感じがしておりますが、私もどちらか決めかねるというのが実情であります。

３番目の、被害対策実施部隊の人選、この問題につきましては、農村部、山間部の高齢化が進むにつれて、何らかの形で人材確保をしなければならんだろうというふうに思いますし、その点については、それぞれ十分検討されまして、できるならば、人間がおらんから駆除ができんだったと、対策がとれんだったという形にならないように、努力をしていただきたいというふうに思います。

そこで、２番目の質問でございますが、鳥獣被害措置法に基づいて取り組むことになります鳥獣害防止総合対策事業について、その取り組みの方法や、あるいは受ける市町村側として、計画を立てる市町村側として、問題点があれば、その点について御説明をいただきたいと思います。

○経済部長（井上修二君）　御質問にお答えします。

鳥獣防止総合対策事業の概要でございますが、この事業は、鳥獣害防止特措法に基づき、市町村被害防止計画を策定することとなっております。事業の要件でございますが、事業主体は市町村、農林漁業団体、狩猟者団体等で構成します地域協議会であることが必要でございます。

事業の内容でございますが、ソフト事業としましては、箱わな等の捕獲機材の導入、狩猟免許講習への参加、犬を活用した追い払い等の被害防除技術の導入、緩衝帯の設置、被害を発生させている鳥獣の生息状況の調査、それから地域協議会の開催などというふうになっております。

これは、１市町村当たり、交付限度額は200万円以内でございます。また、ハード事業と

しましては、捕獲した鳥獣の肉等を地域資源として活用するための処理加工施設の整備、それから侵入路防止柵の設置等、被害防止施設の整備ということになっております。事業費は２分の１以内で、受益農家が３戸以上であること。１軒当たりの取得額が50万円以上であることというふうになっております。

ただ、これを人吉の状況に照らし合わせたときに、どこがそういう形で取り組める場所があるのか。そこらあたりを今後探っていきたいというふうに考えております。

以上、お答えします。

○議長（大王英二君）　14番。

○14番（立山勝徳君）　鳥獣害防止総合対策事業について、問題点も少し入れながらの答弁でありましたけれども、協議会をつくってみたり、あるいは３戸以上で、しかも１軒当たりが50万円以上と、非常にハードルが高いんです。ですから、山間部あたりの本当に限られた地域での対策としてこれは余り適合しないという感じで私も知っています。

この特措法が２月でしたか、施行されたときに、これで鳥獣害被害について、かなり積極的な対応ができるなというふうに私も思いました。しかし、中身を今聞いてみますと、私も調べてみたのですが、なかなか小回りのきかないというんですか、小さい限られた部分については、なかなか適応のできない部分がございます。

ですから、そういった意味では、林副市長がいらっしゃいますけれども、まちづくり三法の改正が出てきたときに、非常に期待したんです。改正まちづくり三法に対して。ところが中身に食いついてみますと、なかなか適応できないという厳しさを感じたんですが、この特措法についても、そういう感じがいたします。

当面は今の方法でやった方がいいんじゃないかなというふうに考えているところです。

ところで、一つだけ、具体的な問題についてお尋ねをしておきたいと思いますが、６月１日、これはＪＲ肥薩線、そして川線、八代―人吉間の100周年記念、イベント、それからゆふデラックスを使ってのイベント列車なども運転がされたわけですが、そのときに、私の知り合いも熊本あたりから来ました。そして、人吉駅の前の方の労働金庫の前あたり、あそこ辺で友達と話したときに、人吉駅の裏の方の村山の横穴古墳群、村山古墳の西側になりますが、ゴイサギとシラサギ、大体300羽ぐらいかなと見てますけど、あの山林に、飛び交っておりました。遠くから眺めて、非常にいい、のどかないい風景だなというふうにその友達は漏らしました。

ところが、近づいて、駅の裏手に行って、村山古墳の下の市道を通りますと、悪臭と狂騒というんですか、騒がしい。それが非常に厳しい。シラサギとゴイサギが集まって、巣づくりと子育てをやっております。集団でやっているわけです。これも始まってから四、五年たちます。最初のころ、私も１回この問題を取り上げまして、何とかしてくれんかという話をしたんですが、対応して、間伐などをやっていただきましたけれども、少し遠のいたのです

が、よほどこの場所が気に入ったらしくて、またたむろしております。

言うならば、人吉駅は、人吉観光の一つの表玄関でもありますし、遠くから眺めればいい風景、そして近くへ寄ってみれば、悪臭におう風景ということになります。ある意味では、環境被害かなというふうに思ってますが、このことに対して、この鳥獣害特措法の対応ができないのかどうか、できないとするならば、何かほかに方法がないか、お尋ねをしておきたいと思います。

以上です。

○経済部長（井上修二君）　御質問にお答えします。

鳥獣害防止総合対策事業の取り組みができるのかということでございますが、鳥獣害防止総合対策事業でございますけれども、農産物等の被害防止を重点としたものでございます。このような環境被害に対しましては、要件がございまして、農産物等の被害地域が、事業実施区域内となった場合、その区域での環境被害について、被害農家３戸以上の要件を満たし、農産物被害があるかどうかの面で、費用対効果も対象となるようでございます。

このようなことから、駅裏のシラサギの被害防止対策は、この鳥獣害防止総合対策事業では、取り組めないと考えております。

また、今後の取り組みでございますけれども、駅裏のシラサギの被害防止対策につきしては、立山議員の方から、前の議会でも対策にということで、質問があっておりますけれども、いろいろと検討をしてまいりましたけれども、有効な打開策を見つけることができないというところでございます。

以上、お答えします。

○議長（大王英二君）　14番。

○14番（立山勝徳君）　そのシラサギとゴイサギが集団で子育てをする。非常にいかにも自然らしいということでありますけれども、周辺に近づいた場合には、非常に悪臭に悩まされるということでありますから、遠くから見れば観光資源、近くに寄ってみれば環境被害ということでありまして、悩ましい問題でありますけれども、何とか、今はもうあそこは風致地区でもありますし、さらには子育ての時期ですから、今、どうこうした形でそれを追い払うということは、ちょっと難しいかなというふうに思ってますから、来年に向けて、どのようにした方が、もう少し上の方に移動してくれれば、かなりいいと思うのですが、竹林の部分をもう少し伐採して、上の方に移動させるというふうな手法がないかどうか、そういったものを含めて検討していただきたいと思います。

鳥獣害被害関係については、これで終わります。

○議長（大王英二君）　ここで暫時休憩いたします。

午前11時43分　休憩

午後１時30分　開議

○議長（大王英二君）　では、休憩前に引き続き再開をいたします。（「議長」と呼ぶ者あり）

14番。

○14番（立山勝徳君）　大変睡魔に襲われる時間帯でございますが、私にとっては非常に貴重なたった39分でございますから、よろしくお願いをいたします。

川辺川ダム問題について、市長並びに執行部の考え方についてお尋ねをいたします。

昭和41年７月３日、元建設省が川辺川ダム建設計画を発表して以来、今日まで42年間の歳月が流れました。そして、この42年間は、川辺川ダム建設の是非をめぐって揺れ動いた長い歳月でもあります。球磨川水系の治水と利水対策はダムしかないと建設に邁進する国とダムによる環境破壊と昭和40年７月３日の大水害の経験を通して、ダムは水害を増幅するとして、ダムに頼らない治水を求める水害体験者などの流域住民、川辺川、球磨川の清流を守り、尺鮎に生活をかける漁協の有志、さらに利水、発電、漁業補償などの問題が絡んで、せめぎ合いの歴史でもありました。

しかし、この川辺川ダム問題も、今一つの転機、新しいページがめくられようとしています。それは、農水省による利水事業の離脱、電源開発株式会社による発電事業の撤退、漁業権の強制収容の失敗など、当初計画された川辺川ダム建設計画は、まさに瓦解状態にあります。

また、政治分野では、20年間にわたってダム建設促進の陣頭指揮をとられた前福永市長の退陣、中立を標榜して当選された田中市長の就任。また、県政においては、２期８年間、ダム反対の言葉こそなかったものの、内心は反対、懸命に国にブレーキをかけられてきた潮谷前知事の勇退、ことし３月の県知事選挙では、５名の候補者中、ダム賛成候補が１人もいない中で、中立を標榜された蒲島知事の誕生。そして、田中市長は８月中に、蒲島知事は９月県議会において、みずからの判断を表明されるとのことであります。まさにダム問題の新しいページがめくられようとしております。そういう立場から質問をいたします。

まず、ダム問題に揺れ動いた42年間の検証として、歴史の概略を報告していただきたいと思います。

以上です。

○企画部次長（小林　勇君）　こんにちは。荒巻部長が体調不調のため、議長のお許しを得まして、私の方からお答えさせていただきます。立山議員、よろしくお願いいたします。

川辺川ダムの治水に関するその経緯というふうなことでございます。ダム関連の動きも若干交えながら御説明させていただきたいと思います。

近隣における球磨川の治水は、内務省が昭和12年に八代地区の計画高水流量を、昭和22年に人吉地区での計画高水流量を定め、本格的な治水工事が始まりました。その後、昭和29年

８月、９月の大洪水を期に、昭和31年に市房ダムによる洪水調整計画を策定し、ダム本体は昭和35年３月に完成しております。

川辺川ダムは、昭和38年、39年、40年と３年連続しまして流域を襲った大洪水を、大水害を期に、昭和41年に治水ダムとしての工事実施基本計画が策定されております。昭和43年には、さらに洪水調整、かんがい、発電、流量の正常な機能の維持という働きを持った多目的ダムとして建設することに計画変更がされておりまして、昭和51年には、特定多目的ダムに基づくアーチ式コンクリートダムとして基本計画が告示されました。実際の工事は昭和44年から、工事用道路を中心に始まっているようでございます。それから、昭和46年８月、そして47年７月には大洪水が発生しましたため、基本高水のピーク流量を毎秒7,000トン、人吉地点での計画高水流量を4,000トンとする堤防、護岸等の整備が進められてまいりました。昭和51年３月には基本計画の告示が行われておりますが、同年６月には、五木、相良両村の地権者協議会によるダム基本計画の取り消しを求めて提訴が行われました。

しかし、昭和56年に、建設省と五木村水没者地権者協議会を除く地権者団体、川辺川ダム対策同盟会、それと五木水没者対策協議会、それに川辺川ダム対策協議会でございますが、補償基準を妥結いたしまして、平成２年には五木村水没者地権者協議会とも補償基準の妥結がなされております。

昭和61年には、水源地域対策特別措置法に基づく球磨川水系川辺川ダムにかかる水源地域整備計画が決定され、これに基づく諸事業が進められております。また、平成７年から、国の川辺川ダム事業審議会によるダム事業の検証が行われ、平成８年８月、継続することが妥当であるという答申が出されております。そして、同年10月には、五木、相良、熊本県、建設省で、川辺川ダム本体工事着工に伴う協定書の調印が行われております。

平成13年８月には、国交省の事業評価監視委員会が公共事業再評価で事業継続と評価いたしております。同年12月から、熊本県を調整役として川辺川ダムを考える住民討論集会が開催されまして、平成15年の12月まで計９回の集会が開かれました。さらに、その同時期、球磨川漁協臨時総会における、国が示した漁業補償契約締結案の否決を受けまして、国土交通省は土地収用法に基づく収用裁決申請を熊本県に行いました。しかしながら、平成15年５月に川辺川利水訴訟で国側が敗訴、その後、新利水計画策定の大幅なおくれにより、ダムの変更計画を収用委員会に示すことができず、平成17年９月に国は収用裁決申請を取り下げました。

平成18年４月から、新河川法に基づく球磨川水系河川整備基本方針検討小委員会が平成19年３月まで11回開催され、同年の５月には河川整備基本方針が定められております。基本高水のピーク流量は、人吉地点で毎秒7,000トン、八代の萩原で9,900トンと確定されております。時期が前後いたしますが、19年１月には九州農政局が事業からの撤退を国交省に回答、同年６月には電源開発が事業からの撤退を国交省に回答して現在に至っております。

以上、お答えいたします。

○議長（大王英二君）　14番。

○14番（立山勝徳君）　ただいま、42年間の歴史について、概略と説明を受けました。そこで、まず治水と環境についてという立場からお尋ねをしますが、1999年に施行されました環境影響評価法、通称、環境アセスメント法と言っておりますけれども、この法律は、大規模な開発をするとき、その開発が環境に対してどんな影響を与えるのか、悪影響をできるだけ回避するためにはどうすればよいのか、それを検討するために制定をされました法律であります。しかし、このアセスメント法は、これから決まる公共事業にだけ適用され、川辺川ダムは1966年の計画でありましたので、適用されませんでした。日本一の清流と言われた川辺川に巨大なダムを建設したとき、川辺川はどうなるのか。球磨川への影響は。球磨川につらなる不知火海がどうなるのか。鮎はどうなる。水生生物はどうなる。そして、保全対策は十分かなどの環境アセス法に基づく調査は当然やるべきであるけれども、やられませんでした。このことについて市長はどうお考えか、１点目にお尋ねをしておきたいと思います。

２点目でありますが、前項の質問で述べましたように、環境アセス法に基づく調査が行われておるならば、ダムが建設された場合の環境への影響が明らかにされたであろうと思いますが、されなかった。しからば市は、ダム建設がどんな影響が出てくるのか、どういうふうに予測をされているのか、その点についてお尋ねをしたいと思います。２点です。

○市長（田中信孝君）　お答えをいたします。

１番目の御質問でございますが、平成19年５月11日に策定された球磨川水系基本指針では、人吉地点での基本高水のピーク流量が毎秒7,000トン、計画高水流量が毎秒4,000トンと確定されました。つまり、この差し引き3,000トンをどうどこで請け負うか、ダムなのか、あるいは別の治水対策なのかという論点でございます。どのような治水施設や治水対策を選ぶにいたしましても、整備さえすれば、それで100％大丈夫だということはないと考えております。森林の保全や河川の整備、あるいは安全な高いところへ家屋等を移転させる事業なども、下流の球磨村や芦北町では実施されてるようでございます。そういった安心、安全のための総合的な取り組みが重要ではなかろうかなというふうに考えているところでございます。

環境アセスメントの話でございますが、ダムの規模の変更に伴い環境アセスメントを実施すべきだという御質問だと理解をいたしておりますが、これまで川辺川ダムは環境影響評価法の施行以前に工事に着手しており、同法に基づく環境影響評価の手続を実施することは想定してないと伺っております。ただし、川辺川ダム建設に当たっては、これまで同法に基づく環境影響評価と同等の環境調査を行っており、今後も必要な環境調査は実施していきたいという見解をいただいているところでございます。

この川辺川ダム問題だけに限ったことではございませんが、例えば北欧の国々では、橋一つかけるにいたしましても環境アセスメントを実施してるとこでございます。なぜなら、真

上にオゾンホールという環境問題が歴然として横たわっているからでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（大王英二君）　14番。

○14番（立山勝徳君）　今、市長から答弁をいただいたんですが、私の質問趣旨とちょっと答弁が違うなというふうに思いました。私は、なぜ法に基づく、いわゆる新アセス法に基づく環境評価というのが行われなかったのかと。行われなかったことに対して市長はどう思われてるか。例えばやるべきであったとか、もう年を過ぎとったからしょうがなかったとか、そういう考えを求めたんであります。

それからもう一つ、環境アセス調査がきちっとやられておったならば、その影響への悪影響というのが明らかにされたでありましょうけれど、それがされなかったがゆえに、そのダムができた場合の影響というのが表に出ることはなかった。このことについて、もし計画どおりダムができたならば、どんな環境に対する影響が出てくるのか、その辺をどう想定をされてるのか、そこをお聞きしたかったわけであります。

○市長（田中信孝君）　先ほど申し上げましたように、今後、地球環境という大きな問題も横たわっているわけでございまして、先ほど申し上げましたように、今後、このさまざまな地球上での建造物、構造物等々に関しましても環境アセスメントの実施が肝要であるというふうに考えてるところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（大王英二君）　14番。

○14番（立山勝徳君）　私が２点目に申し上げたのは、いわゆるダムができたならば、例えば水質、水量、あるいは鮎、球磨川への影響、あるいは不知火海への影響など、具体的にどのような影響が出てくるのかと、そういう判断をどうされてるのかということであります。

○市長（田中信孝君）　お答え申し上げます。

環境アセスメント等々の実施により、そういうものは図っていかなければならないというふうに考えているところでございます。

お答えといたします。

○議長（大王英二君）　14番。

○14番（立山勝徳君）　その環境アセスメントができなかったからこそ、法に基づく調査がされてないということになるわけですから、じゃどういう影響が出てくるだろうかなということは、当該自治体としては当然考えておくべきではないのか。今まで福永市長は、20年間、ダム推進の、建設推進の陣頭指揮を立たれたわけですから、当然建設をされた後の人吉市を中心とする影響、環境への影響、そういった具体的なものには想定をされたはずでありますし、その点についてどうなのか、執行部の方で、その点について明確にされておるならば明らかにしていただきたいと思います。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

ただいま私の方では、その調査が行われていたかどうかということは知るところではございませんが、先ほどお答え申し上げましたように、さまざまな環境に対する調査というものは行って今後もいかなければならないというふうに考えてるところでございます。

お答えといたします。

○議長（大王英二君）　14番。

○14番（立山勝徳君）　市長、市長は昨年の５月に就任されましたから、その前の歴史についてはおわかりにならないと思いますが、その前の歴史、約40年間は、この本議会において、ダムができた場合の悪影響についてちょうちょうはっし、何回も何回も議論されてきた経緯があるわけです。当然私がこのような質問をするならば、執行部の責任において、こういった影響が出てきますくらいは明確にしてもらわなければ困るわけです。

○議長（大王英二君）　ここで暫時休憩をいたします。

午後１時49分　休憩

―――――――――――――

午後２時４分　開議

○議長（大王英二君）　では、休憩前に引き続き再開をいたします。

○市長（田中信孝君）　お答えをいたします。

環境問題について、さまざま御質問がある中で、具体的な御指摘もあったわけでございますけれども、今後その御指摘に従って、一つ一つ環境負荷について深く検討していかなければならないというふうに考えているところでございます。

お答えといたします。

○議長（大王英二君）　14番。

○14番（立山勝徳君）　ただいまの市長の答弁ですけども、私としては、もう一歩踏み込んだ議論をしたかったんですけども、きょうはちょっとその辺がすれ違いましたけれども、今の答弁を受けながら、今後の問題として取り組んでいただきたいというふうに思います。

それでは、次の質問になりますが、冒頭に申し上げましたように、農水省は川辺川利水事業を川辺川ダム建設事業から離脱をいたしました。また、電源開発株式会社も発電事業から撤退をいたしました。当初計画をされた川辺川ダム計画、これは多目的ダムであります。この多目的が消えたわけであります。今後、ダム本体の建設を進めようとするならば、当然計画変更があり得るものと私は思ってますが、その点についての執行部の判断、見解、さらに、そうなった場合に、いわゆる環境アセス法に基づくところの環境調査を新たにするべきものか、せんでもいいものか、その点についての判断をお聞かせいただきたいと思います。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

御承知のとおり、農業用水、利水が外れ、電源開発、いわゆる発電が外れて、ただいまの

目的は治水一つになったわけでございます。よって、これを計画変更すべきではないかという御質問でございますが、これは国の事業でもございますし、今後さまざまに、私もただいま勉強させていただいてるとこでございますから、今後の課題とさせていただきたいと思います。

なお、新たに環境アセスメントを、計画変更があれば新たに環境アセスメントを実施すべきではなかろうかという御質問だろうと思いますけれども、これも先ほど申し上げました、北欧の事例にかんがみまして私は考えてみたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（大王英二君）　14番。

○14番（立山勝徳君）　何せ国の事業について、ここでやりとりをしなけりゃならんわけですから、市長も答弁としてはきつかろうなという思いはありますけれども、推進をするか、反対をされるか、８月中には決めたいという市長の明言でありますから、かなりの踏み込んだ自分なりの検討はされてる、そういう立場からお尋ねをしておりますので、その点よろしくお願いをしたいと思います。

そこで、このダム建設がされた場合、その建設によって環境にいろいろな負荷がかかってきた場合に、この環境の悪化が、いわゆる川辺川あるいは球磨川の環境の悪化が人吉の観光にどう影響しているのか、影響するであろうか、その点についてどう想定をされてるのか、その点についてお尋ねをしたいと思います。

○市長（田中信孝君）　お答えをいたします。

環境の問題がどのように観光に影響するかというふうな御質問だろうと思いますけれども、ダム建設完了となったとすれば、水質または水量または水生動植物、さまざまなものにも影響があるというふうに考えておるわけでございます。球磨川下りにしましても、鮎にしましても、本市観光の生命線の一つであるというふうに考えておりますので、ダムができるできないにかかわらず大きな影響があってはならないというふうに考えているところでございます。

お答えといたします。

○議長（大王英二君）　14番。

○14番（立山勝徳君）　ダム問題と環境の問題は、これは観光と絡めた場合には相関関係にあるかなというふうに思ってますけども、いずれにしても、ダムが建設するならば環境にマイナスの負荷がくるということは間違いないでしょうから、それをどうするのかについても、当然判断をされる場合には、判断の資料として心にとめておいていただきたいというふうに思うわけであります。

もう少し持論も言いたいし、質問もしたいんですが、何せ時間は待ちません。次の質問が待っておりますから、次に行きます。

地震とダムということで質問をいたします。

聞くところによりますと、ダム本体建設の予定地域には活断層が存在すると聞いておるわけでありますが、この事実関係について、執行部として確認されているかどうかお尋ねをします。

もう一つは、ダム本体が建設される予定地のその周辺の岩盤や地層の状況について、どのように認識をされているのか、２点目にお尋ねをします。

以上です。

○市長（田中信孝君）　お答えをいたします。

ダムサイト近辺に活断層というものが横たわっているという御指摘でございますけれども、北縁の地域に、この人吉市の鬼木の北部あたりまで活断層が存在しているということは私自身承知しているところでございます。その周辺の地質等々のことでございますが、瀬目トンネルのコンクリートの剥離並びに亀裂等々に関しては私も気になってるところではございます。しかし、私も地質学の専門家でもございませんので、このことについては、また私自身も勉強をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

お答えといたします。

○議長（大王英二君）　14番。

○14番（立山勝徳君）　活断層の存在については、大体市長の答弁のとおりであろうというふうに思います。それから、ダム本体建設予定地の地層の状態ですが、これは、元熊本大学教授の松本幡郎先生、この方が、建設省がダムの計画を始めたころ、建設省の方から頼まれて周辺の地質調査をされているようであります。

その人の談話として、五木村は洞窟が多い。それだけ崩れやすいもろさがある。ダム予定地の山の斜面は、川面から少し上がると、阿蘇噴火のときに来た火砕流堆積物でいっぱい。その上は霧島、桜島、阿蘇から飛んできた火山灰土、もしここまで水がたまってくれば、きっと崩れるだろう。殊に右岸の高所は、地すべり地区や今でも地崩れは多い。ダム建設の安全を考えるならば、川辺川ダムには反対せざるを得ない。そういう談話であります。瀬目トンネルの異常状況については市長が言われたとおりでありますし、甚だ大型ダムの建設予定地としては適してないんじゃないかと私も考えてます。

それでは、次に移りたいと思います。ダム建設の経済効果ということでお尋ねをします。

ダム建設によって業界の仕事をとり、地域を活性化し、地域振興を図る。よく聞いた話であります。そこで、お尋ねでありますが、川辺川ダムの総事業費、残された本体工事の工事費、県の負担額、そして県民１人当たりにすればどれくらいになるのか、わかっておればお尋ねをします。

２点目、もし本体工事がやられるようになった場合、地元の業者が受注する割合はどれくらい見込まれておるのか。また、その経済的効果、そういった期待額というのはどの程度な

のか。もしその判断予測があるならば、お尋ねをしておきたいと思います。

３点目でありますが、ダムに頼らない治水事業が行われた場合、その経済効果についてどのように考えておられるのか。

以上、３点についてお尋ねをします。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

国土交通省による発表されております数字でお答えを申し上げます。総事業費2,650億円、そのうち県負担580億円、そのうち464億円が地方交付税の措置で還付されるということで、県は実質的な総額は116億円となっているようでございます。少し数字を詳細に申し上げますと、県民が182万人とした場合、116億円で計算したときに、6,373円の負担ということだそうでございます。

地元への経済効果ということでございますが、受注割合の発注等においては、執行部では把握していないようでございます。

ダムによらない治水事業の経済効果という御質問でございますが、比較はできませんけれども、大型の公共工事に当たるので、関連産業及びそれによる波及効果があるのではないかというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（大王英二君）　14番。

○14番（立山勝徳君）　数字的なものまで一々市長にお答えもらわなきゃならんのかなと。こういった事務的な答えは、ちゃんと執行部の方で何とかきちっとフォローしてくださいよ、もう。そういう思いがあります。

そこで、お尋ねしますが、本体工事の場合、地元業者の受注割合については把握できないということでありますが、当然経済効果についてもなかなか計算できないということではあろうと思いますが、事業費の中で残された本体工事費は幾らなのかということについて答弁があっておりませんから、よろしくお願いをいたします。

それから、ダムに頼らない治水事業の経済効果、これは当然あるものでありますけれども、私はここで少し意見を述べておきたいのは、ダム本体建設というのは、これは、例えば残された工事費が600億としますと、600億で、そして地元業者が３割かぐらいとったとしても、完成すればそれで終わる。

しかし、ダムに頼らない治水事業の経済効果というのは、頼らない治水事業ということになりますと、堤防の強化とか、かさ上げとか、あるいは河川しゅんせつとか、あるいは周辺の森林の整備とか、そういった具体的な、いつでも地元業者にできるような仕事が発生することは間違いがありません。しかも、これは毎年毎年、額はそんなに大きくなくても、毎年毎年繰り返されるべきであろう業務ということになります、仕事ということになります。長い目で地元経済を眺めた場合には、やはりダムに頼らない治水事業を進めた方が地元に対す

る経済効果は長く続く、そういうふうに判断をいたしております。このことについて、市長、どういうふうに判断をされるか、お尋ねをしておきたいと思います。

○企画部次長（小林　勇君）　お答えいたします。

ダム本体の残された分でございますけれども、工事費でございますが、約522億円となっております。

以上、お答えいたします。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

ダム建設によらない治水対策の方が、より地元経済に対する効果は大きいという御議論があるということは承知いたしているところでございます。

お答えといたします。

○議長（大王英二君）　14番。

○14番（立山勝徳君）　ただいま市長は知っていると、承知はしているということでありますが、みずからの判断を示されませんでした。それはそれとして、今その段階でないのかなというふうに理解をしておきたいというふうには思いますが。

地元の仕事というのは、１回きりで終わるというよりも、ずっと継続して工事が行われていく、そのことが地元の企業の成長にもつながっていきますし、また、その企業の成長そのものは、地元における雇用の関係にもつながっていきます。さらには、雇用がふえるということは、経済効果あるいは地域の振興、これに直結をしていくわけでありますから、そういった意味では、ダム本体の着工で一発というよりも、ダムに頼らない永続した治水事業を進めるということが、地元の経済を考えた場合にはよろしいということで私は判断をいたしますから、その点について、私の意見として申し上げておきたいと思います。

続きまして、川のあり方を決めるのはだれかというテーマの中でお尋ねをしたいというふうに思います。

県が主催をしました住民討論集会は、第１回目は2001年12月９日、建設業者の大動員の中で、相良体育館に約3,000名が集結して開催をされました。以来９回開催をされた中で、国交省対ダム反対グループの中で議論をされた幾つかの論点があります。その中から３点に絞って、市長の見解をお尋ねをしたいというふうに思います。

まず一つは、基本高水流量であります。この基本高水流量については、国交省は人吉地点で毎秒7,000トン、ダム反対派は、理論的には毎秒5,500トンの答えになったけれども、余裕を見て6,350トンというのが反対派の通説であります。このことについて、市長としての見解を求めたいと思います。

○市長（田中信孝君）　平成19年５月11日に定められた球磨川水系河川整備基本方針によりますと、昭和40年７月、昭和47年７月、昭和57年、平成７年７月及び平成17年９月洪水等の既往洪水について検討した結果、人吉地点で毎秒7,000トンと決定されたようでございます。

12時間雨量をもとに試算してあるということでございますが、当時の知事を初め学者の方々で、この数字について過大過ぎるという御意見があったことも承知をいたしております。

しかし、私といたしましては、いや、基本高水が7,000トンという数字であるということの方が、私はより河川の安全性を担保されているものというふうに認識をいたしております。

お答えといたします。

○議長（大王英二君）　14番。

○14番（立山勝徳君）　市長としては、基本方針によって策定をされた7,000トンというのを支持されてるようでありますが、この7,000トンの算定法ですけど、単位図法という算定方法によって計算をされた、いわゆる基本高水の流量であります。一方、住民側の方は、この単位図法によって計算すれば、どうも信頼性が低いということで、流量確定法という計算方法で計算をされた額が毎秒5,500トン、余裕を持って6,350トンになるわけであります。

市長が言われるように、確かに基本高水流量は高く設定した方が安全度が高い、これも一理でありますが、同時に、環境あるいは財政系、あるいはほかの面におけるマイナスの部分もまた大きくなるということであります。特にこの毎秒7,000トンの単位図法の国交省の計算は、山の保水力というのを考慮してない。計算条項の中にもともと入ってない、山の保水量というのは。しかし、はげ山であるのか、うっそうとした森林なのか、これによって保水力というのが変わるのは当然でありますし、そのことは、流域の森林の状態がどうあってるのかということを計算に入れて、算定の要素としてするべきものだというふうに思います。

ましてや、これは第４回目の検討小委員会のときに、その小委員会を傍聴された人たちの証言としてあるわけですけれども、国交省の計算規模であります、いわゆる80年に１度の大雨の場合を想定して、もとは２日間で計算をされとったと。48時間という単位で計算をされてた。それが第４回目の検討小委員会では、いきなり12時間に短縮をされて、その答えが違ってくるのは当然です。要素が変わるわけです。答えは同じ7,000トンでしかなかった。まさにマジックです。言うならば、高く、基本高水流量を高くするということは、それだけダムの必要性を大きくする。だから、どこの河川に行っても、国交省は、基本高水流量を高目に設定をして、ダムをつくって、流量調節をやるというふうにどうも誘導している。そういう傾向が強いというふうに思います。

そういう面から見ますと、本当に7,000トンがいいのかどうかという問題については、もっと考慮していただきたいなというふうに考えております。そのことについて、市長、いわゆるダムでやる場合と、ほかの方法でやる場合とのそういった要素の違いというのをどういうふうに考えておられるか、お尋ねをします。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

国道交通省が言われます7,000トンというのが、24時間雨量から12時間雨量へ変更されたということで、いわゆるダム建設への方向性を示しているという御指摘でございます。その

ことは、私にはよくわかりませんけれども、御指摘のとおり、森林の保水力というものに関しては、これはきちんと今後さらに精査をしていかなきゃいけない。国土交通省が計測をされた昭和40年前後でございましょうか、と今日の山の状況とはまた違ってきているという観点からも、ここは精査をしなきゃいけないというふうに思っております。

ただ、私が7,000トンという数字を思うに当たりまして、一昨年の川内川流域、これが川内川流域の基本高水、最高が7,800トンであったということがこの私の7,000トンという数字を支持するゆえんでございます。

お答えといたします。

○議長（大王英二君）　14番。

○14番（立山勝徳君）　今その7,000トンの方に思いをはせておられるのは、川内川の先例を見てということでありますけれども、もう一つ、私も国交省の言い分を信用できない問題があります。それは、現状河道流量という数値であります。これは、今の川の状態のままで、水がはんらんをしない許容範囲の水量でありますけれども、人吉地点で4,000トンと、国交省は4,000トン、人吉地点の現状河道流量が。

ところが、昭和57年には、過去最大であります5,400トンが堤防から水をあふれることがなく、流れているという現実があるわけです。いわゆる国交省が言います現状河道流量4,000トンに対して、1,400トンも多い水が堤防を越えることなく。

ただし、これには一つ問題がありました。堤防が完備されてないところは越流したということでありまして、もし今のような堤防が完了をされているならば、5,400トン流れたとしても、これは越流をすることはなかったということでございますし、ここらあたりについても、しゃにむに現状河道流量4,000トンにする国交省の言い分というのは、余りにも、決めたことは動かさないと、そういう立場だというふうに思いますから、そのことも申し上げておきたいと。

そこで、森林の保水力について、実はお尋ねをしておきたいと思ったのですが、先ほど市長の方で、森林の保水力について、それはわかっておるというような答弁でございました。もう少しその森林の保水力について、市長が考えておられることがあれば、少し説明をしていただきたいなというふうに思います。

○市長（田中信孝君）　当然、森林といいますか、山々の、つまり山系において、保水力というのは十分にあるというふうに思っているところでございます。

ただし、異常降雨の時点において、いわゆるスポンジと同じような状況を呈してくるということも一方では考えておかなければいけないと。降り過ぎた異常降雨によって、スポンジも同じように、最初のうちはたくさんの水を吸い上げてまいりますけれども、一定量を超えますと、それが逆にあふれていくと。そういうところも含めまして、今後勉強させていただきたいというふうに思っております。

お答えといたします。

○議長（大王英二君）　14番。

○14番（立山勝徳君）　森林の保水力について、私がちょっと調査をさせてもらったんですが、大体２通り方法があって、一つは、水を一時的に貯留して、そしてゆっくりと川に流すと。これは枝葉とか、その辺に含んでおいて流す。あるいは根が吸い上げて流す。そういった一時貯留しておいて流すやつ。

もう一つは、一時的に保水をして、根から吸い上げて、枝葉を通じて空気に発散をする。

もう一つは、枝葉に付着した水分が、そのまま空気中に発散をする。

つまり、根から吸い上げて空中から発散をするのと、葉から付着したやつが蒸気発散をしていく。これは、もう完全に川に流れる水量からマイナスになっていくわけです。

そういう要素があって、森林は状態によっては、大体普通１とするならば、１から2.2倍ぐらいの保水能力の差があるというのが、大体の学説になっているようでありますから、森林の整備というのが、いかにあり、保水力を高め、しかも水をゆっくりと流す、そういった場合に大切であるかということは、もう言う必要がないと、そういうふうに思いますので、申し上げておきたいと思います。

そして、もう１点です。ダムに反対するグループから提案されたダム代替案について、市長の見解をお尋ねをします。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

さまざまなダム代替案等々をお示しになっておられるかと思います。堤防かさ上げであるとか、河床掘削であるとか、または土砂の撤去、それと引き堤であるとか、遊水地であるとか、さまざまな治水対策があろうかと思いますけれども、今後総合的に勘案をさせていただいて、一定の見解を示してまいりたいというふうに考えているところでございます。

お答えといたします。

○議長（大王英二君）　14番。

○14番（立山勝徳君）　ダム代替案、堤防の境界のかさ上げ、あるいは河道のしゅんせつ、適当な遊水地の設置、そして森林の保水力をふやすための森林整備、そういったものがあるわけでありますが、環境というものを視点に置いて考えた場合は、こういった頼らないといいますか、代替案というのが、非常に重要な要素を含んでいるというふうに思いますし、その点、総合的に勘案をしたいということでありますから、その点、本当に総合的に勘案をしていただきたいというふうに思います。

この現実についてどう思われますかということで、２点お尋ねをします。

40年７月３日、球磨川のはんらんによる大水害で、手痛い被災をこうむった水害体験者の方々が、ダムは災害を増幅する。だから、川辺川ダムの建設には、絶対反対をする。ずっと主張されてきました。常識的に考えますと、一遍被災をした人たちは、水害をこうむった人

たちは、ダムをつくって安心して暮らせるようにしてほしいというのが常識的な考えじゃないかなというふうに思いますが、現実はそうじゃない。一番水害を受けられた方が、今もって、ダムは災害を増幅する、絶対反対だ、そういう活動を続けておられる、この現実を市長としてはどう考えておられるか、お尋ねします。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

私も、さまざまに昭和40年７月３日の水害を含めまして、さまざまな水害体験に見舞われた方々の御意見は聞いてきたわけでございます。その方々がおっしゃるとおり、異口同音にダム反対をおっしゃっているということも十分承知をいたしているところでございます。

御指摘のとおり、本来であれば、ダムというものによって、水害を防止するというのが、一つの方策というふうに考えるところでございますけれども、水害に遭われた方々におかれましては、逆にダム建設が反対であると。それは、従来、経験されてきた水の出方と全く、昭和40年７月３日の水の出方は違ったということがどうも市房ダムへの懐疑的なものの見方というふうになっているようでございます。

国土交通省または県のダム管理事務所からも、さまざまに説明がこれまでなされてはきておりますが、もうそういう説明があったとしても、ダムによる弊害というものが心の中にしみわたっておられるものというふうに私は承っているところでございます。

お答えといたします。

○議長（大王英二君）　14番。

○14番（立山勝徳君）　今の市長の答弁を聞きまして、やはり水害体験者の人たちは、もっと先に行っているんじゃないかという気がします。出方が激しかったから、それだけじゃなくて、ダムそのものが持っている危険性といいますか、そのことを指摘しているんじゃないかと思います。どんなに大きなダムであっても、そのダムが持っている許容量を超えてしまえば、どうにもならん、お手上げ、お手上げどころか、全く災害を増幅をするという働きをするわけです。そこのところに、焦点があるからこそ、何十年にわたって、ダムは災害を増幅する可能性があるからつくっちゃいかんと。そういう思いになっておられるというふうに思いますが、その点については、どう思われていますか。

○市長（田中信孝君）　お答えをいたします。

確かに、その40年水害における体験というものが、根底にあり、そういうダムに対する危険性、懸念を示しておられるということも十分に理解するところでございます。そういうところも含めまして、総合的な判断に向けての勉強を重ねてまいりたいと思っているところでございます。

お答えといたします。

○議長（大王英二君）　14番。

○14番（立山勝徳君）　それでは、時間が少なくなってまいりましたので、少しまとめに入

っていきたいなと思っていますが、きのうでしたか、本村議員が、市民公聴会における発言、それから提出された意見書によって、民意が示されたのではないかとの質問がありました。それに対して、市長は、公聴会に来て意見を述べ、また意見書を出した人たちだけが民意ではない。そういうふうに答弁をされたわけでありますが、そうなりますと、率直な疑問として、何のための公聴会であり、何のための意見書だったのかということがわからなくなってくる。じゃ、市長が言われるように、その人たちだけが民意じゃないということであれば、来なかった人たちの民意をどういうふうに確認をしようと思われるのか、その点についてお尋ねをします。

○市長（田中信孝君）　公聴会で意見を述べられた方並びに文集によって意見を出された方々の御意見が全体を占めた意見ではないというふうな意味合いでございます。例えば、総有権者数、人吉市、約３万名程度でございますので、すべての意見をそこで拝聴したということではないと、そういう意味でございます。

それでは、どうやって３万名の有権者、例えば有権者に限って意見を述べることができるとしました場合に、どうやって意見を吸い上げるのかということでございますが、これまでの資料、民意をはかった資料、またはそれとおぼしき資料等々も参考にさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

お答えといたします。

○議長（大王英二君）　14番。

○14番（立山勝徳君）　そこで、全体の民意をどう知るのかということで、もう何年前になりますか、住民投票条例、ダムの賛否を問う住民投票条例をつくってほしい。有権者の大体半分ぐらいの署名簿を添えて、本議会に、人吉市議会に提案をされました。そのときには、残念ながら、10対11で否決をされたわけですが、ですから、住民投票は行われませんでした。

市長は、今、その他の資料、あるいは資料とおぼしきもので民意を判断をするんだということでありますけれども、一番わかりやすいのは、住民投票によって、全体の民意をはかる。これが一番手っ取り早く、そして正確な方法ではないかというふうに思うんですが、住民投票をやる気持ちがあるかどうか、お尋ねをしておきたいと思います。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

私も住民投票条例を請求するときの署名簿に署名をした一人でございます。当時は、住民投票をして、賛否を明確にすべしというふうに私も思っておりましたが、昨年５月１日に就任しまして以来、さまざまに考えますと、住民投票をして、賛成、反対にまた住民が分かれるということは、そこに混乱があり、将来のまちづくりに支障を来すというふうに判断し、住民投票をする気持ちは、現在はございません。

お答えといたします。

○議長（大王英二君）　14番。

○14番（立山勝徳君）　田中信孝氏個人の場合と、田中信孝市長の場合になりますと、かなり違った答えが出てくるものだなというふうに今お聞きをしました。個人としては、個人条例に、住民投票をやりたいという気持ちがあったが、市民の今後のことを考えると、やらない方がいいという判断でありますから、それはそれとして受けとめておきたいというふうに思います。

最後に、私の意見を少し言わせていただきたいと思います。1997年だったと思いますが、施行されました河川法の改正で、従来の治水、利水に加えて、河川環境の整備と保全という条文が新たに加わりました。河川環境の整備と保全という条文が新たに加わった。さらに、河川整備計画策定に当たっては、住民の意思を聞くべしとして、住民参加も法制化をされました。しかし、今回策定された球磨川水系の河川整備計画は、国交省計画の追認であって、流域住民の民意が反映されたとは言いがたい、そのように考えております。

川の恩恵を一番受けるのは流域住民であります。また、川による水害をこうむるのも流域住民であります。それゆえに、どのような川にするのか、その川のあり方を決めるのも、また流域住民が主役でなければならないというふうに思ってます。ダムによる治水か、ダムに頼らない治水か、それは流域住民の意思、いわゆる市長が言われる民意を最大限に尊重する中から、判断をしてもらうべき問題だというふうに思いますし、単に治水だけではない、環境が重要な要素を占めている。同時にまた経済効果、投資効果、そういった財政的なものも十分踏まえながら、８月の判断をしていただきたいなと、そのことを申し上げまして、私の一般質問はこれで終わります。

以上です。

○議長（大王英二君）　ここで暫時休憩いたします。

午後２時51分　休憩

午後３時８分　開議

○議長（大王英二君）　休憩前に引き続き再開をいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。

○11番（森口勝之君）（登壇）　11番の森口です。よろしくお願いします。最後でございますので、気を緩めることなく、最後までしっかりおつき合い願いたいと思います。

ところで、今議会から、見渡しますと、執行部席には、同級生の方が随分お座りでありまして、大変心強うございます。でも、なれ合いはいけませんので、これからいろいろ議論をしながら、御指導を願いたいと思っております。ただ、ここに上田泉ちゃんがいたらなという思いもあるわけでございますが、改めて御冥福をお祈りしておきたいと思います。

それでは、通告に従いまして質問をしてまいりますが、今回は、３点通告をいたしました。

まず第１点目は、市長のマニフェストから、球磨焼酎の育成、振興策についてということで通告をしております。これは、市長認定の焼酎大使制度の制度設計を研究中ということでございますので、私なりの提案をさせていただきたいと思っております。

それから、２点目が環境問題、これにつきましては、第２次人吉地球温暖化対策実行計画についてということで、通告をさせていただきましたが、初日に、豊永議員が、詳細について御質問なさいました。御自分の御提案を交えながら質問されておりましたが、視点をちょっと変えまして、私なりの質問をしていきたいと思っております。

それから、３点目が川辺川ダム建設問題。これについては、推進の立場から質問をさせていただきますが、賛否決断における冷静かつ合理的判断の重要性についてということで通告をさせていただいております。

それではまず、市長マニフェストから、球磨焼酎の育成、振興策についてでございますが、まず、質問に入ります前に、あるデータをちょっと御紹介いたします。これは焼酎の出荷に係る九州各県のデータであります。沖縄県を除く７県、熊本、福岡、佐賀、長崎、大分、鹿児島、宮崎におけます出荷額、それを100とした場合のパーセンテージが出ております。これは経済部で取っていただきました資料でございますが、過去四、五年、大体同じような数字でありますので、直近のデータだけちょっと御案内申し上げますが、大体九州７県を100とした場合に、皆さん方、直感で熊本は何番目くらいかなとお思いでございましょうか。１番は鹿児島でございまして、34％を占めております。それから次に多いのが大分県で28％、それから３番目が宮崎県で20％、それから４番目が福岡県で10％、熊本は５番目でございまして100のうち７％であります。あと、佐賀、長崎が各１％と、熊本は、鹿児島の５分の１、大分の４分の１、宮崎の３分の１ということで、ちょっと残念かなというデータであります。

さて、紹介させていただきましたが、まず第１問目、副市長に質問したいと思いますが、副市長は千葉県の御出身で、東京の大学を出られて、経済産業省にお入りになりました。昨年の暮れかことしの初めか知りませんが、私どものところへ話があるまでに、それ以前に、熊本県に球磨郡というのがあったのを御存じかどうかというか、球磨という字を、素直に最初に見たときに、読めましたでしょうか。それと球磨焼酎というのを御存じでありましたでしょうか、御質問をいたします。

以上、１回目を終わります。

○副市長（林　健善君）　お答えいたします。

申しわけございませんが、「球磨（くま）」と読めませんでした。また、球磨焼酎も存じ上げておりませんでした。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　11番。

○11番（森口勝之君）　最初から、しかともなか質問をしまして、しかともなかというのは、

つまらないという意味でございますけれども、申しわけございませんでしたが、実は今の副市長、読めなかった、球磨焼酎知らなかったという御回答をいただきましたが、この御回答をいただいたことで、私の１問目に対する質問の趣旨は大体８割方終わったと思っております。といいますのは、私どもは、常日ごろ、人吉球磨盆地の中に住んでおりまして、球磨というのは、もう意識も何もしない。全く、球磨そのものであります。ですから、よもやこの世の中に熊本県球磨郡を知らない人がいるわけがないぐらいな感覚でありますけれども、実はそうじゃないんです。市長も東京にお住まい、多分経験あると思いますが、私も10年間、東京暮らししておりました。熊本県球磨郡といっても、知っている人はまずいません。これは私の実体験であります。熊本県球磨郡という、まず熊本県の「熊」、ベアが聞いた人、まず頭に入るものですから、熊本県球磨郡の「球磨」は、てっきりベアの「熊」だと思っちゃいます。ですから、熊本県球磨郡の「球磨」焼酎というと、もう聞いた人は、完全に「クマ、クマ、クマ」ですから、「球磨」焼酎といっても、熊の肝臓のエキスか何か入っているんじゃないかぐらいの、そう思うかどうか知りませんけれども、それくらい知らないということなんです。そして、「球磨」という字を文字に書いて見せます。まず読めません。ほとんどの人が「キュウマ」と読みます。地球の「球」と書いて、「ク」と読ませる熟語は、教育長、ないでしょう、ほとんど。突然ですけど、見たことないですから、ほとんどの人が「キュウマ」と読みます。ですから、我々、球磨焼酎といっても、何のためらいもなく読んでいますけれども、都会筋へ行くと「キュウマ」焼酎であると。これは、ぜひとも、我々は自覚をしなきゃいけない。まずそこから入っていかなきゃいけないということをかねがね思っております。

蒲島県知事も、球磨焼酎の歴史は大体500年くらいだと、球磨焼酎を人吉球磨のみならず、熊本県の一大産品にしたいんだということで、東京中の店に置きたいということで一生懸命になっていただいております。それから、市の方も、支援策、いろいろやってまいりました。各メーカーの方々も一生懸命です。球磨焼酎酒造組合、特に青年部の方も、本当一生懸命やっていらっしゃいます。敬意を表します。また、球磨という地名が、世界の銘酒の仲間入りをしまして、産地指定を受けました。それから、球磨焼酎という地域ブランドも商標登録されました。

ところが、都会筋では、肝心な球磨という字が読めないんです。そういう読んでもらえないという、そういうハンデをしょっているんだというのを、まず強く自覚しなきゃいけないんだということをつくづく思っております。

せんだって、球磨焼酎酒造組合さん、蒲島知事、それから金子代議士、松村参議、焼酎親善大使に任命されました。これは非常にいいことだと思います。大いに宣伝してほしいんですが、あのはっぴ、写真でしか見ておりませんけれども、ここに球磨焼酎とでかく入っております。

我々は何のためらいもなく、球磨焼酎と読みますけど、あのはっぴを着て都会に行ったら、「キュウマ」焼酎なんです。それくらい、読めない文字であるということをぜひとも自覚して、この際、それじゃだめですから、消費者側の視点に立った、本当に都会の人たちの、消費者の目線に立った、消費者側に立ったイメージ戦略というのが、重要ではないかなと。本当に球磨焼酎を伸ばしていきたいのだったら、それくらいの大胆なイメージ戦略の必要性があるのではないかと思っております。

そこで、例えば、さっき鹿児島、随分多いと言いました。鹿児島の場合は、鹿児島の芋焼酎何々、それから大分の麦焼酎何々、宮崎の麦、そばありますけど、そば焼酎何々、沖縄の泡盛何々という売りを出してます。球磨焼酎の場合は、球磨焼酎何々、あるいは熊本県の球磨焼酎何々と言ってますけれども、イメージがわかないんです。鹿児島の芋焼酎といったら、聞いた途端に、地理的にも、鹿児島県でできた、原料が芋だというのが、直感してわかりますけど、球磨焼酎というのは、都会の人が聞いてもさっぱりわからないと。原料がわからない。どこでできたかもわからない。うまいかまずいかもわからない。ということで、そもそも最初からハンデをしょっているんじゃないかということで、私がかねがね思っておりますのは、本当に外に向かって、伸ばしていきたいと思うならば、熊本県の米焼酎、熊本県の米焼酎というのを、もっと全面に出すべきじゃないかということを考えております。

熊本の米焼酎が伸びるということは、とりもなおさず、球磨焼酎が伸びるということでございますので、その辺のところをぜひともお考えいただきたい。この熊本の米焼酎ということであれば、芋、麦、そば等々に比べて、米ですから、高級感もあるし、あるいはさわやかな感じもするし、すっきりした感じもするし、原料では決して引けをとらないと、そのように思っております。ぜひとも、熊本の米焼酎という、イメージ戦略の一つとして、打ち出していただきたいと。それを市長が今、認定制度を研究中ということでございますので、そういう考え方を研究材料の中にぜひとも組み込んでほしいと、その一つに組み込んでほしいという思いで提案をさせていただいたところであります。市長、何か御意見がございましたら、お聞かせ願いたいと思います。

○市長（田中信孝君）　お答えをいたします。

森口議員、御指摘のとおりだと私も常日ごろ思っております。球磨焼酎酒造組合でも、おっしゃるとおり、若手のグループ、青年部を中心といたしまして、スコッチウイスキーとの交流、いわゆるＬＬ事業や、今回、ジャパンブランド事業、またはこれは私のマニフェストを受けてのことだと思っておりますけれども、知事や衆議院議員、参議院議員の皆様方に、球磨焼酎大使を任命されておられるようでございます。

わざわざ私も市の方で任命をする必要がなくなったというふうに喜んでいるところでございますけれども、おっしゃるとおり、「球磨」という字は、ほとんどどなたもお読みになれないと。例えば、私はいつも不思議に思うのでございますが、「鳥取」という字は、あれは

逆ではないかと、あれ実際に我々は鳥取、鳥取というイメージがございますから、そのように読んでおりますが、逆にあれを見ますと、「取鳥」の方が本当でございまして、やはり知名度というのは、知られてしまったら、それが普及をしていく。いわゆるみんなの知識となっていくというふうに認識しているところでございます。

私も、実は「いで湯と焼酎、笑顔の里」というふうなことをキャッチフレーズにして、人吉のイベントを打っていこうではないかというふうに御提案したときに、球磨焼酎ではなくては困るというふうに逆に青年部の皆様方から御指摘をいただき、そして、また改めて皆様方の了解を取って、「いで湯と球磨焼酎、笑顔の里」とさせていただきました。

私も、米焼酎、熊本の米焼酎という方が、やはり、例えば東京あたりでも、皆様方は、選びやすいのではないかと。昨年人吉市に早稲田大学の大学院の学生の方々が訪問されましたときに、聞いてみたところ、東京では、芋にするか、麦にするか、何にするかという聞き方しか、オーダーのときはしないそうでございます。球磨焼酎にするか、薩摩焼酎にするか、壱岐焼酎にするか、という聞き方はしないと。よって、材質によって、選ぶんだというのが、若い学生さんたちの答えでございました。

そこで、私も確信を深めたところでございますけれども、やはり米を売っていかなきゃいけないと。どうしても、焼酎だけではなくて、前に球磨をつけて、球磨焼酎と、一生懸命おっしゃった、その青年部の方こそが、本格米焼酎ということで売っておられますので、何で球磨をつけられないのかなというふうに私は不思議に思ったところでもございました。

ただ、私も蒲島知事と同じように、全国へ向けて、特に東京に向けて、私もさまざまに出張をさせていただきますので、焼酎を提げていきたいわけでございますが、実は、大分県の平松知事は、「いいちこ」と、「二階堂」という、２つしかなかった。だから、２本提げていけばいいと。人吉市内の場合でも、提げていくとなると、６本は提げていかなきゃいけない。人吉球磨全体でいくと、28本提げていかなきゃいけない。どこか特定のメーカーを、熊本の米焼酎というふうに売り込んでいくわけにもいかない。ここら付近は、蒲島知事も、もうすぐ壁にぶち当たられるのではなかろうかなというふうに私は予測しているところでございますが、やはり、これこそが、熊本の米焼酎、ひいては、球磨焼酎だという「ザ、球磨焼酎」をやはりつくらなきゃいけない。このことを青年部の方々にも、強くお願いをしているところでございます。

今後、各蔵元の皆さん方や、青年部の皆様方と協議をさせていただきながら、ぜひ焼酎の前に「球磨」をつけなきゃいけないとおっしゃったメーカーこそが、本格米焼酎で売り出しておられるわけでございまして、その点を私も御提案申し上げていきたいというふうに思っているところでございます。

お答えといたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　11番。

○11番（森口勝之君）　ぜひともお願いしたいと思いますが、これは、けさの新聞、たまたま見てましたら、熊本県の副知事をお務めになった、今度退官される、総務省に戻られる金沢さんの談話が載ってまして、けさの新聞です。米焼酎は熊本の誇り、もっと銘柄にこだわった売り方に改めるべきだと、辛党ならではのアイデアも披露したと載っておりました。球磨焼酎ではなくて、米焼酎が熊本の誇りと言っていらっしゃいます。意を強くしたところでありますけれども、球磨焼酎が、熊本県の一大地場産品として、大きく飛躍しますように、多角的な観点から、戦略を練り上げていただきたいと、お願いをしておきたいと思います。

次の質問に入ります。環境問題でございます。これにつきましては、時期が時期でありまして、新聞紙上にも毎日のように載っております。先月の後半ごろでしたか、市長のマニフェストを見まして、環境問題に関するお考えよくわからんよなということで、ぜひともこの時期に、市長の環境に関するお考えを聞いておきたいということで、ちょっと資料を集めてみましたら、その中で、市の第２次人吉市地球温暖化対策実行計画というのに初めて私遭遇をいたしまして、しかも、平成18年度から22年度にかけての計画でありまして、本年度は既に道半ばということで、私、このことを実は知らなかったわけでありまして、こういう大事な計画を知らんで、今まで来たことは、市議として、どうも勉強不足だったと、恥じ入ったところでありますが、確認してみましたところ、どうも我々議会には御説明いただかなかったというようなことでありまして、この実行計画につきましても、お配りいただいてなかったということがわかりまして、若干寂しいというか、不思議な気がいたしました。この計画書でございますが、豊永議員お持ちでございましたけど、広報を見られた後で、御自分でネットからプリントアウトされたそうであります。これは役所で焼いてもらいましたけど、この計画の中身を見てみますと、実行計画イメージの中に、市議会もちゃんと上の方に表に意外とでかく載っけてありまして、そうであるならば、我々にもしっかりした御説明が必要でしょうし、それから計画書なるものも、議員には配付すべきであるという感じを持ったわけでございますけれども、この辺につきまして、福祉生活部長にお尋ねをしてみたいと思います。

○福祉生活部長（尾方　篤君）　お答えを申し上げます。

地球温暖化防止対策は、国はもとより世界の重要な対策とも現在なっております。実行計画のイメージ図の中にも、議会も記載したところでございます。御指摘のとおり、平成18年度の策定当時、議会への説明を行っていなかったということにつきまして、おわびを申し上げます。まことに申しわけございません。

今後につきましては、毎年検証をいたしますので、検証結果も含めまして議会に報告をさせていただきたいというふうに考えております。

なお、市民の皆様へは、平成18年12月の策定後、市のホームページだけに掲載をしておりましたが、こちらの方も周知の方法も不十分であったというふうに痛感をいたしております。

また、実行計画につきましては、議員の皆様に配付をさせていただきたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（大王英二君）　11番。

○11番（森口勝之君）　御答弁いただきましたが、あんまり言いたい言葉ではございませんけれども、しっかりしてくださいと苦言を呈しておきたいと思います。

そこで、もう中身の細かいことにつきましては省略いたしますけれども、この計画書のサブタイトルに、人吉市「チーム・マイナス３％計画」というふうにうたってあります。このマイナス３％、「チーム・マイナス３％」というのを見まして、私違和感を感じたところであります。

と申しますのは、もうよく御存じのとおり、平成17年２月に発行いたしました「京都議定書」によります日本の世界に対する約束は、温室効果ガス削減６％というのが約束でありまして、それに向けて国民みんなで頑張っていこうという国民的なプロジェクトチームが、いわゆる「チーム・マイナス６％」でありますね。

これはもうよく御存じのことだと思いますが、例えば今月４日の熊日新聞、これ第２面でございますけれども、ごらんになった方も多いと思います。「みんなで入ろうチーム・マイナス６％」、蒲島知事もクールビズのスタイルで、でかく載ってらっしゃいますが、そういう約束を日本は国に向けて発信をしてるわけであります。

これ調べて見ましたら、現在個人で225万、団体で２万739団体加盟しているそうでありますが、人吉は「チーム・マイナス３％」ということで、半分なんですね。ほかにもあるのかなと思って事務局で調べていただきましたら、小田原のある高校が電気料をちょっと、いろんな取り組みをしてる中で、電気料を節減しよう。それ「チーム・マイナス３％」と名付けて取り組んでるんだそうですが、それ１カ所です。マイナス３％というのは。

あとメタボ関係でマイナス３というの出ましたけれども、この温暖化関係ではそことうちだけなんですね、出てまいりましたのは。今さらという、こういうこと聞くのは今さらという気もしないでもございませんが、国民的プロジェクトである「チーム・マイナス６％」に反して、その半分に設定したという理由について、お聞きしておきたいと思います。

○福祉生活部長（尾方　篤君）　お答えをいたします。

第２次人吉市地球温暖化対策実行計画におきましては、温室効果ガスの削減目標を議員御指摘のとおり、マイナス３％としております。

これにつきましては、自治体が実行計画に取り組む場合、目標数値設定の法的根拠はございません。しかし、国の取り組みとしまして、「チーム・マイナス６％」として取り組んでいることから、ほとんどの自治体は同様の削減目標を６％といたしております。

本市におきましても、第２次実行計画の策定で削減目標を６％と計画を策定をいたしまし

て、各係長による推進委員会議、各課長による推進責任者会議を開催しましたが、第１次計画、平成12年から16年まででございますけれども、このとき目標数値をマイナス５％に対しまして、当時の給食センター等の新しい施設の増加など、その他の理由によりまして、結果的にはプラス5.17％の結果となっております。

また、第１次計画の取り組みとしましては、節電、節水のある程度の対策、取り組みを実施してまいりました。第１次計画の５％を、さらに上回る６％の目標設定につきましては、非常に厳しい目標数値ではないかということなどの意見等が出たのでございます。再検討を行い、より実現可能な３％以上の結果を出すことを目標に、人吉独自の３％という目標数値に修正を行い、第２次人吉市地球温暖化対策実行計画の「チーム・マイナス３％」といたしたところでございます。

以上、お答えいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　11番。

○11番（森口勝之君）　これは、来月サミットで議長をお務めになる福田内閣総理大臣には、ばれないようにした方がいいんじゃないかと思いますがね。これは国家的なプロジェクトである６％、全国でうちだけマイナス３％ということです。

ばれちゃったら大変ですね。交付金やらんぞということになりかねませんので、もう半分済んでますから、どうかなとも思いながら質問したんですが、いずれにしてもこういう計画というのは、継続性が必要でありますから、また３次、４次、とこうつながっていくんじゃないかと思います。ぜひとも一踏ん張りしていただいて、我々ももちろんそうなんですけれども、国の設定した目標と同等ぐらいは、市の方も計画を立ち上げてほしいと思っております。

内容につきましては、１点だけ聞かせてください。というのは、この計画書で大きくどんとアピールされておりますのが、エコアクション21の認証取得をしたいんだということで、もうその計画年度も経過しているようなんですが、市役所関連施設におけるそのエコアクション21の認証取得状況、それから市内の企業、事業所にも積極的に支援していきたいということ。取得についてですね、うたってありますけれども、それ取得状況については、いかがでございましょうか。

○福祉生活部長（尾方　篤君）　お答えいたします。

まず、エコアクション21につきまして、簡単に御説明をさせていただきます。

エコアクション21は、ＩＳＯの14001規格をベースとしまして、環境省が考案しました環境マネジメントシステムの認証登録制度でございまして、このシステムを構築、運用することによりまして、環境配慮、経費の削減や生産性の向上など、経営的な効果があるとされております。

また、ＩＳＯ14001に比べまして、取得費用の面でも安価であることから、中小企業など

への普及を勧めているものでございます。実行計画におきましては、このアクション21の認証取得を上げておりまして、平成18年11月よりこのエコアクション21の中の取り組みの一つであります廃棄物の削減のための取り組みとしまして、各庁舎から排出されます廃棄物の数量把握のため、各課から出されるごみの計量等を実施し、この環境マネジメントシステムの構築、運用につきまして現在実施しておるところでございます。

このエコアクション21の認証取得につきましては、実行計画におきまして、平成18年度から20年度まで一部実施をしておりますが、現在はエコアクション21の認証取得はまだ受けておりません。

また、市内の企業、事業所等のエコアクション21取得状況でございますが、現在市内にある事業所で、会社全体として取得されている会社が１社あるというふうに聞いております。

また、県内の自治体では、山鹿市が認証を受けているということでございます。

なお、当計画では企業、事業所等へのエコアクション21取得支援も計画しておりますので、事業系ごみの削減にもつながる投資システムの導入促進支援の取り組みも行っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。（「11番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　11番。

○11番（森口勝之君）　まだまだのようでございますが、この実行計画推進本会議の会長は副市長でございます。副市長にお尋ねをいたします。

初日の豊永議員の質問で、いろんなことに職員の皆さん方一生懸命取り組んでいらっしゃるというのは、よくわかりましたけれども、役所だけ一生懸命頑張っても、市全体としてはなかなか効果が上がっていかないんじゃないかと思っております。もっと大枠の部分で、例えばマイナス３のことであるとか、今の件でありますとか、特に市民、企業、事業所への啓発のことでありますとか、そういうものに関して若干心もとないのかなという気がいたしております。

そこで、推進本会議の会長である副市長に、本計画に対する考え方、あるいは意気込みというのをお示し願いたいと思います。

○副市長（林　健善君）　お答えいたします。

地球温暖化対策につきましては、皆様御存じのとおり、全世界で解決しなければならない最重要課題の一つでございます。

しかしながら、難しいのはみずからの行動が悪影響を及ぼしているということは、なかなか目に見えにくい。そしてまた、一方でいい取り組みをしていても、なかなかその効果があらわれないということが、この地球温暖化対策に向けた取り組みの難しさであると考えております。

そのような点から、やはり地球温暖化対策を進めるに当たりましては、まず一人一人が認

識、そして考え方を変えていくということが重要であると考えております。

そのため、やはりグローバルな問題ではございますけれども、もう少し身近な問題として、そして自然に行動することができるような意識の変革というのが重要であると考えております。

そこで、私の一つの考え方でございますけれども、やはり人間関係にマナーがございますように、地球温暖化防止というのは、地球と人間の間のマナー、今後地球と人間が共存共栄していくための、人間に課されたマナーではないかと、そのような考え方をすることで、すべての方々が自然に行動することができていくのではないかと考えているとこでございます。

その中で、私が人吉市地球温暖化対策実行計画推進会議の会長を務めさせていただくことになっております。先ほど御説明もありましたけれども、今年度の実行計画につきましては、今回の実行計画につきましては、前回の反省も踏まえ、３％にとどまっておりますけれども、これは最低限の数字でございまして、できる限り国レベルの目標達成数値に向けて手取り組むべきであると考えております。

また、そのためには、実行計画以外でも市役所みずから市役所エコ推進運動としまして、職員の発想、発案におきまして、できることから着実に推進していくとこでございます。

また、私自身できることからということで、通勤は下青井から毎日徒歩で通勤をしております。また、日中もこまめな消灯、あるいは古紙のリサイクル等に率先して推進しまして、実行計画の目標達成に向け積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

そして、議員御指摘のとおり、地球温暖化防止に当たりましては、市全体での取り組みが必要不可欠でございます。そのため、市民の皆様、そして企業の方々、さらには地球温暖化対策の推進など、市の環境行政に積極的に参加をすることを目的として再発足いたしました地球の輪を守りたい。そしてまた、衛生連合会やごみ指導監視員の皆様など、市の普及啓発もございますけれども、一緒になって協力をしながら取り組んでいきたい。そして、このすばらしい人吉・球磨の自然というのを守るためにも、全力で取り組んでまいりたいと考えているとこでございます。

以上、お答えします。（「11番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　11番。

○11番（森口勝之君）　ぜひとも今御答弁いただきましたが、市民の皆さんとまみれて、副市長としての存在感をこれから発揮していっていただきたいと思っております。

環境問題に関しましては、総括的に市長、御意見をお聞きしておきたいと思いますが。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

最近よく話題になりますのが、北極やヒマラヤの氷河のいわゆる溶けぐあいでございます。それによって、さまざまな低地の海岸線の喫水が上がっていくというふうなことが懸念されているわけでございますが、ごく最近では、１月前にミヤンマーにおける巨大サイクロンに

よる発生、これを含めまして世界各地で大雨による大洪水、身近におきましては、過去３回の台風、大雨によります球磨川の増水による避難勧告発令など、地球規模での災害、大災害発生、世界各地の著しい環境の変化などが地球温暖化の影響であるものと確信せざるを得なく、非常に危惧するところでございます。

これからは、やはりＣＯ$_2$の削減と申しますか、カーボンビジネスも発達してまいりますでしょうし、低炭素社会をどのように我々は構築していくかということも、しっかりと大きな我々のテーマとして掲げていかなければならないと思っております。

昨日もお答えを申し上げましたように、やはりシンクグローバリー、アクトローカリー、地球規模で物事を考え、そして身近なところでそれを実施していくという、そういう精神で環境家計簿等々も含めまして、このさまざまな人吉における企業団体並びに家庭で取り組んでいかなければならないというふうに思っております。

そのために、エコアクション21を念頭に、市民全体でどのように具体的に取り組んでいくかという、環境元年を設定してまいらなきゃならないというふうに感じているとこでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（大王英二君）　ここで時間の延長をいたします。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。

○11番（森口勝之君）　ぜひとも地球規模での気候変動も視野に入れながら、ひいては我々の生命と財産を守るための施策を展開していっていただきたいと思っております。

環境問題に関しては終了させていただきまして、いよいよ川辺川ダム建設問題について質問をさせていただきます。

前もってお願いをしておきますが、質問をさせていただきます中で、いろいろと私見、自分の意見も述べさせていただきます。

その中で、特定の人物の方のお名前は出しませんけれども、そういうニュアンス、話の流れの中で、あるいはダムには賛成・反対あるわけですけれども、反対をしている方々の報道について述べるかもしれません。ただ、それは別に何の変な意味があるわけではなくて、そういう方々に対して非難、あるいは批判するつもりは全くございません。もう人間の行動は自由でありますから、そういうつもりはないということを、まず冒頭申し上げておきます。聞いていただく方も誤解のないようにお願いしておきたいと思います。

この件に関しましては、私もこれまで何回となく質問をさせていただきました。実は、前期から数えてこれちょうど20回目の登壇でございますけれども、数えてみましたら前回まで10回、きょうで11回目、どうもこの件に関して、他の件もあわせてなんですけれども、質問をしてまいっております。

それもこれも、我々政治に携わっている者に与えられました最大の責務は、何と申しまし

ても、地域住民の方々の生命と財産をどんなことがあっても守り抜くということが、これはもう最大の責務であります。これは異論がないと思いますが、地域の安全が担保されなくて、地域活性化でありますとか、地域振興でありますとか、まちづくり、そんな話は成り立ちません。

そういう意味におきまして、ダムを建設するということについては、川辺川、球磨川流域の安全性を確保する手段の一つであるよと、そういう意味合いで質問を繰り返してまいりました。

いろいろ議論させていただきましたが、最近のこの一連の流れからして、ひょっとしたらこの問題についても、私もこれが最後かな、になるかもしれないという思いを持ちながら、質問をさせていただきます。

まず１番目に、昨年の12月議会におきまして、私は市長に対しまして一つの御提案を申し上げました。特に川辺川の上流域の河床の変化ですね。もうすごいことになっておりますので、それをぜひとも河川の現地調査を公務の一環としてでもごらんいただきたいということを申し上げておりました。そのことにつきまして行かれましたでしょうか、あるいは行かれなかったのでしょうか。行っておられれば、――どっちでもいいんですけど、行っておられればその感想。

市長もお忙しい方でございますから、もしそうでなければ、賛否御判断なさる前に、ぜひとも１回は行って見てくださいませということを申し上げたいんですが、いかがでございましょうか。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

昨年12月議会において御提案をいただきました現地調査につきましては、川辺川ダム上流も含めまして、まだどこにも行っていない状況でございます。これはしかし、ぜひさまざまな現地を調査をし、または踏査をしていくということは、もうもちろん火を見るより明らかでございますので、すべてのいわゆる今で話題になっている地域も含めまして、現地調査をさせていただきたいと。７月中には完了したいというふうに思っているとこでございます。お答えといたします。（「11番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　11番。

○11番（森口勝之君）　ぜひとも御判断をされる前には調査をしていただいて、しかも先方へ行かれましたら、地元の村長でもどなたでもいいです。地元の河川、以前から今日までその変化に詳しい人を同行していただいたら、なおその変貌ぶりが実感されるんじゃないかと思っております。ことしもアユ解禁になりましたけれども、とにかく以前からアユとりの網張ってる人が、網張る場所がないと、ふちが埋まっちゃって、そういう状態なんですね。それ早くごらんになった方がいいんじゃないかと思います。

私は、そういうその１点からだけでも、これはもうむしろ山の荒れよう、川の荒れようか

らしたら、異常出水する可能性が大いにあるんだということから、私はもうむしろ以前よりもまして、あそこにダムをつくっておく、異常出水に備えるということは、洪水をカットする、そういう機能を備えたダムでありますから、ぜひとも必要であるというふうに、むしろ最近強くそういうことを感じております。

五木方面へ行かれましたら、ぜひとも代替地に寄っていただきたいんですが、先ほど小林次長の何かの答弁の中で、同盟会というのが出てきました。私ちょうど資料を持って来ておりまして、御存じのとおり川辺川対策同盟会、これが解散をいたしましたときに、平成15年９月、あの代替地に「新たなるふるさとを目指して」という碑を、立派な碑をお建てになりました。

これは前期のときに私ちょっと紹介したことあるんですが、そこにこのように書いてあります。ぜひとも市長、寄ってごらんください。この読んだ後に、これまでの経過詳しく書いてありますが、この前文なんですが、「五木村はみずからの意思に関わりなく、新しい一歩を踏み出す。下流域の災害防止と、開発のためという「われわれの国」の発意と投資による大型ダムが、「われわれの村」の長い長い時間を昇華して、新しい歴史の１ページを開く。この碑に尽きせぬ祈りを込めて」と。

このあとずらっと書いてありますけれども、一つの村を昇華させたんですね。そのように感じてらっしゃいます。ぜひとも、たまたまこれ持ってきておりましたので、紹介させていただきました。ごらんになっていただきたいと思います。

そこで、２番目の質問でございますが、私からも確認をさせておいてください。

公聴会につきまして、市長は賛否双方出席の多寡、意見の多寡をもって判断を下すということはしないと。このことは、まず新聞で知りました。それから、きのうの本村議員の御回答でも知りましたけれども、私からもこのことについて確認をさせてください。

○市長（田中信孝君）　お答えいたします。

昨日の本村議員並びに先ほどの御質問の中でもお話をさせていただきましたとおり、回答をさせていただきましたとおり、賛成・反対の出席者の多寡、または賛成・反対の文章による意見の多い、少ないで判断するものではないというふうに一貫して申しております。

それは先ほども申し上げましたとおり、立山議員のとこでも申し上げましたとおり、３万人という有権者を対象としたならば、３万人という方々のさまざまな思いもあるという中の一つの公聴会であり、一つの御意見を賜った文書であるというふうな認識でございます。

お答えといたします。（「11番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　11番。

○11番（森口勝之君）　私は、その考え方に同感であります。全く妥当なお考えであろうと思います。

この問題につきましては、市長も相当勉強されたことだと思います。それから、釈迦に説

法みたいなところがあるかもしれませんが、少しだけ私の意見を述べさせてください。

ダム問題を取り巻く思想的な背景等々も含めて、自分の意見を述べてみたいと思います。副市長、多分初めてでしょうからしっかり聞いてください。

例えば、公聴会もそうなんですが、ある案件に対しまして、特に大型プロジェクト等々に関しまして、賛成あるいは反対、その意見を聞こうとする場合、あるいはその行動を見た場合、これは反対をしている方々のエネルギーの方が強いというのは、これはもう以前からそうでございます。それはもうしょうもないことであります。

また、マスコミの報道も、これは必然的にそちらの方へ傾いていくというのも、これはもう社会現象として当然のことであります。特に反対運動とか、反体制運動なんていうのもあるんですが、その反対運動に少しエネルギーが加わりますと、反対闘争という言葉に振りかわってまいります。

例えば、階級闘争という言葉もあるんですが、ちなみにこの階級闘争というのは、1848年にマルクスとエンゲレスが共に出しました何とか宣言という本があるんですが、その第１章の冒頭に、今日まであらゆる社会の歴史は、階級闘争の歴史であったと述べてあります。

その付近から特定なイデオロギーが形成されていくんですけれども、要するに賛成、ある事業について賛成・反対があった場合、特に反対の方々のエネルギーというのは、そういうイデオロギーに基づきながらぐっと固まっていく部分があると、一般的に私はそう思っております。

そこで、そういうもろもろ、もう時間があんまりないんですけれども、考えまして、特に大型プロジェクト、あるいは大型案件については、そういう特定のイデオロギーを持った方々の政治的なプロパガンダとして、そういう案件を利用する場合があるのではないかということを、私は常々感じております。

公聴会でありますとか、あるいは住民討論集会、あるいは住民投票運動なんというのも、そういう方々の格好の宣伝のパフォーマンスの場になり得るんだということを思っております。

これは自分の意見を言ってるだけでありますので、またこの川辺川ダム建設問題に関しましても、いわゆるいろんな反対派のグループがいらっしゃいます。その中の一部のグループの方々は、そういうふうな動きをされているかなと散見される場面がたびたびございました。そのように私は感じております。

例えば、その理由を申し上げます。反対派グループの中でも、とりわけ有名なグループがございます。このグループの代表の方、よく新聞にも名前がしょっちゅう出てまいります。テレビにもしょっちゅう出ていらっしゃいます。まるで番記者でもいるかのごとくマスコミにも登場なさいますが、この方が2006年７月４日、ＮＨＫ熊本テレビのローカル放送ですね、夕方の番組に出演なさっておりまして、その中で記者の質問に対して、我々の最終的な目標

は、大型公共工事の阻止にあると発言をなさいました。これは重要な発言でありますので、私その場ですぐメモとりまして、紙切れに、今うちの事務所にあります。探せば出てまいりますけれども、そういう発言をなさいました。よろしゅうございましょうか。大型公共工事の阻止、これはあるグループが常々言っている言葉と全く一緒であります。

そして、最近の話でありますが、その同じ代表の方は、蒲島知事が立ち上げられました有識者会議について、我々は認めていないと、御存じですね。発言をされました。知事が立ち上げた会議について認めないと。結局、自分たちの主張以外はだめなんだということであります。

そして、同じ代表の方は、今年の６月、つい先日10日前、６月２日、東京で行われました水俣病、川辺川ダム、諫早湾干拓等々の解決を訴えるデモ行進、東京で行いましたデモ行進に参加をされまして、国交省に対しダムに固執せず、河床の土砂除去や堤防補強といった治水対策を求めたと報道されております。

このような一連の御発言、行動を見てみると、先ほど申し上げましたある政治的な背景、特定のイデオロギー等々が私には透けて見えてまいります。

そこで、ちょっと長くなりました。具体的なことを市長に質問、お尋ねいたしますが、いわゆるダムにそうやって反対されている方々も、川辺川、球磨川の治水対策については、その必要性をお認めであります。その方たちが言ってらっしゃる要するに代替案、治水対策というのは、人吉地点に限って言いますと、堤防のかさ上げプラス河床掘削ですね。これは間違いございませんね。かねてからそういうことを言ってらっしゃいますから。我々は、ダムをつくる必要があるよと言ってます。反対される方々は、いやダムじゃだめだと、人吉だったら堤防のかさ上げと、河床の掘削だということを言ってらっしゃいます。

これについて、皆さん異論がないと思いますが、その件について市長のお考えをお伺いしますけれども、まず人吉というのは特殊な地形ですね。川が100あれば100顔も違います。市内のど真ん中を川が流れて、その上流、数キロ上には最大の支流、川辺川が合流してます。そして、その市内のど真ん中には、右岸には山田川、左岸には胸川、下流には万江川と三本の川が流れておりますね。

ここに堤防をつくるということはどういうことかと申しますと、片一方だけ堤防つくってもだめなんです。右岸、左岸両方堤防かさ上げしなきゃだめですね、これは河川工学上。そして、ど真ん中に両方から川が流れ込んでおります。そこを飛び越えて下の堤防というわけにはまいりません。この打ち出し口のところからある程度の上流まで、堤防を築堤しなきゃいけない。そうですね、わかりますね。

そして、さらに堤防を簡単にかさ上げすると言いましても、今ある堤防にコンクリートかブロックで積み上げりゃいいというもんじゃないんですね。堤防をつくるためには、堤防敷というのが要るんです。堤防敷をつくるためには、ホテルを含めてシミュレーションで900

戸区ぐらい移転しなきゃいけない。果たしてそういう代替案が通用するのかどうか、この今人吉というまちでですね。

そして、重ねて河床掘削ということでありますが、私ども人吉は貴重な経験を持っておりますね。胸川が河川改修されました。そのときまでですね、蓑野とか古仏頂町あたりで温泉が自噴してたところもございます。あるいは井戸、そういうのが河川改修を期に出なくなったとか、温度が下がっちゃったとかいう経験があるんです。

ちなみに、私の今住んでる家の裏っ側、以前須本温泉という温泉でありました。温泉出ておりましたけれども、河川改修を期に温度がずんと下がっちゃったんです。私今その下がった水を引かせていただいております。温泉を引かせていただいておりますけど、そういう貴重な経験があります。

しかも、最近聞きましたけど、きのう出ておりました曼陀羅川、球磨の護岸の工事で下がっちゃったんだという話もあるそうでありますが、そういうこと考えましたときに、球磨川の河床を掘削し、堤防を築堤するために護岸大工事をやったとして、これは温泉とか井戸に影響がないとは言い切れません。工事はしちゃったけど、温泉とまちやったと言ったら、もう人吉だめですね。

そういうふうなことで、私はどうしてもこの反対派の方がおっしゃる人吉市内における堤防かさ上げと河床掘削案については、これをやっちゃうと人吉は死んでしまうんじゃないかと思っております。この案について、もし何かお考えが、今の時点ではちょっと発言しにくいかもしれませんが、もしよございましたならば、お聞かせ願いたいと思います。

○市長（田中信孝君）　お答えをいたします。

堤防かさ上げ、引き堤等々に及びますと、それは例えば人吉市の中心市街地というふうに想定した場合は、御承知のとおり、これは九日町、紺屋町等々も含めたいわゆる用地の必要性があるというふうにも、その意見を私は承知をいたしております。

河床掘削に関しましては、多分昨年の６月だったと思いますけれども、私は河床掘削というのは、それこそ水性動植物に多大な影響を与えるのではなかろうか。それともう一つ、例えば人吉の中心市街地の部分に当てはめてみますと、護岸に対する、堤防に対する影響はどうなのかというところも、考えていかなければならないというふうに考えているところでございます。

いずれにしましても、代替案につきましても、一定の見解をこれから述べさせていただきたいと思っておりますので、今しばらくお時間をいただきたいと思っておるところでございます。（「11番」と呼ぶ者あり）

○議長（大王英二君）　11番。

○11番（森口勝之君）　最後にしたいと思いますけれども、承知いたしました。

よく勘違いといいましょう、誤解される方がいらっしゃいますが、我々といいますか、私

の主張している――我々と言ってもいいと思うんですが、ダム建設の促進というのは、ダムをつくることそのものが目的ではないんですね。もうダムをつくれば、100％オーケー、それで終わりじゃないんです。川辺川、球磨川流域における生命と財産を守るための一つの手段として、将来に向けダムもつくっておく必要があるんじゃないかということを強く訴えているわけであります。

この川辺川、球磨川流域では、この後50年、100年といいましょうか、未来永劫人々の生活が多分営まれていくはずであります。そうである以上、ダムができたとしても、それは場所によっては堤防を築かなきゃいけないところもあるでしょうし、あるいは河道の整備をしなきゃいけないところもあるでしょう。川とともに人々が生きていく以上、生活を営んでいく以上は、恒常的な河川整備が必要であるというのは、これはもう論を待たないところであります。その一環としてもダムはつくっておく必要があるということを、かねてから訴えているところであります。

蒲島知事の御判断には、流域市町村のトップリーダーの方々の御意見というのも、私は必ず反映されるはずであると思っております。

田中市長におかれましては、この件に関して冷静かつ合理的に御判断を下していただきますように期待をいたしまして、質問を終わります。

○議長（大王英二君）　以上で質疑を含めた一般質問は全部終了いたしました。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

日程第23　委員会付託

○議長（大王英二君）　次に、日程第23、委員会付託を行います。

お諮りをいたします。議第53号から陳第12号まで、一括して各委員会に付託することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（大王英二君）　御異議なしと認めます。

よって、各議案、陳情を局長より付託をいたします。

○議会事務局長（永田正二君）　それでは、委員会付託事項を申し上げます。

付託事項は、お手元に配付しております平成20年６月第２回人吉議会定例会各委員会付託事項表のとおりでございます。

なお、議第53号専決処分の承認を求めることについて（平成19年度人吉市一般会計補正予算（第７号））につきましては、２ページの別記１に記載のとおり、また議第58号平成20年度人吉市一般会計補正予算（第１号）につきましては、３ページの別記２に記載してあるとおり、それぞれ各委員会付託でございます。また、陳情の件名等につきましては、４ページに記載してありますので、念のため申し上げます。

以上でございます。

――――――――――――――――――――――――――――――――

各委員会付託事項表

議第53号	専決処分の承認を求めることについて（平成19年度人吉市一般会計補正予算（第７号））	各委［別記１］
議第54号	専決処分の承認を求めることについて（平成19年度人吉市老人保健医療特別会計補正予算（第３号））	厚生
議第55号	専決処分の承認を求めることについて（人吉市税条例の一部を改正する条例）	総文
議第56号	専決処分の承認を求めることについて（人吉市都市計画税条例の一部を改正する条例）	総文
議第57号	専決処分の承認を求めることについて（人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	厚生
議第58号	平成20年度人吉市一般会計補正予算（第１号）	各委［別記２］
議第59号	平成20年度人吉市老人保健医療特別会計補正予算（第１号）	厚生
議第60号	人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総文
議第61号	人吉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	総文
議第62号	人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	厚生
議第63号	人吉市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	厚生
議第64号	人吉市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	厚生
議第65号	熊本県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について	厚生
議第66号	委託に関する協定の締結について	厚生
議第67号	損害の賠償について	厚生
議第68号	損害の賠償について	経建
陳第９号	市道漆田下田代線拡張改修についての陳情	経建
陳第10号	原爆症認定制度の抜本的改善を求める意見書採択についての陳情	厚生
陳第11号	後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める意見書の提出に関する陳情	厚生
陳第12号	「非核日本宣言」を求める意見書採択についての陳情	総文

〔別記１〕

議第53号　専決処分の承認を求めることについて（平成19年度人吉市一般会計補正予算（第７号））	
○予算委員会	第１条　歳入予算の補正（全款） 第３条　地方債の補正
○総務文教委員会	第１条　歳出予算の補正 10款　教育費 14款　予備費
○厚生委員会	第１条　歳出予算の補正 ３款　民生費 ４款　衛生費
○経済建設委員会	第１条　歳出予算の補正 ６款　農林水産業費 ８款　土木費 第２条　繰越明許費の補正（８款　土木費）

〔別記２〕

議第58号　平成20年度人吉市一般会計補正予算（第１号）	
○予算委員会	第１条　歳入予算の補正（全款）
○総務文教委員会	第１条　歳出予算の補正 ２款　総務費 ９款　消防費 10款　教育費 14款　予備費 第２条　債務負担行為
○厚生委員会	第１条　歳出予算の補正 ３款　民生費 ４款　衛生費
○経済建設委員会	第１条　歳出予算の補正 ６款　農林水産業費

〔提出陳情件名〕

陳第９号　市道漆田下田代線拡張改修についての陳情

陳第10号　原爆症認定制度の抜本的改善を求める意見書採択についての陳情

陳第11号　後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める意見書の提出に関する陳情

陳第12号　「非核日本宣言」を求める意見書採択についての陳情

〔継続審査件名〕

○総務文教委員会

陳第８号　公民館改修に伴う大塚小学校林の収益金の活用についての陳情

○厚生委員会

陳第１号　一般廃棄物収集運搬業務に関する調査を求める陳情

陳第２号　「後期高齢者医療制度の凍結と全面見直しを求める意見書」の提出を求める陳情

○経済建設委員会

陳第４号　「最低賃金の大幅引き上げと全国一律最賃制の法制化、およびそれを支える適切な中小企業振興策を求める意見書」を国に対して上げていただくことを求める陳情

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

○議長（大王英二君）　以上で、本日の議事は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。どうもお疲れでございました。

午後４時15分　散会

平成20年６月第２回人吉市議会定例会会議録（第５号）

平成20年６月20日　金曜日

１．議事日程第５号

平成20年６月20日　午前10時　開議

日程第１	議第53号	専決処分の承認を求めることについて（平成19年度人吉市一般会計補正予算（第７号））	各　委
日程第２	議第55号	専決処分の承認を求めることについて（人吉市税条例の一部を改正する条例）	総　文
日程第３	議第56号	専決処分の承認を求めることについて（人吉市都市計画税条例の一部を改正する条例）	
日程第４	議第60号	人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第５	議第61号	人吉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第６	議第54号	専決処分の承認を求めることについて（平成19年度人吉市老人保健医療特別会計補正予算（第３号））	厚　生
日程第７	議第57号	専決処分の承認を求めることについて（人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	
日程第８	議第62号	人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第９	議第63号	人吉市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第10	議第64号	人吉市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
日程第11	議第65号	熊本県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について	
日程第12	議第66号	委託に関する協定の締結について	
日程第13	議第67号	損害の賠償について	
日程第14	議第68号	損害の賠償について	経　建
日程第15	議第58号	平成20年度人吉市一般会計補正予算（第１号）	各　委
日程第16	議第59号	平成20年度人吉市老人保健医療特別会計補正予算（第１号）	厚　生
日程第17	陳第12号	「非核日本宣言」を求める意見書採択についての陳情	総　文
日程第18	陳第２号	「後期高齢者医療制度の凍結と全面見直しを求める意見書」の提出を求める陳情	

日程第19　陳第10号　原爆症認定制度の抜本的改善を求める意見書採択について　┐厚　生
　　の陳情　┘

日程第20　農業委員会委員の推薦について

日程第21　人吉球磨広域行政組合議会の報告

日程第22　川辺川総合土地改良事業組合議会の報告

日程第23　委員会の閉会中の継続審査及び調査について

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

２．本日の会議に付した事件

・日程第１から日程第23まで議事日程のとおり

・追加日程

意見第７号　「非核日本宣言」を求める意見書（案）

意見第８号　原爆症認定制度の抜本的改善を求める意見書（案）

意見第９号　森林・林業・木材産業施策の積極的な展開を求める意見書（案）

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

３．出席議員（20名）

１番	松　岡　隼　人　君
２番	井　上　光　浩　君
３番	豊　永　貞　夫　君
４番	川　野　精　一　君
５番	笹　山　欣　悟　君
６番	村　上　恵　一　君
７番	西　　信八郎　君
８番	松　田　　茂　君
９番	永　山　芳　宏　君
10番	福　屋　法　晴　君
11番	森　口　勝　之　君
12番	田　中　　哲　君
13番	本　村　令　斗　君
14番	立　山　勝　徳　君
15番	仲　村　勝　治　君
16番	三　倉　美千子　君
17番	山　下　幸　一　君
18番	下田代　　勝　君
19番	簔　毛　正　勝　君

20番　　大　王　英　二　君

欠席議員　なし

４．説明のため出席した者の職氏名

市長	田中信孝君
副市長	林　健善君
収入役	大松克己君
監査委員	篠﨑國博君
教育長	鳥井正徳君
総務部長	深水雄二君
福祉生活部長	尾方　篤君
経済部長	井上修二君
建設部長	山上　茂君
総務部次長	坂崎博憲君
企画部次長	小林　勇君
福祉生活部次長	中村明公君
福祉生活部次長	濱田芳彰君
経済部次長	蓑毛幸一君
経済部次長	椎葉文雄君
建設部次長	松田知良君
秘書課長	福山誠二君
総務課長	中村則明君
財政課長	井上祐太君
用地専門員	増津敏昭君
会計課長	大石宝城君
水道局長	多武芳美君
業務課長	尾方和敏君
教育部長	浦川康徳君
教育部次長	赤池和則君
社会教育課長	東　俊宏君
農業委員会事務局長	靏﨑晴美君

監査委員 事務局長	松江隆介君

5．職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長	永田正二君
次長	加賀邦保君
庶務係長	村並成二君
書記	和泉龍二君

午前９時59分　開議

○議長（大王英二君）　おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので本日の会議は成立いたしました。

よって、これより会議を開きます。

議事に入ります。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

それでは、早速、議事日程に従い、各委員長の報告を求め、順次採決をいたします。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

日程第１　議第53号

○議長（大王英二君）　まず、日程第１、議第53号を議題とし、各委員長の報告を求めます。

まず、予算委員長の報告を求めます。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。

○11番（森口勝之君）（登壇）　おはようございます。予算委員会に付託をされました議第53号専決処分の承認を求めることについて（平成19年度人吉市一般会計補正予算（第７号））のうち、第１条歳入予算の補正全款及び第３条地方債の補正につきまして、審査の結果を報告します。

本件は、地方譲与税及び特別交付税などの交付決定によるもののほか、地方債の確定に伴う変更などを、地方自治法第179条に基づき、平成20年３月28日に専決処分したものであります。

主なものは、最終確定に伴う自動車重量譲与税359万円の増、地方交付税1,416万7,000円の増などで、総額1,959万3,000円を追加するものであります。

全議員による審査の結果、全会一致で可決承認いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（大王英二君）　次に、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長」と呼ぶ者あり）

10番。

○10番（福屋法晴君）（登壇）　おはようございます。総務文教委員会に付託をされました日程第１、議第53号専決処分の承認を求めることについて（平成19年度人吉市一般会計補正予算（第７号））につきまして、審査の結果を御報告いたします。

まず、歳出のうち10款教育費、５項社会教育費、４目文化振興費は、新市町村振興宝くじオータムジャンボ宝くじの収益金642万4,000円が交付されたことにより、犬童球渓顕彰音楽祭及び人吉球磨総合美展の経費に財源を充当するものでございます。財源の組み替えでございますので補正額はございません。

委員からは、人吉球磨総合美展の出展は人吉市、球磨在住の人に限るのか、その他の地域

からの応募もあるのかとの質問があり、執行部から、人吉球磨だけではなく、県内外からも多数の応募があっているとの答弁がありました。

次に、14款予備費の補正につきましては、予備費を3,609万4,000円減額補正するものであります。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（大王英二君）　次に、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

16番。

○16番（三倉美千子君）（登壇）　皆様おはようございます。日程第１、議第53号専決処分の承認を求めることについて（平成19年度人吉市一般会計補正予算（第７号））について、厚生委員会に付託されました３款民生費、４款衛生費について審査の結果を報告いたします。

まず、民生費につきましては、社会福祉総務費で補正額の増減はありませんが、財源内訳のうち一般財源から400万円を減額し、同額を特定財源へ組み替えるもので、これは、社会福祉費補助金の後期高齢者医療制度円滑導入事業費補助金が交付決定されたことによるものでございます。

次に、衛生費につきましては、保健衛生総務費の繰出金5,603万8,000円の増額は、老人保健医療特別会計への医療費の見込額から算出した支払基金交付金、国庫支出金及び県支出金の内示額が見込みより少なかったことから、不足分を一般会計から繰り出すものでございます。

審査の結果、全会一致で原案どおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（大王英二君）　次に、経済建設委員長の報告を求めます。（「14番」と呼ぶ者あり）

14番。

○14番（立山勝徳君）（登壇）　おはようございます。専第１号、議第53号専決処分の承認を求めることについて（平成19年度人吉市一般会計補正予算（第７号））のうち、経済建設委員会に付託されました６款農林水産業費、８款土木費について審査の結果を報告いたします。

６款農林水産業費、１項、５目農地費は、地方債の確定による組み替えであり、補正金額はありません。

８款土木費、２項、３目道路新設改良費は、地方債の確定による財源の組み替えであり、補正金額はありません。

４項、４目街路事業費は45万1,000円を減額し、総額３億5,691万9,000円とするものです

が、その主な内容は13節で大橋添架物工事委託料の増276万8,000円、14節で複写機使用料の減額74万2,000円及び15節で紺屋町南町線外１線の道路改良工事費の減額227万7,000円などであります。また、５項、２目河川改良費は10万円の増額補正ですが、これは県営事業負担金の確定によるものであります。

第２条で繰越明許費の補正は８款、２項道路橋梁費、事業名、西間地内第３号線用地取得費345万7,000円は、年度内に事業が一部進展したことにより246万8,000円に減額するものであります。

４項都市計画費、事業名、地方道路整備臨時交付金事業紺屋町南町線外１線の8,270万円は、工事委託の確定と年度内工事の進展に伴い7,431万1,000円に減額するものであります。

以上について、審査の結果、全員異議なく、原案どおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（大王英二君）　ただいまの各委員長の報告に対して質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決をいたします。

議第53号について、各委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（大王英二君）　御異議なしと認めます。

よって、議第53号は承認されました。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

日程第２　議第55号から日程第５　議第61号まで

○議長（大王英二君）　次に、日程第２、議第55号から日程第５、議第61号までの４件を議題とし、総務文教委員長の報告を求めます。（「10番」と呼ぶ者あり）

10番。

○10番（福屋法晴君）（登壇）　総務文教委員会に付託をされました日程第２、議第55号から日程第５、議第61号までの４件につきまして、審査の結果を御報告いたします。

まず、日程第２、議第55号専決処分の承認を求めることについて（人吉市税条例の一部を改正する条例）についてでありますが、これは、地方税法等の一部を改正する法律案が参議院でみなし否決され、衆議院で再可決され、同日に改正法が公布・施行されたことに伴い、関係条例等の一部改正を行い、専決処分をするものであります。

今回の人吉市税条例に関する主な改正点は、１、個人住民税における寄附金税制の拡充がなされたこと、２、個人住民税において公的年金からの特別徴収制度が導入されたこと、３、公益法人制度改革への対応がなされたこと、４、住宅税制で新築住宅減額特例の適用期限延長や省エネ改修による固定資産税の減額措置が創設されたことなどによるものであり、地方税法が改正された部分に関連した市税条例の改正を行うものであります。

委員から、公的年金受給者への周知・説明を十分にやってほしい、また、県、市が指定する公益法人などに寄附した場合とあるが、対象となる団体が人吉市にあるのかとの質問に、執行部から、市税条例では、市長が別に定めるものとなっており、社会福祉法人人吉市社会福祉事業団の延寿荘、希望ケ丘学園や社会福祉協議会などが考えられる。現在、県においても指定する団体を検討中であるので、県の動向も見ながら指定をしていきたいとの答弁がありました。そのほか、新築住宅に係る特例措置などは、建築される請負業者の方にも情報を伝えてほしいとの要望がありました。

慎重審査の結果、賛成多数にて認めることといたしました。

なお、少数意見の留保がなされております。

次に、日程第３、議第56号専決処分の承認を求めることについて（人吉市都市計画税条例の一部を改正する条例）についてでありますが、地方税法の一部改正によりまして、固定資産税に関する改正がなされた関係で、都市計画税も追随した改正が必要となり改正をするものであります。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第４、議第60号人吉市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてでありますが、平成20年２月13日付で懲戒免職処分とした職員の在職中の新たな非違行為が発覚したことに伴い、当時の当該部の部長、次長、課長及び係長につきましては、事実確認後の平成20年５月８日に管理監督職としての処分を前回の処分等も考慮して実施されているということでありますが、市に対する市民の信頼を繰り返し損なう結果となったことに対し、市三役であります市長、副市長及び収入役の特別職としての監督責任を明らかにするために７月分の給料を市長にあっては10分の１、副市長及び収入役にあっては20分の１を減額するものであります。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

次に、日程第５、議第61号人吉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてでありますが、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が公布・施行され、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額の加算額について、配偶者以外の扶養親族に係る加算額が引き上げられたことに伴い条例の一部を改正するものであります。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が平成19年７月に改正されておりまして、これに対応して扶養手当の月額が現行の200円から217円に引き上げることになったため、市条例についても改正するものであります。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上で総務文教委員会に付託されました４件についての御報告を終わります。

○議長（大王英二君）　ただいまの委員長報告のとおり、議第55号については少数意見の留

保がなされておりますので、ここで少数意見の報告を求めます。（「議長、13番」と呼ぶ者あり）

13番。

○13番（本村令斗君）（登壇）　議第55号専決処分の承認を求めることについて（人吉市税条例の一部を改正する条例）に、反対の立場から少数意見の開陳を行います。

この条例改定は、地方税法の改定によって行われるものです。私がこの議案に反対するのは、条例改定によって65歳以上の公的年金受給者の個人住民税が公的年金から天引きされるようになってしまうからです。年金からは既に所得税、介護保険税に加えて、この４月から国民健康保険税と後期高齢者医療保険料が天引きされています。本人の意向を踏まえないで年金から天引きすることに対して、年金を生活の主な収入としている受給者を中心に怒りが広がっています。政府は、年金の給付はいい加減なのに年金を利用した取り立てだけは有無を言わさずに行う、これは全くひどいことだと思います。

以上のような見地から、私はこの議案に反対します。

○議長（大王英二君）　ただいまの委員長報告及び少数意見の報告に対し質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決をいたします。

採決は分割して行い、議第55号については起立採決といたします。

まず、議第55号をお諮りいたします。

議第55号について、総務文教委員長報告どおりに決するに賛成の議員の起立を求めます。

［賛成者　起立］

○議長（大王英二君）　起立多数。

よって、議第55号は承認されました。

次に、議第56号から議第61号までの３件についてお諮りいたします。

議第56号から議第61号までの３件について、総務文教委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（大王英二君）　御異議なしと認めます。

よって、議第56号は承認、議第60号、議第61号は原案可決確定いたしました。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

日程第６　議第54号から日程第13　議第67号まで

○議長（大王英二君）　次に、日程第６、議第54号から日程第13、議第67号までの８件を議題とし、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

16番。

○16番（三倉美千子君）（登壇）　厚生委員会に付託されました日程第６、議第54号から日

程第13、議第67号までの８件について、審査の結果を報告いたします。

まず、議第54号専決処分の承認を求めることについて（平成19年度人吉市老人保健医療特別会計補正予算（第３号））は、歳入歳出それぞれ1,162万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を43億3,069万3,000円とするもので、歳入につきましては支払基金交付金2,585万4,000円の減額、国庫支出金3,576万1,000円及び県支出金627万5,000円の減額、そして一般会計繰入金5,603万8,000円の増額など、平成19年度の老人医療費の決算見込みによる補正であります。

また歳出の医療給付費1,100万円の減などにつきましても、平成19年度の老人医療費の決算見込みによる補正でございます。

審査の過程において委員から、老人医療費の給付が見込みよりも少なくなった原因はとの質疑に対し、12月の医療費支払いが例年に比べ少なかったことが考えられるとの答弁がありました。

次に、議第57号専決処分の承認を求めることについて（人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）は、地方税等の一部を改正する法律が４月30日に公布・施行されたことに伴い条例の一部を改正するもので、内容としましては、医療給付費の限度額「56万円」を「47万円」に引き下げ、後期高齢者支援金分の課税限度額「12万円」を新たに追加設定するものでございます。また、世帯別平等割額の特定世帯の軽減期間について、政令で定める期間を「５年」とし明確に定めてあります。

次に、議第62号人吉市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、人吉市ごみ減量隊設置要綱の一部改正により、条例の一部を改正するものでございます。

内容としましては、これまでのごみ減量及びごみ資源の啓発活動を目的とした「人吉市ごみ減量隊」から、今後はごみ問題だけではなく、市全体としての環境に配慮した取り組みが必要となることから、地球温暖化防止対策活動の推進など、市の環境行政に参加する目的で今回名称を「人吉市地球の環（わ）をまもり隊」と変更し、再発足することによるものでございます。

次に、議第63号人吉市手数料条例の一部を改正する条例の制定については、戸籍法の一部改正による地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い所要の改正をするものでございます。

戸籍法の改正内容は、近年、個人情報保護に関する法律が整備されている中で、他人の戸籍謄本の不正取得による事件等が発生しており、だれでも戸籍謄本等の交付申請ができるという従来の戸籍の原則を改め、第三者が交付申請できる場合を制限し、虚偽の届けによって戸籍に真実でない記載がなされることを防止する法的措置がなされたものでございます。

次に、議第64号人吉市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制

定については、これまでの助成対象に柔道整復師等の施術に係る療養費が新しく加えられたことに伴い条例の一部を改正するものでございます。

対象となるのは、柔道整復師、はり師・きゅう師及びあんま・マッサージ・指圧の施術料のうち保険給付の対象となる費用でありまして、対象となるためにはあらかじめ医師の診断を受け同意書をもらう必要があるということでございます。

次に、議第65号熊本県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更については、構成団体のうち下益城郡富合町が平成20年10月６日に熊本市に編入合併することにより、熊本県後期高齢者医療広域連合から下益城郡富合町を脱退させるため規約を変更するものでございます。

次に、議第66号委託に関する協定の締結については、供用開始以来26年が経過しております終末処理場人吉浄水苑の機械電気設備取替工事について、日本下水道事業団と３億9,240万円で委託協定を締結するもので、平成13年度策定の人吉浄水苑改築計画書に基づき、平成20年度から24年度までの５カ年を実施期間とした第２期改築工事の１件で、沈砂池、汚泥消化施設の機械及び電気設備工事を行うものでございます。協定方法は随意契約で、平成20年度、21年度の２カ年にわたる工事委託の協定となります。

審査の過程におきまして委員から、日本下水道事業団はどのような団体か、またそれにかわる類似団体はほかにはないのかとの質疑に対し、日本下水道事業団とは、日本下水道事業団法に基づき設立される地方共同法人で、出資者は地方公共団体のみであり、地方公共団体が主体となって業務運営を行う法人である。地方公共団体の要請に基づき、下水道の基幹的施設の建設及び維持管理を行うことを目的とし、委託に基づいて終末処理場等の建設工事等の代行を主たる業務としている。そして、下水道事業団へ委託することにより、機械・電気等の技術者と終末処理場の専門員を雇用しなくてもよいというメリットがある。また、下水道事業団にかわる団体はないとの答弁がありました。

そのほか、随意契約での委託契約であり、また、金額の積算も下水道事業団の見積もりによるものとのことで、契約金額が精査されたものか、不透明さが懸念される、今後委託契約のあり方について第三者評価委員会等々の問題も踏まえ、全体的に検討する時期に来ているのではないかなどの意見が出されております。

次に、議第67号損害の賠償については、公用車の事故に関するもので、平成20年３月13日、市公用車が段塔方面から市役所へ走行中、上田代町のシルバー人材センター作業所付近の林道で、走行してきた対向車が停車したため、かわそうと離合する際に相手方の車両に接触し、相手方車両右後方部に損傷を与えた事故に対し、相手方と人吉市の間で損害賠償の額を決定し、和解をするものでございます。損害賠償額は21万9,441円で、過失割合は人吉市が10、相手方がゼロでございます。

審査の結果、専決処分案件２件、条例案件３件、案件議案３件、いずれも慎重審査の結果、

全会一致で原案どおりに認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（大王英二君）　ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決をいたします。

議第54号から議第67号までの８件について、厚生委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（大王英二君）　御異議なしと認めます。

よって、議第54号、議第57号は承認、議第62号、議第63号、議第64号、議第65号、議第66号、議第67号は原案可決確定いたしました。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

日程第14　議第68号

○議長（大王英二君）　次に、日程第14、議第68号を議題とし、経済建設委員長の報告を求めます。（「14番」と呼ぶ者あり）

14番。

○14番（立山勝徳君）（登壇）　経済建設委員会に付託されました日程第14、議第68号損害の賠償について、審査の結果を報告いたします。

これは、平成20年３月14日、午前10時45分ごろ、市の公用車が市道城本西駅線から国道219号線に向かって直進中、前方に歩行者を確認したため、歩行者と直接離合するのを避けようとして、鋭角の交差点を左折しようとしたところ右前輪が脱輪、脱輪した右前輪を道路に戻そうとしてバックしたところ、勢い余って車両後部が相手方の門扉に激突し損傷を与えたため、両者で協議して損害の賠償額を決定し、和解するものであります。両者の責任割合は10対ゼロ、賠償額は12万9,000円、これは市が加入する保険で支弁することになります。

審査の中で、けが人はなかったのかの質問に対して、運転者１人の乗車でありけが人はなかった。公用車の損傷や被害額はどうなっているのかに対して、公用車の後部及びマフラーなどを損傷した、修理費は20万7,228円とのことであります。

委員会としては、公務執行に当たって職員は十分安全運転に努めるようにとの要望を付して、全員異議なく原案どおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（大王英二君）　ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決をいたします。

議第68号について、経済建設委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（大王英二君）　御異議なしと認めます。

よって、議第68号は原案可決確定いたしました。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

日程第15　議第58号

○議長（大王英二君）　次に、日程第15、議第58号を議題とし、各委員長の報告を求めます。

まず、予算委員長の報告を求めます。（「議長、11番」と呼ぶ者あり）

11番。

○11番（森口勝之君）（登壇）　予算委員会に付託されました議第58号平成20年度人吉市一般会計補正予算（第１号）のうち、第１条歳入予算の補正全款について審査の結果を報告します。

本件は、福祉生活部関係で、平成19年度精算による老人保健医療特別会計繰入金5,699万6,000円の増以外はすべてが国・県の補助事業の内示及び交付決定などによるもので、総額6,835万1,000円を追加するものであります。

全議員による審査の結果、全会一致で可決承認いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（大王英二君）　次に、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

10番。

○10番（福屋法晴君）（登壇）　総務文教委員会に付託をされました日程第15、議第58号平成20年度人吉市一般会計補正予算案（第１号）のうち、２款総務費、９款消防費、14款予備費、第２条債務負担行為につきまして、審査の結果を御報告いたします。

今回の補正の主なものは、まず、第２条の債務負担行為についてでありますが、課税システムリース料は、18年９月のリース満了後も、経費節減のためリプレイスを行わず再リースで対応してきましたが、年数の経過により保守部品の供給が難しくなったため新しくリプレイスするものでありまして、期間を20年度から25年度まで、限度額を1,017万5,000円と定めるものです。

次に、歳出予算でございますが、２款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費に82万8,000円の増額補正がされておりますが、９節普通旅費108万3,000円は、国際交流推進のための訪問団派遣旅費です。地域国際化施策支援特別対策事業費助成金の内定に伴い、派遣人数を３人から５人としております。

執行部から現時点の状況について報告がございました。

14節使用料及び賃借料７万3,000円は、昨年に引き続き校区別タウンミーティングを開催するための会場借上料であります。また、２節給料は32万8,000円の減額補正となっており

ます。これは、市長、副市長、収入役の平成20年７月分の給与を市長につきましては10％、副市長及び収入役につきましては５％削減して支給するための条例案に伴い減額するものです。

次に、２款総務費、２項徴税費、２目賦課徴収費の499万1,000円の増額補正は、20年度ＯＡ機器使用料及びパソコンなどのＯＡ機器購入経費です。

９款消防費、１項消防費、５目災害対策費198万円の増額は、自主防災組織の機能強化のため92の町内に防水ハンドマイクを購入貸与するものであります。

10款教育費、１項教育総務費、２目事務局費の229万9,000円の増額補正は、学習支援事業に要する経費19万9,000円と、学校評価の充実改善のための実践研究事業経費210万円です。主なものは、学習支援講師の実費弁償分として19万4,000円、先進地視察旅費など193万9,000円であります。

２項小学校費、２目教育振興費20万円の増額補正は、熊本県「生きる力」を育む研究指定校に人吉西小学校が指定を受けたことによるもので、先進校視察旅費などであります。

５項社会教育費、１目社会教育総務費152万4,000円の増額補正の主なものは、実践研究報告書などの印刷製本費31万円、地域コーディネーター報酬90万9,000円などであります。

14款予備費を4,849万8,000円増額しております。

委員からは、タウンミーティングについて質問があり、執行部から、昨年は13回実施したが、ことしは山間部でも予定しており、15回を予定しているとの答弁がありました。

また、自主防災組織へのハンドマイクの貸与範囲はどうなっているのか、ハンドマイクはどのようなものなのかとの質問に、執行部から、現在50の自主防災組織があるが、今回は92すべての町内への対応を考えている。雨天時でも使用可能な防水ハンドマイクを購入したいとの答弁がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（大王英二君）　次に、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

16番。

○16番（三倉美千子君）（登壇）　日程第15、議第58号平成20年度人吉市一般会計補正予算（第１号）について、厚生委員会に付託されました３款民生費、４款衛生費について、審査の結果を報告いたします。

まず、民生費については、老人福祉費209万円の増額は、鍼灸マッサージ助成に関する経費でございまして、４月からの新制度施行により、それまで国保に加入されていた方についてマッサージ券が支給されなくなっておりましたが、市民からの要望も強く、７月からすべての後期高齢者医療制度加入者約5,700名を対象に、鍼灸マッサージ券を交付することによ

る補助交付金及び印刷製本費でございます。

衛生費につきましては、環境衛生費30万円の増額は、木地屋町第３班の飲料水供給施設の老朽化に伴う改修整備に対する補助金で、交付要綱に基づき総事業費50万円の60％を補助するものでございます。

審査の結果、全会一致で原案どおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（大王英二君）　次に、経済建設委員長の報告を求めます。

14番。

○14番（立山勝徳君）（登壇）　日程第15、議第58号平成20年度人吉市一般会計補正予算（第１号）のうち、経済建設委員会に付託されました６款農林水産業費について、審査の結果を報告いたします。

６款農林水産業費は455万6,000円を増額し、総額３億9,159万4,000円とするものでありますが、その中で１項、３目農業振興費に300万1,000円を増額補正していますが、これは、13節で都市農村移住交流受け入れシステム構築委託料に184万8,000円、19節で非主食用米緊急生産実証モデル事業補助金として100万円が計上されています。

委員会審査の中では、都市農村移住交流受け入れシステム構築委託料について、歳入では支援事業費として200万円、歳出の委託料は184万8,000円、その差額はどうなっているのかなどの多くの質問や意見が出されました。

執行部からは、システム構築委託料の差額15万3,000円は、旅費に充てることを初め現在実施しているグリーン・ツーリズムに基づく農家民泊６戸の現状や問題点、今回の支援事業のスポンサーである財団法人地域活性化センターのこと、コンサルタントに対してシステム構築を委託する趣旨、目的、期待感などについてそれぞれ答弁を受けました。

また、非主食用米緊急生産実証モデル事業補助金は、主食以外に活用される米の生産、流通、活用などについて課題の検証を行うため、ＪＡくまに補助するものであります。

４目畜産業費に135万9,000円を追加していますが、これは自給飼料増産総合対策推進事業補助金でありまして、市内11戸の畜産農家で構成する「人吉市放牧の会」に補助するものであります。

また、５目農地費に19万6,000円を追加していますが、これは、川辺川総合土地改良区に対する補助金であります。国営事業が休止されたことにより事業組合職員が削減をされたこと及び九州農政局川辺川農業水利事業所が撤退をしたため、造成施設や暫定水源施設の維持管理が当土地改良区に一時委託されたことにより、土地改良区職員１名では対応が困難であることなどから、嘱託職員１名の雇用経費と造成施設の使用に伴う管理費用が必要となったため追加補正を行うものであります。

以上について、審査の結果、全員異議なく原案どおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（大王英二君）　ただいまの各委員長の報告に対し質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決をいたします。

議第58号については、各委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（大王英二君）　御異議なしと認めます。

よって、議第58号は原案可決確定いたしました。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

日程第16　議第59号

○議長（大王英二君）　次に、日程第16、議第59号を議題とし、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

16番。

○16番（三倉美千子君）（登壇）　日程第16、議第59号平成20年度人吉市老人保健医療特別会計補正予算（第１号）について、審査の結果を報告いたします。

歳入歳出にそれぞれ5,756万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を４億8,613万6,000円とするもので、歳入につきましては支払基金交付金1,912万円の増額、国庫支出金3,192万4,000円及び県支出金531万5,000円の増額など、平成19年度の精算に伴う補正であります。

また、歳出の一般会計繰出金5,699万7,000円の増額につきましても、19年度精算に伴い一般会計へ返還するものでございます。

審査の結果、全会一致で原案どおり認めることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（大王英二君）　ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決をいたします。

議第59号について、厚生委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（大王英二君）　御異議なしと認めます。

よって、議第59号は原案可決確定いたしました。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

日程第17　陳第12号

○議長（大王英二君）　次に、日程第17、陳第12号を議題とし、総務文教委員長の報告を求めます。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

10番。

○10番（福屋法晴君）（登壇）　総務文教委員会に付託されました日程第17、陳第12号「非核日本宣言」を求める意見書採択についての陳情について、審査の結果を御報告いたします。

この陳情は、原水爆禁止熊本県協議会理事長中島絹子氏外２名の方から平成20年６月９日に提出されたものです。

陳情趣旨としましては、核兵器のない世界を実現するための国内外での努力が求められており、世界で唯一の被爆国として、核兵器のない平和で公正な世界の早期実現のために「非核日本宣言」を求める意見書を国に対して提出していただきたいというものです。

審査の過程において委員からは、人吉市は核廃絶に関する宣言をしていたと思うが、その内容はどういったものであったのかという質問がありました。

それに対し執行部からは、「核兵器廃絶・平和都市宣言」をしており、現在、国民宿舎のところと村山公園の入り口のところの２カ所に「核兵器廃絶平和宣言都市人吉市」の看板を設置しているとの答弁がありました。

慎重審査の結果、委員会といたしましては、全会一致で採択することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（大王英二君）　ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決をいたします。

陳第12号について、総務文教委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（大王英二君）　御異議なしと認めます。

よって、陳第12号は採択することに決しました。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

日程第18　陳第２号及び日程第19　陳第10号

○議長（大王英二君）　次に、日程第18、陳第２号及び日程第19、陳第10号の２件を議題とし、厚生委員長の報告を求めます。（「議長、16番」と呼ぶ者あり）

16番。

○16番（三倉美千子君）（登壇）　日程第18、陳第２号及び日程第19、陳第10号の２件について、審査の結果を報告いたします。

まず、陳第２号「後期高齢者医療制度の凍結と全面見直しを求める意見書」の提出を求める陳情は、平成19年10月30日付で提出され、３月定例会まで継続して審査をしてまいりましたが、平成20年５月23日付で陳情の取り下げが出されたものでございます。

全員異議なく陳情の取り下げを認めることに決しました。

次に、陳第10号原爆症認定制度の抜本的改善を求める意見書採択についての陳情は、平成20年５月23日に提出されたもので、原爆症認定制度を司法の判断を踏まえ、被爆者の実態に

即した認定制度にさらなる改善を図り、被爆者救済が適切に行われるようにという趣旨から、原爆症認定制度の抜本的改善を求める意見書を国会及び政府に対して提出するよう求めるものでございます。

審査の過程において委員から、原爆症認定に関する裁判で地裁及び高裁において国が敗訴、そして上告を断念したという経過があり、国は国として責任を認めている状況だと思う。そのような状況等を踏まえると国が誠意ある態度を示すべきであり、また、原爆症を抱えている方も高齢化が進み早く何らかの救済が必要である。内地におられた戦争被害者、特に原爆被害者の方々の思いの中で、国家賠償という見地からもこの陳情を採択し、きちんとした意見書を出すべきとの意見が出され、委員会としましては、全会一致で採択することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（大王英二君）　ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決をいたします。

陳第２号及び陳第10号の２件について、厚生委員長報告どおり決するに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（大王英二君）　御異議なしと認めます。

よって、陳第２号は撤回、陳第10号は採択することに決しました。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

日程第20　農業委員会委員の推薦について

○議長（大王英二君）　次に、日程第20、農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

本件は、農業委員会委員の任期満了に伴い、農業委員会委員等に関する法律第12条第２号の規定により、学識経験を有する者４人以内を推薦ものでありますが、今回、３人を推薦することとし、推薦の方法は議長において指名することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（大王英二君）　御異議なしと認めます。

よって、議長より指名いたします。

農業委員会委員に山﨑春子さん、新村千代子さん、坂本すや子さんを指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名しました３人を農業委員会委員に推薦することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（大王英二君）　御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました３人の方を農業委員会委員として推薦することに決定いたしました。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

日程第21　人吉球磨広域行政組合議会の報告

○議長（大王英二君）　次に、日程第21、人吉球磨広域行政組合議会の報告を求めます。

（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

17番。

○17番（山下幸一君）（登壇）　皆さんおはようございます。それでは、人吉球磨広域行政組合議会平成20年第２回定例会及び第３回臨時議会の報告をいたします。

平成20年第２回人吉球磨広域行政組合議会定例会が３月28日、午前10時からカルチャーパレス第２会議室において開会され、相良村から新たに選出された東憲十郎議員の議席の指定の後、議会運営委員長報告で「訴えの提起について」の内容説明がありました。その後、直ちに一般質問が行われ、山江村選出議員の秋丸光明議員がクリーンプラザのリサイクル問題について、多良木町選出議員の久保田悦子議員が介護体制について、リサイクルについて、汚泥再生処理施設の建設に伴う交付金について、それから人吉市選出議員の下田代勝議員から人吉球磨クリーンプラザの運営費について、それぞれ執行部の考えをただしました。

次に、３月３日に採決されなかった平成19年度一般会計経費の負担金総額の補正を採択し、順次上程された条例の２件、平成20年度一般会計及び特別会計予算の４件及び平成20年度一般会計経費の負担金の総額を含め、議事日程に従い順次質疑、採決が行われました。

このうち平成20年度一般会計予算の審議においては、質疑として、クリーンプラザの燃料の入札のあり方について、修繕料の詳細な説明、また議会費の旅費の見直しと、旧ごみ処理場解体費についての質疑があり、起立採決の結果、全議案について原案どおり可決されました。

次に、追加日程で訴えの提起とこれに伴う補正予算の執行部の提案理由の説明があり、汚泥再生処理センター建設に絡む、汚泥メーカーの談合に係る損害賠償で、工事請負契約約款に定めがある超過分について損害賠償の請求を行う旨の説明がありました。

詳細には、今回の損害賠償額は６億7,916万1,000円で、この訴訟に伴う弁護士委託料の補正予算が委託料として447万7,000円の計上との議案説明がありました。

この議案については質疑の後、起立採決の結果、起立多数で原案どおり可決されました。

引き続き、委員会閉会中の継続審査について決定がなされ閉会されました。

以上が平成20年第２回定例会の報告であります。

次に、平成20年第３回人吉球磨広域行政組合臨時会が平成20年５月21日、午前10時からカルチャーパレス第２会議室において開会され、あさぎり町議会の改選に伴い新たに緒方勇二議員、山口和幸議員、桑原武夫議員、溝口峰男議員が選出され、仮議席の指定の後、議長不

在のため私山下が副議長であるため臨時議長となり議長選挙が行われました。議長選挙ではまず、議会運営委員長から議長選挙について選考委員会で選考し、その後選挙をするとの報告があり、早速選考委員の選挙の後、選考委員会を開催し、選挙の結果、五木村提出議員の山下照公議員が19票、錦町選出議員の柳瀬厚則議員が10票となり、山下照公議員が当選され、その後、新議長において追加議事日程の審議に入り、議席指定、会議録署名議員の指名が行われ、会期の決定は本日１日限りとして、組合の共同処理する事務に関する調査特別委員会委員長が欠員となっているため委員長互選について指名推選とし、結果は多良木町選出議員の瀬崎哲弘議員が互選されました。

続いて、議会運営委員会においては３名の委員が欠員となっていたため、新たにあさぎり町選出議員の桑原武夫議員、水上村選出議員の富山憲治議員、球磨村選出議員の浦野千尋議員が選任され、案件の人吉球磨広域行政組合、人吉球磨ふるさと市町村圏計画策定審議会設置条例の一部を改正する条例の制定について、並びに熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更については、賛成多数にて可決されました。

以上、長くなりましたが、以上が人吉球磨広域行政組合議会の報告でございます。終わります。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

日程第22　川辺川総合土地改良事業組合議会の報告

○議長（大王英二君）　次に、日程第22、川辺川総合土地改良事業組合議会の報告を求めます。（「議長、17番」と呼ぶ者あり）

17番。

○17番（山下幸一君）（登壇）　それでは、平成20年第２回川辺川総合土地改良事業組合議会臨時議会の報告をいたします。

平成20年第２回川辺川総合土地改良事業組合議会臨時議会の報告を行います。

平成20年第２回川辺川総合土地改良事業組合臨時議会が平成20年５月21日、午後開会され、あさぎり町議会の改選に伴い岩水国昭議員、愛甲利孝議員が選任されております。また、相良村議会の選出議員の生駒議員より辞職願が提出され、４月１日許可されたことを報告し、後任議員として茂吉隆典議員が選出されました。

議席指定が行われた後、会議録署名議員の指名、会期の決定が行われた後、欠員となっていたあさぎり町議会運営委員の選任を行い、その後議案審議が行われ、案件については平成20年度川辺川総合土地改良事業組合一般会計補正予算（第１号）について審議が行われ、この案件は、平成19年度川辺川総合土地改良事業組合一般負担金について相良村より負担金納入がなかったため、金融機関より一時借入を行った、これは平成19年度出納閉鎖までに相良村よりの負担金納入が見込まれないため、平成20年度予算において繰上充用を行う必要があり補正予算を計上したとの執行部よりの説明がありました。

議案質疑として、繰上充用は法的に問題ないのかとの質疑があり、これに対して執行部より問題ないとの答弁がありました。

組合長としては、相良村の平成19年度負担金の未納については訴訟を視野に入れているとのことであり、案件については原案どおり可決されております。

また、監査委員の選任同意を求める案件については、球磨郡多良木町大字黒肥地739番地の谷口照幸氏が選任同意されております。

以上、川辺川総合土地改良事業組合議会の報告を終わります。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

日程第23　委員会の閉会中の継続審査及び調査について

○議長（大王英二君）　次に、日程第23、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。

予算委員会、総務文教委員会、厚生委員会、経済建設委員会の各常任委員長及び議会運営委員会委員長から、それぞれお手元に配付してありますように、各委員会の所管事項について閉会中の継続審査及び調査の申し出があっております。

各委員長の申し出に対し質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、採決をいたします。

各委員長の申し出のとおり決するに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（大王英二君）　御異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり決定をいたします。

―――――――――――――――――――――――――――――――

閉会中の継続審査・調査の申し出があった事件

○予算委員会　（平成20年６月第２回定例会）

事件の番号	件　　名	理　　由
	一般会計予算の歳入に関すること	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関すること	実情を調査する必要があるため

○総務文教委員会

事件の番号	件　　名	理　　由
陳第８号	公民館改修に伴う大塚小学校林の収益金の活用についての陳情	慎重審査を必要とするため
	行財政に関すること	実情を調査する必要があるため
	防災及び消防に関すること	実情を調査する必要があるため
	市民生活及び地域振興に関すること	実情を調査する必要があるため
	学校教育及び社会教育に関すること	実情を調査する必要があるため
	文化及びスポーツの振興に関すること	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関すること	実情を調査する必要があるため

○厚生委員会

事件の番号	件　　名	理　　由
陳第１号	一般廃棄物収集運搬業務に関する調査を求める陳情	慎重審査を必要とするため
陳第11号	後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める意見書の提出に関する陳情	慎重審査を必要とするため
	戸籍、住民基本台帳その他市民の記録管理に関すること	実情を調査する必要があるため
	市民の健康及び福祉に関すること	実情を調査する必要があるため
	環境保全、衛生及び公害に関すること	実情を調査する必要があるため
	上・下水道に関すること	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関すること	実情を調査する必要があるため

○経済建設委員会

事件の番号	件　　名	理　　由
陳第４号	「最低賃金の大幅引き上げと全国一律最賃制の法制化、およびそれを支える適切な中小企業振興策を求める意見書」を国に対して上げていただくことを求める陳情	慎重審査を必要とするため
陳第９号	市道漆田下田代線拡張改修についての陳情	慎重審査を必要とするため
	農林水産業の振興に関すること	実情を調査する必要があるため
	商工観光業の振興及び労働行政に関すること	実情を調査する必要があるため
	企業誘致に関すること	実情を調査する必要があるため
	道路、河川の管理・整備に関すること	実情を調査する必要があるため
	都市計画及び都市開発に関すること	実情を調査する必要があるため
	その他、所管事項に関すること	実情を調査する必要があるため

○議会運営委員会

事件の番号	件　　名	理　　由
	議会運営に関すること	実情を調査する必要があるため
	会議規則、委員会条例に関すること	実情を調査する必要があるため
	会期日程に関すること	実情を調査する必要があるため
	議長の諮問に関すること	実情を調査する必要があるため

○議長（大王英二君）　ここで暫時休憩をいたします。

午前11時８分　休憩

―――――――――――

午前11時20分　開議

○議長（大王英二君）　では、休憩前に引き続き再開をいたします。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

日程の追加について

○議長（大王英二君）　ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

意見第７号「非核日本宣言」を求める意見書（案）、意見第８号原爆症認定制度の抜本的改善を求める意見書（案）、意見第９号森林・林業・木材産業施策の積極的な展開を求める意見書（案）の３件を日程に追加することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（大王英二君）　御異議なしと認めます。

よって、３件を日程に追加いたします。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

追加日程　意見第７号　「非核日本宣言」を求める意見書

○議長（大王英二君）　まず、意見第７号を議題とし、提出者の説明を求めます。（「議長、10番」と呼ぶ者あり）

10番。

○10番（福屋法晴君）（登壇）　提案理由の説明は意見書案の朗読によってかえさせていただきます。

（意見書案　朗読）

―――――――――――――――――――――――――――――――

意見第７号

「非核日本宣言」を求める意見書（案）

核兵器のない世界を実現するために、いま、国内外で大きな努力が求められています。

平成12年（西暦2000年）５月、核保有国５カ国は「自国の核兵器の完全廃絶」を明確にし、世界は核兵器廃絶の希望を持って新たな世紀を迎えました。

しかし、今日まで実行に至っておらず、いまなお世界には膨大な核兵器が維持・配備されているばかりでなく、核拡散の危機さえも現実のものとなっています。

わが国は、世界で唯一の被爆国として「核兵器をもたず、つくらず、持ち込ませず」の非核三原則に則って、世界に核兵器の廃絶を呼びかけていかなければなりません。世界の平和と人類の幸福は、全人類の願いであり、全世界に課せられた重要な課題です。

人吉市議会においては、これまでに昭和59年12月議会において「非核平和都市宣言を求める決議」を、そして翌60年３月議会では「核兵器廃絶・平和都市宣言」を可決しました。

国におかれては、「核兵器廃絶の提唱・促進」と「非核三原則の厳守」をあらためて国連総会や国会など内外で宣言し、「非核日本宣言」として各国政府に対し、核兵器のない世界にするための共同の努力を呼びかけるよう、強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成20年６月20日

熊本県人吉市議会

意見書提出先

衆議院議長　河野洋平　様
参議院議長　江田五月　様
内閣総理大臣　福田康夫　様
外務大臣　高村正彦　様

意見第７号

「非核日本宣言」を求める意見書（案）の提出について

地方自治法第99条の規定による意見書を、会議規則第14条第１項の規定により提出します。

平成20年６月20日

人吉市議会議長　大王英二　様

提出者　人吉市議会議員

松岡隼人	簑毛正勝
田中　哲	下田代　勝
本村令斗	川野精一
森口勝之	永山芳宏
立山勝徳	井上光浩
仲村勝治	三倉美千子
山下幸一	豊永貞夫
村上恵一	笹山欣悟
西　信八郎	松田　茂
福屋法晴	

ここで訂正をお願いします。平成12年を平成19年と読んだそうですので、平成12年（西暦2000年）５月ということに訂正をさせてください。

以上、報告を終わります。

○議長（大王英二君）　ただいまの説明に対し質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、質疑を終了します。

お諮りいたします。

意見第７号については、委員会付託を省略し採決することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（大王英二君）　御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略し採決をいたします。

意見第７号について原案のとおり決するに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（大王英二君）　御異議なしと認めます。

よって、意見第７号は原案のとおり可決いたしました。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

追加日程　意見第８号　原爆症認定制度の抜本的改善を求める意見書

○議長（大王英二君）　次に、意見第８号を議題とし、提出者の説明を求めます。（「議長、５番」と呼ぶ者あり）

５番。

○５番（笹山欣悟君）（登壇）　意見第８号につきましては意見書案の朗読をすることによりまして提案理由の説明にかえさせていただきます。

（意見書案　朗読）

―――――――――――――――――――――――――――――――

意見第８号

原爆症認定制度の抜本的改善を求める意見書（案）

広島、長崎の被爆者は「放射能による」「特殊の被害」として「被爆者健康手帳」の交付を受けています。しかし、その疾病が「原爆症」と認定されるのは僅少であり、そのために各地で集団訴訟を起こし、昨年７月の熊本地裁判決まで被爆者側が６連勝しています。昨年８月に安倍首相が「制度見直し」の発言をされ、本年４月から「新しい基準」での審査が始まり、癌、白血病、副甲状腺機能亢進症、心筋梗塞などの認定で一定の改善が図られています。しかし、被爆距離3.5キロや100時間内での２キロ以内入市などの制限があり、また、従来は認定された甲状腺機能低下症や肝臓機能障害が認定疾病からはずされるなど、集団訴訟を起こしている原告の納得は得られず、訴訟は継続しています。

そうした中、５月28日には仙台高裁、30日には大阪高裁で被爆者側の勝利の判決が出され、国は上告を断念しました。しかし、熊本を含む他の高裁においては、国は裁判を継続するとしています。

被爆から63年を経過し、被爆者も高齢となり裁判中に亡くなる方がつづき、その救済は人道的、社会的見地からも一刻の猶予も許されない状況となっています。

よって、人吉市議会は、国会及び政府に対し、原爆症認定制度を司法の判断を踏まえて、被爆者の実態に即した認定制度に更なる改善を図り、被爆者救済が適切に行われるよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成20年６月20日

熊本県人吉市議会

意見書提出先

衆議院議長　河野洋平様
参議院議長　江田五月様
内閣総理大臣　福田康夫様
総務大臣　増田寛也様
厚生労働大臣　舛添要一様

意見第８号

原爆症認定制度の抜本的改善を求める意見書（案）の提出について

地方自治法第99条の規定による意見書を、会議規則第14条第１項の規定により提出します。

平成20年６月20日

人吉市議会議長　大王英二様

提出者　人吉市議会議員

三倉美千子　豊永貞夫
井上光浩　仲村勝治
永山芳宏　簑毛正勝
森口勝之　西　信八郎
川野精一　立山勝徳
本村令斗　村上恵一
福屋法晴　田中　哲
山下幸一　下田代　勝
松岡隼人　松田　茂
笹山欣悟

以上であります。

○議長（大王英二君）　ただいまの説明に対し質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あ

り）

質疑もないようですので、質疑を終了します。

お諮りいたします。

意見第８号については、委員会付託を省略し採決することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（大王英二君）　御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略し採決をいたします。

意見第８号について原案のとおり決するに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（大王英二君）　御異議なしと認めます。

よって、意見第８号は原案のとおり可決いたしました。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

追加日程　意見第９号　森林・林業・木材産業施策の積極的な展開を求める意見書

○議長（大王英二君）　次に、意見第９号を議題とし、提出者の説明を求めます。（「９番」と呼ぶ者あり）

９番。

○９番（永山芳宏君）（登壇）　提案理由の説明は意見書案の朗読によってかえさせていただきます。

（意見書案　朗読）

―――――――――――――――――――――――――――――――

意見第９号

森林・林業・木材産業施策の積極的な展開を求める意見書（案）

近年、地球温暖化が深刻な環境問題となる中でグローバル化する森林の役割に対する要請が高まるなど、環境資源としての森林に対し強い期待が寄せられています。

一方、林業を取り巻く厳しい状況の中で、森林経営は脆弱化し、その担い手である山村は崩壊の危機に立っています。

このような中、森林整備を推進していくためには、森林所有者の森林経営意欲を創出するための施策の推進はもとより、民間による整備が困難な水源林等公益森林の整備に対する公的機関の役割の強化、更には、過疎化・高齢化が進む中で、森林・林業の担い手である山村の再生に向けた積極的な取組が極めて重要となっています。

このような時期に、国有林野事業は、いわゆる「行政改革推進法（平成18年６月）」に基づき、業務・組織の見直しが予定されており、また、旧（独）緑資源機構は「独立行政法人整理合理化計画（19年12月）」に基づき19年度末で解散し、水源林造成事業等は（独）森林総合研究所に継承させる措置が講ぜられたところであります。

今後の林政の展開に当たっては、森林吸収源対策の推進はもとより、特に、国有林野事業等において、安全で安心できる国民の暮らしを守るために、重要な役割を果たす水源林等公益森林の整備、更には、地域林業・木材産業の振興を通じた山村の活性化に十分に寄与出来ますよう、下記事項の実現を強く要請します。

記

1　森林吸収源対策を着実に推進するため環境税等税制上の措置を含め安定的な財源を確保するとともに、林業・木材産業の振興施策の推進と森林所有者の負担軽減措置による森林経営意欲の創出

2　緑の雇用対策等森林・林業の担い手対策の拡充、施業の集約化、路網の整備・機械化の推進等による効率的・安定的な木材の供給体制の確保、更には木材のバイオマス利用の促進等により間伐材を含む地域材の需要拡大対策の推進による地域林業・木材産業の振興

3　計画的に水源林造成事業を含めた公的森林整備を推進するための組織体制の確保及び施業放棄地等民間による森林整備が困難な地域における国の関与の下での森林整備制度の創設

4　国有林野事業については、国民共有の財産である国有林を適正に管理するとともに、公益的機能の一層の発揮を図るため国による管理運営体制の堅持及びその管理運営を通じて地域における森林・林業担い手の育成と地域活性化への寄与

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成20年６月20日

熊本県人吉市議会

意見書提出先

衆議院議長　　河　野　洋　平　様
参議院議長　　江　田　五　月　様
内閣総理大臣　　福　田　康　夫　様
外　務　大　臣　　高　村　正　彦　様
農林水産大臣　　若　林　正　俊　様
経済産業大臣　　甘　利　　明　様
環　境　大　臣　　鴨　下　一　郎　様

意見第９号

森林・林業・木材産業施策の積極的な展開を求める意見書（案）の提出について

地方自治法第99条の規定による意見書を、会議規則第14条第１項の規定により提出いたします。

平成20年６月20日

人吉市議会議長　大　王　英　二　様

提出者　人吉市議会議員

森　口　勝　之	井　上　光　浩
仲　村　勝　治	簔　毛　正　勝
福　屋　法　晴	三　倉　美千子
豊　永　貞　夫	松　岡　隼　人
下田代　　勝	川　野　精　一
西　　信八郎	村　上　恵　一
本　村　令　斗	笹　山　欣　悟
田　中　　哲	山　下　幸　一
立　山　勝　徳	松　田　　茂
永　山　芳　宏	

―――――――――――――――――――――――――――――――

以上でございます。

○議長（大王英二君）　ただいまの説明に対し質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑もないようですので、質疑を終了します。

お諮りいたします。

意見第９号については、委員会付託を省略し採決することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（大王英二君）　御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略し採決いたします。

意見第９号について原案のとおり決するに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（大王英二君）　御異議なしと認めます。

よって、意見第９号は原案のとおり可決いたしました。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

○議長（大王英二君）　以上で本日の議事は全部終了いたしました。

これをもって平成20年第２回人吉市議会定例会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

午前11時36分　閉会

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

人吉市議会議長　　大　王　英　二

人吉市議会議員　　本　村　令　斗

人吉市議会議員　　立　山　勝　徳

地方自治法第123条第２項の規定によりここに署名する。

人吉市議会議長

人吉市議会議員

人吉市議会議員